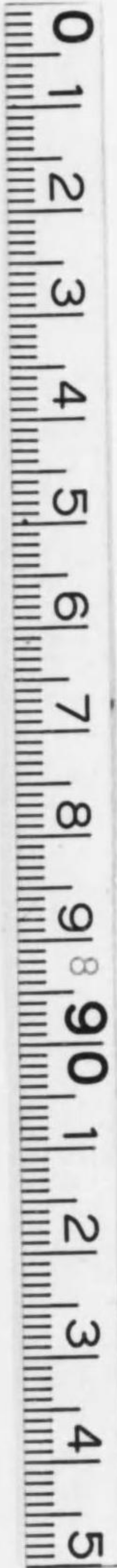


913.45-Sa28



1200500757411

913.45
A28
⊗



始



32 4.11

913.4
SA28

評釋叢書
第一



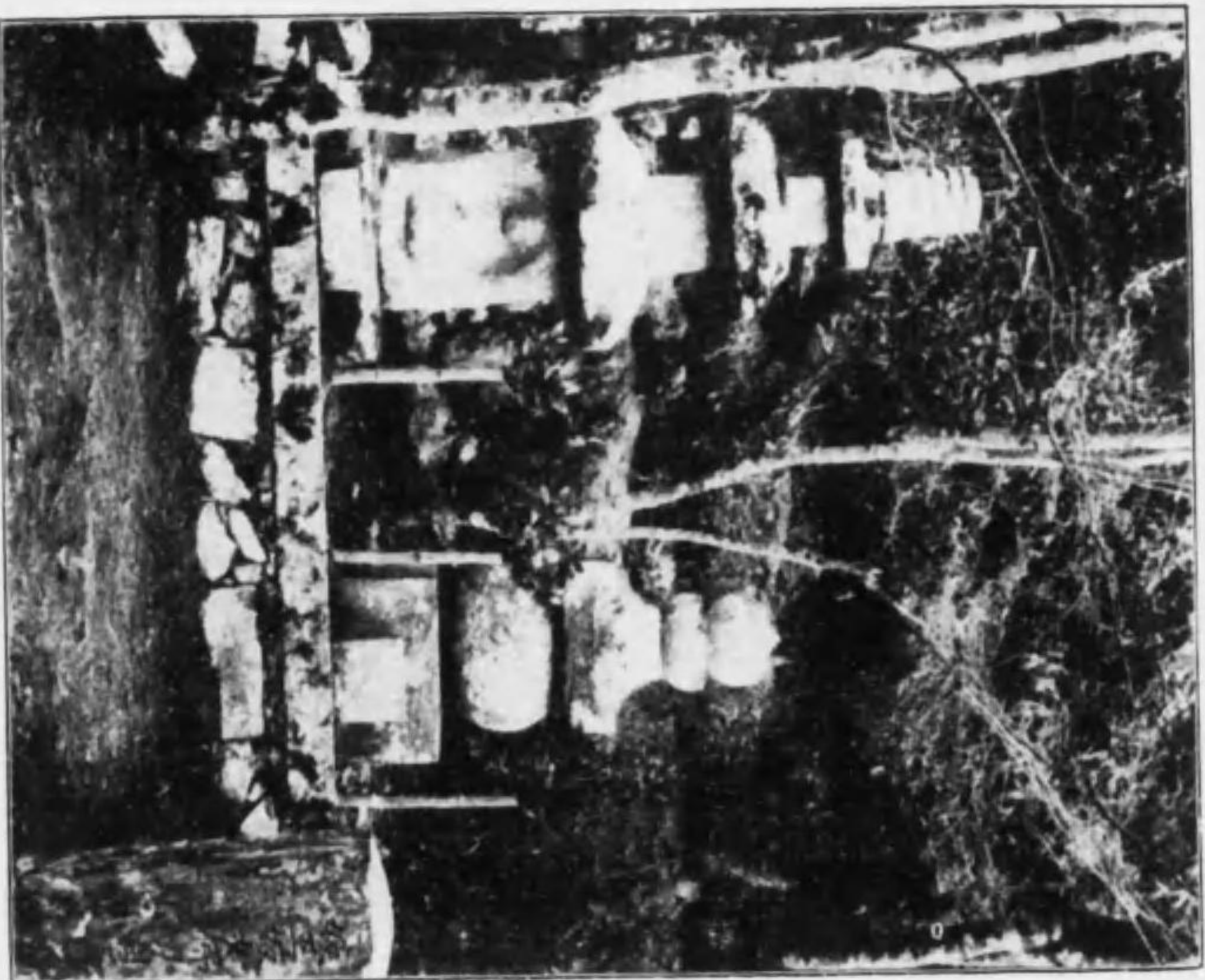
口譯
對照
平家物語評釋

文學士
阪口玄章著

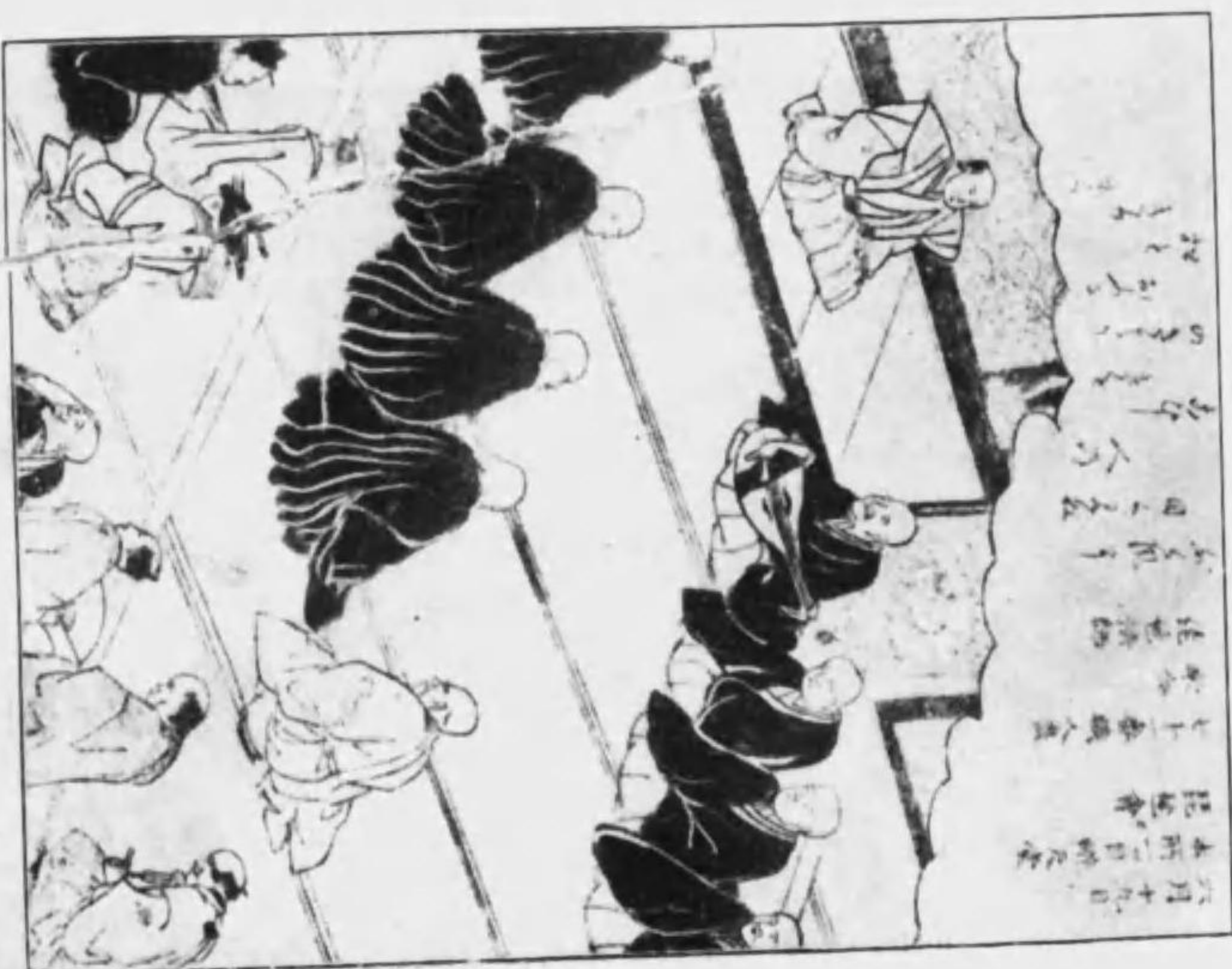
東京中央興館藏版



洛西四蟻王祇王祇女之墓



江本所辨天社春秋平會



607

卷頭言

古典に解釋批評を付し、國文學に親しむものの伴侶として、世に出てたる書籍は少からず存する。それらはいづれも各々特徴を有してゐて、存在の價値なしとは云ひ難い。今またわれらがこの叢書を企圖する所以のものは、われらも國文學の註解評釋に對して一個の信念を持つてゐるからで、決していたづらに屋上屋を架し、無益に紙數を費さうとするのではない。

従來口語譯のないものに對して、長篇の作品といへども、忠實なる口語譯を試みた事、これ特色の一である。本文研究に於て、従來用ゐられなかつた新發見の良書を參考して、世の誤を訂した事、これ特色の二である。註解は簡便にして分り易く、煩鎖なる引用文等は舊來の註釋書に譲つて、圖解等により一目瞭然たらしめた事、これ特色の三である。但し、われらの研究の結果に得たる新しい學説は項を改めてこれを詳しく説き、舊説の誤解を訂した、これ特色の四である。われは若き時代に生れて、和歌に小説に自

ら創作の苦心を味つた事のあるものである。この體驗によつて、われ／＼は新しい觀照批評を古典に與へ、頭腦の古きものに對して頂門の一針たらしめた。これ特色の五である。

これらに加ふるに、解説に挿繪に、或は組版の形式に印刷に、われらの力て出來得る限りの親切を盡すつもりである。この目的をもつて、われ／＼はその専攻の科目専門の書を選んで、學的良好の命ずるまゝに、著作に従事した。單なる参考書たるにとゞまらず、學書としても、これに相當の價值を持たしめる考である。

汗牛充棟も嘗ならざる類書の中にあつて、これらの長所ありと信ずるが故に、われらはこの叢書を刊行する。古典は不朽の價值あるが故に永久に若い。若きものに若き文學を語らしめ、味はしめよ。一言記して開板の辭とする。

國文評釋叢書

昭和六年嘉月吉辰

同人識

緒言

一、本文は萬治版の眞片假名本を原據とした有朋堂文庫本を用ひました。假名遣・充字・送假名等に不備の點もありますが、講評を主とした關係上ほとんど私意を加へませぬでした。但し意味に相違を來す所は他の異本によつて訂正した所もかなりあります。例へば藏人仕五位家を盛衰記によつて、仕藏人五位之家と訂正し、蓬戸を蓬壺と改めた如きであります。

二、從來版行された諸註釋書にあつて見て、その過誤は大抵正して置いたつもりですが、なほ不明の個所もあり、氣づかない誤もある事でせうから、御氣付の方の御教示を受けたいと思ひます。

三、同じ語釋は頁數の増加をおそれ繰返しませぬでした。その代り卷末に索引をつけて置きましたからそれで調べていたゞきたいと思ひます。

四、通釋、即ち口語譯は上代文・上古文程に文の脈絡が面倒でもあるまいと考へ、場所によつては大體の意味に止めました。逐一文法的に直譯したのではありませぬ、けれども初めて讀む人の爲に便宜であり、且つ通釋だけ讀んでも口譯平家物語として、その内容・結構は充分窺ひ得ると思ひます。

五、註釋書はその程度を定めるのが一番厄介なのです。私は大體中學上級生・専門學校及び高等學校の學生諸君の參考となり、更に文檢受験者諸氏にも役立つものを作りたくと考へて筆を執りました。

六、従來出てゐる諸註釋書を見ると、繁簡宜しきを得たものが少なく、時には過誤もあるやうです。従つてたゞ一種の註釋書のみを玉條として居ると、思はざる間違に陥ることを痛感しました。それで出来るだけ異説は掲げて置きましたが、一々註釋書名を挙げる煩を省きました。中には今泉氏の「講義」、内海氏の「評釋」、石田氏の「新釋」、山田氏の「校定」といふ具合に略書したところもあります。其の他重要な所だけは書名を挙げて置きました。

七、巻頭の「劔の巻」は平家物語から分れて別種に發展していつたものですから、此の書には載せませぬでした。

八、本文の理解を容易ならしめる爲に、出来るだけ多く地圖・挿繪を入れて置きました。

解 題

戦記物又は軍記物と呼ばれる文學の一團は、専ら中世文學の一部門を占めてゐる保元物語・平治物語以下數種の戦争文學に名づくべき名稱の如く考へられてゐる。けれども戦争説話・英雄傳説等に伴ふ叙事詩的・英雄讚仰の精神は遠く上代文學の中にも散見し、下つて今昔物語等の説話文學や合戦繪卷等にも見られるのである。それら戦争譚の記述を以て一篇を形成するに至つたのは、平安朝末期の將門記や、純友追討記等に於て見られるのである。然し是等は何れも極めて簡素な漢文であるし、後三年記の如き和文にしても、その文學的價值からいへば極めて低いものである。又平家より後の承久記（之には數種類あるが）の如きは文章上見るべき點もあるけれど、寧ろ文學作品としてよりも、南北朝の櫻雲記や足利期の應仁記・嘉吉記等と同じく歴史物として取扱はれてゐる様である。降つて徳川期に出た幾多の軍談物、又は大閤記の如き英雄譚は、これ亦兒童の讀物としては興味あるにしても、その文學的芳香は至つて薄い。その間わづかに太平記及び曾我物語・義經記等が存在して、これに保元・平治・平家を加へたものが軍記文學として尤なるものとされてゐるのである。

就中曾我物語・義經記を除いて他は何れも集團的な大戦争を繪舞臺として、そこに幾多の英雄豪傑・貴公子・女房があらはれ、且つ幾多の悲喜劇が演ぜられるのである。其の點から見ると曾我や義經記は一人若くば二人の主人公を中心とし、舞臺も戦争といふよりは仇討又は傳記といった形に變化してゐるので、軍記物の傍系に屬すると見るべきである。けれどもその何れにも武士的精神が發揮せられて、剛勇・忠節・武士の情・女性の操等に關する物語が一齣毎に描き出されてゐる點に於て、平安朝の假作物語と異つた道義・思想・生活を含み、總括的に、叙事詩的精神によつて貫かれてゐると考へて宜いと思ふ。

兎も角斯うした戦記文學が王朝文學の流の中へ新らしい武士生活の諸相を取り入れ、文章も亦和漢混淆の強い文體を生み、武士道精神を記述し、意志と情味との調和、葛藤の諸相を示し、そして後世の謡曲・戯曲等の文學に、或は武士道の見地に影響を與へた點の大なる事を認めねばなるまい。

今こゝに講評しようとする平家物語は、然らば戦記文學中如何なる地位にあるか、そして平家物語の素材及び内容は如何なるものかを一言して見たい。

「保元平治物語は簡素遒勁にして質實、筋立に秩序あり、叙説に緊張ありて良作たるを失はざれども、餘りに小規模にして、奇もなく妙もなく、艶もなく單純平板にして飽足らず、太平記は事件の複雑にして内容の豊富なることに於ては遙に其の物を凌駕したけれども、描寫のさま散漫にして前後の脈絡貫通せず、叙事の中心は屢々動搖して渾然たる統一なく、其の興味と價值とは甚だ深大なるに至らず。然るに平家物語は絶倫の詩的事變を題材とせる上に、結構妙を得、其の筋を以て説話の筋に統一あり、局面の展開に波瀾あり曲折あり抑揚ありて、雄大に兼ねるに艶美、沈痛なると同時に純備、壯絶にして而も哀絶、一讀恍として人を酔はしむる妙趣あり」とは高木氏の評であるが、以て平家物語の特色を知るに足りやう。

二

平家物語は櫻花の如くさつと一時に咲き匂ふや否や、一陣の夜風にはつと散つていつた果ない平家の運命悲劇を演じたものである。平家一門の運命が既に立派な哀詩であつた。而もこの事實に對しては、時として假構を交へて必ずしも事實に囚はれず、さればとて全く史實を無視した小説でもなく、史實と空想とをば作者の人生觀藝術眼を以て融合せしめて、些の破綻を示さなかつたのがこの平家物語である。而もその描く所、或は義に強い主従關係を述べるかと思れば、情に脆い男女の情景を寫し、弓箭の剛者あれば風流の公子ありて、其の間に公卿生活の情趣と武人氣質の意力を表し、神佛の冥顯と

儒教的倫理と、妖怪・祈禱・粗野・優美、あらゆる素材を短篇説話として、その脈絡聯絡に矛盾を感じしめざりしものは平家物語である。平家物語は全體として有機的な綜合統一を保つてゐるとはいへ、その一齣々々は寧ろ斷片的説話を興味的に寄せ集め、且つその一齣々々で見も角一つの纏まりのあるものを羅列したと見られるのである。之は今昔物語等の如き説話文學の影響を承けたと同時に、平家が語り物として一齣づつ語るに便ならしめようとする意圖からであつたと考へられる。従つて斯うした斷片的説話なるが故に、時としては幾つかを加へて長く、省いて短くもなし得るわけで、三卷本乃至六卷本の原作から或は十二卷本の流布本、二十卷本の長門本（これは別種と見る説もあるが）、四十八卷本の盛衰記へと發展すること可能であり、或は一齣節の位置を置き換へて灌頂卷の様に後へ持つて來ることも出来るわけである。

しかも斯うした斷片的説話の羅列の間にも、なほ作者の人生觀から來る句と、全體の筋の上からの聯絡とによつて不統一を示さなかつたのである。いふ所の人生觀は諸行無常の鐘の聲に聞き得るはかない人の世の無常相であり、筋は平家一門の没落といふ一途である。

「平家物語を三段に分つてそれ／＼主人公（清盛、義仲、義經）をたてる山田氏の區分と、平家の盛衰によると見る内海氏の二段の區分とは、それ／＼理由のないでもないが、私は全篇を通じて平家の没落を叙する點に作者の重心があり、それが無常觀と經緯照應して全體の氣分を生かしてゐるものだと考へる。従つて平家の盛衰を叙する前七卷は、後の五卷を説いて以て無常の哀感を聽衆の前に浮び出させる爲に存するものと見たい（本文評参照）。これが盛衰記へ來ては源平兩氏の興落の相、この無常相に對して限りない同情と感慨を寄せつゝ、一齣づつを語り終つてゆく點にあると考へて宜い。そしてこの感慨は時として榮えし昔への追憶の涙となり、又時としては未來への夢を追ふ心として描かれてゐるのである。

榮えし昔を追憶する心持は、いふ迄もなく平家にとつては清盛の全盛期を慕ふ心持ではあるが、同時に廣く舊貴族文心を懐ける心持でもあつた。あれ程に悪まれてゐる清盛が、なほ且つ慈惠僧正の化身と見られるのは、あながち文藝法法の擁護者であつたからといふ點のみではあるまい。又あれ程に蔑視されてゐる宗盛に對してまで「如何に猛き大將軍もあつた。なつて後は、心變るならひなれば、この大臣殿もさこそおはすにや」と人をして同情させてゐるのは何のためか。否々平家の盛時を偲んで流す涙以上に舊文化に對する愛執の深きを認めねばならぬ。一例を擧ぐれば、伊勢平氏、高平太に對する侮蔑は、新興の武士を輕視した事である。義仲が關白たらんとするや大夫坊覺明は「それは家柄が違ふ」と諫止した。義經が五位尉となつた事を以て「當家の重職」と誇り顔にいづつてゐる。この義仲・義經さへも亦平家の選り屑以下だと評されたのは、都慣れぬ人であつたためではないか。平家は明日をも知れぬ西海流浪の際にも、なほ昔を偲んで叙位除目の空行事を行ひ、經正が出陣に際して竹生島での彈奏といひ、忠度都落に際しての遺詠といひ、優美風流を愛する心、これ亦王朝貴族の愛する所のものではなかつたか。加之、待宵の侍従の話に見よ、高倉院の紅葉を焼く話に見よ、斯うした貴族的情趣に満ちた説話が至る所に挿入されてゐるのである。

併しながら斯うした貴族生活を懐ける心持に満ちた中にも、なほ時代の空氣を無視する事は出来ないで、源氏物語の桐壺に似た小督や、狭衣に似た大原御幸など、その文章に類似はあつても、その氣分に似寄りがあつても、やはり小督にまつはる清盛の妨害、大原御幸に流れる佛教味は終に源氏・狭衣には見られない點である。或は王朝の物語にでもありさうな葵の前のはかない運命を叙しても、なほ道義的な理論を附加せずには満足出来なかつたのである。或は男女の情事に見ても、千手や横笛の出家、小宰相の入水の如きには前代の女性に見られぬ強さがあるではないか。物の哀は感傷を飛び越えて悲壯でさへある。従つて哀感をそよる事件とても、王朝のそれよりも一層切實な人生の惱が潜んでゐる事を忘れてはならぬ。例へば光源

氏が須磨での詫しい生活と、平家の零落者が西海に流浪し或は都に隱遁してゐる心持とを比しても、その體驗せる惱には非常の隔りがあることはいふ迄もない。加之、平家物語の取扱へる事件は血腥い争鬭の歴史である。時代は新舊二つの生活の抗争時である。情にはむかふ意志の力、學問も人情も優美をも遠慮なく敲き壊して行く力の正義の時代である。此に於てか、功名心にあせる武夫、剛勇を誇る武者、命がけの結合から生れる主従の義、命を捨てゝ生きようとする宗教、さうした力強い闘動が平家物語全篇の中に生き、と見られるのである。少くとも後世武士道の理論的組織といひ、實踐的面目律の萌芽は保元・平治・平家等の軍記物に既に存在してゐるのである。かく觀じ來れば、平家物語は正にその時代の示す如く、新舊二つの生活・趣味・思想の衝突の上に仕組まれたものであるといへる。而も平家物語は之を理論とせず哲學とせずして、感情の上に生かして來た所に文學としての地位を高め、且つそれあるが爲にこの兩勢力の抗争、矛盾をも明確に分析せず融和させたのである。然らばその融和は奈邊から出づるか。これ即ち佛教的無常觀であるものに於て貫かれた情感なのである。

四

つまり舊文化に眼をむけた時の無常觀は一面過去を追ふ心の歎となり、更に未來の夢を追ふ來迎思想となつた。そして現實の世相に眼をむける時、宿命的因果律の人生解釋となり、風前の燈に似たる生命、安住を佛土に求める事となつた。一體王朝時代の佛教は現世享樂の方便としての造寺起塔か、現世利益の加持祈禱かであつた。平家にも此の種の祈は到る所に出てゐるのではあるが、それが更に轉じてくると、亡びし人への菩提の弔となり、あはれに散りゆきし榮華への追慕の涙が、只管に未來世の往生を願ふ夢心となつたのである。平家の人達の求める救済は何れも此の種の來迎信仰である。自己の力を打ちすて、自己の罪業をさへ逆縁として救を求めようとする他力的な願求である。この信仰が更に轉じて現世をそのまゝ樂土と見、自己を肯定する所までは哲學的にも宗教的にも進みはしなかつた。たゞ時世の動きは人をして痛切に無

常觀に走らせたに止まつた如くである。そして作者はこれを哀感として取扱つてゐるかに見える。然し更に深く考へるならば、この哀感をして只夢を追ふ心氣分、乃至過去を追ふ心の轉換とのみ解すべく餘りに死に直面した願求心であることを考へなければならぬのであるまいか。眞實ゆきつまつた心に、せめてもの安住地であつた浄土へ、彼等は直ちに飛んで行つたのである。けれども平家の人達は信後の肯定樂觀に還來する間を待たずに此の世を去つて行かねばならぬのであるし、作者は又一切空の悟境を概念化し理智化させなかつたのである。そこに平家物語の持つ來迎思想に存し、文學的哀感を漂はせ得たのである。

斯の如く平家物語は死への宗教であつて、今一步の所ではあるが、生への宗教にまでたどる時を與へられたかつたのである。たゞ自己の無力に映じた此の身此の世界は、榮枯盛衰ともに前生からの因果律によつて規定されてゐる宿縁である。従つて自分の現在の姿は過去の結果であり、未來の原因となる。故に平家物語には儒教的倫理も取入れられてゐるし、忠君思想も、日本は神國だといふ考も存するけれど、それらは畢竟佛教の中へ取入れられてしまふ程度のもので、決して對立的な資格を持つてゐるものとは思へない。

(以上の如き細部に亘つては、本文の評中に於て、各個所に言を費してあるから一切こゝには省略するとして)
兎も角斯うした新舊二つの思想・趣味・信仰が、混然として或は強く或は弱く奏でられてゐる所に、平家物語の合戦實記と異る妙味があるのである。

五

従つてその調子の強弱・高低は素材の持つ氣分によつて生ずると共に、文章用語も亦それに應じて或時は王朝風の優雅なものと、或は武士風の簡勁ともなり、時には艶麗、時には朴素、雅言となり、訛語となり、漢語となり、外典・内典の引用となれば、願文陳狀の漢文體となり、忽にして朗詠、忽にして和歌・今樣落首或は七語對偶の美文ともなれば、説法もどきの法語ともなるなど、變化極まりなき新文體が出来上がったわけである。

若しこれを細かく見れば、合戦に際して裝束を詳述することの千變一律に過ぎ、或は悲しい場合に「衣の袖を濡らしけり」とか「引かづいてぞ伏し給ふ」といふおどりの文句で概念化されてゐる嫌もあり、太平記程ではなくとも、故事古語の引用も流用し過ぎて却つて缺陷を露出したり、情中心の行き方が佛教や道義の爲めに理詰め勝ちになつた嫌などの所もなきはないが、全體から見ると新文體としては成功した上乘のものと言ひ得るであらう。

而して合戦の場合には描寫に技巧を加へないで、素直に實狀を目睹せしめ、加ふるに武士に對しては俗語・訛語を其の儘に用ひて當時の實際を偲ぶよすがとし、「ござんなれ」「ねつたい」「しやつ」「射させる」など如何にも巧に用ひてある。或は足利又太郎が宇治川を渡る時の指圖に「弱き馬をば下手に立てよ、強き馬をば上手になせ、馬の足の及ばう程は手綱をくれて歩ませよ、はづまばかいくつて泳がせよ、下郎者をば弓の弭に取附かせよ、手に手を取組み肩を並べて渡すべし」(橋合戦)とあるなど、如何にも實際見て居る様ではないか。これを太平記の「戈鋌劍戟を降らすこと雷光の如くなり、磐石岩を飛ばすこと春の雨に同じ云々」などいふ筆法と較べれば、そのいかに技巧の相違を認め得るか、後者は全く實感を伴ひはしない。けれどもこれが平家に於ける卷三城南離宮、卷七福原落、卷八太宰府落、卷九落足、卷十一先市御入水等の勢を叙する段になると「昨日は東關の麓に轡をならべて十萬餘騎、今日は西海の波の上に纜をといひて七千餘人雲海沈々として青旻既に暮れなむと云々」といふ様な所謂美文調になつてゐるのである。

或は物語風な風流情事となると文體自からに王朝文となり、嘗て島津久基氏が小督と源氏とを比較せられた情景の如きも浮び出て來るのである(軍記物語號参照)。或は等しく幼童の殺されるにしても、保元物語の乙若・龜若等の四人が殺される場面と、平家の副將被斬の事や六代被斬等とを比較して見れば、如何に乙若には男々しい武士の氣魄があり、副將や六代はいか

にその哀れさに重心を置いてゐるかに氣づくであらう。乙若やその母はやはり武士の子であり武士の妻である。然るに副將や六代及びその父母は武人といつても公卿の延長として描かれてゐる。兎も角斯うした筆の運びや文章を取上げて見るとそこに作者の心持が見られると思ふ。

とりわけ文章上注意すべき點は、前述の如く哀詩を綴つた毎齣の終に來る七五調の所謂平調子についてである。平調子は文體は作者の心の動きと共に自然に表はれ出た形ではあらうけれど、又恐らく語り物として、語り手による點もあつたのではないかと考へられるのである(評参照)。少くとも語り手が事件を中心として聴衆の哀感を誘ふた時、その口調をよく磨き上げて一層感慨を深からしめる送曲の役をなしたのではないかと考へられる。是等は先づ御入水事などに於てよく肯かれる。してみれば、平家物語の文章は又その語り物の上からも一層考へるべきではないかと思ふ。

六

平家物語の作者については、徒然草(行長)、臥雲日件録(爲長二十四卷本を作る)、醍醐雜抄(實經十二卷本を作る)、八代御元歷代圖、陰陽太平記等の諸書によつて憲耀法師、葉室時長、願教法師、菅原爲長、光行、吉田資經等の諸説があるが、今日では大體徒然草にある行長説が認められてゐるやうである。斯うした數多い作者の推定されることは、少くとも平家物語がそれほど人の注意を引いたものであると同時に、異本の多かつた爲めである。平家物語考によれば三十種十七類の多きに及ぶ異本があるわけであるが、是等の異本は大體から見れば灌頂卷を別立するものと、別に立てないものとの二つに別れ、前者は一方流(明石檢校覺一を祖とす)、後者は八坂流(八坂檢校城玄を祖とす)の語り本に屬する所から見れば、全く平曲といふ音曲上の流派によつて異本が出たものと見なされるに至つた。

頂卷といふのは平曲傳授上の名目として名づけられたもので(山田氏説)、之は密教でいふ傳法灌頂から出たものである。當時は和歌などでも秘傳を傳授する際やはり灌頂の語を用ひた事(橋本達吉氏説)によつても知られる如く、平曲の極傳の部分を灌頂卷と唱へたのである。平曲はいふ迄もなく佛教音樂や郡曲の影響を受けて發展し、琵琶法師の手によつて語られたもので、その語り物として讀物・都選・間のもの・小秘事・大秘事・灌頂卷等の秘曲があつたのである。(讀物とは木曾願書・勸進帳の如き物をいひ、小秘事は祇園精舎、延喜聖代、善光寺炎上をいひ、大秘事は劍の巻と鏡の巻と宗論(流布本にはなし、覺一本にあり)とである。間の物は八坂本、波多野流に特別にあるらしい。殊に灌頂卷が別立するに至つたのは(覺一本では卷十一中に混在す)平曲の性質上文章の與へる感情と氣分を尊重する點から、寂光院の淋しい有様から來る感情を表はす技巧上の困難さによる(日本の音樂)外、全ての秘事に通ずる内容の尊重にも起因するものであらう。而してその内容上尊重されたといふのは佛敎的な記述の多い點が主要部である。

斯うした平曲が鎌倉時代の初頭に於て生佛といふ琵琶法師によつて創唱され、平語の旋律と律動と音色との與へる感情と氣分以外に文章が與へる感情と氣分を尊重し、てこゝに平語といふものが傳はつて來たのであるが、今日では既に平曲は亡んで、たゞその殘された文章を讀むだけに止まるのは残念である。(尤も前田流の一派が僅かに残つてゐるけれど、昔日の面影は憶ふべくもない)

その著作年代については、原本は建久から建保年間迄の間に作られたものと推定する山田氏の研究が一般に認められてゐる様で、これは卷五の物怪事の青侍の夢と、卷十二六代被斬の事の文覺の挿話によつて推定されたのであるが、これから漸次發展して來た流布本に就ては、鎌倉時代から室町時代迄の間に或は語物の流派によつて、或は寫本の際の取捨誤寫等によつて、或は語り手聞き手の意圖によつて漸時卷數を増して來たものといふ以上に、著作年代も作者をも確定することは今の所不可能である。

けれども大體から見て原作者の意圖を裏切らずに増加されたもので、且つ鎌倉初頭の作と見て大誤はなからうと思ふ。

(一) 青侍の夢の中に「この日頃平家の預り奉る節刀をば召返して伊豆國の流人前右兵衛佐頼朝に賜するなりと(八幡)仰せければ、その側に猶御宿老のましましけるが(春日)、その後はわが子孫にも賜ひ候へとぞ仰せける云々」といふ記事があるから、藤原頼經が將軍になつて以後に平家が出來たものだとする菅茶山の説。(春日は藤原氏の氏神である)

(二) 文覺の話といふのは「——この後承久に御謀叛(御鳥羽院が)起させ給ひて國こそ多けれ遣々と隠岐の國まで遷されさせまします云々」とあるから承久亂以後に作られたものだとする説。

これに對して山田氏は文覺の事及び春日明神の事は記載してない本のあるを指摘し、嚴島明神と八幡宮の事だけをどの本にも共通する點から見ても、平家の氏神たる嚴島の明神から源氏の氏神たる八幡が節刀を受けるといふ夢の告げを記してあるのをいふ。平家物語は、源氏が平家に代つて將軍たるべき事のみを豫言せるもの、従つて實傳の終去までの間に原作は出來たのだと論じて居られる。

七

なほ、平曲に就て一言すれば、これ亦諸書によつて區々の言ひ傳へがあつてはつきりしたことは言へないのであるが、極めて大體からいつて、信濃前司行長が平家物語を作つて生佛に節をつけさせたといふ徒然草の説をとると、生佛が國生れであるといふのは誤で、性佛(生佛と性佛と別人だといふ説もある)は綾小路資時であつて(攝政家道の子で四條帝の頃の人といふ説もある)、資時は音楽に堪能な人だつたと山田氏は考證して居られる。兎も角この性佛以後南北朝の末になつて城一といふ一大名人が出で、その門下に明石檢校覺一と八坂城玄といふ二大家が出た。(一説では城玄を覺一の弟子といふ)。之が都方と八坂方の二派である。それ以後平曲は再び渾沌としてしまつたが、足利の末期になつて波多野孝一と前田九一といふ二人が現れ、波多野流は主として京都に、前田流は江戸に行はれて、明治に及んだといふことだけは云へるのである。而も後の波

多野流と前田流が八坂都方の二流とどんだ關係にあつたかも知れなく、二流ともに一方流の分派で、八坂流は永享の頃に亡んだとする説と、波多野流は八坂流の變形だとする説と、何れも確たる證據はないのである。或は又平曲は最初から琵琶に合せて語つたものか否かも今日の處はつきりしたことは言へないのであるが、發信博士の意見では「當時の状態は平曲の樂器として琵琶を採用するに頗る適して」居り、兩者は非常によく調和したものださうである。

平曲の節については、梅澤氏は平曲は聲明(佛教音樂)から出たものといひ、平曲家の間にもしかく信奉せられて來たやうである。要するに斯うした平曲上の研究は今日迄の諸記録をそのまゝ信するわけにもゆかず、さればとて眞實の平曲は今日全く亡び去つたのであるから甚だ心細い次第である。若し今後稀觀の記録でも發見せられざる限り、吾等はやはり從來の諸記録によつて推測して行くより他に方法がないのである。たゞ最後に斯うした平曲が徳川時代の終まで、どんなにして命脈を保つて來たか(一時は宮中にまで聞し召された平家が)、平曲家の年中行事の一斑を窺つて思を遠く昔の盲法師の上に走せて筆を擱かう。嬉遊笑覽を見ると「二月十六日石塔(積塔か)とて都鄙の檢校勾當末々の座頭迄出仕、綱引とて職祝儀の平家を語り始め、其の後頭人、延喜聖代を語る。六派より五句の平家を勤め、同十七日未明東河原に出仕、諸道石塔を積み、是は天夜尊(盲人の祭る神。光孝帝の御弟といふ)の御弔と號す。三月二十四日に御經流しとて法華經を書寫し兩職事、檢使にて加茂川へ流す事、之は安徳天皇の御弔と號す。趣意は平家を語るを以て當座の家業とすれば也、六月十九日涼の塔出仕、石塔(積塔)と同じ。」とある。なほその他、社寺の頓寫會に際して平曲は語られ、以てその命脈を保つて來たものゝやうである。

八

平家物語の研究書・註釋書等に就て知りたい方は、國語と國文學の臨時増刊「軍記物語號」の中に、詳しく諸家の解題なり研究なりが出てゐるから、之によつて讀むべきものを選ばば宜いと思ふ。只、坊間に求め易い二三の註釋書を記して讀者の

参考に資したいと思ふ。先づ異本として刊行されて居るものには、

校定平家物語——山田孝雄・高木武兩氏校——（流布本と内容は大きな差はないが、文の異同はかなりある。上に灌頂卷を別立せざることは八坂本と同じである。）

平家物語——國書刊行會——長門本。二十卷本で、普通の平家物語より餘程違つてゐるために、別系統のものともいはれてゐる。原本は長門の赤間宮に藏せられてゐる。

平家物語——國民文庫刊行會——八坂本。城方流（八坂流）の古寫本によつて上梓したもので、流布本と比して特にふのは女院御出家が卷十一にあり、十二卷には義經追討に關して吉野軍とか、法性寺合戦などの數語が入つてゐる。

其他、章段・文章・讀み方の異同もかなりある。尙本書は附録として卷末に宗論・寶劍・神鏡の三大秘寶を載せてある。これは嵯峨本から寫したものである。

平家物語——古典全集——（嵯峨本。一名下村時房本と稱するもので、嵯峨本の別本である。）

新釋平家物語——高木武氏著——覺一本によつて、これに現代譯を附したものである。但し全部ではない。

評平家物語——梅澤和軒氏著——正節本。萩野檢校の正節本を底本として、秦野流語本その他を照したものである。

等がある。其他流布本の源平盛衰記及び史籍集覽の參考源平盛衰記をも見られたい。特に參考本は種々の異本について異同をも掲げてゐるので便利である。

註釋書としては前出山田氏・高木氏・梅澤氏の頭註の外に、手に入り易いものでは左の二三がある。

平家物語講義——今泉定介氏著

平家物語通釋——赤堀又次郎氏著

平家物語評釋——内海弘藏氏著

平家物語全釋——石川佐久太郎氏著

平家物語考證

平家物語抄——國學院發行「國文註釋全書」の内

平義器談

抄譯では石田吉貞氏の「平家物語新釋」がある。これらは何れも求め得易いものである。尙其他山田孝雄氏の「平家物語語法の研究」前後三冊も一讀すると宜い。藤村博士の「平家物語」の頭註は出典及び事件の歴史的關係を知るために好著である。近頃出た御橋氏の「平家物語略解」は佛教方面の言葉を詳解せる點に特色がある。又内海氏の「平家物語評釋」は文章批評だけは見るべきであらう。

なほ平曲について知りたいと思ふ人のために二三の書名を左に挙げる。

平家音楽史——館山漸之進氏著（随分獨斷的な所が多い）

日本の音楽——兼常清佐氏著（心理學論集の二、音楽の音律方面の研究として面白い）

評釋平家物語の解題——梅澤和軒氏著（鷲尾順敬氏等の聲明論を引用して聲明の説明がある）

是等によつて更に引用の諸書を吟味検討して行くがよいと思ふ。

其他、戦記物並に平家物語に關する研究としては、高木武氏の「戦記物語の研究」（日本文學講座）、或は津田左右吉氏の「文學に現はれたる我が國民思想の研究」などがある。雜誌所載の索引は「國語國文の研究」第三十七號に出ている。源平時代を中心とした歴史的研究で、平家物語に關係のあるものゝ二三を左に掲げる。

以仁王と源頼政——三浦周行氏著「歴史と人物」
源義仲

以仁王の擧兵と八條女院領—中村直勝氏著「鎌倉時代の研究」
 梶原景時について—大森金五郎氏著「日本中世史論考」
 清盛の榮達及び其の事業—大森金五郎氏著「武家時代の研究第二卷」
 祇園女御—和田英松氏著「國史國文の研究」
 武士道の研究書として初學の士に適するものは、
 武士道叢書三卷—井上哲次郎、有馬祐政二氏共編、主として徳川時代の學者の諸説を蒐めたもの。
 武士道叢論—秋山梧菴氏編、明治時代諸家の意見をあつめたもの。
 武士道家訓—有馬祐政、秋山梧菴二氏共編、貞永式目以下諸侯の家訓。
 武士道發達史—足立栗園氏著。
 日本武士道—重野安釋、日下寛二氏共著。
 平家物語や盛衰記を読む場合は、愚管抄（國史大系・史籍集覽所載）、吾妻鏡、百鍊抄（國史大系）、玉葉などを参考にすれば、
 歴史的事實との關係がよくわかる。本書には百鍊抄の要點だけを抜いて附録としておいた。

口譯 平家物語評釋目次

卷一		卷二		卷三	
祇園精舍	四	座主流	九	蘇武	
殿上開討	四	一行阿闍梨	九	教文	
蠶	四	西光被斬	一〇	足摺	
禿童	七	小松教訓	一九	御産卷	
我身榮花	七	少將乞請	二七	公卿揃	
教王	二六	教訓	二四	大塔建立	
二代后	二九	烽火	二四	頼豪	
額打論	三〇	新大納言被流	二四	少將都還	
清水炎上	三〇	阿古屋松	二五	有王島下	
殿下乗合	三〇	新大納言死去	二六	醫	
鹿谷	三〇	徳大寺殿島詣	二六	醫師問答	
鶴川合戦	三七	山門滅亡	二九	無文沙汰	
願立	三七	善光寺炎上	二五	燈籠	
御輿振	三八	康頼祝詞	二六	金波	
内裏炎上	三八	卒都婆流	二六	法印問答	

大臣流罪……………五
行隆沙汰……………五二
法皇御還幸……………五六
城南離宮……………五七

卷四

嚴島御幸……………五七
還御……………五八
源氏捕……………五九
馳沙汰……………六〇

3 〇 〇

信連合戰……………六六
高倉宮園城寺入御……………六八
山門牒狀……………七〇
南都牒狀……………七二

〇

南都返牒……………七三
大衆捕……………七四
橋合戰……………七五
宮御最後……………七六

若宮御出家……………七五

三井寺炎上……………七五
都遷……………七六
新都……………七六
月見……………七六
物怪……………七六
大庭早馬……………七六
朝敵捕……………七六
咸陽宮……………七六
文覺荒行……………七六
勸進帳……………七六
文覺被流……………七六
伊豆院宣……………七六
富士川……………七六
五節沙汰……………七六

卷五

新院崩御……………七六
紅葉……………七六
葵前……………七六
小宮……………七六
入道逝去……………七六
經島……………七六
慈心坊……………七六
祇園女御……………七六
洲股合戰……………七六
喘瀾聲……………七六
橫田河原合戰……………七六
北國下向……………七六

卷六

新院崩御……………七六
紅葉……………七六
葵前……………七六
小宮……………七六
入道逝去……………七六
經島……………七六
慈心坊……………七六
祇園女御……………七六
洲股合戰……………七六
喘瀾聲……………七六
橫田河原合戰……………七六
北國下向……………七六

卷七

北國下向……………七六
竹三郎……………七六

燈合戰……………五〇
木曾願書……………五二
俱利伽羅落……………五二
篠原合戰……………五三
寶盛最後……………五三
玄昉……………五三
木曾山門牒狀……………五三
山門返牒……………五三
平家山門連署……………五三
主上都落……………五三
維盛都落……………五三
聖主臨幸……………五三
忠度都落……………五三
經正都落……………五三
青山沙汰……………五三
一門都落……………五三
福原落……………五三

卷八

山門御幸……………五三
那都羅……………五三
宗佐御幸……………五三
緒環……………五三
太宰府落……………五三
征夷將軍院宣……………五三
貓間……………五三
水島合戰……………五三
瀨尾最後……………五三
室山合戰……………五三
鼓判官……………五三
法住寺合戰……………五三

卷九

小朝拜……………五三
宇治川……………五三
河原合戰……………五三
木曾最後……………五三
樋口被斬……………五三

卷十

首渡……………五三
內裏女房……………五三
八島院宣……………五三

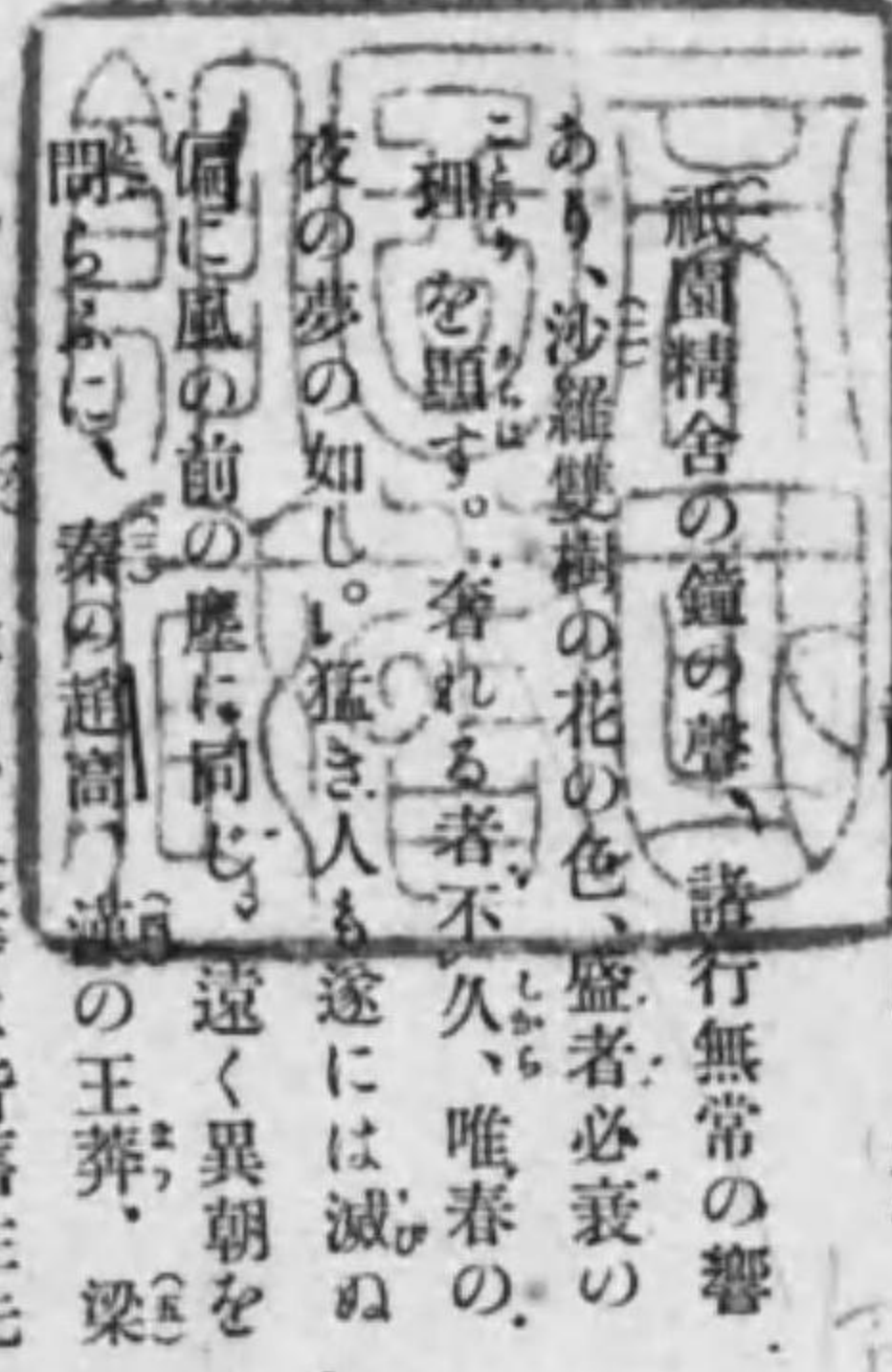
467

449

請文	七四	判官部落	八四
戒文	七五	吉田大納言沙	八五
海道下	七六	六代	八六
千手	七七	長谷六代	八七
横笛	七八	六代被斬	八八
高野卷	七九	灌頂卷	八九
維盛出家	八〇	女院御出	九〇
熊野參詣	八一	小原入御	九一
維盛入水	八二	小原御幸	九二
三日平氏	八三	六道	九三
藤戸	八四	御往生	九四
大嘗會沙汰	八五	附錄	九五
卷十一		百鍊抄拔要	九六
逆櫓	八六	略年表	九七
勝浦	八七	附位略表	九八
大阪越	八八	内裡略圖・宮城略圖	九九
嗣信最後	八九	平氏系圖・大鑑名所圖	一〇〇
那須與一	九〇	索引	一〇一
弓流	八四		
志濟合戦	八五		
壇浦合戦	八六		
遠矢	八七		
先帝御入水	八八		
能登殿最後	八九		
内侍所都入	九〇		
一門大路被渡	九一		
平大納言文沙汰	九二		
副將被斬	九三		
腰越	九四		
大臣殿尉	九五		
卷十二			
重衡被斬	九六		
大地震	九七		
讃岐沙汰	九八		
平大納言被流	九九		
後鳥羽被斬	一〇〇		

口譯平家物語評釋 卷第一

祇園精舎



祇園精舎の鐘の響、諸行無常の響あり、沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を顯す。奢れる者不久、唯春の夜の夢の如し。猛き人も遂には滅ぬ。宛も風の前の塵に同じ。遠く異朝を問ふも、秦の趙高、漢の王莽、梁の周伊、唐の祿山、是等は皆舊主先皇の政にも不從、樂を極め、諫をも不三思入、天下の亂ん事をも不悟して、民間の憂る所を不知しかば、不久して亡にし者共なり。近く本朝を窺ふに、承平の將門、天慶の純友、

圖解會

【通釋】

祇園精舎の鐘の響は「一切萬物變異なきはあらず、皆是れ無常なり」といふが如くに聞えるし、沙羅雙樹の花の色さへ「盛なるものは必ず衰ふ」といふ道理を示してゐる。人間も亦それと同じく、如何に奢を極め、人でも久しく保つことが出来ない、それは恰も短い春の夜の夢の様である。如何に勢の盛な者でも、やがては滅び去つてしまふ。宛も風の前の塵の様に誠にたわいのないものである。遠く外國宛てみると、秦の趙高とか、漢の王莽とか、梁の周伊（朱异）安祿山などといふ連中は、何れも舊主や先皇の政にも從はず、極め、人の諫も身にしめず、天下の亂れる事にも気がつかないで民の知らず、驕奢を恣にしたが爲めに、久しく地位も保たずに亡びて輩である。又、近く我が朝の事を考へてみても、承平年間に伯耆の將門や天慶年間の純友や、康和年間に鎮西で兵を擧げた

康和の義親、平治の信賴、是等は奢れる事も、猛き心も、皆執をなりしかど、間近くは、六波羅の入道前の太政大臣平朝臣清盛公と申し人の有様、傳へ承るこそ、心も詞も及ばれね。

治元年に京都で亂を起した藤原信朝など、これらは、各自それらの相違はあつたけれど、極く最近で、平六臣平清盛といつた人の様子こそは、噂に聞けば全く想にも云へない程に驕奢横暴であつた。だから、その權勢

【語釋】 (一) 祇園精舎云々——中印度舍衛國の祇園に建てられた寺中に無常堂といふのがある。その堂の

て、その一つ一つが涅槃經にある四句偈即ち諸行無常、是生滅法。寂滅、爲樂の各一句一つの音をたて

(二) 沙羅——梵語 沙羅 印度に産する喬木である。釋迦が入滅の時その座を蔽ふたサラ樹は、四隅に各雙本あり

東西の二雙が合して一本となり、南北の二雙が合して一本となり、病牀を覆ふたまゝ、みな枯れて白鶴のやうになつた

(三) 秦の遺高——秦始皇の臣、始皇の崩後二世皇帝を擁して國を亂した。(四) 王莽——成帝の后の父、漢を覆つた

(五) 周伊——朱弁の誤だといはれてゐる。武帝の臣、その國を滅ぼした。(六) 維衛——周の臣、周を滅ぼした

【評】 長門本には支那の例に夏の寒暄を加へてゐるが、別に重要なことでもない。以上平家物語冒頭の二節は實にこの物語全體

もみるべきである。全て對偶の筆法を用ひてゐるが、特に「祇園精舎の——風の前の塵に同じ」の辭句が、いかにも巧みな比

も平家物語全篇を貫いてゐる思想を標榜してゐる。方丈記の全體を貫く無常觀が「行く川の流は——して云々」の一節に存す

その冒頭に全篇の歸趣を明かに提示する筆致にも亦一種の妙味があらう。

其の先祖を尋ねれば、桓武天皇第

【通釋】 清盛の素性を考へてみると、桓武天皇の皇子一品式部卿長

五の皇子一品式部卿葛原親王九代の

原親王から九代目の子孫である。即ち讃岐の守正盛の孫であり、刑部卿長

後胤、讃岐守正盛が孫、刑部卿忠盛

盛の嫡子である。

の朝臣の嫡男なり。彼の親王の御子、

葛原親王——高見王——(一)高望——(二)國香——(三)貞盛——(四)維衛——(五)正成——

高視の王無官無位にして失給ひぬ。

(六)正衡——(七)正盛——(八)忠盛——(九)清盛。

其御子高望の王の時、始て平の姓を

高視王は無位無官でおかかれにられた。そして其の御子高望王の時始

賜て、上總介になり給ひしより以來、

て平の姓を賜はり、上總介になられてから忽ち皇族から人臣の列に連つたの

忽に王氏を出て人臣に連る。その子

である。高望の子良望(國香)から正盛迄六代の間は諸國の國守ではあつた

鎮守府將軍義茂、後には國香と改む。

が、未だ内昇殿を許されなかつた程に低い地位だつた。

國香より正盛にいたるまで六代は、諸國の受領たりしかども殿上の仙籍をば未許されず。

【評】 殿上の仙籍を許される——殿上人として清涼殿の殿上間に出仕する地位を與へられることな

【語釋】 (七) 八坂本・長門本等には「國香より貞盛、維衛、正教、正平、正盛」と六代の名をのせてある。(八) 受領——國司のこと。(九) 日給 簡 殿上の仙籍を許される——殿上人として清涼殿の殿上間に出仕する地位を與へられることな

【評】 さて冒頭の序につゞいて愈々清盛の素性から筆を起しはじめたのである。前節の美しい筆致に對して、こゝは極め

ある。そこにも亦軽い妙味がある。さて、初から、迄が平曲では小祕事の二つに敵へられる所である。

こゝで注意すべきは清盛の素性を記した所に「讃岐守正盛が孫、刑部卿忠盛朝臣の嫡男なり」とあつて、こゝでは、清盛が正盛の孫、

あり、忠盛の子であるといふ書方である。(附録系圖参照) 然るに殿上時討に家貞の、ことを書いて「平木工助貞光の孫、新三郎六次家貞

が子に左兵衛尉家貞といふものあり」と記してゐる。所が、抄によると、貞光の孫といふのは家房にかゝるのである。(附録系圖参照)

又「葛原親王九代の後胤」といふのは本文で見れば「清盛の先祖を尋ねれば、式部省長官葛原親王にして清盛はその九代目の孫、

といふことになる様だが、正しくは正盛のことで清盛ではない。これでは一寸もいから書き添へておく。

殿上闇討

然るに、忠盛未備前守たりし時、鳥羽院の御願、得長壽院を造進して、三十三間の御堂を建て、一千一體の御佛を被奉居。供養は天承元年三月十三日なり。勸買には關國を可賜由仰下されける。折節但馬の國のあきたりけるをぞ被下ける。上皇猶御威の餘に、内の昇殿をゆるさる。忠盛三十六にて始て昇殿す。雲の上人はを猜いさどほり、同年の十一月二十三日、五節豊明の節會の夜、忠盛を闇討にせんとぞ議せられける。忠盛此よしを傳聞きて、我右筆の身にあらす、武勇の家に生れて、今不慮の恥に

【通釋】けれども、忠盛がまだ備前守であつた時、鳥羽上皇の御願得長壽院の造營を擔當して、三十三間の御堂を建立し、そこへ一千一體の佛を安置し奉つた。その落成の法會が天承元年三月十三日に行はれたのである。忠盛にはその褒美として現在國守の缺けてゐる國守を賜はらうと思つた。で、丁度その折、但馬國の國守が缺員だつたので、忠盛は三十三歳で始めて殿上人となつたのである。所で在來の殿上人達は忠盛の昇進を猜み憤つて、その年の五節豊明の節會の夜、忠盛を闇討にしやうと相談せられた。忠盛はこの様子を聞き傳へて「自分は文官の出身ではない。代々武勇のすぐれた家に生れながら、今更思ひもよらぬ恥辱を受けることは、わが家門の爲め、同時に我身の爲めに遺憾千萬なことだ。結局命あつての御奉公であるんだから」と考へ、豫めその用意をして出かけた。即ち御所へ參内する前から大きな鞘巻を用意し、これを束帯の下にしまりなごさうに、然かもわざとらしく差し流して、燈火の薄暗い方に向つて靜かに此の刀を抜き放ち、鬢に引當てた所が、他目には氷のやうに皎々とした白刃の如く見えた。それが爲めに、殿上人達は驚きの眼をみはつて忠盛の様子を見つめてゐた。又忠盛の郎黨で、左兵衛尉家貞と云ふ者があつた。此人は元來平家の一門平の貞光の孫で、家房といふ人の子であつた。この家貞が薄青の狩衣の下に、萌黄威の腹巻を著、絛袋をつけた太刀を小脇にはさんで、殿上の間の小板敷の前にある庭に畏つて居た。すると貫主(藏人頭)以下の人々がこれを怪しんで、「空蒲柱から内、鈴の綱の邊に、布衣を著た下郎が居るのは、一體何者だ、許しもなくてこんな所に入るとは亂暴な者だ、早々に退出せよ」と六位の藏人をして傳へさせた。すると家貞が畏つて答へるには「私どもは且かゝる々相ついで仕へてゐる主君忠盛公が、今夜闇討にせ

あはん事、家のため身の爲可心憂。所詮、身を全して君に仕へ奉れと云本文有とて、かねて用意を致す。參内の始より、大なる鞘巻を用意し、束帯の下にしどけなげに差しはらし、火のはの關方に向て、やはら此刀を抜出して、鬢に引當られたりけるが、餘所よりは氷などの様にぞ見えける。諸人目をすましけり。又忠盛の郎等、本は一門たりし平木工助貞光が孫、新三郎大夫家房が子に、左兵衛尉家貞と云者あり、薄青の狩衣の下に萌黄威の腹巻を著、絛袋つけたる太刀脇挟で、殿上の小庭に畏てぞ候ける。貫首以下奇みを成て、うつぼ柱より内、鈴の綱の邊に、布衣の者の候は、何者ぞ狼籍なり。と

殿上闇討

も退出致すまい」と云つて又畏つてゐた。是れと思はれたのであらうか、其夜の闇討はけれども、忠盛が御前の御命令によつてかへて「伊勢瓶子は酢瓶なりけり」と天皇の御末孫とはいひながら、かりなつて伊勢の國に長

うく罷出よと、六位を以て言はせられたりければ、家貞畏て申けるは、相傳の主備前守殿の、今夜闇討にせられ可給由承て、其ならん様を見んとてかくて候也。えこそ出まじとて、又畏てぞ候ける。是等をよしなしとや被思けん其夜の闇討無りけり。忠盛又御前の召に被舞けるに、人々拍子を替て、伊勢瓶子は醜甕なりけりとぞはやされける。かけまくも忝く、此人々は柏原天皇の御末とは申ながら、申比は都の住居もうとうとしく、地下にのみ振舞なつて伊勢國に住國深かりしかば、其國の器に事寄せて、伊勢平氏とぞはやされける。其上忠盛の目の眇たりける故にこそ、加様には被拍けるなれ。忠

伊勢平氏とはやした。盛はどうすることも出来ず。紫宸殿の北廂で、特に人の見預けて置いて出た。家貞は待ち受けたので、忠盛はありの儘を話したいと思らば、その儘殿上まで斬上らうとする様になかつた」と答へた。五節には「白薄様云々」かり歌ふのであるが、嘗て太宰権帥季仲といふ人時の人は黒帥とあだなを呼んだ。この人がまだ藏人更によつて舞つた所が、人々は拍子をかへて「あななくろん」云々。また忠雅卿が父に死におくられて孤子だつたのを故家成卿がまだ播磨でゐたが、自分の女婢にして殊の外に優遇されたので、これも五節に舞ふとき人々が「播磨米は云々」とはやした。昔はこんな事も多かつたが人の心が和平なので何の騒ぎも起らなかつた。然し末代の今の事だから、忠盛の場合にはどんな事があるかも知れぬ氣がかりな事だ、と人々が言ひ合つた。案の如く五節の諸儀式もすむと、院中の公卿達が上皇に「一體大劔をさして公宴に列し、警固の兵を賜つて宮中を出入するのは、皆格式に定められた

盛何にすべき様もなくして、御遊も未だ終前に、御前を罷出らるゝとて、紫宸殿の御後にして、人々の見られる所にて、横たへさゝれたる腰の刀をば、主殿司に預け置てぞ出られける。家貞待うけ奉りて、さて如何候ひつるやらんと申ければ、角とも謂まほしうは思はれければ、正しう云つる程ならば、やがて殿上までも斬上らんずる者のつら魂にてある間、別の事なしとぞ答へられける。五節には、白薄様、しゆせんじの紙、巻あげの筆、巴かいたる筆の管なんと言ふ、様々加様に面白き事をのみこそ歌ひ舞るゝに、中比太宰権帥季仲卿と云人有けり。餘に色の黒かりければ、時の人黒帥とぞ申ける。此

禮を守るのであつて、何れも宣言によつて許される先例です。然るに忠盛は年來召使つてゐる家來だといつて布袴衣姿の身分のない武士を小庭に召し置いたり、或は刀を横たへさして節會の座に列席するといふ事は、未曾有の亂暴なことです。そんな悪事が二つも重なつてゐるのですから罪は全く脱れませぬ。故に早く殿上人の籍を除いて官職を解かるべきでありませう」と申上げたので、上皇は大層御驚きになり忠盛を召してお尋ねがあつた。忠盛はその申開きをして、「先づ郎従が小庭にゐたといふ事は私は全く存じませぬ。但し近日人々が闇討の企をなさるとか、それには譯もあるらしいので、年來の家來がこの事を聞いたらしく、その恥を助けやう爲に私には知らせないで竊かに参つたのでせうから其點は何とも仕方がございませぬ。若しそれでも御咎があるならその家來を呼寄せて差上げませうから、御存分に所置して下さい。次に刀の事は當日主殿司に預けて置きました、これをお取寄せになつて、刀が本當のものか否かによつて、咎にするか否かを御定めあつて存じます。」と申上げたので、それも尤だとして急いで刀を取出させ、

人未藏人頭なりし時、御前の召に舞はれけるに、人々拍子を替て、「あな黒々、黒き頭哉。如何なる人の漆ぬりけん」とぞ、被拍ける。又花山院

も斯くありたいものだ。兼ねて又（一方には）家來が小庭に伺候の事はかた／＼（一面からいへば）武士の郎従の習として當然の事で、忠盛の性ではな

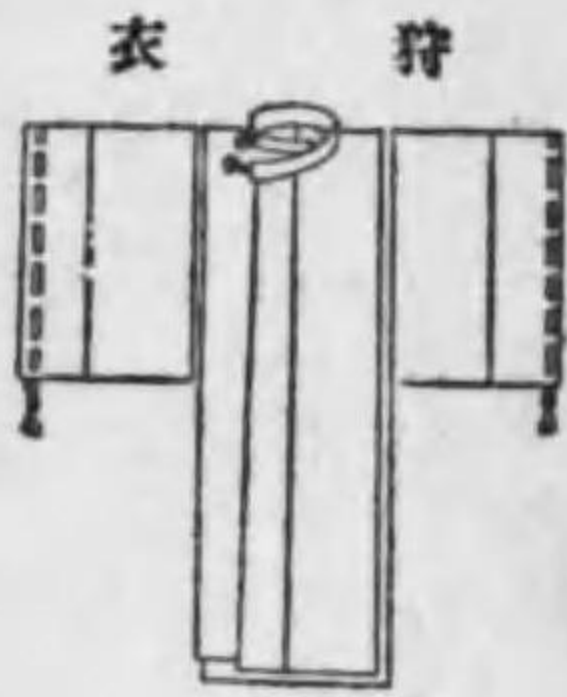
の前の太政大臣忠雅公、未十歳なりし時、父中納言忠宗卿におくれ給て、孤子にておはしけるを、故中納言藤中納言家成卿、其時は末だ播磨守にておはしけるが、聲に取つて、はなやかにもてなされしか。是も五節には、播磨よねは、とくさか、むくの葉か、人のきらを磨くは」とぞはやされける。上は、如、案五の事ども多かりしか共、事出でこず。末代如何在らんずらん、無覺束とぞ、人々申あはれける。如、案五節果にしかば、院中の公卿殿上人、一同に訴へ被申けるは、夫れ雄劔を帯して公宴に列し、兵杖を賜つて宮中を出入するは、皆是格式の例を守る、綸命由ある先規なり。しかるを忠盛の朝臣、あるひは年來の郎従と號して、布衣の兵を殿上の小庭に召おき、或は腰の刀を横たへさいて節會の座につらなる、兩條希代未聞狼籍なり。事すでに重疊せり。罪科尤も逃れがたし。早く殿上の御簡を削つて鬮官可被行停任かと、諸卿一同に訴へ申されければ、上皇大に驚かせ給ひて、忠盛を御前へ召して御尋あり。陳じ申されけるは先づ郎従小庭に伺候のよし、全く覺悟不仕。但し近日人々相巧まる、旨、仔細あるかの間、年來の家人事を傳へ聞くかに依つて、其恥を扶けんがために、忠盛には不知して竊に參候の條、力不及次第なり。若し各可在ば、彼の身を可召進歟。次に刀の事は主殿司に預置き候畢ぬ。是を召し出され、刀の實否に依つて、各の左右可被行歟と申されたりければ、此儀尤可然とて、いそぎかの刀を召し出して觀覽あるに、

上は鞘卷の黒う塗たりけるが、中は木刀に銀箔をぞ押たりける。當座の恥辱を通れんが爲に刀を帯する由は顯すといへども、後日の訴訟を存して、木刀を帯しける用意の程こそ神妙なれ。弓箭に携はらん程の者の謀には、最かうこそ在らまほしけれ。兼ては又郎従小庭に伺候のこと、且は武士の郎等の習也。忠盛が各には非ずとて、却て叡威に預つし上は、敢て罪科の沙汰は無りけり。



殿上間計

【講釋】(一)得長壽院——鳥羽院の御發願で東山の南に建てられた寺、三十三間堂がその本堂である。今存するものは建長年間(1143-1155)の建立だと云ふ。(二)一千一體の佛——中央に丈六の聖觀音、その左右に各々等身の聖觀音五百體づつ、を安置したのである。(三)供養——佛像開眼、堂塔建立の時などに行ふ法會をいふ。此際の供養は長門本や盛衰記に詳しく出てゐる。盛衰記には長承元年(1152)三月十三日に行はれたとしてある。天承は一年前。(四)折ふし云々——當時但馬は關國でなく、源有賢が國守であつたと考證は中右記を引いて述べてゐる。(五)内の昇殿——院の昇殿に對して特に天皇の御所への昇殿をいふ。(六)五節豐明の節會——五節舞といふのは天武天皇の御代の天女の傳説に淵源するといはれてゐる。(盛衰記、長門本などにはその傳説をも載せてある)五節は中古毎年十一月中の丑の日から辰の日に亘つて行はれた(日は一定しないが)宮中の儀式で、丑の日は五節舞の試演があり、辰の日に豐(美稱)の明(酒宴で顔の赤らむ意だといふ)の節會があり、正式の五節舞がある。昔は新嘗祭の後、豐樂殿で行はれたのであるが、後には大嘗祭の時だけ行はれるやうになつた。(七)右筆——正しくは祐筆(書記役)こゝでは廣く文官の意位に見て置くがよからう。(八)本文有りとして——何にあるのか不明、本文ありと書いてないものもある。思ふに「さういふ云ひ習がある」といふ程の意ではあるまいか、或は「語に「使二於四方一不レ辱二君命、可レ謂レ士矣」とある言葉にでもよつたのか。(九)鞘卷——鋸のない短刀で下緒を鞘に巻き腰に結びつけて携へたもの。(挿繪参照)。(一〇)束帶——天皇以下百官の正装である。(一一)しどけなげに云々——しどけなげには「さしほ、又はふしだらな様子、さしほらすは、不明。八坂本や覺一別本などは「差しつゝ」になつてたり、盛衰記には「さしほ、」と「裝束の上に横へ指して支度の計りなき體にて腰の程をさしくつらげたる様にして柄か人に見せける」といふ様に書



「さし惚らす」の意だとする説と「さし誇らす」の意だとする説とあるが、今は差し流しての意と解して置く。此語は巻四の大衆揃の所にもある。(一二)耶等——耶黨、耶從など何れも武家の家従をいふ。(一三)狩衣——表は黄青、裏は青又は白の重ね色の配合を薄青といふ。狩衣は中古、公家、武家の常用服である。もとは公家で鷹狩に用いた服である。元は布製であつた。



狩衣を穿けた。

繪参照。(一四)蒔黄絨——鍔の札を綴る革、絨が若葉色をしてゐるのをいふ。絨とは緒通しの約言だといふ。雑記の説が従来行はれて来たが、夫は南北朝以後のこと、日本甲冑の新研究の著者は南北朝以前は簡草(普通の鍔を附合せる)といふ。外



といつて居る。胴丸は戰場で兵士の着る物、腹當は鍔又は衣服の下に着したものだ。(一五)腹卷——胴丸を腹に巻いて背で引合すやうに作つた鍔(普通の鍔を附合せる)といふ。外(一六)絃袋——弦袋。豫備の弦を入れて置く革製の袋で、「つるまき」ともいふ。(挿繪参照)。これを太刀の帯取(組)に取りつけるのである。一本には福袋になつてゐるものもある。これは刀の柄を被ふ袋である。(一七)殿上の小庭——紫宸殿前の大庭に對して清涼殿の南、殿上の間の前にあつた庭をいふ。(一八)貫主——(一)藏人頭は殿上で第一の



腹

人だから貫主といふ。(二)山・寺門其他本山の管長をいふ。こゝでは前者の場合をさす。(一九)うづぼ柱より云々——清涼殿の南、神仙門の西にある中空の柱(雨樋)をうづぼ柱といふ。鈴の綱とは殿上から校書殿に渡した綱で、それに鈴をつけて置き、藏人が校書殿に伺候してゐる小宮人を呼ぶ時に引き鳴らすものである。(二〇)布衣の者——狩衣は本来布で製するが故に布衣といふ。(然し嵯峨天皇の頃から漸時華麗を盡すやうになつて、五位以上は織紋の狩衣を用ひ、六位以下は無紋を用ひるやうになつた)従つて、布衣の者といへば、身分の低い者といふ意になる。(二一)

とらへて疾々／＼の音愼で、速かにの意。(二二)ならん様——ならうとする様子。こゝでは成り行きといふ位の意味である。時には最期の意に用ひる事もある。(二三)え、そ出づまじ——正しくは「え、そ出づまじけれ」で、こゝそければ掛り結びの語法、えは得であるから、出で得まじ、出ることには出来ませぬと敢不の意味を含めてゐるのである。(二四)よしなしとや——つまらないとか衝ないとかいふ意味に用ひられることもあるが、こゝでは都合が悪い。あてがはづれた位の意味とみてよからう。やは推量。(二五)御前の召——八坂本には「御前の召に付て」とあるし、延慶本には、「サテ御前ニ召シアリテ」とある。これは「御前の試」ではあるまいかと後藤丹治氏はいつてをられる。然し御前の試は寅の日の夜に行はれ、豊明節會は辰の日に行はれるのだから、その間の關係が明でない。公事根源に「事に堪えたる上達部五節所とぶらひて、催馬樂など謳ふ、節會の儀常の如し、節會の程、露臺の亂舞なり、びんだら謳ふ——昔は節會の座にて御遊ある事あり、事に堪へたる人々を御帳の東に近く召して此事あり」ともあれば、やはり、普通の説に従つて「上皇の御召に依つて舞はれた」といふ事にして置く。(二六)伊勢瓶子は云々——後藤氏が勢陽五鈴遺響を引いて、古く伊勢から瓶子を産出した事實を掲げて居られるのは注意すべきである。又、伊勢で産する徳利は「甚だ醜惡で酒を貯へることが出来ない。醜(醜)を入れる甕に用ひるので、そこで忠盛が昇殿を許される程の器ではない、その凡鄙を嘲つて醜瓶に比したのだ。又、平氏と瓶子、忠盛が伊勢に住んだこと、眇目であつた事等をかこつたのだ」といふ意味を考證には載せてある。(二七)かけまくも奈く——口にかけていふのも恐れ多いといふ意。かまなく、すがまれ、とかは何れも敬語で云つてゐる。(二八)柏原天皇——桓武帝の御陵名を柏原陵と稱する。(二九)地下の者——昇殿を許されない低い身分の者、又は禁中に仕へてゐない人。(三〇)櫻葉なつて——振舞は意味軽く、たゞ成つての意だけを重く解していい。(三一)主殿司——青沐、燈油などを司る後宮の女官。但し、主殿司察殿庭の酒掃などをする宮内省の被官の誤かもしれないといふ説がある。(三二)いはまはし——ま欲しは希望の意。(三三)新上する云々——新上らんとするの約、殿上まで新上り兼ねない一くせあり氣な面つき。(三四)白薄様——鳥の子紙の薄いもの。ゆぜんじ——修善寺で出来る薄紙。八坂本には「ゆぜんじ(いとせんじ)ともある。これには濃染紙・紅染紙等の説が寺は、五節の舞姫の衣の美しさを言つたものであることは、盛衰記の叙述で解る。これらは諸國の風俗や名産を盛衰記にも、かうした類のものが見える。(三六)巻あげの筆云々——盛衰記に「舞の袖を繰す筆より

巻きたるが如く、輦繪を書きたる筆の軸を差上たる様なれば、昔より五節宴辭の肩脱には必ずかた、又は描かれた文様より輦繪といふさうだ。白薄襖以下、こゝまでが舞の歌謡である。(三七) 酒あつた所から播磨米といひ、播磨米は古く黒米で供進した(延喜式十五)から磨くといふのが生きてくる。言葉で、元來は正像末三時中の末法時代をさすのだが、こゝでは感情の柔かさがなくなつた時代と位にみておき、さう簡単に笑つて済まされぬ。んな皮肉も寧ろ時にとつての秀句位に笑ひ草で事済んだが、今日の様に人の心のねぢけた時代では、さう簡単に笑つて済まされぬ。必ずや意趣を晴さう爲めの奸策が運らされるであらうとの意である。果して殿上人達は、此日の失敗をとりかへず爲に、上皇に訴へ出るのである。(三九) 兵仗——弓矢を持つてお供する武士、隨身に同じ。(四〇) 格式——格は制度法律等に關する臨時の勅令や官制、事務規定。例へば弘仁格、延喜式の如きもの、こゝでは規則位の意に見てよからう。(四一) 由ある先規——由緒ある先例。(四二) 殿上の御簡を削る——日給簡を取り除く(先出) 即ち殿上人の籍を脱すること。(四三) 兩官停任——官職を免じ任を廢する意。兩官(解官)は重く停任は一時的で軽い。(四四) 仔細あるかの間——あるかののは推量の助詞、間は、に依つてとか、故に、から、位の意。次の「傳へ聞くかに依つて」も同じ筆法だ。(四五) 神妙なれ——殊勝な事だ、感心だ、(四六) かうこそ——かくこそ音便。

【評】この一章は諸本によつて随分異同がある。けれども、供養の願末、鴻門會の挿話、五節舞の起原などの挿入は此物語の本筋ではないのだから、却て流布本の方が簡單でいいと思ふ。こゝは清盛の豪華に入る前提として、其父忠盛の頓才を披露に及んだ説である。公家の新興武士に對する嫉妬、武臣としての家長の面目など味ふべき點も多からう。又言葉遣として、神妙とか、且は、とかいふ語法も軍記物に來て目立つ程多く用ひられる點も注意すべきである。一々注意するの煩はしいから、讀者の注意を願つておく。

鱸

其の子共は皆諸衛佐になる。昇殿せし
 【通釋】忠盛の子快達は皆これく諸衛の位になつた。そして殿上に昇る

に、殿上の交を人嫌ふに不及。或時忠盛備前國より、上られたりけるに、鳥羽院明石の浦は如何にと仰ければ、忠盛畏つて有明の月も明石の浦風に、波ばかりこそよると見えしか。

と申されたりければ、院大きに御感有りて、聽て此歌をば金葉集にぞ入れられける。忠盛又仙洞に最愛の女房を持って、夜々通はれけるが、或夜おはしたりけるに、彼の女房の局におはしたりけるに、彼に月出したる扇を、とり忘れて出でられたりければ、かたへの女房達、是は何くよりの月影ぞや、出所無覺東など笑あはれければ、彼の女房、

三

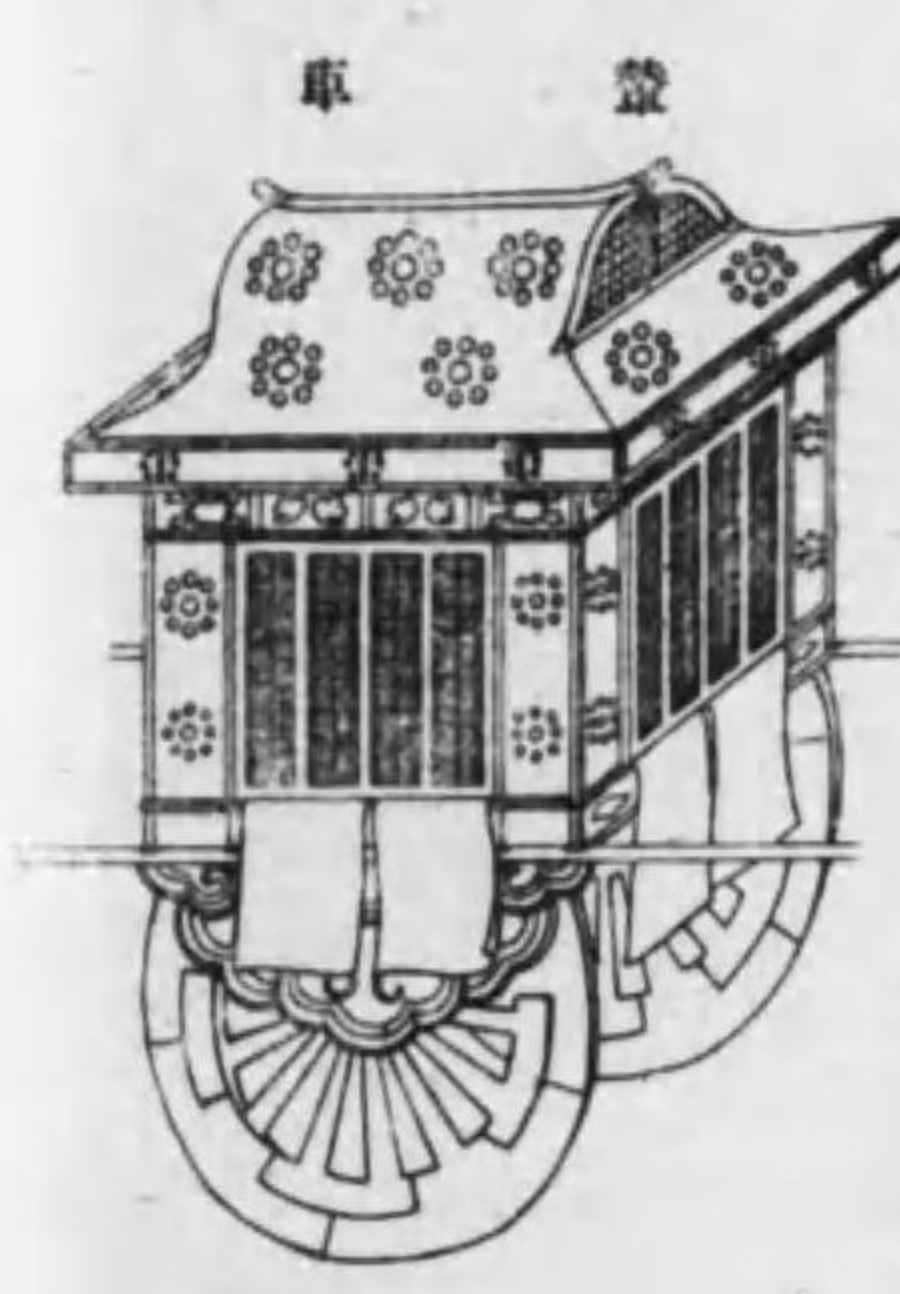
事を許されたけれども、人々は殿上人として忠盛の子達と交ることを嫌ふ程でもなくなつた。或時忠盛が備前の國から上洛せられた時、鳥羽院が「明石の浦はどんなだつた」と仰せられたから、忠盛は畏つて「有明の月の出てゐる明石の浦は、晝の様に明るくて、只浦風に寄せる波だけが夜のやうに暗く見えました」と御返事申し上げたので、院は大層御感心遊ばされて、そのまゝこの歌をば金葉集中に加へられた。又忠盛は院の御所に大變愛してゐる女官があつて、毎夜くその女房の所へ通はれたが、或夜のこと、例の如く通つて行かれた時、その女房の部屋へ端の方に月の繪が描いてある扇を打ち忘れて歸つてしまはれた。すると、傍輩の女房達が「これは一體何處から來た月影でせう。出所がどうも怪しいですわね」と笑つたので、例の女房は早速「雲の中からだ何となく漏れて來た月ですから、うかくとは申し上げませんまい」と詠んだので、これを知つた忠盛は一層その女房を愛すべきものと思はれた。薩摩守忠度の母といふのが此の女房である。世間で「似たもの夫婦」とか言ふ様な具合で、忠盛が風流を好んだから、この女房も亦風雅であつた。かくて、忠盛は刑部卿になつて仁平三年正月十五日に五十八歳で亡くなつたので、清盛がその嫡男だから、忠盛の跡をついだのである。清盛は保元元年の七月に頼長が亂を起された時、主上の御味方として、眞先に立

隙ろげにてはいはじと思ふ。と讀みたりければ、いと不淺ぞ思はれる。薩摩守忠度の母是也。似るを友とかやの風情にて、忠盛のすいたりければ、彼女房も優なりけり。斯くて忠盛刑部卿になつて、仁平三年正月十五日、歳五十八にて失せ給ひしかば、清盛嫡男たるに依て、其の跡をつぎ、保元元年七月に、宇治の左府、世を亂り給ひし時、御方にて先を懸けたりければ、勸賞被行けり。本は安藝守たりしが、播磨守に遷つて、同じき三年太宰大貳になる。又平治元年十二月信賴義朝が謀叛の時も、御方にて、賊徒を討平げたりしかば、勳功一にあらず、恩賞是可重とて、次の年正三位に被敘、

つて戦はれたから御褒美を賜つた。即ち本は安藝守であつたのが、播磨守に遷つて、保元三年には太宰府の次官になつた。又平治元年に信賴や義朝が叛いた時も主上の御味方となつて、賊共を平けたから、「一度ならざる勳功だ、賞を重くしなければならぬ」といふので翌二年には正三位に叙せられ、ひきついで宰相、檢非違使の長官と順次昇進して遂に太政大臣の位にまで至つた。而もそれは左右の大臣を経ないで、一足飛びに内大臣から太政大臣従一位に至り、近衛の大將ではないけれども、兵仗宣下を蒙つて隨身を召しつれ、牛車や輦車に乗りながら宮中を出入する特典を賜つたのである。その有様は全く攝政關白の如き勢であつた。一體太政大臣は天皇の御師範として日本中の模範となるので、國を治め、道を論じ、陰陽の理を和げをさめる重大な任務を負ふてゐるのである。だからそれに適當な人がなければ、則ち缺任せよといふわけで、則關の官とも名附けられてゐるのである。さあるから適任の人でなければ任ぜらるべき官ではないのだが、此の入道、（津市）から船に乗つて、熊野へ参詣せられた事がある。すると大きな鱈が舟へ跳び上つたので、案内者が「昔周の武王の舟に白魚が躍り入りました。それが武王の出世の前兆でした。只今鱈が飛び込んだのも成る程確かに權現様の御利益だと考へられます。ですからその鱈を召し上つたら宜いでせう」と言つたので、これ程嚴格に十戒を保ち、身心を潔めて熊野参詣する道中であつたけれども、さういふわけならばといふので、自ら鱈を調味して、清盛自身も食ひ、家の子郎黨共にも食はせられた。さうした故であらうか、その後は吉事ばかりが打ちつゞいて、自分は太政大臣に至り、子孫の官途も、龍が雲に上るよりも尙速かに昇進したのである。そして先祖以來九代の先例を一代で飛び越えられたことは目出度いことである。伊勢守であつた頃、伊勢國阿濃の巻

打つて宰相、衛府督、檢非違使。別當、中納言、大納言に經上つて、剩へ丞相の位に至る。左右を不經、内大臣より太政大臣従一位に至り、大將にはあらねども、兵仗を賜つて、隨身を召具す。牛車輦車の宣旨を蒙りて、乗りながら宮中を出入す。偏に執政の臣の如し。太政大臣は一人に師範として、四海に儀刑せり。國を治め、道を論じ、陰陽をやはらげをさむ。其人に非ずば、則ちかけよと云へり。則關官とも名附けられたり。其人ならでは、けがすべき官ならね共、此の入道相國は一天四海を掌の中に握り給ふ上は、仔細に不及。抑々平家加様に繁昌せられけること、偏に熊野權現の御利生とぞ聞えし。其の故は清盛未だ安藝守たりし時、伊勢國阿濃津より、舟にて熊野へ被參けるに、大きな鱈の、ふねへ跳り入りたりければ、先達申けるは、昔周武王の舟にこそ、白魚は躍入つたるなれ。如何様にも是は權現の御利生と覺候、可參とぞ申ければ、さしも十戒をたもつて、精進潔齋の道なれども、自ら調味して、我身くひ、家子郎等共にもくはせらる。其の故にや、吉事のみ打續いて、我身太政大臣に至り、子孫の官途も龍の雲に上るよりは猶速なり。九代の先蹤を越給ふこそ目出たけれ。

【釋】(一)其子共云々——盛衰記に「忠盛朝臣子息あまたありき、嫡子清盛、二男經盛、三男教盛、四男家盛、五男頼盛、六男忠重、七男忠度以上七人」とあり。(二)諸衛佐——六衛府即ち左右の近衛府、兵衛府、衛門府の次官。(三)人嫌ふに不及——殿上の交を嫌つて排斥するといふ程の事はなかつた。この「及ぶ」は程度を表はしてゐると見てよからう。大して深い意味もない。(四)明石の浦は云々——流布本では鳥羽院の御下間のやうになつてゐるが、八坂では「明石の浦の月を見むとて播磨へ下向せられたりけるが、程なう歸り上られたりければ、人々明石の浦の月はいかにと問ひ給へば」とあり。金葉集秋の部にも同じやうな詞書「……都の人々有明の月はいかに……」とある。(五)有明の月云々——明石は月も明るに言ひかけ、よるは寄ると夜との兩方に言ひかけてゐる。(六)金葉集——八代集中の一、白河院の院宣をうけて源俊賴が飛んだ、大治二年(一七八七)頃に成る。十卷。(七)つまに云々——つまは端のこと、扇の端に月の出てゐる繪が描いてある。だから側的女房達が「いづくよりの月影ぞや」と洒落たのだ。(八)雲井より云々——たゞもりは忠盛とたゞ何となく漏れて来たことを含め、膝ろけは、朧月の聯想とつかつて、いははぬといふ膝の意をかけたのである。(九)似るを友云々——俗諺に「似たもの夫婦」とか「類を以て集る」といふのと同じ意味である。かや、は推量の助詞。(一〇)すく——好くて、こゝでは風流を好む意である。(一一)世を亂り——世を亂し。(一二)宰相——元來大臣の唐名であるが、後には參議も朝政に參するので、參議の異名にも用ひられるやうになつた。(一三)丞相——大臣の唐名、こゝでは太政大臣をさす。(一四)大將にはあられども云々——隨身兵仗は、上皇・攝關・大臣・納言及び近衛大將・四衛府督等の警備の武士であるから、特に「大將にはあられども」とはつてある意味が列然しない。兵仗は武器である。隨身は武器を帶する故に後には、隨身と兵仗と同意義に用ひらるゝやうになつた。(一五)牛車・轎車——轎は人の手で引く車(挿繪参照)。牛車・轎車に乗つて宮門を出入することゝ許されるのは臣下では攝關・宿老の大臣等に對する特別の恩典である。牛車で勅許を要するものは唐鹿車・雨眉車だといふ。(一六)執政の臣——こゝでは攝政關白の意。(一七)一人に師範として云々——一人は天子の御事、儀禮は手本となること。大



寶令の職員令に「太政大臣師範一人、儀三利四海、經邦論道、變三理陰陽、無三其人、則關」とある。(一八)仔細に不レ及——申し分がない。かれこれいふ事もない。(一九)熊野權現云々——權現とは本地垂迹思想から生れた言葉で、佛が權に神と現はれて此の國に適應した方法で衆生を導くのだといふのである。例へば本宮は伊弉冉尊で、阿彌陀如來の垂迹だといふ具合に、本宮十二所權現・新宮十五所權現・那智權現などと唱へた。(二〇)周武王云々——史記、周の本記に、武王が東の方に兵を觀した時、孟津といふ河を渡ると、白魚が船中に躍り込んだ。武王は早速これを取つて祭つた。間もなく諸侯期せずして盟を求むるもの八百餘、忽ち三十萬の兵が服したと書いてある。(二一)利生——利益衆生の約、生ある者に利益を與へる意味で、こゝでは熊野權現の加護を蒙つてゐるといふのである。(二二)十戒——佛教での戒律の一種。即ち身に行つてならぬもの三(殺生・偷盜・邪淫)、口にしてならぬもの四(妄語・綺語・惡口・兩舌)、意に思つてならぬもの三(貪欲・瞋恚・愚癡)。(二三)精進潔齋の道——精進とは佛道を修して懈怠しないことであり、潔齋は日を限つて戒を保ち、身心に穢なきやうにすることである。こゝでは熊野詣での道中であるから、(身をつ)しんで生物を殺しなどしないのであるがとの意である。(二四)家の子——元來一族の者が家來となつたもの。

【評】前半、忠盛の風流事は一寸王朝時代を思はせるやうな挿話である。後半から愈々清盛の問題に遷つて来たのであるが、こゝでは未だ興味ある所までは進んでゐない。けれども思想的に見ると、體のやうな、前兆を卜するとか、或は後にある清水炎上、物怪などのやうな迷信が廣く行はれた所に、當時の人の混沌たる思想上の不安が見られるであらう。さてこの體の一章は「あひのもの」として八坂本にのせてある。平曲上の語り物からの名稱である。又覺一本などは保元元年以下を體と題して、それ以前の挿話は載せてない。

禿 童

斯て清盛公、仁安三年十一月十一日、
 年五十一にて、病におかされ、存命の
 【通釋】かくて、清盛公は仁安三年(一〇六三)五十一歳で病氣になつたので、
 命を存る爲にといふので、即刻出家して入道になつた。そして法名を淨海

ためにとて、即ち出家入道す。法名をば淨海とこそ附き給へ。其故にや、宿病立に愈えて、天命を全うす。出家の後も榮耀は猶不盡とぞ見えし。自人の随ひ附き奉る事は、吹く風の草木をなびかす如く、世のあふげる事も、降る雨の國土を濕すに同じ。六波羅殿の御一家の君達とだに言へば、花族も英雄も、誰肩を雙べ、面を向ふ者なし。又入道相國のこじうと、平大納言時忠卿の宣ひけるは、此一門にあらざらん者は、皆人非人たるべしとぞ宣ひける。されば如何なる人も、此一門に結ばれんとぞしける。烏帽子のためやうより始めて、衣文のかき様に至るまで、何事も六波羅様とだに言ひてし

とお附けになつた。それが爲であらうか、長い病も忽ち全快して天壽を全うした。けれども、出家して後もなほ榮耀は盡きさうに見えなかつた。かうした盛な威勢だつたので、自然と人が附き隨ふことは、吹く風が草木を靡かせる様なものであるし、世間の人が平氏を仰ぐ事も降雨が國土を濕すのを悦ぶ様であつた。従つて六波羅殿即ち平家御一家の君達だとさへ言へば、華族英雄家といふ様な名門でも、誰も肩を雙べ、面を向けて對等に交はる者さへなかつた。又清盛公の室二位尼の弟の時忠卿が「此の平家一門の人でない者は何れも人非人だ」とさへ言はれた。かういふ譯だから、どんな人もこの平家一門に縁を結び關係をつけやうとした程である。例へば、烏帽子の折り方から衣文のかきつくろひに至る迄、何事でも六波羅風だとさへ言へば、國中の人が皆これを模倣する有様であつた。一體如何なる賢王や賢主の御政にしる、如何なる賢明な攝政關白の裁きにでも、世間から取残された様な不運な者共は、蔭の方に集つてそれとなく政事向の事を非難するといふ事は有り勝ちな事だが、この清盛公の威勢の盛の間は、些かも輕んずる者が無い。それといふのは清盛の計畫で、十四五歳の童を三百人選び出して、髪を短にお下げに切り、赤い直垂を着せて召し使つてゐられたが、それが京中に多く往き來してゐたのである。そして自然、平

かば、一天四海の人みな是を學ぶ。如何なる賢王賢主の御政、攝政關白の御成敗にも、世に餘されたるほどの徒者などの、かたはらに寄合ひて、何となう誹り傾け申事は常の習なれども、此の禪門世盛の程は、聊ゆるがせに申者なし。其故は入道相國の謀に、十四五六の童を三百人洗て、髪を禿に切まはし、赤き直垂をきせて被召使けるが、京中にみち／＼と、往反しけり。自平家の御事、あしざまに申者あれば、一人聞出さぬ程こそ在りけれ、餘黨に觸廻し、資財雜具を追捕し、其奴を擲て、六波羅殿へ參る。されば目に見、心に知と云へども、詞に顯して申者なし。六波羅殿の禿とだに言へば、道を過ぐる馬・車も皆よきてぞ通しける。禁門を出入すと云へども、姓名を尋らるゝに不及。京師の長吏、是が爲に目を側むと見えたり。

家の御事を悪く言ふ者があると、一人でも聞き出さぬ間は宜いが、若し一人でも聞き出すと、すぐ仲間の者に觸れ廻つて、一度にその悪口を言つた人の家へ亂入し、資財や雜具をとりおさへ、その人間を擲め捕つて六波羅の本宅へ連れて來るのである。であるから、平家の亂暴を見たり、感づいてゐる人も、表だつて詞に表はす者はない。そして六波羅殿の禿だとさへ聞くと、往來の馬・車も皆道をよけて禿を通らせたし、又禿が禁中に出入しても、その姓名を尋ねることもしない。こんな具合だから、京都の役人達も皆その横暴を見て見ぬ振をしてゐたといふ位であつた。

【釋】(一)法名——俗名に對して、佛門に入つた時つける名である。(二)公達——元來は攝家及び清華といつて公卿の家柄の子息を指すのだが、こゝでは清盛の子息達に對する敬稱と見えていい。職原抄には「執柄一門、及可然人人子孫、謂之公達」(三)花族——華族又は英雄家ともいふ即ち清華の事で、中院、閑院、華山の三家ともいひ。久我・三條・西園寺・徳大寺・花山院・大炊御門・今出川(後に廣幡・醍醐を加ふ)を七清華(九清華)といふ。(四)人非人——總じては天龍・夜叉・乾闥婆・阿修羅・迦樓羅・緊那羅・摩睺羅伽の八部衆を

さし（法華經、特に緊那羅を譯して人非人又は疑人といふ。これは人間の姿はしてゐないけれど、人間と共に佛の説法を聴くことが出来たのである。で、こゝで所謂人非人は人間としての値打のないものだといふ位に解すべきであらう。（五）結ばれん——結ばれんで、關係をつけやう、縁者にならうといふ意（六）衣文のかきやう——衣文とは（一）衣服の文柄。（二）衣服の著こなし。（三）衣服の襟の直垂（前）こと等の意に用ひらる。かきやうは掻き合せ方であるから、全體で衣服の着様の意である。（七）禪門——佛門に入つた男子をさす。（八）直垂——考證に「直垂ハ襖ナリ云々」とある。（挿繪参照）（九）追捕——官から役人を遣して不良の徒を追ひ捕へることだが、こゝでは押し取り没収するといふ位の意。（一〇）京師の長吏云々——目を横にむけて知りつゝ、知らぬ振をしてゐるのを目を制むといふ。側向くの轡。之は考證に、陳鴻長恨歌傳云「……出三入禁門」不レ問。京師長吏爲レ之制目」



【評】清盛の威勢のよき、といふよりも私はこの文をよむと、いつも禿の美々しい風姿を想像してみたい氣になる。禿の話は覺一本の横に「我身の榮華」の章に含めて、別に部立を獨立させてゐない本もある。

我身榮花

我身の榮花を極るのみならず、一門共に繁昌して、嫡子重盛内大臣。左大將、次男宗盛中納言。右大將、三男知盛三位。中將、嫡孫維盛四位。少將、都て一門の公卿六人、殿上人三十餘

【通釋】かくの如く清盛は我身の榮花を極めるばかりでなく、一門が皆繁昌して嫡子の重盛が内大臣左近衛の大將となり、次男の宗盛が右大將となつたのを始として——總て一門の中から公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國の國守となり、或は六衛府、諸司に仕へる者全て六十餘人迄數へることが出来る程になつて、平家以外には人らしい人も居ないのかと思はれる程顯官高位

人、諸國の受領・衛府・諸司、六十餘人也。世には又人なくぞ見えられける。昔奈良御門の御時、神龜五年朝家に中衛の大將を被始置。大同四年に中衛を近衛と改められしより以來兄弟左右に相並事、僅に三四箇度也。文徳天皇の御時は、左に良房右大臣。左大將、右に良相大納言。右大將、これは閑院の左大臣冬嗣の御子也。朱雀院の御宇には、左に實賴小野宮殿、右に師輔九條殿、貞信公の御子也。後冷泉院の御時は、左に教通大二條殿、右に賴宗堀河殿、御堂關白の御子なり。二條の院の御宇には、左に基房松殿、右に兼實月輪殿、法性寺殿の御子也。是皆攝録の臣の御子息、凡人に取りては其例なし。殿上の交り

我身榮花

は平家一門の獨占場となつた。

昔、聖武天皇の御代神龜五年（三三七）に朝廷では、中衛の大將を始めて置かれたが、大同四年（一四六九平城の代）にそれを近衛と改められてから以來、兄弟で左右の大將に並んだことは左の如くやつと三四度しかない。

文武の朝

冬嗣
良房（左大將）
良相（右大將）

朱雀の朝

實賴（左）
忠平
師輔（右）

後冷泉の朝

道長
教通（左）
賴宗（右）

二條の朝

基房（左）
兼實（右）

これらの人は何れも攝政關白の家柄の御子息であつて、未だ身分の低い家柄の者で、左右の大將を兄弟で同時に占めるといふ例はないのである。

をだに嫌はれし人の子孫にて禁色雜袍をゆり、綾羅錦繡を身に纏ひ、大臣大將に成つて、兄弟左右に相竝事、末代とは云ながら、不思議なりし事ども也。其外御女八人おはしき。皆執々に幸給へり。一人は櫻町の中納言重憲卿の北方にておはすべかりしが、八歳の年御約束ばかりにて、平治亂以後引きちがへられて、花山院の左大臣殿の御臺盤所にならせ給ひて公達あたましきけり。抑此重憲卿を、櫻町の中納言と申けることは勝て心數寄給へる人にて、常は吉野の山を戀つゝ、町に櫻を植ならべ、其内に屋を建てて住給ひしかば、來る年の春毎に、見る人櫻町とぞ申ける。櫻は咲いて七箇日に散る

殿上の交をさへ嫌はれた忠盛の子孫で、(紫・緋などの禁色を着る事を許され、烏帽子直衣の略衣で宮中に出仕することを許されて、美しい軟かい衣を身につけ、其の上大臣の大將となつて、兄弟が左右の大將として竝ぶなどといふことはいかに末の代とはいひながら、想像もつかぬことである。尙其他清盛には御女が八人おありになつた(長門本には九人とある)。今之を表示すれば次の如くである。

清盛

- 一——中納言重憲(重教成範とも書いてある)の室(許嫁)後左大臣兼雅の室となる。
- 二——高倉院の後(建禮門院徳子)
- 三——攝政基實の室。
- 四——基通(基實ノ子)の室。
- 五——大納言隆房の室。
- 六——修理大夫信隆の室。
- 七——後白河院の女房(母は嚴島の内侍)
- 八——大納言有房の室(流布本になし)
- 九——左大臣兼雅の上臈女房(母は常盤)

これらの御女達は皆それ〴〵に幸運であつた。就中第一番目の女は櫻町の中納言重憲卿の北の方でいらつしやる筈だつたのに(長門本北の方にておは

を、名残を惜み、天照大神に祈り申されければにや三七日まで名残ありけり。君も賢王にたまはせませば、神も神徳を耀し、花も心有ければ、二十日の齡を保ちけり。一人は後に立せ給ふ。二十二にて皇子御誕生有りて、皇太子に立ち、位に即かせ給ひかば、院號蒙らせ給ひて建禮門院とぞ申ける。入道相國の御娘なる上、天下の國母にてまはせませば、兎角申すに及ばれず。一人は六條の攝政殿の北政所にならせ給ふ。是は高倉院御在位の御時、御母代とて、准三后の宣旨を蒙らせ給ひて白河殿とて、重

しけるが)八歳の年婚約だけで、平治の亂以後引違へられて(長門本には中納言が平治の亂の時、事に逢つて死んだ後はとなつてをり、盛衰記では下野や室の八島へ流されて後といふことになつて居る。この重憲は信西入道の二男(或は三男である)花山院兼雅卿の奥方になり、御子息があつた。一體この重憲卿を櫻町の中納言と申した理由は、この人が大變風雅の心ある方で、常は吉野山を慕ひつゝ、町に櫻を植ゑならべ、その中に屋敷を建て、住まれたので、毎年春になると、この邊を人々が櫻町と言つた。櫻の花は咲いてから七日目に散るのであるが、それを名残惜しく思はれて天照大神に御祈りになられたからだらう、三七、二十一日まで名残を止めたのであつた。これといふのは、この君も立派な人であつたから、大神も神徳を耀かし花も心あつた故に二十日の齡を保つたのである。(以下註に譲る)かうしたわけで、平家一門の富といひ勢力といひ、恐らく御所でも院御所でも、これには及ぶまいといふ風であつた。

き人にてぞましくける。一人は普賢寺殿の北政所にならせ給ふ。一人は冷泉の大納言隆房卿の北方、一人は七條修理大夫信隆卿に相具し給へり。又安藝國嚴島の内侍が腹に一人、是は後白河法皇へまゐらせ給ひて、偏に女御の様ぞましくける。其外九條院の雜仕、常盤が腹に一人、是は花山院殿の上臈女房に

て藤の御方とぞ申ける。日本秋津島は纔に六十六箇國、平家知行の國、三十餘箇國、既に半國に越たり。其外庄園田畠幾等と云敷を不_レ知。綺羅充滿して、堂上花の如し。軒騎群集して、門前市をなす。楊州の金、荊州の珠、吳郡の綾、蜀江の錦、七珍萬寶、一つとして闕たる事なし。歌堂舞閣の基、魚龍爵馬の翫物、恐らくは、帝闕も仙洞も、是には過じとぞ見えし。

〔註釋〕(一)公卿——高位の朝臣の稱、太政大臣・左右大臣を公といひ、大中納言・參議及び三位以上のものを卿といふ。(二)攝籙の臣——籙は録とも書いて、「統べる」といふ義。攝籙は攝政國白の異名。(三)禁色雜袍——禁色とは臣下として、天皇又は高貴の方の服色を着用することを禁じられたもの例へば(一)位階に相當する服色以外を禁ず(二)赤、青、深緋等を禁ず(三)有文の織物等の服用を禁ずる等である。雜袍とは直衣の別名である。これは位階によつて色を禁ぜられてゐるといふわけではなく、種々勿色を穿はざることゝなるので雜袍といふ。校正には「衣冠直衣などこれなり、これも勅許による」とあるが、桃花葉葉に「烏帽子直衣は大納言以上參院之時著之但可_レ蒙_二勅免_一」とある、従つてこの雜袍は烏帽子直衣の意か。(四)仰り——「聽り」で許されることである。(五)御座所——大臣・大將及び將軍の室をいふ。抄には「盤の字いらぬものなり御座所也」とある。考證には「臺盤石具食之案机也、御二人坐、稱_二臺盤所_一……稱_二御臺_一者略也」とある。然し、清涼殿の西、女房の詰所たる臺盤所から轉じて貴人の北の方を稱すとみる説がよい。(六)君も賢王にて云々——盛衰記には「人の祈實ありければ神の靈驗あらたにして」となつてゐる。こゝで天皇も云々と稱すこと何故か木に竹をついだ様だから君、賢王は重憲をさういつたと見て置きたい。(七)國母——天皇の御生母を稱す。皇后とは限らないのが古の例である。(八)兎角申すに云々——「體の事」の條にあつた「子細に及ばず」と同じ意味である。八坂本ではさうなつてゐる。兎角と申すにも及ばぬ、批評の範圍を脱してゐるの意である。(九)北の政所——攝關の内室をいふ。(一〇)母代——母代りとなつて後見するのをいふ。天皇には特に准母と申し上げる。(一一)准三后——太皇太后・皇太后・皇后の三后に準じて、年官年爵を賜ふが故に准三后といふ。時には親王・大臣等にも此稱を賜ふことがあるのは、一種の優遇のためであつた。(一二)北の方——高貴の人の内室。女は陰、北、男は陽、南、だから内室を北の方といひ、或は正妻の居所が北ノ對(寢殿造の場合)であつた所から、轉じて正妻を「北の對」又は

「北の方」といふ。(一三)相具す——こゝでは結婚する意味。つれそふ。(一四)殿島の内侍——殿島神社に奉仕する舞姫。(一五)女御のやうでぞ——やうでぞは、やうにてぞの約。女御は後宮の官女。(一六)雜仕——雜掌の下司、三位以上の侍所に置く雜仕女。(一七)上臈女房——御匣殿・尚侍及び二位三位の典侍・大臣の女孫で色ゆりの者、つまり地位の高い女房である。臈とは元來佛教の法蔵から來た言葉である。臈の御方といふのは一種の敬稱である。女房は女官より身分重し。(一八)庄園——功臣・權門・大寺其の他開墾者等の私領地。(一九)綺羅充滿云々——以下は平家邸内外の豪華な様を描いたものである。綺羅を飾れる人々が充滿して、邸の殿中は花の如く美しい。(二〇)軒騎——人の乗つた車や馬。左傳の註には軒は大夫の車也とある。(二一)楊州云々——支那の金珠等の産地とその品物とをなげ、その富の強大さを示したものである。(二二)七珍萬寶——種々の珍らしい寶の意。七珍又は七寶は經文によつて種類が違つてゐる、別に一定する必要もあるまい。法華經所載によれば「金・銀・珊瑚・珠璣・瑪瑙・眞珠・玫瑰」(二三)歌堂舞閣の基——抄によると歌會を催す堂、舞を演ずる閣の意味に解してゐるやうだ。たゞ歌・堂・舞・閣の文字の解に止まつてゐるから列きりしない。高木氏の解釋には「藻扇・幡・帳・影刻したる門の戸と、畫きたるとばりのこと、文選によりて書いたものである」と記してある。文選の蕪城賦に「若夫藻扇・幡・帳・影刻之基……魚龍爵馬之玩皆蕭歌燼滅」とある。(二四)魚龍・爵馬——ともに古く支那に行はれ、雜伎の一種であるが、如何なる戯技であるか判明しない。要するにかうした戯技を實際に行つたといふより、文選あたりの句を引いて、榮華の様を形容したのである。こゝまで勝負を數へ、さかづきを取る遊だといふ説もある。

〔評〕前章に「この一門にあらざらんものは皆人非人たるべし」と時忠の豪語したことが、この章で成程と肯かれるではないか。新興平氏が日に月に動かすべからざる實力と權勢とを占めてゆくに對して、「殿上閣討」には嘲笑と嫉妬をもつてゐた公卿達も「體の事」へ來ては「殿上の交を人嫌ふに及ばず」、「禿童の事」へ來ると「この一門に結ばれんとぞしける」様になり、「我身の榮花」へ來ると、更に國母を出し參らすのゆならず「帝闕も仙洞もこれにはすぎじ」といふ。公卿のみならず、一般の人々にも驚の眼を見張らせたことが察せられやう。なほ傍系の挿話ではあるが、櫻町中納言櫻を愛するの話などは、ない本もあるけれど、やはり入れた方が興味がある。

妓 王

太政入道は、加様に天下を掌の中に握り給し上は、世の誹をも不憚、人の嘲をも不顧、不思議の事をのみし給へり。譬へば、其比京中に聞えたる白拍子の上手、妓王妓女とて、おとどひあり。とちと云ふ白拍子が娘なり。然るに、姉の妓王を入道相國寵愛し給ふ上、妹の妓女をも世の人もてなす事不斜すなわのな。母とちにもよき屋作つてとらせ、毎月百石百貫を被送たりければ、家内富貴して、たのしい事不斜。抑我朝に白拍子の始りける事は、昔鳥羽院の御宇に鳥の千歳和歌の前、彼等二人が舞出したたりける也。始は水干みづこに立烏帽子、白鞘卷

【通釋】 太政入道はこの様に天下の實權を自分の掌中に握られた上は、世間の誹や嘲を顧著しないで、意想外な事ばかりをされた。一例をあげると、其頃、京都中に評判になつてゐた白拍子で、舞の上手な妓王、妓女といふ姉妹があつた。この二人は刀自といふ白拍子の娘である。所が、姉の妓王をば清盛公が寵愛なさるので、その妹の妓女をも、世間の人は大變ちやほやしたものである。清盛も又、母の刀自に宜い家を作つてやり、毎月百石の米と百貫の錢とを送られたから、妓王の家は豊かになつて、大層楽しい生活をしてゐた。

元來日本に白拍子が始まつたといふのは、昔鳥羽院の御世に、鳥の千歳と和歌の前といふ二人が、舞ひ始めたのが起りである。始は水干に立烏帽子姿で白鞘卷を挿して舞つたので、男舞と言つた。然るに中頃から烏帽子・刀を廢して、白い水干ばかりを用ひたので、それで白拍子と名附けたのである。京中の白拍子共は妓王の幸福のすぐれてゐるのを聞いて中には羨む者もあれば、猜む者もあつた。そして羨む者どもは「あゝ何と幸福な妓王御前よ。同じ遊び女となるならば、誰でもあの様でありたいものだ。あれは如何様、

をさいて舞ければ、男舞とぞ申ける。然るを中比より、烏帽子刀をのけられて、水干ばかり用たり。さてこそ白拍子とは名附けれ。京中の白拍子共、妓王が幸の目出度様を聞きて、うらやむ者もあり、猜む者もあり。羨む者どもは、あな目出度の妓王御前の幸や。同遊女とならば、誰も皆あの様でこそありたけれ。如何様にも妓と云文字を名に附きて、かくは目出度哉覽、いざや我等も附きて見んとて、或は妓一、妓二と附き、或は妓福、妓徳など附く者もありけり。そねむ者どもは、何條名により文字には可依。幸は唯先世の生附でこそ有んなれとて、附かぬ者も多かりけり。かくて三年と云に、又白拍子の

妓 王

妓といふ文字を名につけてゐるから、この様に結構なのだらう。さあ、私達も妓といふ字をつけて見やう」といふわけで、或は妓一・妓福などと附ける者もあつた。又猜む者共は、どうして名前や文字によることがあらうか、そんな道理はない。幸福はたゞ前世の宿命で定められたもので、生れ附なのだからと云つて、妓といふ名を附けない者もあつた。

かゝる有様で、やがて三年過ぎ去つた。或日のこと、又白拍子の名人が一人出て來た。それは加賀國の者で、名をば佛といひ、當年十六歳だといふことだ。京中の身分の高い者も低い者も、これを見て、「昔から多くの白拍子は見たけれど、こんな舞の名人は未だ見たことがない」といつて、大層これを歎待した。

ある時、佛御前が「自分は今、世間知る所で人氣があるとはいへ、當時權勢ならびない平家の太政入道様の御邸へ召されないので不本意である。遊者の習としてこちらから出かけて行つても何の不都合な事があらうか。一つ自分から出かけて見やう」と思つて、或日の事西八條殿へ参つた。すると取次の人清盛の前へ出て「近頃京中で噂の高い佛御前が参りました」と知らせた。

清盛は大に怒つて「一體全體そんな遊者なんといふ奴は、人が招いた時に

上手一人出来たり。加賀國の者也。名をば佛とぞ申ける。年十六とぞ聞えし。京中の上下是を見て、昔より多くの白拍子は見しか共、かゝる舞の上手は未見とて、世の人もてなす事不斜、ある時佛御前申けるは、我れ天下にもてあそばると云へども、當時目出たう榮させ給ふ平家太政の入道殿へ召れ、事こそほいなければ遊者の習、何か可苦推參して見んとて、或時西八條殿へぞ參たる。人御前に參て、當時都に聞え候佛御前が參て候と申ければ、入道相國大に怒て、何條左様の遊者は、人の召にてこそ參るものなれ。さうなう推參する様やある。其上神ともいへ、佛ともいへ、妓王が有んする所へは叶

参るべきであるのに、遠慮もなくのこくと出かけてくるといふ法があるか。其の上神といふ名か、佛といふ名か知らぬが、この妓王の居る所へは近づける事もならぬ、早々立ち歸れよ」と叱りつけた。佛御前は素氣なくはねつけられたので、詮方なく、歸らうとした時に、妓王が清盛に向つて「遊者の推參はありふれた事でございます。其上に年も未だ幼うありますのに、偶々自分で思ひ立つて参りましたものを素氣なく仰せられて御返しになるのは可哀さうでございます。どんなにか辱かしうもございませうし、傍目からも氣の毒なことでございます。まして、この道は私もたづさはつてゐる道でございますから、人の身の上とも思はれませぬ。よしんば、舞を御覽にならなくとも歌をお聞きにならなくとも、どうか御無理でせうが、呼びかへして御對面だけでもなすつて、それから御返し下すつたら有難いことです」と申し上げたので、清盛も「それでは、お前が餘りに強ひていふ事だから、對面だけして返さう」といふので、使を出して佛を召し返された。佛御前は素氣なくはねつけられ、車に乗つて既に門を出やうとしてゐたのが、呼び戻されて歸つて來た。

やがて清盛がそこへ出て來て、「何と佛よ、今日の見參は許すべきではなかつたのだが、妓王が何と思つたのか、餘りに勤めるので、この様に面會した

まじきぞ。とう／＼罷り出でよとぞ宣ける。佛御前はすげなう言れ奉りて既に出んとしけるを、妓王入道殿に申けるは、遊者の推參は、常の習でこそさぶらへ。其上年も未少うさぶらふなるが、偶思立て參てさぶらふを、すげなう仰られて、返させ給はんこそ不便なれ。いか計辱う片腹痛くもさぶらふらん。我が立てし道なれば人の上とも不覺。縱舞を御覽じ歌をこそ聞召さすとも、唯理をまげて、召返して御對面計さぶらひて、返させ給はば、難有御情でこそさぶらはんすれと申しければ、入道相國「いで／＼さらば、わがせが餘にいふ事なるに、對面して返さん」とて、御使を立て召されけり。佛御前

妓王

のであるが、面會した上は、どうしてお前の聲を聞かないで済ませられやう、で、先づ今様を一つ歌つて見よ」と仰せられた。すると佛御前は「承知致しました」といつて、今様を一つ歌つて「これは佛の自作ではない。當時流行してゐた歌である。後の妓王のも同様」あなたに始めて御目にかゝると、その御盛にあやかつて、この姫小松も千代まで榮えるでせう。

御覽なさいお前の池の龜岡に、鶴も壽ぎの如く群れ遊んでゐます。」と繰返し／＼三返歌ひ澄ましたので、見聞の人々は皆、耳目を欬て感嘆した。入道殿も大層面白いことだと思つて「さてお前は今様は仲々上手だね、此の様子では定めて舞も上手だらう、一番見たいものだ、鼓打を呼び寄せよ」といつたので、早速鼓打を呼び、鼓を打たせて一番舞を舞つた。

この佛御前は髪、姿から肩まで世に勝れた美點の持主で、加ふるに聲もよく、節も上手だから、どうして舞を仕損することがあらう。全く豫想外に上手に舞つたから、入道はその舞に感心して、やがて佛の方へ心移されたのである。そこで佛御前は「こは一體何事ですか。妾は元來推參の者で、既に追ひ出されましたのを妓王御前の御願によつて呼び戻された者でございませうから、早々お暇を戴いて、お邸を出して下さい」と申ししたが、清盛は「全

は、すげなういはれ奉り、車に乗つて既に出でんとしけるが、召れて歸り参りたり。入道躰て出で合、對面し給て、「いかに佛、今日の見参は有まじかりつれども、妓王が何と思ふ哉覽、餘に申進る間、加様に見参はしつ。見参する上では、如何でか聲をもきかで可有。先今様一つうたへかし」と宣へば佛御前承りさぶらふとて今様一つぞ歌うたる。「君を始めて見る時は、千代も經ぬべし姫小松、御前の池なる龜岡に鶴こそむれゐて遊めれ」と、推返々々三返歌すましたりければ、見聞の人々、皆耳目を驚す。入道も面白き事に思ひ給て、さてわごせは、今様は上手にて有けるや。此定では舞も定めてよか

く其儀は許すことが出来ぬ。但しお前がさう言ふのは妓王が居る爲めに遠慮するのさ。さういふ譯ならば、妓王をこそ追ひ出さう」と仰せられると、佛御前は「これは又どうしてそんなことが御座いませう。妓王様と妾と一緒に召し置かれてさへ、恥知らずと思はれないかしらと存じてゐますのに、妓王様をお出しになつて、妾一人を召し置かれるならば、妓王様がどうお思になるかと考へると、どんなに恥かしく、また妓王様もお氣の毒なことせう。若しあなた（入道）が後々までも妾をお忘れにならないのなら、又御召しに預つて参上することもありませう。何れにしても今日は御暇を頂きたうございます」といつた。すると入道は「お前がそんなことをいふのなら妓王は早く／＼出てしまへ」と、三度までも妓王の部屋へ御使を立てられた。

妓王は素から清盛の性質を知つてゐたので、いつかは籠が失せるとは豫想してゐた事であるが、それでも、昨日や今日の中に來やうとは思ひもよらなかつた。入道殿は、どうしても妓王が此處に居ることはならぬと仰せられるので、とう／＼自分の部屋を掃除し、あと始末をして西八條殿を出ることにきめた。

らん。一番見ばや。鼓打召せとて、召れけり。打せて一番舞うたりけり。佛御前は、髮姿より始て眉目かたち世に勝れ、聲よく節も上手也ければ、なじかは舞は損すべき、心も及ばず舞すましたりければ、入道相國舞にめで給て、佛に心を移されけり。佛御前、こは何事にてさぶらふぞや。本よりわらはは推参の者に、既に被出まゐらせしを、妓王御前の申狀に依つてこそ、被召返てもさぶらふ。早々暇賜つて、いだしせ御座と申ければ、入道相國、都て其儀叶ふまじ。但妓王が有るに依て、左様に憚るか、其儀ならば、妓王をこそ出せと宣へば、佛御前、是又いかで去御事侍ふべき、共に召

妓王

情の習であるのに、まして況んや、この西八條は三年の間住み馴れた所であるから、名残も惜まれ、悲しくて、やはり涙がとめどなく出るのだつた。しかし、いつ迄かうしてゐるべきでもないから、妓王は、今はもうこれ迄と決心をきめて部屋を出たけれども、自分の居なくなつた後の忘れ形見にもと思つたのであらう、襖に泣く／＼一首の歌を書きつけた。

「萌え出づる草も、枯れてゆく草も、同じ運命をもつてゐるのであるものを。何れといつて、秋に逢はないで果つるものがあらうぞ」

さて、それから、車に乗つて自分の家へ歸つたが、たゞ襖の内に倒れ伏して泣くより外仕方がなかつた。母や妹がこれを見て、「一體どうした事か」と尋ねたけれど、妓王は兎角の返事もしない。そこで、お伴の女に尋ねて、そんな事もあつたのかと事情を知つたのである。

そこで、清盛の方から毎月送られてゐた百石百貫も止められ、その代りに佛御前の縁者の者共が始めて樂しみ榮えた。此事を京中の者が傳へ聞いて、誠に妓王は西八條殿からお暇をもらつて出されたのであるさうな。いざ自分が逢つて楽しく遊ばうなどと考へて或は手紙を送る者もあれば、或は使を遣す者もあつた。けれども、妓王は今更又、人に顔を向けて遊び戯るべきでもないといつて、手紙をさへ受取る事もなく、使を接待するといふ事さへな

抄

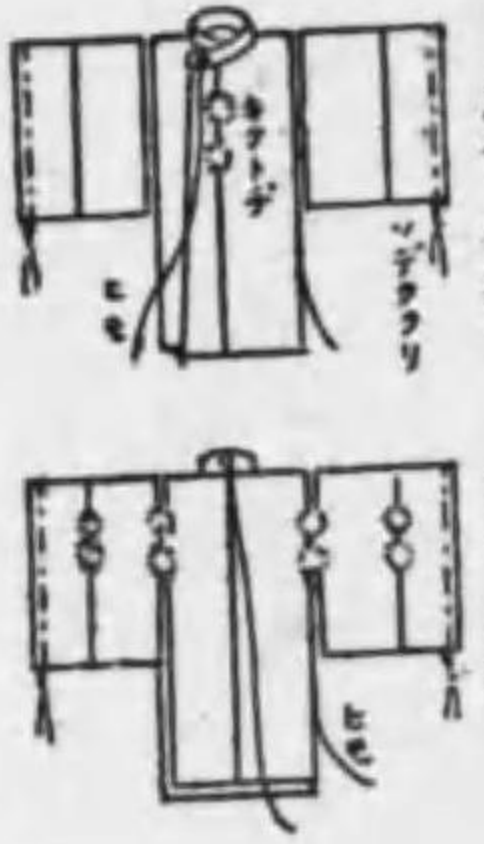
置れんだに恥しうさぶらふべきに、御前を出させ給て、わらはを一人召置れなば、妓王御前の思ひ給はん心の中、いか計恥しう、片腹痛くもさぶらふべき。自ら後までも忘れ給はぬ御事ならば、召れて又は参るとも今日は暇を賜りんとぞ申ける。入道、其儀ならば、妓王とうく罷出でよと、御使重て三度までこそ立てられけれ。妓王は元より思ひ儲たる道なれ共、さすが昨日今日とは思もよらず。入道相國、いかにも叶ふまじき由頻に宣ふ間、はき拭ひ塵拾はせ、出づべきにこそ定めけれ。一樹の陰に宿合ひ、同じ流を掬ふたに別は悲しき習ぞかし、いはんや是は三年が間住馴し所なれば、名残も惜く悲くて、無甲斐涙ぞすゝみける。さてしも有べき事ならば、妓王今はかうとて出でけるが、無からん跡の忘れ形見にもとや思ひける。障子に泣々一首の歌をぞ書附ける。

萌出るも枯るも同じ野邊の草、何れか秋にあはで果つべき。さて車に乗つて宿所へ歸り、障子の内に倒れ伏し、たゞ泣くより外の事ぞなき。母や妹是を見て、いかにやいかにと問ひけれども妓王兎角の返事にも不及、具したる女に尋てこそ去る事有りとも知てけれ。さる程に毎月被送ける百石百貫をも被推止て、今は佛御前のゆかりの者共ぞ、始て、たのしみ榮えける。京中の上下此よしを傳へ聞て、誠や妓王こそ、西八條殿より暇賜つて、出されたんなれ。いざや見参して遊んとて、或は文を遣す者もあり、或は使者をたつるもありけれども、妓王、今更又人に對面して遊び戯る

つた。こんなことがあるにつけても、妓王は、一層悲しくて、甲斐なき涙が更にこぼれるのであつた。

いともあらむばとて、文をだに取入事もなく、まして使をあひしらふ迄も無りけり。妓王是に附ても、いと悲しくて、かひなき涙ぞこぼれける。

水干(表) 水干(裏)



【語釋】

(一)水干——狩衣の一種、水干とはもと地質の名で、しなやかに著心地のよいやうに糊を用ひず、水張にして干した絹の名だつたが、後には衣服の名となる(挿繪参照)。(二)立烏帽子——本式の烏帽子である。折烏帽子に對していふ(挿繪参照)。(三)白箱巻——柄箱ともいふ。銀の、のし附なる箱巻をいふ。(四)あのやうでこそ——あのやうにてこそその約。(五)附きて——附けてあれば、と字を補つて解するといふ。(六)幸は云々——幸福といふものは前世で善根を積んだ功德として、此世に生れ出る時から定まつてゐるのだといふ。この考は佛教の因果律、業感の思想である。(七)不斜——普通ではない、それ以上だといふ意味。(八)さうなう——左右なく——遠慮もなくむやみと、位の意。(九)やうやある——やは反語である。推参するといふことがあるが、あるべきでない。(一〇)神ともいへ——佛御前といふ名から聯想して神ともいへ云々と云つたのだ。(一一)妓王があらんする云々——あらんするはあらんとするの約、即ち妓王が居る所への意。「叶ふまじきぞ」の前へ「引見は」とでも付けてみると宜い。「叶ふまじ」といふ所を強めの助字を加へてまじきぞとしたのである。(一二)片腹痛くも候らん——傍痛して、「そばめにも氣の毒だ」との意である。こゝでは(私も)「そばはづかしいことでも御座いませうよ」といふ位の意。(一三)わいぞ——和御前又は我御前で女子又は子供を親しんでいふ言葉。(一四)有まじかりつれど——あるまじくありつれど約。有るべき筈ではなかつたのだがの意である。(一五)今様——今様とは當世風といふ位の意で、當時盛に行はれた謠ひ物の一種である。次の例にみえる通り、多くは七五言の句を四つ並べたものである。(一六)君をばはじめて云々——君は濟盛を指し、姫小松は佛自身を譬へたのである。即ち君の千秋萬歳にあやかつて、この姫小松も生きながらへるでせうと祝言を述べたのである。遊ぶめれの

水干を着けたる圖



立烏帽子

妓王

三三

めれはめりであるが、こその係り結びでめれとなつた。「お前の池」とは寢殿の前にある池であらう。(一七)歌ひ澄ます——上手に歌つたといふのである。(一八)有りけるや——けるは現在完了の如き助動詞で、「有る」とだけ譯して宜い。やは強き感嘆の意を含む助詞である。「よ」などと同じ。(一九)見ばや——ばやは希望を表はす助詞。(二〇)なじかは——なにかは。はははは(二一)さすか——しかすがにの約つたもの。しかしながら、それでも。(二二)一樹の蔭に宿り云々——説法明眼論に「宿二樹下二波二河流二一宿二宿二日夫妻 皆是先世結縁」とある。(二三)今はかう——かうはかくの音便。今はもうこれまでの意。(二四)無からん云々——「無くあらん」で、居なくなつた跡のしるしにとの意である。(二五)萌出るも云々——「萌出る」は佛を諷し、「枯る、」は妓王自からを指す。「秋」は衰へること、寵愛のうすくなることを言つたのだ。何れかのかは反語。(二六)障子——唐紙障子で、今の襖のこと。(二七)知てけれ——知りてげり。(これは係結びの變化)(二八)出されたん、なれ——たんはたるの音便。

【評】 盛衰記を見ると、佛御前の舞をみて心を移した様子を細々と書いてある。その中に「入道は始より横目もせず打ち領許きくよだれとろく垂して見入り給へり。天性入道は善事にも悪事にも前後をば顧みず逸早き人にて、心の中に舞の終を遅しくとぞ待給ひける」とある、こゝらに清盛の感激性の強い、單純な性質を見ることが出来る。誠に清盛の性格には面白い無邪氣な所がある。初には「神ともいへ佛ともいへ、妓王があらん所へは云々」と云つた清盛が、すぐに佛に心を移して妓王を逐ひ出してしまふのであつた。この後とても、清盛の性格をよく見てゆくと、仲々興味深いものがある。

かくて今年も暮ぬ。明る春にもなりしかば、入道相國妓王が許へ使者を立て、「如何に妓王、其後は何事かある。佛御前が餘につれくげに見ゆるに、參て今様をも歌ひ、舞などを

【通釋】 かくてその年も暮れてしまつた。明る春にもなつたから、入道相國は妓王の許へ使者を遣して「何と妓王よ、其後は無事でございませうか、佛御前があまり淋しさうに見えるから、邸へ来て今様でも歌ひ、舞なども舞うて佛御前を慰めてはどうか」と仰せになつた。妓王は兎も角の返事もしないで、たと涙を押へて打ち伏すより仕方がなかつた。

も舞て、佛なぐさめよとぞ宜ひける。妓王兎角の御返事にも不及、涙を押へてふしにけり。入道重ねて、なにとて妓王は兎も角も返事をば申さぬぞ。參るまじきか。參るまじくば其の様を申せ。淨海も計らふ旨有りとぞ宜ひける。母とち是を聞くに、悲しくて、泣々教訓しけるは、なにとて妓王は兎も角も御返事をば申さで、加様にしかられ參せんよりはと、いへば、妓王涙を押へて申けるは、參んと思ふ道ならばこそ、聽て參るべし共申すべけれ。中々參らざらん物故に、何と御返事をば申べし共不覺。此度召んに不參ば計らふ旨ありと仰らるゝは、定て都の外に出さるか、さらすば命を召るゝか、是れ

妓 王

すると入道殿から重ねて「何故に妓王は兎角の返事もしないのだ。出て来ないとも言ふのか、出て来ないのなら来ないと返事をせよ、淨海も考があるから」と申して来た。母の刀自がこの様子を聞いて悲しい心持になり、泣く泣く教訓することには「何故お前は何とも御返事をしないのです。こんなに入道殿からお叱を受けるよりか、何とかお返事してはどうか。すると妓王は涙を押へて「參上しやうと思ふのならば、やがて参りませうとでも申し上げるのですが、決して參上しないのですから何とお返事申して宜しいのか解りませぬ。若し今度出て来なかつたならば考があると仰せられるのは定めて都を追放されるか、でなければ命をとられるか、この二つよりよも他の事では御座いますまい。たとひ都を追放されても歎くことではございませぬ。又命をとられるとも、なんで惜しい我身でございませう。一度嫌はれませぬ。二度と顔を向けやうと思ひませぬ」といつて、尙返事ももしなかつた。そこで母刀自がまた泣く泣くさすことには「日本の國に住まうとすれば、兎も角も入道殿の仰せに背いてはいけませんよ。その上お前は男女の縁といふものは長い、前世からの因縁であつて、今に始まつた事ではないといふ事も知つて居るでせう。たとひ千年万年添ひ違ひませうと約束しても、やがて間もなく別れる様な男女の中もあるものです。又ほんの一才

二つにはよも過じ。縦ひ都を出さるゝ共、歎べき道に非ず。又命を召さるゝとも、惜かるべき我身かは。一度うき者に思はれ参らせて、二度面を向ふべしとも覺すとて、猶御返事にも及ばざりしかば、母とち泣々又教訓しけるは、天が下にすまんには兎も角も入道の仰をば背くまじき事にて有ぞ。(其上わごせは) 男女の縁、宿世今に始めぬことぞかし。千年萬年とは契れども、離て別るる中もあり。白地(ちひがらし)とは思へ共、ながらへはつる事もあり、世に定なき物は、男女の習なり。況やわごせは、此三年が間思はれ参らせられたれば、有りがたき御情でこそ侍へ。此度めさんに参らねばとて命を召るゝ迄はよもあら

の間と思つてゐてさへも永らへ果つる事もあるのです。斯様に世の中で定め
ない物は男女の習であります。況んやお前はこの三年間、愛すべき者に思は
れてゐたといふ事は珍らしい御情です。今度お召しになつたのにお前が
上しないからといつて命を失はれる程のことはよもやありません。恐らく
都の外へ追放されるのでせう。で、たとひ都の外へ追放されても、お前達は
年がまだ若いのですから、どんな邊鄙の岩木の間でも過すことは樂でせう
が、私は年をとつて衰へてゐるのだから、慣れぬ田舎の生活を豫想してさへ
悲しい氣がします。だから、どうか私を都の中で死ぬるまで住まはせて下さ
い。それが今生のみならず、後生までの孝行といふものです」といふものだ
から、妓王は再び参上すまいと決心した事だが、母の命に背くまいといふの
で、止むなく出かけて行つた。妓王の心の中こそ誠に哀れである。

妓王は自分一人で出かけるのも餘りに心憂いといふので、妹の妓女其他白
拍子二人、至て四人して、一つ車に乗つて西八條殿へ参つた。すると、今ま
でお召しになつてゐた座敷へは入れられないで、すつと下の間に座敷をつく
つてそこへ案内された。妓王は「これは一體何といふ事だ、自分に通をした
事はないのだから、逐ひ出されるさへ非道なのに、その上、座敷まで下げら
れるとは残念なことだ、どうしたら宜いだらう」と思ふ心を人には知らせま

じ。定めて都の外へぞ出されんすら
ん。縦ひ都を出さるゝ共、わごせ達
は年未だ若ければ、如何ならん岩木
のはざまにても過さん事易かるべ
し。我身は年老い、齡おとろへたれ
ば、ならぬ鄙の住居を豫て思ふこ
そ悲しけれ。唯我をば都の中に住
みはてさせよ。其ぞ今生後生の孝養
にてあらんするぞといへば、妓王参
らじと思ひ定めし道なれども、母の
命を背かじとて、泣々又出で立ける
心の中こそむざんなれ。妓王獨り参
らん事の餘りに心うしとて、妹の妓
女をも相具しけり。其外白拍子二
人、惣じて四人、一つ車に取り乗つ
て、西八條殿へぞ参じたる。日比召
れつる所へは入れられずして、遙に

いとて、袖で顔を押へたけれど、涙はその隙から流れ出る程であつた。
御佛前は是を見て、餘りに氣の毒に思つたから入道殿に「あれはまあ妓王
様だと存じますが、それなれば、この座敷は日來お召しにならなかつたのな
らば兎も角、さうでなく、いつもこのお座敷へお呼びになつてゐられたので
すから、こちらへお召し遊ばせ。でなければ妾にお暇を下さい。出て行きま
せう」と申したけれど、入道はどうしてもいけないと仰せられるので、詮方
なく出ても行かなかつた。

入道殿はやがてお出ましになつて「いかに妓王よ、其後は何の變りもない
か。實は佛御前が餘りに淋しげに見えるので、今様でも歌ひ舞でも舞うて、佛
を慰めてくれよ」と仰せられた。妓王は、こゝへやつて來ては、どちらにしても
入道の命に背くべきでもあるまいと思ひ、涙を押へながら今様を一つ歌つた。
「佛も悟を聞かない昔は凡夫であつたのです。我々だとて、終には佛に成れ
る身なのです。お互にどちらも佛性といつて本來清淨な心を持つて居る身
であるのに、今更佛よ凡夫よと差別のあるのは悲しいこととございます」
と泣く／＼返歌つたので、其座にならんでゐた平家の公卿殿上人、はては
諸大夫や侍達まで皆感涙を流した。入道も、實に尤もなことだと思はれ、時
にとつて尤もなことだ、殊勝にも歌つたことよ。次には舞も見たいのだけ

さがりたる所に座敷しつらうてぞ置かれける。妓王は「こはされば何事ぞや、我身にあやまつ事はなければ共、出され参するだにあるに、剩へ座敷をだにさげらるゝ事の口惜さよ。如何せん」と思ふを人にしらせじと、押ふる袖の隙よりも、餘りて涙ぞこぼれける。佛御前是れを見て、餘に哀に覺えければ、入道殿に申けるは「あれは如何に妓王とこそ見参らせさぶらへ。日來めされぬ所にてもさぶらはこそ。是へ召れ侍へかし。さらすばわらはに暇を賜り出で参せん」と申けれ共、入道「いかにも叶ふまじき」と宜ふ間力及ばで出ざりけり。入道やがて出會ひ、對面し給ひて、いかに妓王、其後は

ど、今日は他に取紛れる用事も出来たから、これで止めやう。但し、今後は私の方から呼びにやらなくとも、いつでも出かけて来て、今様や舞などを歌ひ舞うて佛と遊ぶが宜い」といはれた。妓王は別に返事もしないで涙を押へて退出したのである。そして「伺候すまいと覺悟をきめて居ただけけれど、母上の命に背くまいと思つて、おめくつらい所へやつて来て、加ふるに二度の恥辱を受けた事の口惜しさよ。斯うして世間に生きてゐるならば、又もつらい目に逢ふであらう。いつその事は唯身を投げてしまはうと思ふ」と話すと、妹の妓女も是を聞いて「お姉様がお死になるのなら妾も一緒に身を投げます」といふ。

母の刀自はこれを聞くと一層悲しくなつて、又泣く／＼戒めることには、「こんなことがあるとも知らないで、西八條へ伺へと戒めた事のうらめしさよ。誠に、お前が恨みかこつのも尤もなことです。けれどもお前が身を投げるのなら妹も一緒に死ぬといふ。年の若く娘達を先立て、この年老いた母が、生きてゐたつて何の楽しみがありません。だから私も一緒に身を投げて死にます。……けれども、よく考へて御覽。まだ死ぬ時期も来てゐない母に入水させることは、五逆罪とかいふ重い罪であらうものを、そして入水五十年は假の宿といふのだから、この假の宿で取をいくら受けてもそれは少の

何事か有る、佛御前が餘につれ／＼に見ゆるに今様をうたひ、舞なんどをも舞うて、佛なぐさめよとぞ宣ける。妓王、参る程では、兎も角も入道殿の仰せをば背くまじき物をと思ひ流るゝ涙を押へつゝ、今様一つぞ歌たる。「佛も昔は凡夫也。我等も終には佛也。何れも佛性具せる身を、隔つるのみこそ悲しけれ」と泣々二返歌うたりければ、其座に並居給へる平家一門の公卿殿上人、諸大夫侍に至るまで、皆感涙をぞ被催ける。入道もげにもと思ひ給ひて時に取つては、神妙にも申たり。さては舞も見ただけ共、今日はまざるゝ事出来たり。此後はめさず共常に参りて、今様をも歌ひ、舞などを舞うて佛なぐさめよとぞ宣ける。妓王、兎角の御返事にも及ず、涙を押へ

様なものです。それよりか死後の長い間路に迷ふ事こそ、取返しもつきませんまい。……あゝ此の世で悲しい目を見せられるのでさへ苦しいのに、ましてあの世で苦しみの世界へゆくことは何と悲しい事だらう」とさめ／＼と泣きながら愚痴をいふので、妓王も亦涙を流して「成る程／＼お母様がさう仰しやる通り間違もなう五逆罪になります。妾も一時の恥辱を受けた残念さに、つい身を投げやうと申したので、さう仰せらるゝならば自害を思ひとゞまりました。けれどもかうして都に居りましたは又いやな目に逢ふことでございませうから、都の外へ出て暮らませう」といふて、妓王は廿一歳のうら若い身空で尼になり、蟻峨の奥の山里にさゝやかな草庵を結んで念佛三昧の生活をしてゐた。妹の妓女も是を聞いて「姉様と御一緒に死なうとさへ思つたのに、ましてその様に世を遁れて出家の生活に入るのに、誰が後れをとりませう」といふて、十九歳で妾をかへて、姉と一緒に籠居して後の世の幸福を祈つた。母の刀自も是を聞いて、若い娘達さへ尼となる世の中に、年老いた母が白髪をつけてゐても何の甲斐があらうと、四十五歳で剃髪して、二人の娘と諸共に一心に専修念佛して、後生菩提を願つたといふのも、誠にあはれな物語である。

出にけり、妓王參らじと思ひ定めし道なれ共、母の命を背かじと、つらき道に赴いて二度うき恥を見の口惜さよ。かくてこの世にあるならば、又もうきめに逢はんすらん。今は唯身をなげんと思也といへ。妹の妓女是を聞いて、姉身をなげば、我も共に身をなげんといふ。母とち是を聞くに悲くて、泣々又重ねて訓しけるは、左様の事あるべしとも不知して、教訓して參らせつる事のうらめしさよ。誠にわごせの恨むるも理なり。但しわごせが身をなげば、妹の妓女も共に身を投んといふ。わかき娘どもをさき立てて年老い齡衰へたる母、命生きても何にかはせんなれば、我も共に身を投げんする也。未だ死期も來らぬ母に身をなげさせんする事は五逆罪にてやあらんすらん。此世は假の宿なれば、恥ぢても恥ぢても何ならず、唯ながき世の闇こそ心憂けれ。今生で物を思はするだにあるに、後生でさへ惡道へ赴かんする事の悲しさよと、さめざめとかき口説ければ、妓王泪をはらくと流いて、げにも左様に侍らはば、五逆罪無疑。一旦うき恥を見つる事の口惜さにこそ、身をなげんとは申たれ。さ侍はば自害をば思止り侍ひぬ。かくて都に有ならば、又も憂目を見んすらん、今はたゞ都の外へ出んとて、妓王二十一にて尼になり、嵯峨の奥なる山里に、柴の庵をひきむすび、念佛してぞ居たりける。妹の妓女是を聞いて、姉身をなげば、我も共に身をなげんとこそ契りしか。まして左様に世をいとはんに、誰かおとるべきとて、十九にて様をかへ、姉と一所に籠り居て、偏に後世をぞ願ひける。母とち是を聞いて、若き娘どもだに様をかふる世の中に、年老い齡衰へたる母、白髪を付けても何にかはせんとして四十五にて髪をそり、二人の娘もろともに、一向專修に念佛して後世を願ふぞ哀なる。

【註釋】(二九)つれづれに見ゆ——淋しさうな様子をしてゐる。(三〇)しかられ參らせんよりは——その後へ、參る方よかるべし、とく、その旨返事あるべし」位の詞を補ふとよくわかる。八坂本では「あれ程の仰なるに、など御返事をば申さぬぞ」とある。(三一)寄

世云々
元來は前世、過去世の意義だが、こゝでは宿世の因縁即ちあの世からの永い關係と解すべきである。つまり、男女の結ばれる縁は宿縁によるものであつて、今世だけに始まつた事ではない。ぞかし、は強めの助詞。(三二)白地——かりそめ、ほんの暫く。(三三)如何ならん云々——いかならん、どんな山里の岩木の狭間でても。(三四)ならばはは——慣れの延語。(三五)今生後生の孝養云々——今の世でも孝養になるし、死後までも安心して死れるから、結局孝養になるといふことだ。「あらんするぞ」は「あらんとするぞ」で、つまり「あるなり」の意。(三六)むざんなれ——無慚は元來佛語で、心に、はづかしく思はない。後悔も反省もしない意味であるが、それが轉じてかはいさうの意になつた。(三七)日頃めされの所にては云々——日頃妓王をお召にならぬ座敷ならば兎も角(さぶらば)こそ尤もにてもあれ)さうでなくて、今迄はいつもお召になつてゐた座敷なのだから。(三八)さらすばわらははに云々——正節本は「さらすば妾に暇を給へ、いで見參し侍はん……力及ばで出ざりけり」とある。八坂本は「さらすば、出で見參せん……力及ばず」とある。覺一別本(校定)には「これへ召され候はずば、わらははに暇を給へ、出でて見參せん……力及ばで出ざりけり」とある。所で石田氏の解釋には「さあ召ませう……力及ばず其室から出て舞を見る場所へ出て行つたといふのであらう」といふてあるが、これでは意味が解らぬ。こゝはやはり正節本の如く「いで(さあ)見參し侍はん」か、又は八坂本なり覺一別本の如く「出でて見參せん」の意味でなくてはならぬ。後者の場合とすると「妾に暇を下さい(清盛の側を離れて妓王の所へゆく間暇を許してくれ)。この部屋を出て、妓王にお目にかゝりませう」と頼んだが、入道が許さなかつたので、部屋から出て妓王の所へ行かなかつたの意とならう。又本文に従へば「でなければ妾は此處西八條の邸を出て行きませう。御暇を下さい……出でゆかなかつた」と解される。(八坂本の場合でも、「一先づ西八條を暇もらつて又お目にかゝる時あらう」とも解し得られる、いかゞにや。従つて内海氏の解釋並に石田氏の解釋の本文「力及ばで出で去りけり」では意味が通じられる。内海氏のは此所解なし。(三九)佛も昔は凡夫なり云々——佛とは自覺し、他を覺せしむる悟りを開いた人の意である。凡夫とは迷ひつゝ、流轉せる人である。佛性とは無染無垢の佛陀たる靈性をいふ。この靈性即ち神性は一切人類が本來具有せるものであるが、この靈性(真如法性)が、妄想顛倒の見に覆はれてゐる爲めに迷の凡夫となつてしまつたのである。覺者即ち佛陀はこの迷を解脱した人である。凡人も亦解脱すれば佛陀たり得るのである。さて、この今様は、さうした佛教的な考を表に歌ひながら佛御前と妓王自身との榮枯盛衰を諷してゐるのである。(四〇)諸大夫

——元は一位以下の通稱。中古以後は五位の通稱。貞丈雜記に「大夫をすみていふ時は五位の事也」。(四一)達はんすらん——達はんとすらんの約。(四二)何にかはせん——かはは反語。(四三)五逆罪——佛教で(一)父(二)母を殺し、(三)佛身より血を出し(佛説に反對す)、(四)阿羅漢(悟者の一階段)を殺し、(五)和合僧を破る(平和を亂す)のなまふ。(四四)此世は假の宿——佛教では宇宙の實相を一切皆空と説く、従つて此世を實在と観するのは實は迷で、此世は假の宿だと説く。(四五)ながき世の闇云々——本朝に迷の世界を流轉するのは悲しい。(四六)一向専修——只管専修念佛をいふこと。

【評】 盛衰記には母刀自の教訓として「四八條殿は世にも腹悪き人にて、思ひ立ち給ふ事は横紙をやぶらるゝぞかし云々」とある。されば母刀自が清盛の横紙破りを恐れたのであらうけれど、流布本の描寫から受ける刀自の印象は、随分利己的な注文であるかに思へるではないか。しかも斯うした所にも今生後世の迷となるといひ、五逆罪を犯すといふなど、佛教的な考を加へて諷めてゐるのだ。然かし斯うした淺薄な佛敎主義も、此時代には一般化されてゐたことは他の諸書を見ても肯かれるのである。ともあれ、この一節は讀者をして、妓王に同情を深めしむるには却つて誂へ向である。妓王の胸中「こはさは何事ぞや」の一句で充分に表はされてゐるではないか。なほ最後迄讀み續けてからこしやの妙味をいふ。

かくて春過ぎ夏たけぬ。秋の初風吹きぬれば、星合のそらを詠めつゝ、天の戸渡る梶の葉に思ふ事書く比なれや、夕日の影の西の山の端にかくるゝを見ても、日の入り給ふ所は、西方淨土にてこそ有んぬれ。いつか我等もかしこに生れて、物を思はで

【通釋】 かく、妓王等が嵯峨の奥に籠つてから後、春も過ぎ夏もたけて、そろ／＼秋の初風が吹き出してくると、誰しも彥星と棚機つ女の出合ふ空を眺めながら、自分の思をこめて梶の葉に書きつける、さうした七夕の頃ともなつた。

夕日の影が西の山の端に隠れてゆくのを見るにつけても、「あの日の入り給ふ方は西方阿彌陀佛の在す淨土であるよ。いつかは我等も彼處に生れて、悲しい思も忘れて暮らされるのだらう」それにつけても、過ぎこし方の憂さつ

過さんすらんと、過にしかたの憂事ども思つゞけて、唯盡させぬ物は涙也。たそがれ時も過ぬれば、竹の編戸を閉ぢふさぎ、燈幽にかきたてて、親子三人諸共に、念佛して居たる所に、竹のあみ戸をほと／＼と打たしく者出來たり。其時尼共肝をけし、哀是は、無云甲斐我筈が念佛して居たるを妨げんとて、魔縁の來るにてぞ有らん。晝だにも人も問來ぬ山里の、柴の庵の内なれば夜更て誰かは尋ぬべき、僅に竹をあみ戸なれば、あけず共押破らんこと易かるべし。今は唯中々あけて入んと思也。其に情を不懸して、命を失ふ物ならば、年來頼みたてまつる彌陀の本願をつよく信じて、隙なく名號を

らさが、何彼と思ひ出されて、盡きせぬものは只涙ばかりである。黄昏もすぎた夜のとほりもおろされたので、竹の編戸を閉ざし、燈をかすかに掻き立て、妓王母子三人が諸共に念佛を唱へてゐるのであつた。するといふと、誰かど來て竹の編戸を靜かにたたく者がある。この時三人の尼は驚き恐れて、「あれ、どうすれば宜いのであらう。つまらない妾達が稱名念佛してゐるのを妨げやうとて惡魔でも來たのであらうか。晝でさへ人も訪ねて來ぬ山里の草庵だから、夜が更けて誰が尋ねて參る者があらう。……けれども惡魔だとすれば、こんなさゝやかな竹の編戸であるからこちらから開けなくとも押し破つて入つて來ることは容易なことである。それよりか却つて此方から開けて入れやう。それにも拘らず情をかけずに妾達を殺すやうなことがあれば、たゞ妾達は年來信仰してゐる阿彌陀如來のお救の誓を強く信じて、一心に御佛の名を唱へやう。きつと妾達の聲を尋ねて諸佛菩薩が淨土からお迎に來て下さるのですから、どうしてお救ひにあづからないといふことがあらう。お互に心を入れて念佛を怠りなざるな」と互に心を戒め合つて、手に手を取りつゝ竹の編戸を開けた所が、外には魔縁は居なくて、佛御前がつか／＼と入つて來た。

妓王は驚いて「これはどうした事です、佛御前ではごさいませぬか。今頃

唱へ奉るべし。聲(五三)を尋ねて向ひ給なる、聖衆の來迎にて御座せば、などか引攝無かるべき、相構へて念佛おこたり給ふなど、互に心を戒めて、手に手を取らみ、竹のあみ戸をあけたれば、魔縁にては無かりけり、佛御前ぞ出で來たる。妓王、あれは如何に、佛御前と見參らするは、夢かや、うつゝかと言ければ、佛御前涙を抑て、加様の事申せば、都て事新しうは侍へども、申さずば、又思ひ知らぬ身とも成りぬべければ、始よりして細々と、有のまゝに申也。本よりわらはは推參の者にて、既に出され參らせしを、わごせの申狀に依つてこそ、召し返されても侍ふに、女の身の無云甲斐事、我身を心に不任し

見えるとは、夢でせうか、現でせうか」と獨語すると、佛御前も涙を抑へて「こんなことを申し上げては、何もかも事新らしい涙の種ですが、しかし申し上げねば、義理も人情もない女だと思はれますでせう、ですから一部始終を申し上げます。元來妾は自分からすゝんで西八條殿へ出かけた者で御座います。そして既に追ひ出されやうとしましたのを、あなたの御とりなしで召し返された者ですので、それに女の身の悲しさ、自分の意の通りにならずして、あなたをお出しして、妾が無理に引留められました事は、今もなほ恥かしく、お氣の毒に存じます。

あなたが追出されたのを見るにつけても、いつか又我身の上に来る事だらうと思ふと、少しも嬉しい氣がしませぬでした。それに、あなたが襖子に「何れか秋にあはで果つべき」とお書きなすつたお歌の意味は實際その通りだと思ひました。又、いつだつたか、あなたがお召し出されになつて今様をお歌ひになられた、あの今様も妾にはよつく思ひ當りました。

其後あなたのいらつしやる所が何處だかちつとも分りませぬでしたが、近頃承れば、この様にお姿をかへて一緒に念佛生活をなすつていらつしやる由餘りにお羨ましい氣がして、いつもく入道殿にお暇を願つたけれど、少しも御許しがございませぬ。

て、わごせを出させ參らせて、わらははが被押留ぬる事、今に恥しう片腹痛くこそ侍へ。わごせの被出給ひしを見しに附けても、いつか又我身の上ならんと思ひ居たれば、うれしとは更に不思。障子に又何れか秋にあはで終べきと、書置き給し筆の跡げにもと思ひ侍しぞや。いつぞや又わごせの召され參らせて、今様を歌ひ給ひしにも、思知られてこそ侍へ。其後は在所を何くとも知らざりしに、此程聞けば、加様に様をかへ、一つ所に念佛しておはしつる由、餘に美しく、常は暇を申ししかども、入道殿更に御用ひまします。つくづく物を案するに、娑婆の榮花は夢の夢(五四)樂しみ榮えて何かせん。人身は難受

備々考へて見ますに、人間界の榮華なんて全く夢の又夢の如く果ないものです。それに較べて、人間と生れることは仲々得難い事であり、更に佛の教に遇ふたことは誠に稀な好機なのです。それにも拘はらず法を求めないでゐて又死後地獄に陥る様なことでもありましたら、今度こそ何度生れかはずも、永劫の時間を経て、再び人間界に浮び上ることは困難でございませう。人間の壽命は老も幼きも順序通りに死ぬるものではない。それが人の世なのですから、年が若いからとて少しもたよりになりませぬ。出る息は入るを待たず、蜉蝣・電よりもなほ果ない命です。一時の榮花に有頂天になつて、後世の苦惱を知らないのは残念だと存じまして、今朝西八條殿を紛れ出て、この様な姿になつて來ました」といつて頭から蔽ふてゐた衣を取りのけたのを見ると、既に尼になつてゐた。この様に尼になつて來ました上からは、日頃の咎を御許し下さい。若しお許し下さると仰せられるならば妾も御一緒に念佛して同じく蓮華に乗つて極樂參りをする身の上となりませう。それでも猶御得心下さらなければ、仕方がないから何處へでもあてなく漂泊つて、どんな若の上、松の根にでも伏して、命のある限り念佛して往生極樂の本望を遂げやうと思ひます」といつて袖を顔にあて、泣きながら話した。

妓王は涙を抑へて「あなたが、それ程までに思つていらつしやうとは夢



佛教には遇ひがたし。この度泥梨に沈みなば、他生曠劫をば隔つ共、浮び上らん事かたかるべし。老少不定のさかひなれば、年の若きを非可頼、出る息の入るをも不可待、かげろふ稻妻よりも猶はかなし。一旦の榮花にはこつて、後世を知らざらん事の悲しさに、今朝まぎれ出でて、かく

にも存じませぬでした。浮世の習はしとして此世はつらいものと思ひつゝも、やはり、うつかりするとあなたが怨めしい氣がして、その執念の爲めに、今生も後生も、佛道に入りながらも迷を離れ切れないうで、却つて仕損じたかと思つておましたのに、この様にお姿をかへていらつした上は、日來の憾は露程も残りませぬ。今は心もさつぱり晴れたので往生も間違ごさいませぬ。今度こそ極樂参りの本望を遂げられることは何よりも嬉しいことです。

一體妾が尼に成つたのをさへ、世間では珍らしい事の様に言ひますし、妾自身もさう思つてゐました。けれどもそれは世を恨み身をかこつたのですから尼になるのも道理です。あなたは恨もなく歎もありませぬ。今年やうやく十七になられた人が、それ程までに、この矛盾の多い穢れた世を厭つて淨土を願はうと深く決心なすつたのこそ本當の大道心と存じます。妾達にとつては本當にあり難い善知識様です。それでは御一緒に御淨土を願ひませうといふわけで、四人一所に籠つて、朝夕佛前に向ひ花や香を手向けて、邪念なく淨土願生の念佛生活をしてゐたが、死ぬ時は前後こそあつたれ、皆往生極樂の本望を遂げたといふことだ。

であるから後白河法皇の御創建になつた長講堂の過去帳にも妓王以下四人の尊靈と、一所に書き入れてある。誠にめづらしい話である。

成りてこそ参りたれとて、かづいたるきぬを打除たるを見れば、尼に成つてぞ出來たる。加様に様を變へて参りたる上は、日比の科をば許し給へ、許さんとだに宣はゞ、諸共に念佛して、一つ蓮の身とならん。其にも猶心ゆかずば、是よりいづちへも迷ひ行き、如何ならん苦の筈、松が根にもたふれ臥し、命の有んかぎり念佛して、往生の素懷を遂げんと思ふなりとて、袖を顔に押當て、さめんとかきくどきければ、妓王涙をおさへて、わごせの其程まで、思給はんとは、夢にも不知。浮世の中の嗟哉なれば、身の憂とこそ思ひしに、兎もすればわごせの事のみ恨めしくて、今生も後生も、なまじひに仕損じたる心地にて有つるに、斯様に様を變へておはしつる上は、日來の科は露塵ほども不殘。今は往生無疑。此度素懷をとげんこそ、何よりも又嬉しけれ。妾が尼に成りしをだに、世に難有事の様に、人もいひ、我身も思ひさぶらひしぞや。其は世を恨み、身をなげいたれば、様をかふるも理なり。わごせは恨もなく、歎もなく、今年は纒十七にこそなりし人の其程まで穢土を厭ひ、淨土を願はんと思ひ入り給ふこそ誠の大道心とはおぼえ侍ひしか。嬉しかりける善知識哉。いざ諸共に願はんとして、四人一所に籠り居て、朝夕佛前に向ひ花香を備へて、他念なく願ひけるが、遅速こそ有けれ、皆往生の素懷を遂げけるとぞ聞えし。されば彼の後白河法皇の、長講堂の過去帳にも、妓王・妓女・佛・とち等が尊靈と、四人一所に被入たり。難有かりし事共也。

【釋】(四七)星合の空云々——七夕の夜のことをいふ。此の夜には梶の葉に詩歌を書いて星に獻ると思がかなふといふ風習があつたのである。梶の葉は天の川を渡る橋と同音の關係から用ひられたのであらう。(四八)日の入り給ふ所は云々——太陽の沈み給ふ西の方に阿彌陀佛の極樂淨土がある。あんなれ、はあるなれの音便。(四九)念佛——阿彌陀佛の御名を稱へ、佛を憶念すること。(五〇)冤縁——冤は梵語 Mara の略、能く修道の障礙をするが故に破壊善者と譯す。冤縁とはこの惡縁に接近させる因縁のこと。こゝでは惡縁

寛といふ程の意。(五一)中々——かへつて。(五二)彌陀——無量の壽、無量の光と譯す。四方極樂の教主で、迷の衆生を救はうと四十八の本願をなした。(五三)聲をたづねて云々——臨終に名號を稱へること、彌陀は觀音、勢至をはじめ諸佛菩薩(聖衆)をつれて、淨土に迎へるとの意。具さには觀無量壽經に説いてある。(五四)娑婆——梵語サーハ。堪忍土と譯す。諸の苦痛を忍ばなければならぬ國土の義。この世界の稱(五五)人身は受難く云々——六道講式にある言葉で、地獄或は畜生と、三界六道を流轉する迷の衆生の中でも、人間に生れて佛の教を聞くことが出来るといふことは誠に稀有なことである。尙又、同じ人間に生れども、佛教に遇へる地方に生れ合せるといふことは、よくくの幸運であるといふ考へ方である。(五六)泥梨——梵語ニラヤ、奈落即ち地獄をいふ。(五七)他生曠劫——生れかばり死かばりして、長い時間流轉極りなきをいふ。(五八)一つ蓮——一つ蓮に救はれやうといふ意味、即ち一緒に同じ淨土へ参らう。(五九)素懐——常日頃から希つてゐる望。(六〇)中の嵯峨——憂き世の習はし(さが)と、地名の嵯峨とを兼ねていうたのだ。(六一)善知識——人を佛道に導く人。(六二)長講堂——後白河院の創建で、五條橋の西南にあつた。

【評】この一篇は平家物語としては寧ろ傍系的挿話に屬するものであるが、然かし確かに面白い劇的な一章である。「平家物語を流れる主想を、人生のはかなさに對する詠嘆であるとするならば、此の妓王が事の一章は、平家の小さな縮圖である」と石田氏が評してゐるのは頷かれる。確かに、こゝには盛者必衰の痛ましさが、強くく描かれて「娑婆の榮華は夢の夢、樂み榮えて何かせむ」といふ心持が如實に示されてゐるやうである。私は、これを讀む度に、人生そのものを考へさせられる。佛が「われ天下にもあそばると雖も、……」と考へて「當時都に聞え候佛が参りて候」と推参する心持。清盛がそれに對して「なんでふ、左様の遊者は……」とく罷り出でよ」と反抗的に怒る心持。或は追ひ出される妓王が「何れか秋にあはではつべき」といふ怨言、何れもその立場にたてば尤もなことだと思ふ。

強い者に對して強く火花を散らす人の心も、弱い者には軟かく動く、例へば妓王が遊び者の推参は常のならひにこそ候へ、その上、年も未だ幼う候なるが」といひ「わがたてし道なれば人の上とも覺えず」と身につまされて佛を掩護する心持、或は佛が妓王に同情して「あれはいかに、妓王とこそ見参らせ候へ、日頃召されぬ所にも候はこそ云々」と取りなし、清盛亦、妓王の心持を察すると、「時にとつては神妙にも申したり、さては舞も見たけれども今日はまざる、事出できたり、この後は召さずとも常に参つて」と言ひた

くなる。三人三様、その時々々の心持が如何にも無理からぬ人間の心であらう。さもあれ、此の一章に描かれた、妓王と佛との性格よ。内海氏は古い型の女性として妓王を、新しい時代の女性として佛を眺めてゐる。これも成る程一應の理があるが、どこまでもこの二人の女性を新舊の型の代表者として論じ去らうとすれば、無理が出て來はしまいか。妓王のやさしさに對して、佛には確かに強い一面もある。名譽欲もある。しかしそれは十七八の小娘が美貌の持主として、歌舞の技の巧みなものとして、都の人氣を背負へば、誰でも、さうした單純な名譽欲や抗爭的な氣持も出やうではないか。妓王にだつて「参らむと思ふ道ならばこそ、やがて参るべしとも申すべけれ。なか／＼参らざらむもの故に何と御返事をば申すべしとも覺えず云々」といふ負けぬ氣は持つてゐたのである。とも角、私はこの二人の女性が結局一つ庵に籠つて念佛三昧の生活に入つたといふ歸結にこの時代の心と、作者の心とを窺ひ得ると思ふ。佛教意識の深化、厭離穢土、欣求淨土の心持は、中古殊に深く擴がつた考へであるが、それが、平家一篇否この妓王の事にもよく出てゐるのである。娑婆の榮枯も夢である。恩怨も夢である。假令その往生思想が、氣分的な、情趣的なものであつたにしろ、その往生欣求の思想から現世をふりかへる時、同一に念佛して恩怨ともに忘るゝ世界を求めたのであつた。兎も角かうした佛教的思想の背景で彩られてゐることは看過すべからざる點であらう。其他清盛の性格も雖知としてゐるが、これは又後に考へる機會もあらうから略してお

二代の后

昔より今に至るまで、源平兩氏、朝家に被召使て、王化に不隨、自ら朝權を輕する者には、互に戒を加へしかば、世の亂はなかりしに、保元

【通釋】昔から源平兩家が朝廷に仕へて、王化に隨はなかつたり、朝廷の御威勢を輕んずる者があると、互に戒め合つてゐたので、世の亂れるといふことも無かつたけれども、保元・平治の亂の後には、源氏の末流までが流されたり殺されたりして、今は平家一族のみ榮えて、これに對抗する者がない

爲義被斬、平治に義朝誅せられて後
 は、末々の源氏ども、或は被流、或
 は被失て、いまは平家の一類のみ繁
 昌して、頭をさし出す者なし。いか
 ならん末の代までも、何事か有んと
 ぞ見えし。去共鳥羽院御晏駕の後
 兵革うちついでいて、死罪流刑關官停
 任、常に被行て、海内も不静、世間
 も未落居就中永曆應保の比よりし
 て、院の近習者をば、内より御戒あ
 り、内の近習者をば、院より被戒間、
 上下恐慄いて、安い心もせず。唯深
 淵に臨んで、薄氷を踏むに同じ。主
 上上皇父子の御間に、何事の御隔か
 有るなれ共、思の外の事ども多かり
 けり。是も世澆季に及で、人梟惡を
 先とする故なり。主上院の仰を常は

からどんな後々までも何事も起るまいと思はれたに拘らず、鳥羽院崩御の後
 は戦争が打續いて起り、刑罰が盛に行はれて國內も不穩で、世間も落付かな
 い有様である。とりわけ永曆（一二〇）・應保（一二三）の頃から後白河上皇と二
 條天皇との近習者が互に一方の御所から御咎めを蒙る様なことが續出して、
 上下ともに不安な日を送つてゐた。
 一寸考へると主上と上皇は御親子仲であらせられるから、何の隔りもない
 筈であるが、事實は思の外の軋轢があつた。これといふのも世が末世になつ
 て、人が惡賢いことばかりをする様になつたからである。で、主上が上皇の
 仰せに反對なさつた事柄の中でも特に人を驚かし首をかたむけさせた様な不
 祥事がある。

それはかうである。故近衛天皇の后多子が先帝に後れ奉つた後は近衛川原
 の御所へお移りになり、極めて地味な御生活をしてゐられた。けれど天下第
 一の美人の噂が高かつたので、二條天皇はしきりに御執心で竊に御ふみを送
 られる様なこともあつた。けれども大宮多子の方は少しも御聞入れにならな
 い。主上は一心に思ひつめていらつしやるのが早や表面にあらはれて、終に
 は公能の所へ太皇太后宮を后として御入内なされるといふ詔が下つた。斯様
 な詔は平常のと質が違ふので公卿達が相談を初める事となつた。その結果、支

申返させおはしましける中に、人耳
 目を驚かし、世以て大きに傾け申す
 こと有けり。故近衛院の后、太皇太
 后宮と申しは、大炊御門の右大臣公
 能公の御娘也。先帝におくれ奉らせ
 給て後は、九重の外、近衛川原の御
 所にぞ移り住ませ給ける。前のきさ
 いの宮にて、幽かなる御有様にて渡
 らせ給しが、永曆の頃ほひは、御年
 二十二三にもや成せ御座けん、御盛
 も少し過させ御座す程なり。されど
 も天下第一の美人の聞まし〜けれ
 ば主上色にのみ染める御心にて、竊
 に高力士に詔して、外宮に引き求め
 しむるに及で、この大宮の御所へ竊
 に御艶書有り。大宮敢て聞し召しも
 不入。されば、ひたすら早ほに顯は

那には例があるが、我朝では二代の后に立つといふ先例がないといふので結
 局否定され、上皇からも、それは宜しくないといふ御言葉があつた
 けれ共主上は御聴きいれなく、とう〜御入内の日迄宣下されるに至つた。
 大宮は大層御悲しみになつて「先帝に後れ奉つた久壽の秋（一一八五、七月）
 自分も共に死ぬか、若しくは出家でもしてゐたら、こんな憂い事を聞かなか
 つたらうに」と慨かれた。すると父の公能は、いろ〜と宥め賺して「世間に
 隨はないで意地を張るのを狂人といふと言はれてゐる、既に詔が下つた上は
 兎や角申すとも詮がないんだから、速かに参内なさい。若し皇子でもお生れ
 になつて、お前も國母といはれ私も外祖として尊ばれる目出たい前兆である
 かも知れない。さうして見れば、お前の入内は私を援けて呉れる孝行の至で
 ある」と様々に宥められたけれど、大宮は何の返事もなさらなかつた。其頃
 何となき御手習の序に「世の中の憂さから脱れて出家もしないで、今、類例
 もない二代の后になつて悪名を流すのであらうか悲しい事だ」と御詠みにな
 つた。その歌がどうして世間に洩れたのであらうか、優にやさしい御心根で
 あると人々は語り合つた。愈々御入内の日になると、父の大臣、お伴の上達
 部などは飾車の儀式（いだし車といつて盛儀の際華美を施して出し立てる牛
 車）など殊の外に意を用ひてお送りして参らせられたけれど、大宮は氣のすま

れて、后御入内可有由、右大臣家に
 宣旨を被下。此事天下に於て、異な
 る詔旨なれば、公卿會議有りて、各異
 見を言ふ。先づ異朝の先蹤をとぶら
 ふに、震旦の則天皇后は、唐の太宗
 の后高宗皇帝の繼母なり。太宗崩御
 の后高宗の后に立給ふ事有り。其は
 異朝の先規たる上、別段の事なり。
 然れ共我朝には、神武天皇より以來
 人皇七十餘代に至る迄、未だ二代の

ぬ御出發であるから急にもお乗りにならない。すつと夜も更けて夜半になつ
 てから御車に助け乗せられて御入内になつた。御入内後は麗景殿にいらつし
 た。かういふ譚だから大宮は、主上が愛に溺れ給はぬ様に一向に朝政に御精
 勤になる様にお勧めするといふ状態であつた。御所の紫宸殿や清涼殿にはい
 ろ／＼の障子があるのであるが、その中に故近衛院が御幼主であらせられた
 其當時、何となき御手なぐさみの序に落書してお汚しになつた有明の障子が、
 舊のまゝに少しも違はずあるのを御覽になつて、先帝の昔もなつかしく御思
 になつたのであらう「また再びこの身體のまゝで御所へ参つて、昔のまゝの
 同じ御所の月を見やうなどとは思つても居なかつたのに」と御詠みになつ
 た。

この御歌を見ても、どんなに近衛院との御仲がよかつたかゞ想像されて優
 にやさしい事である。

可然由こしらへ申させ給へ共、主上
 仰せなりけるは、天子に父母なし、我れ十善の戒功に依て、今萬乗の實位を保つ、是れほどの事、なごか
 敷慮に可不任とて、懸て御入内の日、宣下せられける上は、上皇も力及ばせ給はず。大宮かくと被聞
 けるより、御涙に沈ませおはします。先帝におくれ参らせにし久壽の秋の始、同じ野原の雲も情を、家
 をも出で、世をも遁れたりせば、今かゝるうき耳をばさかざらましとぞ御歎ありける。父の大宮こしらへ

申させ給ひけるは、世に不隨を以て狂人とすと見えたり。既に詔命を被下、仔細を申に所なし。唯速に
 参らせ給ふべき也。若し皇子御誕生ありて、君も國母と被言、愚老も外祖と可被仰瑞相にてもや候らん。
 是偏に愚老を助させ御座まします御孝行の御いたり可成と、やう／＼にこしらへ申させ給へども、御返事
 も無りけり。大宮其比なにとなき御手習の次に、

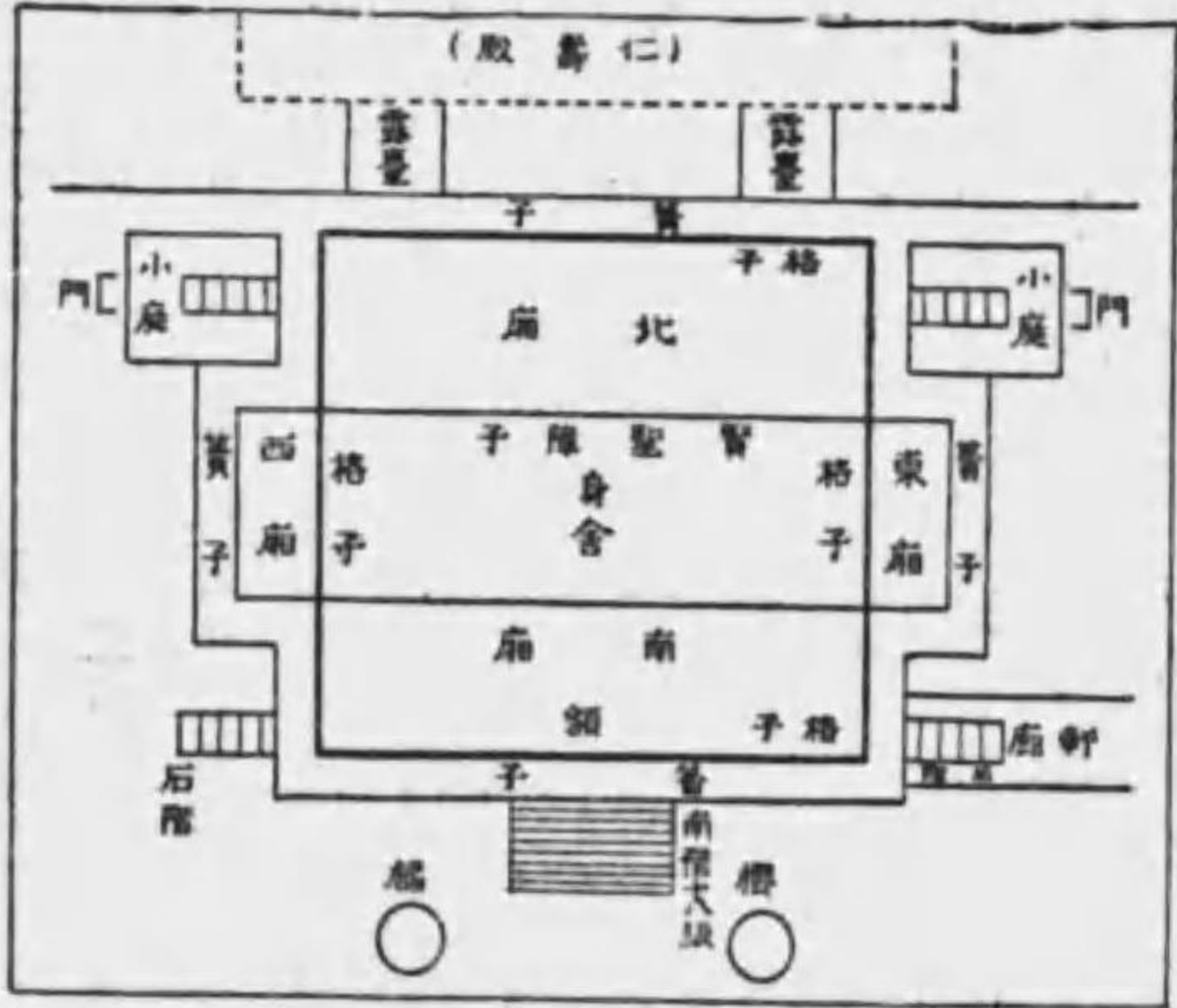
うき節に沈みもやらで、河竹の世にためしなき名をや流さん。

世には如何にして洩れける哉覽、あはれにやさしきためしにぞ人々被申合ける。既に御入内の日にも成
 しかば、父の大臣供奉の上達部、出車の儀式など、心ことに出して参らせ給ひけり。大宮懶き御出立なれ
 ば、頓にも不奉遙に夜更け、さ夜も半になりて後、御車に被助乗せさせ給ひけり。御入内の後は、麗景殿
 にぞ御座ける、されば一向、朝政を勧め申させ給ふ御様なり。彼の紫宸殿の皇居には、賢聖の障子を立
 られたり。伊尹、鄭伍倫、虞世南、太宗望、角里先生、李勣、司馬、手なが、足なが、馬形の障子、鬼の
 間、李將軍が姿を、さながら寫せる障子も有り。尾張守小野道風が、七回賢聖の障子と書けるも理とぞ見
 えし。彼の清涼殿の畫圖の御障子には、昔金岡が書きたりし遠山の有明の月も有とかや。故院の未幼主に
 て御座しそのかみ、何となき御てまさぐりの序に、かきくもらかさせ給たりしが、有しながらに少しも違
 はせ給はぬを御覽じて、先帝の昔もや、御戀しう被思召けん。
 思ひきや憂身ながらに廻り來て、同じ雲井の月を見んとは。

其間の御なからひ、言ひしらす哀れにやさしき御事也。

【語釋】(一)いかならん末の代云々——どんなに後代になつても何事があらうか(かは反語)即ち、平家の威勢は萬代不易であるとの意。

(二) 憂駕——天子の崩御をいふ。抄には章昭の註を引いて天子の崩御を憂駕といふのは臣子の情として天子が崩ぜられたといふ氣になれない。今日は天子の御駕がおそく(憂)御出ましになるのだらう位に考へるといふ意味から出たのだとの意かのべてある。(三) 深淵に臨んで云々——詩經に出てゐる。危いこと。(四) 主上上皇の父子の間に云々——覺一別本には「何事の御隔があるべきなれど」とある。八坂本には「父子の御間なりければ、何事の御隔がわたらせ給ふべきなれど」とある。かは反語。(五) 澆李——末世ともいふ。



紫宸殿略圖

世衰へ、人情輕薄となつた時をいふ。(六) 世以て大きに傾申す——八坂本には「世以て大きにそしり、傾き申すことあり」とある。傾は耳を傾けるで、奇態なことだと不審がること。(七) 高力士——唐の玄宗の時の將軍で、楊貴妃を薦めた人であるが、こゝでは唯、大力の人の意に用ひたのだらう。(八) ほにあらはる——權にあらはるで、機子が外にあらはれること。(九) 天子に父母なし——北史に見ゆ。(一〇) 十善の戒功によつて云々——十善の戒行(先出)を持する者の中、上、中の者は天界に生れ、下の者は人間界に生れて王となると佛教ではいふ。そこで、十善戒を保つた功徳で、今、萬乘(乗物)の天子となつたの意である。(一一) 河竹の世——竹の節をよといふから世にかけたのである。河竹は葉の廣い竹だが、此は縁語に用ひたゞけである。(一二) 上達部——公卿(先出)の異稱。(一三) 賢聖の障子——支那の古聖賢三十二人の像をかいた障子。障子とは、今日のついたて、ふすま、明障子など何れもへだての爲めに設けたものをいふ。(位置は挿繪参照)。(一四) 伊尹——殷の湯王の師。(一五) 鄭伍倫——漢の肅宗の時の人。(一六) 虞世南——唐太宗の臣。(一七) 太宗望——周文王の謀臣。(一八) 角里先生——漢の四皓の一人。この角里先生及び司馬(不明)の二人は賢聖障子には描いてない。(一九) 李勣——唐太宗の臣。(二〇) 手長足長の障子——山海經によつて描いたもの(挿繪参照) 荒海の障子ともいふ。清涼殿にある。但し、本文によると、紫宸殿にある様に解せられるが、それは文章がわるいのである。次の馬形鬼の間も同じ。(二一) 馬形の障子——清

涼殿にある、表に馬を畫いた布障子。(二二) 鬼の間——これも清涼殿にある。南壁に白澤王が鬼を斬る圖がかいてある。(清涼殿略圖参照)。(二三) 李將軍——漢昭帝の臣、李廣のこと。(二四) 七回賢聖の障子——小野道風程の能筆家がこの障子に銘を書くのに七回も書きなほしたといはれてゐる。(二五) 遠山の有明の月云々——本文には「昔金岡が書きたりし」となつてゐるが長門本では只「清涼殿の畫圖の御障子に秋月をか、れたる所あり、近衛院未だ……」となつて「清涼殿の畫圖の御障子に秋月をか、れたる所あり、近衛院未だ……」となつて「清涼殿の畫圖の御障子に御手すまみに書き疊らされたものと解されらでみると近衛院がこの障子に御手すまみに書き疊らされたものと解される。恐らく、その畫に落書でもなされたのだらう。けれども玉葉には「……月のあかりりける夜おぼし出づることありて詠める(多子)」と詞書があるから、本當の月に託しての御迷情と見た方が正しからう。

【評】

二代后は今鏡と對照して讀むと、多子后の性格がや、はつきりする。後白河

二條御父子の御不和が何處に原因があるかは充分明かではないが、二條院の外戚經宗や、乳母

子惟方等が上皇の院政を廢さうとする企てはあつたやうだ。兎も角此頃は依然として、藤氏の勢力争が後宮から引いて皇室の御争を巻き起し、これに武士が加はつて、保元・平治二度の不祥事を惹起してゐるのは悲むべき極みである。今、平家物語では二代の后に筆を及ぼしつゝ、平治亂には觸れなかつた。従つて史實としては本文の初に「平治に義

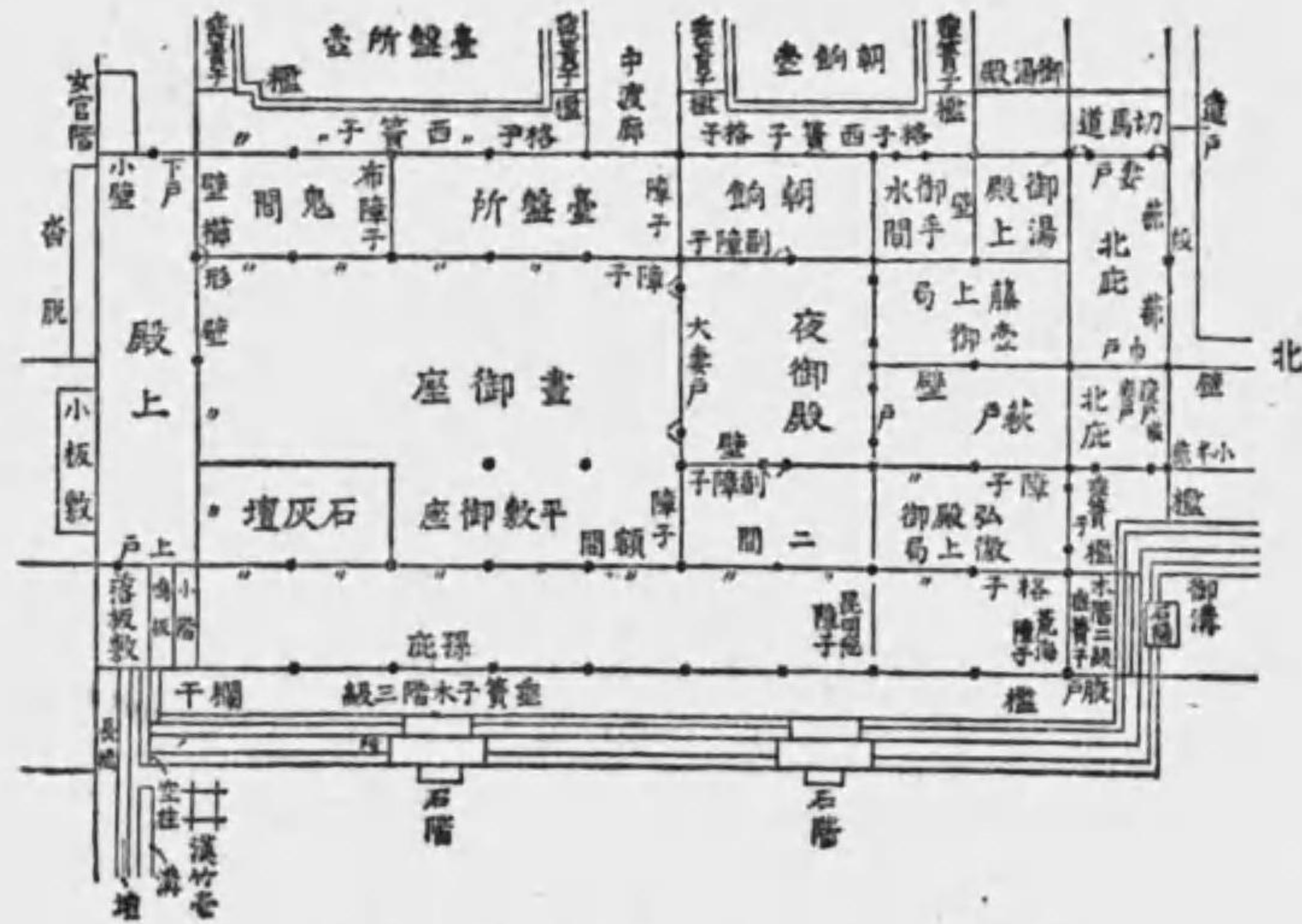


馬形障子(表)畫墨(裏)裏面に人馬が乗る(裏面に人馬が乗る)

二代の后



荒海御障子(布障子)畫墨(金物赤銅)四隅狀金



(る據に證考圖裡内大) 圖略殿涼清



朝誅せられて後は……今は平家の一類のみ繁昌して頭をさし出す者なし」といふのは、二代后より後の事であるべきである。しかもなほ、こゝに傍系的な二代后を掲げたのは何故だらうか。私はこれを次の「額打論」「清水夷上」などと共に、平家滅亡の前兆とも見るべき不祥事の續出と解してゐる。そこに作者の用意があるのであると。

額打論

去程に永萬元年の春の比より主上御不豫の御事と聞えさせ給ひしが、同じき夏の始にも成しかば、事の外に重らせ給ふ。此に依つて、大藏大輔伊紀兼盛が娘の腹に、今上一の宮の二歳にならせ給ふが御座けるを、太子に立て参らさせ可給と聞えしほどに、同じ六月二十五日、俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。聽て其夜受禪有しかば、天下何となうあわてたる様なりけり。其時の有識の人々被申合はけるは、先づ本朝に童帝の例を尋るに、清和天皇九歳にして、文徳天皇の御禪を受させ給ふ。其は彼の周公旦の成王に代り、南面にして一日萬

額打論

【通釋】 そのうちに、永萬元年の春の頃から二條院御病氣の噂がたつたが、同年夏の始には殊に御重態、そこで兼盛の娘の御腹に出来た御長男が二歳でいらつしやるのを皇太子になさるといふことであつた。同年六月二十五日俄に親王の宣旨をお下しになつて、すぐその夜御讓位なすつたから世間では何となく不安の色がみなぎつた。その時ある學者の人々が話し合ふには、我朝で童帝の例を調べると清和天皇は九歳、外祖基房が攝政となる。鳥羽天皇は五歳、近衛天皇は三歳で御位におつきになつた。これをさへいつこんな例があるのだと云つたのに、この六條天皇は二歳でおなりになつたのだから全く先例がない。従つて世間で兎や角騒ぐのも尤もである。

さて、さうしてゐる間に同年七月廿七日に二條上皇は終に崩御になつた。御年廿二、まだ蕾んだ花が散つた様にお若くて崩ぜられたのであるから御所の内では皆悲嘆の涙にくれたのである。やがて其夜廣隆寺の東北舟岡山に御骸を納め奉つた。所が御葬式の夜延曆寺・興福寺の僧侶達が額打論といふ事をやりだして互に亂暴をしたのである。一體天皇の御葬送の時の法式として奈良・京都の大寺の僧徒がお供をして、御墓の廻りに自分の寺々の額を立てる

機まきの政まつりごとを治をさめたまひ給しに准なぞらへて、外祖忠仁公幼主ちゅうじんこうを扶持し給へり。是ぞ攝政の始なる。鳥羽院五歳、近衛院三歳にて踐祚有り。彼をこそ、いつしかなれと申ししに、是は二歳に成らせ給ふ。先例なし、物騒しとも愚也。去程に同七月二十七日、上皇遂に崩御成りぬ。御年二十二。つばめる花の散れるが如し。玉の簾錦の帳の内、みな御泪に咽ばせ御座す。聽て其夜廣隆寺の良、蓮臺野の奥、舟岡

慣例があつた。先づ第一番に、聖武天皇の勅願寺。これは由緒もあるから異議を唱へる者もないので東大寺が第一番に額を立てる。次には藤原不比等の氏願だからといふので、藤原氏の菩提寺たる興福寺が額を立てる。京都の方では興福寺の向ふ側に延暦寺、つゞいて三井寺が額をたてることになつてゐる。然るに今度の御葬送の夜には比叡山の僧侶達が、どう考へ立のか先例を破つて興福寺の上座に額を立てたのである。そこで奈良の僧徒は「どうしやうか」と相談をはじめてゐる時、興福寺の觀音坊・勢至坊といふ二人のあばれ者が走り出て延暦寺の額を切つて落し、散々に打破つて「うれしや水鳴るは瀧の水、日は照るとも水勢は盛だわい」とはやしなながら奈良の僧徒の中へ入つてしまつた。

山に奉納。御葬送の夜、延暦興福兩寺の大衆、額打論と云事をし出て、互に狼籍に及ぶ。一天の君崩御成て後、御墓所へ渡し奉る時の作法は南北二京の大衆悉く、供奉して、御墓所の廻に、我が寺々の額を打つこと有り。先づ聖武天皇の御願、可爭寺無ければ、東大寺の額を打つ。次に淡海公の御願とて、興福寺の額を打つ。北京には、興福寺に向へて、延暦寺の額を打つ。次に天武天皇の御願、智證大師の草創とて、園城寺の額を打つ。然るを山門の大衆、如何思ひけん、先例を背いて、東大寺の次、興福寺の上、延暦寺の額を打つ間、南都の大衆、兎やせまし、角やせましと僉議する處に、爰に興福寺の西金堂衆、

觀音房勢至房とて聞えたる大惡僧二人ありけり。觀音坊は、黒絲威の腹巻に白柄の長刀莖短にとり、勢至坊は萌黃威の鎧著、黒漆の大太刀持つて、二人つと走り出で、延暦寺の額を切つて落し、散々にうち破り、うれしや水、鳴は瀧の水、日は照る共不絶とうたりとはやしつ、南都の衆徒の中へぞ入にける。

【釋】(一)親王の宣旨——今日では宣下なくて親土と稱するが、中古淳仁以後には皇子・皇孫・諸王たるを問はず、何れも宣下によつて親王と稱したので、斯く云つたのだ。(二)南面して云々——易の繫辭傳に「聖人南面而聽天下」とある。南が正面、陽にあたるからさういつたのだらう。ここでは攝政となつての意。天子の意ではない。(三)玉の簾、錦の帳の内——ともに宮中をさしていふ。(四)御墓所の廻に云々——和長卿記に發心(東)修行(南)菩提(西)涅槃(北)の四額をかける由記せり。(五)北京——奈良を南都又は南京といふに對し、京都を北京といふ。(六)敬待和尚——天臺宗系統では和尚をクワンシャウと呼び、禪宗ではチンシャウと云ひ慣はしてゐる。(七)うれしや水——當時流行の延年舞の詞で、梁塵秘抄にもこれに似たのが出てゐる。とうたりは瀧たりで、水の盛な様。

清水炎上

山門の大衆、狼籍を致さば手向ひすべき處に、心深うねらふ方も有りけん、一言葉も不出。御門かくれさせ給て後は、心なき草木までも皆愁へたる色にこそ可有に、此騒動の淺ましさに、高きも賤きも、肝魂を失

【通釋】南都の大衆は、延暦寺の僧達が亂暴をしたら手向ひするのであつたが、延暦寺方は心の中に深い企みでもあつたのか、其場では一言も出さなかつた。一體帝が崩御になられたならば、非情の草木まで悲しげな様子であるべきのに、かゝる騒動を起す淺ましさに身分の高下をとはず何れも肝を失つて四方へ逃げ去つてしまつた。同月廿九日十二時(正午)頃延暦寺の坊主共が大勢で山を下りて都へやつて來るといふので、武士や警察官達が西坂本へ

つて、四方へ皆退散す。同き二十九日の午の刻許、山門の大衆夥しう下洛すと聞えしかば、武士檢非違使西坂本に行向つて防ぎけれども事ともせず、押破つて亂入す。又何ものも申し出したりけるやらん。一院、山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべしと聞えしかば、軍兵内裏に參じて、四方の陣頭を固めて警護す。平氏の一類皆六波羅に馳せ集る。一院もいそぎ六波羅へ行幸なる。清盛公其時は未だ大納言右大將にておはしけるが大に恐れさわがれけり。小松殿何に依つて只今去る御事可候と被鎮甲けれ共、兵どもさわぎ旬る事夥し。され共山門の大衆六波羅へは不寄して、そよりなる清水寺に押寄せ

出向いて防いだが、ひるむ氣色もなく押破つて僧徒は都へ亂入した。又その折何者が言ひ出したのであらうか、後白河院が延曆寺の僧徒に御命令になつて平家をお討ちになるのだ。それで山門の大衆が押寄せるのだなどといふ噂がたつたので、武士共は内裏に參つて武士の控所を固めて警固するし、平氏の一族は皆六波羅へ集つた。後白河院も亦六波羅へ御幸遊ばされた。清盛は大變恐れろたへたけれ共、重盛は「どうしてそんな事があらう」といつて、騒ぎ合つてゐる武士共を鎮撫せられたのである。

山門の大衆は六波羅へは來ないで、的はづれの清水寺へ押寄せ佛閣僧坊を全部焼拂つてしまつた。これといふのは去る御葬送の夜の仕返しだといふ事だつた。といふのは清水寺は興福寺の支配下に屬した寺であるからだ。さて清水寺が焼けた翌朝、大門の前に「觀音の御利益はどうしたのだ、火も消えなかつたじゃないか」といふ立札が立つてゐた。するとその翌朝「遠大のお慈悲だ、目先の事で分かるものかい」といふしつべい返し札が立てゝあつた。山門の大衆はその儘、比叡山へ歸つたので後白河院も御所へ御還幸になつた。けれども胸の中の納まらぬのは清盛である。清盛は「今度の騒動につけても一院が御幸は誠に恐れ多い事である。けれども平家追討なんどの噂がたつといふのは、一院が前からさうしたお考があまりになつて内々の仰せで

て、佛閣僧房一字も不殘、みな焼拂ふ。是は去ぬる御葬送の夜の會稽の恥を雪んがためとぞ聞えし。清水寺は興福寺の末寺たるに依つて也。清水寺焼けたりける朝、觀音火坑變成池は如何にと札に書いて大門の前にぞ立たりける。次の日又歴劫不思議力不及と、返の札をぞ打ちたりける。衆徒歸り上りければ、一院も急ぎ六波羅より還御なる。重盛卿計ぞ、御送には參られける。父の卿は參られず、猶用心のためかとぞ見えし。重盛卿御送より被歸たりければ、父の大納言宣ひけるは、さても一院の御幸こそ大に恐れ覺ゆれ。兼ても思召寄り、被仰旨のあればこそ、かうは聞ゆらめ。其にも猶は打ち解け給ふ

もあつたればこそ、こんな噂がたつのだらう。さうしてみれば、仲々この儘では油断がならぬ」と言はれたので、重盛がいふには「そんな事は決して御様子にも御言葉にも出してはいけません。そんな事をするとかつて人に注意させるやうなもので、よくないでせう。こんな噂が立つにつけても愈々大御心にお背きにならず、人の爲にも御仁慈を施しなすつたら神佛の御加護もあることせう。さうすれば自然御身に危険も御座いますまい」と答へて其場を立たれた。清盛は之を聞いて「重盛卿は仲々餘裕ある大度の者だわい」と感心した。

さて後白河院は還御の後、御前に心おきな近習者達のゐる所で、「それにして平家討伐などと思ひもよらぬ事を言ひ出したものよ、露ばかりも考へてゐないのに」と仰せられると、院中でも君寵を受けて勢力のある西光法師が丁度そこに居合せたが、進み出て「天に口なし人を以て言はせよ」といふ事があります。近頃平家は身分を超えて我儘ですから定めて天の御計らひなのでせう」と申し上げた。人々は「これは飛んでもない事をいふ西光よ、壁に耳ありといふから、何處から平家に漏れるかも知れない、恐ろし／＼」と私語きあつた事である。

所で話は前にかへつて、六條院が御即位になつたけれど、其年は諒闇であ

まじと宣へば、重盛卿被^レ申けるは、此事努々御氣色にも御詞にも出させ給べからず。人に心附がほに、中々悪しき御事也。是に附ても能々敬慮に背かせ給はで、人の爲に御情を施させましまさば、神明三寶加護可有。さらんに取ては、御身の恐候まじとて被^レ立ければ、重盛卿はゆゝしう大様なる者かなとぞ、父卿も宜ひける。一院還御の後、御前に疎からぬ近習者達數多候はれけるに、さても不思議の事を申出したる物かな。露も思召しよらぬ物をと仰ければ、院中のきり者に、西光法師と云者有り、折節御前近う候けるが、進み出でて天に口なし、人を以て言はせよと申す。平家以ての外に過分に候間、天の御計にやとぞ申しける。人々、此事よしなし、壁に耳あり、恐しくとぞ各々私語きはれける。去程に其年は諒間なりければ、御禊大嘗

つたから御禊大嘗會も行はれなかつた。建春門院滋子(後白河院の妃)の御腹にて五歳にあらせられる後白河院の御子がおありになつたのを仁安元年十月に皇太子となさつた。かくて皇太子は御伯父で六歳、天皇は御甥で三歳なのだから順序からいへば顛倒してゐる譯である。けれどさうした例もない事はない。一條院と三條院とがそれである。但し六條院が五歳で御元服もなく御讓位なさつたといふやうなことは支那にも日本にも例のないことだ。かくて仁安三年の三月に新帝高倉院が大極殿で御即位になられたので、彌々平家の榮花の時が来たやうに思はれた。従つて大納言時忠の如きはこの建春門院の兄である上に、天皇の外戚であるから、朝廷内外の事につけて全く執權の臣の如くであつて、官吏の任免はこの人の自由であつた。そして世間の尊敬といひ、榮耀といひ、誠に結構な身分であつた。そして清盛も天下の政事上の事を大小となく時忠に相談し合ふので、時の人は時忠を平關白とさへ言つた程である。

會も不被^レ行。建春門院、其時は未だ東の御方と申ける其御腹に、一院の宮の五歳にならせ給ふの座けるを、太子にたて參らせ可給と聞えし程に、同じき十二月二十四日俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。明くれば改元ありて、仁安と號す。同き年の十月八日の日、去年親王の宣旨蒙らせ給ひし皇子、東三條にて春宮に立せ給ふ。春宮は御伯父六歳、主上は御甥三歳、何れも昭穆に不相叶。但寛和二年に、一條院七歳にて御即位有り、三條院十一歳にて春宮に立せ給ふ。先例なきにしも非ず。主上は二歳にて御禪を受させ給ひて、纔五歳と申し二月十九日に、御位をすべりて、新院とぞ申ける、未だ御元服もなくして、太上天皇の尊號あり。漢家本朝是や始ならん。仁安三年三月二十日の日、新帝大極殿にして御即位あり。此君の位に即かせ給ひぬるは、彌々平家の榮花とぞ見えし。國母建春門院と申は、入道相國の北の方、八條の二位殿の御妹也。又平大納言時忠卿と申すも、此の女院の御兄なる上、内の御外戚也。内外に附て、執權の臣とぞ見えし。其比の敍位除目と申すも、偏に此の時忠卿の儘成りけり。楊貴妃が幸し時、楊國忠が榮えしが如し。世の覚え、時の綺羅、目出度かりき。入道相國天下の大小事を宣ひあはせられければ、時の人平關白とぞ申しける。

【語釋】(一)西坂本——比叡山から琵琶湖斜面に下りた處の地名。(二)四方の陣頭——拾芥抄に建禮門(青馬陣)春花門(左馬陣)修明門(右馬陣)朝平門(建春門)建春門(左衛門陣)宜秋門(右衛門陣)宜陽門(左兵衛陣)陰明門(右兵衛陣)日華門(左近陣)月華門(右近陣)とある。(三)右大將——公卿補任によれば右衛門督の誤か。(四)觀音火坑云々——法華經普門品の偈に「彼の觀音の力を念ずれば火坑も變じて池と成らん」とある句をもつてきて、清水の觀音の御利益もなく、却つて焼けてしまつたのは、一體どうした事だと、嘲笑擲論したのである。次の歴劫不思議云々——これも同書に觀音の「弘誓は深き」と海の如し、劫を歴とも思議せじ」とある句によつて答へたのである。その意は觀音の愛は大海の如きものだから、そんな目先にすぐ現はれる様な淺薄なものではない。(五)神明三寶——神明は神

三寶は佛・法・僧の三つをいふ、つまり神佛といふこと。(六)天に口なし云々——文德實錄第一に天無口。假二人口。其他毛時、菊子等にもこの意味の句あれど、その通りのものなし。平家物語に「壁に耳天に口」とあり。(七)諒闇——天子の喪にある間をいふ。(八)御禊——天皇御即位あれば、其年の十一月に大嘗祭を行はる、これは一代の大祭であるから前もつて十月に鴨川に御幸になつて御禊(御身を潔めらる)を行はせらるゝのである。(九)昭穆に不相叶——昭穆とは支那の宗廟で祭る人の順位を定めてあつたのである。(次表参照)従つて、ここでは父子長幼の序が亂れたことをいふのである。



西↑(天子七廟ノ圖)

(一〇)太上天皇——讓位後の天皇の尊號。上皇はその略。(一一)大極殿——朝堂院の正殿で、天皇政事をみそなはし或は即位・賀正などの大禮を行はるゝ所。治承元年に焼亡してから廢絶された。(一二)除目——大臣以外の諸臣任官の公事をいふ。(一三)時忠(系圖参照)。



校定本(覺一別本)では後半「さる程にその年は」以下を分つて「御即位沙汰」としてある。文意からいふと「清水炎上」と切離した方が宜いやうである。

【評】頼朝論の争、山門の大衆の亂入。清水の炎上、と世の中の騒ぎは人の心を不安に導き勝である。果ては一院が平家を追討なさるのだといふ風評が立つ。四光が憤懣の語氣を舌端にあらはす。かくて平家物語一篇の重點が刻々に近づきつゝあることを知る。

殿下乗合

去程に嘉應元年七月十六日、一院御出家あり。御出家の後も、萬機の政を知召されければ、院内分かつたなし。院中に近う被召使ける公卿殿上人、上下の北面に至るまで、官位俸祿皆身に餘る計なり。されども人の心の習にて、猶あきたらで、あつばれ其人の失せたらば、其國はあきなん、其人の亡びたらば、其官には成りなんなど、うとからぬどちは、寄合々々さゝやきけり。一院も内々仰なりけるは、昔より代々の朝敵を平げたるもの多しと云へども、未加様の事はなし。貞盛秀郷が將門をうち、頼義が貞任宗任を滅し、義家が武衡家

殿下乗合

六五

【通釋】さて嘉應元年七月(二〇二)後白河院は御出家遊ばした後も、萬の政治を御執りになつていらしたから、院の御所と宮中との區別がない程であつた。院中に仕へてゐる人達は何れも官位俸祿が身分不相應に高かつたけれど、それでも尙飽き足らないのが人の心の習である。「さうだ、あの人が死んだら、その國守の地位があくだらう」などと、縁のありさうな連中は寄合ひながら私語いてゐた。後白河院も内心「昔から代々朝敵を平げた者は多いけれど、未だこんな事はない。今の清盛の様に我儘を振舞ふことは以ての外だ、これといふのも世が末世になつて帝王の威令も行はれなくなつた結果だ」と御考になつてゐられたけれど、好機がないので平家を御戒にもならなかつた。平家も亦別に朝家を恨み奉ることもなかつた。然るに世の中が亂れ初めた直接原因は、殿下乗合の事件である。といふのは去る嘉應二年十月の事、新三位資盛が雪のちら／＼降つた日、京の北の郊外へ鷹狩に出かけて、夕方六波羅への歸途折から参内しようとする攝政基房の御車と衝突した。攝政の御供は、「何者だ亂暴ではないか。攝政殿の出御なのだから、乗物より下りよ／＼」といらだつて制したけれど、資盛の供は世を世とも思はない程平氏の威勢を鼻にかけて

衡を攻たりしにも、勸賞行はれし事、纒か受領には不過ぎ。今清盛がかく心のまゝに振舞ふ事こそ然るべからぬ。是も世末に成て、王法の盡ぬる故なりとは、仰なりけれども、序なければ御戒もなし。平家も又別して、朝家を恨み奉らるゝことも無しに、世の亂れ初めける根本は、去じ嘉應二年十月十六日に、小松殿の次男、新三位中將資盛、其時は未越前守とて、生年十三に被成けるが、雪は斑に降つたりけり。枯野の氣色、誠に面白かりければ、若き侍ども三十騎許、召具して、蓮臺野や、紫野、右近馬場に打出て、鷹ども數多するさせ、鶉、雲雀を追立々々終日にかり暮し、薄暮に及で、六波

ろる連中で、加ふるに年も若く、禮儀作法を辨へてゐる者は一人もゐない。殿下の出御だと言ひも終らぬ間に、下馬もせず唯駈け破つて通らうとした。所で、夜だから暗さは暗し一向(さら)く、たえて(清盛の孫といふ事もわからない。又薄々に知つてゐても、そしらぬ風をして、資盛等を馬から引すり下して散々に恥辱を與へた。…清盛は大いに怒つて「たとひ殿下であらうとも、淨海の縁邊を御遠慮あるべきなのに、遠慮もなくあの小さい者に恥辱をお與へになるとは、口惜しい事である。こんな事からして人に侮り輕んぜられるのだ。此事はきつと殿下に思ひ知らせで置くべきか、何とかして恨を返してやりたいものだ」といつた。すると重盛は「これは何でもなし。若し源氏などに嘲弄せられたのならば、一門の恥辱でせうが、苟も重盛の子供といはれる者が、攝政殿の御出ましに出會ひ、乗物から下りないとは吳々も不都合(無禮)なことである。」と言つて其事件に關係ある侍共を呼びよせ「殿下とは知らず誤つて無禮を働いた由を申譯したい(ば)やは希望の助詞)程の心持を持って」と叱りつけて歸した。其後清盛は、重盛には何とも相談しないで、片田舎の侍で極めて強さうな奴の、而も清盛の命以外には恐ろしい物なしと思つてゐる様な武士、六十餘人を召し寄せて「来る二十一日攝政殿下がお出ましになる筈だ、就ては何處でも待ち受けて御供の武士の鬘を切つて資盛の恥を雪げ」

羅へこそ被歸けれ。其とき御攝録は、松殿にてぞまし(三ひび)ける。東洞院の御所より、御參内有り。郁芳門より入御可有にて、東洞院を南へ、大炊御門を西へ、御出なるに、資盛朝臣、大炊御門、猪熊にて、殿下の御出に、鼻突に參合ふ。御供の人ども、何者ぞ、狼籍なり、御出なるに、乗物より下り候へくといらでけれども、餘にはこり勇み、世を世ともせざりける上、召具したる侍ども、皆二十より内の若者どもなれば、禮儀骨法わきまへたる者一人もなし。殿下の御出とも不云、一切下馬の禮儀にも不及、唯駈破つて通んとする間、くらさは暗し、つや(清盛)太政入道の孫とも不知、又少々は知たれ共、そら

と申しわたした。殿下はそんな事を少しも御存知ない。高倉院が明年御元服で、御冠を冠らせる役目評定の爲に、暫く宮中の控所に宿直の爲め、常の外出よりも立派に出でた(せて)參内なすつた。すると、途中で六波羅の兵が三百餘人、皆甲冑をつけて待ち受け、今日を晴衣と着飾つてゐる御供の連中に、散々恥辱を與へ、鬘を切つてしまつた。就中五位の藏人隆教の鬘を切る時に「是はお前の鬘と思ふな、主人の鬘を切ると思へ」といひ含めて切つた。それから御車の中へ弓弭を突き入れ、簾を投げ落し、牛の繫紐を解くなど、散々にあばれ散らし、凱歌をあげて六波羅へ歸つて來た。さて殿下の御供に、因幡の先使で鳥羽の國久丸といふ身分の低い、しかし氣轉の利いた男がゐるが、御車の用意をし、殿下を乗せて中御門の邸へ還らせた。なく(還)御なさる行列の淺ましきは、申し様もない程であつた。鎌足(大織冠は冠位七色十三階の最上位)不比等の事は言ふ迄もなく良房、基經より以來、攝關の御身分でこんな酷い目に逢はれた事は、未だ聞いた事もない。これこそ平家悪行の始ともいふべきだ。さて重盛は此事を聞いて大いに恐縮狼狽して、其時出かけて行つた侍共を召した。そして「假令清盛公がどんな無理をいひ出して、何故自分には少しも知らせなかつたのだ。一體資盛は怪しからぬ。梅檀は双葉より香しとさへ言はれてゐるのに、既に十二三にも成らうとする者が、もう禮儀は辨

不知して、資盛朝臣を始として、侍共皆馬より取て下し、頗る恥辱に及びけり。資盛朝臣、はふく六波羅

へて行動すべきであるのに、かゝる無禮をしてお祖父さんの悪名を立てるとは、不孝千萬だ。此の罪はお前一人にあるのだ」といつて暫く伊勢國へ追ひ下された。

へ歸りおはして、祖父の相國禪門に此よし訴へ被申ければ、入道大に怒

ふ事だ。こんな事もあつたから、この重盛をば、君も臣も大層御感心なすつたとい

つて、縦ひ殿下なりとも、淨海があたりをば憚り給ふべきに、無左右あの少き者に恥辱を被與けるこそ、遺恨の次第なれ。かゝる事よりして、人には欺るゝぞ。此事殿下に思ひ知らせ奉らでは、えこそ有まじけれ。如何にもして恨み奉らばやと宣へば、重盛卿被申けるは、これは少しも苦う候まじ。頼政・光基な

ど申す源氏どもに、嘲られても候はんは、まことに一門の恥辱にても候べし。重盛が子供とて候はんする者が、殿の御出に參り逢うて、乗物より下り候はぬ事こそ、返々も尾籠に候へとて、其時事に逢うたる侍共皆召寄せて、自今以後、汝等能々心得べし。誤つて殿下へ無禮の由を申さばやと思へとてこそ歸され

れ。其後入道、小松殿にはかうとも宣ひも合せずして、片田舎の侍の、極めてこはらかなるが、入道の仰より外、世に又おそろしき事なしと思者共、難波瀬尾を始として、都合六十餘人召寄せて、来る二十一日殿下御出あるべかん也。何くにても奉待受、前驅御隨身共が髻切つて、資盛が恥すゝげとこそ宣ひけれ。兵共畏承つて罷り出づ。殿下是をば夢にも知めされず。主上明年御元服御加冠拜官の御定のため

に、御直慮に有べきにて、常の御出よりはひきつくるはせ給て、今度は待賢門より入御有べきにて、中御門を西へ御出なるに、猪熊、堀川の邊にて、六波羅の兵共、混甲三百餘騎奉待受、殿下を中に取籠參らせて、前

後より一度に鬨をどつとぞ作りける。前驅御隨身共が、今日をはれと裝束したるを、あそこを追懸け、委に追つめ、散々に凌礫し、一々に皆髻を切る。隨身十人の内、右府生武基が髻をも切られてけり。其中に藤藏人大夫隆教が髻を切るとて、是は汝が髻と不可思、主の髻と可思といひ含めてぞ切てける。其後は御車の内へも弓の強つき入れなどして、簾かなぐり落し、御牛の當胸・鞆きり放ち、かく散々にし散らして、悦の鬨をつくり、六波羅へ歸り參りたれば、入道神妙なりとぞ宣ひける。され共御車副には、因幡の

さい使、鳥羽の國久丸と云ふをのこ、下薙なれ共、さかくしき者にて、御車をしつらひ、乗せ奉つて、中御門の御所へ還御なし奉る。東帯の御袖にて、御涙を抑へさせ給ひつゝ、還御の儀式の淺ましき、申すも中々疎也。大織冠・淡海公の御事は、あげて申すに不及、忠仁公、昭宣公より以來、攝政關白のかゝる御目に逢せ給ふ事、未承及、これこそ平家の悪行の始なれ。小松殿此由を聞給て、大に恐れ騒がれけり。其時行

き向うたる侍共、皆勘當せらる。縦ひ入道如何なる不思議を下知し給ふと云とも、など重盛に夢ばかり知せざりけるぞ。凡は資盛奇怪也。梅檀は二葉より香しとこそ見えなれ。既に十二三に成んする者が、いまは禮儀を存知してこそ振舞ふべきに、加様の尾籠を現じて、入道の悪名をたつ、不孝の至、汝一人にありけりとて、暫らく伊勢國へ追ひ下さる。さればこの大將をば、君も臣も御感ありけるとぞ聞えし。

【釋】(一)上下の北面——上北面は諸大夫の四位・五位を以て任じ、下北面は六位の侍を以て任す。(名月抄)ともに院御所警衛の武士をいふ。白河院に始まる。(二)世末に成りて云々——末世(前出)になると佛法も衰へ同時に王法も盡きると考へるのは、特に佛教が日本に入つてから強調された事である。(三)東洞院以下の地名——(卷一末の附圖參照)。(四)骨法——作法。(五)下馬の禮儀——四位以下は一位に、五位以下は三位以上に、六位以下は四位以上に、七位以下は五位以上に逢ふと馬を下りるべき定であつた。(六)御直慮——



しがりし
ひが

禁中に於ける攝關の控所をいふ。宜陽殿の東廂にある。(七)混甲——一同揃ふて甲冑に身をかためてゐること。直甲ともかく。(八)右の府生——六衛府(前出)及び檢非違使廳等の下級官をいふ。こゝは右の府生で、且つ隨身だから、右近衛府の府生といふことになる。(九)むながひ、しりがひ——牛の胸から背にかけての組紐を當胸又は胸懸といひ、尾から背にかけてのを鞆といふ。(一〇)さい使——先使と書く。國守新任の時、在廳の官人等に對する訓示を持たせて、任國に遣す使をいふ。(一一)梅檀——チャンダナ(梵語)といふ香木。

【評】 去る程に／＼と叙述の進むに従つて、事件は中心に近づいて来る。漸層的な筆致、なか／＼妙味があるではな
いか。本筋は愈々「世の亂れ初めける根本」として、攝政基房との正面衝突を描いてゐるのであるが、此場合清盛の性格は、遺憾なく出
てゐる。そして清盛と對立させる爲めに、史實をまげてまで重盛を思量ある男としてゐる。善玉と悪玉との對立。そしてその善とし、惡
とする理由。作者の同情の動き方。それらを注意してゆくと、この時代の思想が、こゝにも裏づけられてゐることに氣づくだらう。

鹿 谷

是に依つて、主上御元服の御定、其日は延びさせ給て、同二十五日、院の殿上にてぞ御元服の御定は有ける。攝政殿、さても渡らせ給ふべきならねば、同十一月九日の日、兼宣旨を蒙らせ給て、同十四日太政大臣にあがらせ給ふ。應て同十七日慶申しの

【通釋】 かういふ都合で、高倉院御元服議定の日は延びて、廿五日院の殿上で御内定があつた。基房卿も参内しない譯にもゆかぬので、十一月九日兼宣旨を蒙つて十四日には太政大臣に昇られた。そして十七日任官御禮の拜賀が行はれたが、世の中は猶落付かなかつた。その内に今年も暮れて嘉應三年になつた。正月五日主上御元服あつて、同十三日院の御所へ行幸遊ばした。後白河院並に建春門院はお待受けになつて、初めて冠を召された主上の御粧をどんなに可愛くお思になつた事だらう。かくて清盛の女建禮門院が女御にたられた

有りしかども、世の中は猶にが／＼しうぞ見えし。去程に今年も暮れぬ。嘉應も三年に成にけり。正月五日の日、主上御元服有つて、同十三日朝觀の行幸ありけり。法皇女院待受け參らせ給て、初冠の御粧、如何許らうたく思召れけん。入道相國の御娘、女御に參らせ給ふ。御年十五歳。法皇御猶子の儀なり。妙音院殿、其比は未だ内大臣の左大將にて坐けるが、大將を辭し申させ給ふ事有けり。時に徳大寺の大納言實定卿、其仁に相當り給ふ。又花山院の中納言兼雅卿も所望有り。其外故中御門藤中納言家成卿の三男、新大納言成親卿もひらに申さる。此大納言は、院の御氣色よかりければ、様々

鹿 谷

七一

御年十五、後白河院の養子として入内せられたのだ。其比頼長の子の師長が内大臣左近衛大將だつたが、大將をおやめになつた。順序としては徳大寺殿がその任に當る方だつた。けれど、其他にも左大將の地位を望まれる方が多かつた。中でも新大納言成親は、法皇の御寵愛も深かつたので、様々の祈を始め、その地位を望まれた。先づ百人の僧を參籠させて石清水八幡で祈られると、その麓の甲良神社の前の橋へ、男山の方から八幡のお使の山鳩が三羽とんで来て、喰ひ合つて死んだ。宮寺にこんな奇怪なことはあるべき筈でないといふので、内裏へ奏聞した所が、早速神祇官で御占を行はれた。それによると臣下の中で謹慎すべき者があるといふのである。それにも拘らず、大納言成親は少しも恐れず、更に上賀茂の社へ七夜の願をかけた。満願の夜、宿坊へ歸つてうと／＼した夢に、御本殿の御戸をあけて大層神々しいお聲で、

櫻花よ、お前の散るのをば留め得ないからとて、賀茂の川風を怨んでほくれるな。

といふ御聲が聞えた。成親はそれでも懲りないで、社殿の後の杉の洞に壇を築いて、そこへ祈禱僧を入れて百日間のダキニ法を行はせた。すると或時俄に空が曇つて、雷がその大杉に落ち、火が燃え上つて本社迄が危険さうになつて來たのを、神官達が集つてやつと火を消した。そこで、不法の祈をした僧を追

の祈を被始。先づ八幡に百人の僧を籠めて、眞讀の大般若を七日讀ませられたりける最中に、甲良大明神の御前なる橋の木へ、男山の方より山鳩三つ飛び来て、喰合てぞ死にける。鳩は八幡大菩薩の第一の使者なり。宮寺にかゝる不思議なしとて、時の檢校匡清法印、此由内裏へ奏聞したりければ、是徒事にあらず。御占有るべしとて、神祇官にして御占あり。重き御慎と占ひ申す。但是は君の御慎には非ず、臣下の慎とぞ申ける。其に大納言恐をも致されず、晝は人目の繁ければ、よなく歩行にて、中御門丸宿所より、賀茂の上の社へ、七夜つづけて被參けり。七夜に満する夜、宿所に下向して、苦し

ひ出さうとするけれど、どうしても動かない。止むなく事の由を神社から宮中へ申し上げた所が「そちらの規則通りに行なつてよろしい」といふ御返事、そこで神官は白杖を持つて彼の祈禱僧の項を打擲し、一條通から南の方へ追出してしまつた。元來、神は道ならぬ祈をお受けにならないのに拘らず、此の成親は身分不相應の大將を希つて祈をしたから、こんな不思議も起つて來たのだ。

其頃の官吏の任官は、一向平家の意の儘だつたから、徳大寺も花山院も大將にならずに、重盛が左大將、宗盛が數人の上官を超えて右大將になつたのは言ひ様のない程の越權であつた。中にも徳大寺實定卿は首席の大納言で、名家の出であり、加ふるに才學もすぐれて居られたのに、宗盛に官位を越えられたのは残念である。従つて、憤慨のあまり定めて御出家でもなさるだらうと人々も噂し合つたけれど、實定卿は暫く世の成行を見やうといふので、大納言を辭して籠居せられるといふ。所で成親は「實定卿や兼定卿に先を越されるのならば何の不平を言はうや。宗盛に越されたのが口惜しい。何とかして平家を亡ぼして本望を遂げやう」といはれたのは空恐ろしい執念である。成親の父成成は、成親の今の年では中納言にまでやつとなつた程であるのに、其の子の成親が高官に昇り、大國を數多賜り、子息も家來も朝恩に誇りなが

さに、少し目睡たりける夢に、賀茂の上の社へ參りたるとおぼしくて、御寶殿の御戸おし開き、ゆゝしう氣高げなる御聲にて、

櫻花賀茂の川風うらむなよ、

散るをばえこそ留めざりけれ。

大納言是に猶恐をも不致。賀茂の上の社の御寶殿の御後なる杉の洞に壇を立て、ある聖をこめて、吒幾爾の法を百日行はせられけるに、ある時俄に空掻き曇り、雷影しう鳴つて彼の大杉に落ち懸り雷火もえ上て、宮中すでに危く見えけるを、宮人共走り集りて是を打消す。さて彼外法行ひける聖を、追出せんとす。我當社に百日參籠の志有て、今日は七十五日になる。全く出づまじとて、はたら

ら、何の不足で、こんな氣になつたのだらう。これ偏に天魔の所爲だと思はれる。平治の亂にも既に殺さるべきだつたのに、重盛が色々取なして暫く命拾ひをしたのだ。それに其恩も忘れて、同志の者以外は餘り人の來ない様な所で、朝夕軍の稽古ばかりをしてゐられた。

さて東山の鹿谷といふ所は、後が三井寺に續いた山で、大層堅固な構であつたが、此處に俊寛の別荘がある。其處へ一味の者が集つて平家を亡す謀を運らしてゐた。或夜後白河法皇も御幸遊ばされて、其夜の酒宴に平家滅亡の御相談せられたので、お供の淨憲法印が「あゝ淺間しい處の淺いことよ。多くの人が聞いてゐるのに、今この話が漏れたならば天下の大騒動となるでせう」と言つた。すると成親の機嫌が急に悪くなつて、さつと立ち上つたが、前に置いてあつた徳利を狩衣の袖で引倒してしまつた。法皇はこれを御覽になつて「あれはどうした事か」大納言は振りかへつて「平氏(瓶子と同音)が倒れたのです」。そこで法皇も大變お悦びの様子で、「目出度い事だ、さあ皆集つて前祝に餘興でもやつてはどうか」と仰せられたので、康頼「餘りに平氏(瓶子)が多いので酔ひました」俊寛「さてその瓶子をどうしやう」西光「頭を取るに越した事はない」と言ふ譯で徳利の首を破つて座に歸つた。法印は餘りの淺間しさに、物も言はない。全く以て空恐ろしい事である。さて味方につい

かず。此由を社家より内裏へ奏聞申して助勢する者には、近江の中將をはじめ北面の者共が多かつた。したりければ、唯法に任せよと、宣旨を被下。其時神人白杖を持つて、彼の聖がうなじをしらげ、一條の大路より南へ追越してげり。神は非禮を受けずと申すに、此大納言非分の大將を祈り被申ければにや、かゝる不思議も出来にけり。其比の敘位除目と申は、院内の御計にも不有、攝政關白の御成敗にも不及、唯一向平家の儘にて有ければ、惠大寺花山院も成給はず、入道相國の嫡男小松殿、其時は未だ大納言右大將にてましくけるが、左に移て、次男宗盛中納言にておはせしが、數輩の上臈を超越して、右に加られるこそ、申す計も無りしか。中にも徳大寺殿は、一の大納言にて、花族英雄、才學優長、家嫡にてましくけるが、平家の次男宗盛卿に加階越えられ給ひぬるこそ遺恨の次第なれ。定て御出家なども有んずらんと、人々さゝやきあはれれ共、徳大寺殿は、暫く世の成らん様を見んとて、大納言を辭して籠居とぞ則にし。新大納言成親卿の宜ひけるは徳大寺、花山院に越えられたらんは、如何せん。平家の次男宗盛卿に加階越えられぬるこそ遺恨の次第なれ。如何にもして平家を亡し、本望を遂げんと、宜ひけるこそ恐しけれ。父卿は、この齡では、僅か中納言までこそ至られしか。其の末子にて、位正二位、官大納言に經あがつて、大國數多賜て、子息所從朝恩にはこれり。何の不足有つてか、かゝる心つかれけん。偏に天魔の所爲とぞ見えし。平治にも、越後中將とて、信賴卿に同心の間、其時既に誅せらるべかりしを、小松殿のやうくに申て、頭をつぎ給へり。然るに其恩を忘れて、外人もなき所に、兵具を調べ、軍兵を語らひおき、朝夕は唯軍合戦の營の外は、又他事なしとぞ見えたりける。東山鹿谷と云所は、後三井寺についで、勇々敷城郭にてぞ有ける。其に

俊寛僧都の山庄あり。かれに常は寄合々々、平家可亡謀をぞ運しける。或夜法皇も御幸なる。故少納言入道信西の子息、淨憲法印も御供仕らる。其夜の酒宴に、此のよしを被仰合たりければ、法印あな淺まし。人數多承り候ひぬ。唯今洩聞えて、天下の御大事に及候なんすと被申ければ、大納言氣色かはつて、さつと立れるが、御前に被立たりける瓶子を、狩衣の袖にかけて引き倒されたるに、法皇散覽有つて、あれは如何にと仰ければ、大納言立歸て、平氏たふれ候ぬとぞ被申ける。法皇もあつばに入らせおはしまし、者共參つて、猿樂仕れと仰ければ、平判官康頼つと參つて、あ、餘に、平氏の多う候に、もて酔て候と申す。俊寛僧都、さて其をば如何仕べきやらん。西光法師、唯頭を取るには如しとて、瓶子の頭を取てぞ入にける。法印餘の淺ましさに、つやつや物も不被申。返々も恐しかりし事共なり。さて與力の輩たれくぞ。近江中將入道運淨俗名成正、法勝寺執行俊寛僧都、山城守基兼、式部大輔雅綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行、武士には多田藏人行綱を始として、北面の者共多く與力してげり。

【語釋】(一)兼宣旨——兼は豫のあて字である。豫め前以て内命あること。御元服の時御加冠の役は太政大臣が之に當るので、その前に太政大臣をこしらへておくのである。(二)慶申——任官叙位の後、參内して拜賀の御禮を申すこと。(三)朝觀の行幸——天皇が年の始に上皇皇太后の宮に行幸し給ふをいふ。(四)眞讀の大意若——大意若經六百卷を全部よむことをいふ。眞讀とは一字殘さず讀むことであり、轉讀といふのは毎卷の初中後數行づゝを讀んで全部を讀んだことにする略法である。(五)甲良大明神——八幡の末社。一説には武内宿禰をまつると。(六)宮寺——神佛混淆の思想から生れ出たもので、武智磨が越前の氣比神宮に神宮寺を建てたのが始である。それ以後お宮には大抵寺院が伴ひ、大寺にも神社が伴ふやうになつた。宮寺といふのはお宮に附屬する寺である。しかし、こゝでは宮や寺とわけた方がよからう。八幡大菩薩と名付ける如き、神に菩薩號を稱したのもやはり神佛習合の思想から來た結果である。(七)檢校——寺社の事務を監督する僧職。法印は僧位の最高で四位殿上人に準ず。(八)神祇官——神祇の祭典を掌り宮社を總管する官省。伯の

下に卜部がある(九)櫻花云々——櫻花は成親を、賀茂の川風は賀茂の明神を託したので、神託の歌意は、非望が成就しないのも時節であるから、神力(私)では如何とも詮術もないとの意。(一〇)吒飛術の法——「だきに天」といふ鬼神に諸願成就を祈る密宗の修法である。(一一)宮中——こゝでは御本殿のある城内を言つたのだらう。(一二)宮人——「みやびと」の音便、こゝでは神官。(一三)外法——眞理に背ける修法をいふ。(一四)神人——下級神職の古稱。(一五)白杖——誓固などに用ひる白杖で作つた杖。(一六)一條の大路より南云々——考證によると一條通以北が加茂の神領だから、それより南へ追越したといふのは「神領ノ内ヲ逐出スナリ」とある。(一七)天覽——智慧を鈍らせ、人の心を亂す悪魔で、元來は佛教の第六天の魔王即ち波旬の事である。(一八)外人もなき所——一本「疎き人も入らざる所にて兵具を調へ集め」とある。外人とは一味徒黨以外の人又は同志以外の人か。さすれば「仲間以外の人來ない所」であらう。(一九)猿樂——古くは、正式な雅樂に對して、全て滑稽な所作舞、茶番狂言、輕業の如きものを總稱したものである、こゝでもやはり、輕い餘興的な所作とみてよからう。即ち、次の康頼や俊寛や西光などの言葉や所作が、つまり猿樂なのである。別に猿樂といふ一種特別の演技がある譯ではないのだ。(二〇)執行——寺社にあつて、上首となり事務を執行する役官。

【評】 鹿谷の謀議は興味あり又面白い一節である。八坂本では前牛を「徳大寺殿島詣」とし、後牛を鹿谷として二段に分けてある。そして前牛には、徳大寺大納言が清盛の意を迎へる爲に殿島に詣で、舞姫を都に伴ふて歡待をする。そして舞姫の口から大納言を褒めさせる。かうして、清盛は「淨海が崇め奉る安藝の殿島、徳大寺殿のさやうに尊み給ふこそ、何よりも優に有り難う覺ゆれ」といふわけで、まゝと大將の株は徳大寺の手もとへ轉げ込むのである。かうした徳大寺の策略は新大納言成親には持ち合せがない。加茂の社に無理の願までかけたが、神にも見放された結果、更に平家を亡ぼさうと謀るのである。この二人の公卿の性格、やり方を彼此對照させると誠に面白い戯曲的材料ともならう。流布本では徳大寺の記事がすつと後、二巻に出てゐるので兩者の連絡上遺憾である。それでも、成親の執念ぶりはよく描かれてゐる。そして平家の作者は成親の行爲を「天覽の行爲とぞ見えし」と非難してはゐるが、しかしこれ程獵官運動が激しかったといふことは、そこに經濟的な特殊利益が伴つてゐたからだらうと察せられる。終りの鹿谷山莊の會合は、寧ろ茶番が、つた輕い所に面白味がある。

鵜川合戦

抑、此法勝寺の執行俊寛僧都と申は、京極の源大納言雅俊卿の孫、木寺法印寛雅には子なりけり。祖父大納言は、さして弓矢取る家にはあらね共、餘に腹あしき人にて、三條坊門京極の宿所の前をば、人をも易く通されず、常は中門に佇み、齒をくひしばかり、怒つてこそ御座けれ。かゝる恐しき人の孫なればにや、此俊寛も、僧なれども心も猛く傲れる人にて、よしなき謀叛にも與してけるにこそ。新大納言成親卿、多田藏人行綱を召して、今度御邊をば一方の大將にたのむなり。此事しおほせつる物ならば、國をも庄をも所望によるべし。

【通釋】 抑も俊寛の祖父雅俊は大して弓矢とる武門ではないが、怒りつぱい人で、自分の邸の前を容易に人も通さず、いつも中門に佇んで齒をくひしばかり、怒つてばかりゐた。こんな恐ろしい人の孫だからであらう、俊寛は身は僧だけれど、心は猛く傲慢な人で、つまらない謀叛に與したのだ。さて新大納言成親は多田行綱を呼んで「今度あなたを一方の大將に頼む、此事成就したならば、所望通り國をも庄をも與へやう。今は先づ弓袋の料に」とて白布五十反を與へた。

話變つて、安元三年三月、妙音院師長が内大臣から太政大臣に轉ぜられたので、その代りに重盛が内大臣になつた。そして右大臣經宗を尊者(主賓)として任大臣の大饗宴を行はれた。一體大臣では左大臣が先途(極上)である(太政大臣は則闕官だから太政官の政務は左大臣が統領するのである)から師長は左大臣になるべきなのだが、これは自分の父頼長がなつてゐた先例があるので、子として遠慮してならなかつたのである。(八坂本参照) 又話は變つて、北面の武士といふのは白河院の時始めて置かれて以來衛府共が多くゐた。爲俊(今犬丸)・盛重(千手丸)なども小さい頃から院に仕へて

先づ弓袋の料にとて、白布五十端送られたり。安元三年三月五日の日、妙音院殿、太政大臣に轉じ給へる代に、小松殿、源大納言定房卿を越えて、内大臣に成り給ふ。聽て大饗行はる。大臣大將目出度かりき。尊者には大炊御門右大臣經宗公とぞ聞えし。一上こそ先途なれども、父宇治の惡左府の御例その恐あり。北面は上古には無りけり。白河院の御時、始め置れてより以來、衛府共數多候けり。爲俊、盛重、童より、今犬丸、千手丸とて、是等は左右なき、きり者にてぞ有ける。鳥羽院の御時も、季頼季教父子、共に朝家に召使はれてありしが、常は傳奏する折も有りなんと聞えしかども、此等は皆身のほど

並なき勢力をもつてゐた。鳥羽院の御宇にも季頼・季教父子が召使はれてゐたが、常は親王、諸社寺、武家等の奏請を上皇にお傳へする(院傳奏といふ)事もあつたさうだ。是等の人は皆、身分相應に行を慎んでゐたが、後白河院の時の北面の武士は甚だ潛越で公卿殿上人をも輕蔑する程であつて、下北面から上北面へ、上北面から殿上人へ昇進するなどそんなこと許り行はれてゐたから、自然と傲慢な心も出て、つまらない謀叛にも味方したのである。中でも信西に召使はれてゐた師光・成景と云ふ者があつた。兩人とも身分の卑しい下蔭で、下僕の如く雜役に使はれてゐたのであらうが、性質が敏かつた爲常に院にも召使はれて、二人同時に左右の衛門尉とて、弓矢を持つ身分となつた。所が信西が平治の亂に加つて自殺した時、二人は出家して西光・西景といひ、院の御所の御倉の番人となつた。その西光(師光)の子に師高といふのがゐて、これも並びなき寵を受け權力をふりまはして、漸次出世立身した。そして安元元年(一〇五五)追儼の除目に、加賀の國守に任ぜられたのである。この師高が國務を行ふ時には不條理の事ばかりを無理に行つて、社寺權門の庄園領地を沒收掠奪して、散々の振舞をしたのだ。周の召公が棠梨の下で訴を聽いたのに、召公が死んで後も民は其德を慕つて棠梨の枝を伐らなかつたといふ。それ程の德政は行ひ難いとしても、なほ穩かな政治位は行ふべきであ

を振舞てこそ有りしか。此時の北面の輩は、以の外に過分にて、公卿、殿上人をも事ともせず、下北面より上北面にあがり、上北面より殿上の交を許さるゝ者も多かりけり。かくのみ行はるゝ間、傲れる心共附て、よしなき謀叛にも與してけるにこそ。中にも故少納言入道信西の許に召使はれる師光成景と云者あり。師光は阿波國の在應、成景は京の者、宿根賤しき下蔭なり。こんでい童、もしは格勤者などにててもや有けん。さかさかしかりしに依て、常は院へも召使はれるが、師光は左衛門尉、成景は右衛門尉とて、二人一度に靱負尉に成ぬ、一年信西事に逢ひし時、二人共に出家して、左衛門入道西光、右

つたのに、かく氣隨氣儘に振舞つたので、同二年夏、師高の弟師經を目代として補せられることになつた。するとこの目代も、加賀國へ到着するや否や鶴川寺で亂暴を働いたのである。そこで寺僧達は怒つて「昔から國守方の者がこの寺の領分内へ入つた事がないのだ。だから先例に隨つて領分へ入つて来るのを押し止めよう」といきまいた。目代は大いに怒つて「先々の目代達は皆意氣地がないから寺から輕蔑されたのだが、この目代(私)は決してそんな事はない。目代の命に従はなければ只法律に隨つて處分しろ」といつたので、愈々寺方と國守方との張合となつてしまつた(中略)。で、結局目代は負けて都へ逃れ歸つた。鶴川寺は白山の末寺であるから、白山の大衆が中宮の神輿をかざして都へ上らうといふので、比叡山の麓、東坂本迄来る間もなく、北國の方から雷が夥しく鳴つて都へ上り、時ならぬ白雪が降つて樹木が白妙になつた程である。で、白山の大衆は神輿を日吉の客人社へ昇ぎ入れた白山と客人社とは御神體が同一神で、客人社が本、白山中宮が分身の關係である。従つてこの事件の結末はどうなるにしろ、御父子の神が御面會なすつた事はどんなに御嬉しい事だらうと察せられる。これから山門の大衆と團結して朝廷へ強訴するのであるが、その結果の成否はとも角、山王七社の神官が時々刻々法會を營んで祈念する様子は言葉に表せない程盛な事であつた。

衛門入道西景とて、此等は出家の後も、院の御倉預にてぞ候ける。彼の西光が子に、師高と云者有り。是も左右なき、きり者にて、檢非違使五位尉迄經上りて、剩へ安元元年十二月二十九日、追儼の除目に、加賀守にぞなされける。國務を行ふ間、非法非禮を張行し、神社佛寺、權門勢家の庄領を没倒して、散々の事共にぞ有ける。縦ひ召公が跡を隔つと云ふ共、穩便の政を行ふべかりしに、かく心の儘に振舞ふ間、同二年夏の比、國司師高が弟、近藤判官師經を加賀の目代に被補。目代下著の始、國府の邊に鶴川と云山寺あり、折節寺僧共が湯を涌いてあびけるを、亂入して追あげ、我身あび、雜人原おろし、馬洗はせなどしけり。寺僧怒をなして、昔より此所は國方の者の入部する事なし。先例に任て、速に入部の押妨停めよとぞ申ける。目代大に怒つて、先々の目代は、皆不覺でこそいやしまれたれ。當目代に於ては、都て其儀有まじ。唯法に任せよと云はどこそ有けれ、寺僧共は、國方を追出せんとす。國方の者共は、序を以て亂入せんと、打合ひ張合ひしけるほどに、目代師經が祕藏しける馬の足をぞ打ち折りける。其後は互に、弓箭兵杖を帶して、射あひ切あひ、數刻戰ふ。夜に入りければ、目代叶はじとや思ひけん、引退く。其後當國の在廳等、一千餘人催し集めて、鶴川に押寄せ、坊舎一字も不殘みな焼き拂ふ。鶴川と云ふは、白山の末寺なり。此こと訴へんとて、進む老僧たれくぞ、智尺、覺明、寶臺坊、正智、學音、土佐阿闍梨ぞ進みける。白山三社八院の大衆、悉くおこりあひ、都合共の勢二千餘人、同七月九日の日の暮方に、目代師經が館近うこそ押よせられた。今日は日暮ぬ、

その間に山門の大衆は師高・師經の所謂を朝廷へ奏請したけれど、そして又道理のわかつた公卿達は「山門の訴訟は昔から他と例外で、殊に重んじなくてはならぬ」旨を申し合つたけれど、大臣小臣達何れも自分の打算から口を閉ぢて何の意見も申し述べないので、朝廷の御裁斷は容易に決しなかつた。道正・僧都・律師などの一つである。(二)大鑿——任大臣の大鑿をいふ。この時の主實を尊者といふ。(三)一の上云々——左大臣は太政官の第一として政務を總裁するから一の上卿、略して一の上といふ。先途とは其家柄に先例ありて、その官職以上に昇れない嘆度

明日の軍と定めて、其日は寄手こらへたり。露吹結ぶ秋風は、射向の袖を翻へし、雲井を照らす稻妻は、甲の星を耀かす。目代不叶とや思けん、夜にげにして京へ上る。明くる卯刻に押寄せて関をどつとぞ作りける。城の中には音もせず。人を入れて見せければ、皆落ちて候と申す。大衆力およばで引き退く。さらば山門へ訴へんとて、白山中宮の神輿かざり奉つて、比叡山へふりあげ奉る。同八月十二日の午刻許、白山中宮の神輿、既に比叡山東坂本に著かせ給ふと申程こそ有けれ、北國の方より雷夥しく鳴つて、都を指て鳴り上り、白雪降て地を埋み、山上洛中押なべて、常磐の山の梢迄、皆白妙にぞ成にける。大衆神輿をば客人の宮へ入奉る。客人と申は、白山妙利權現にて御座す。申せば父子の御中也。先沙汰の成否は不知、生前の御悦び、唯此事にあり。浦島が子の七世の孫にあへりしにも過ぎ、胎内の者の靈山の父を見しにも超たり。三千の衆徒踵をつぎ、七社の神人袖を連ねて、時々刻々程の法施祈念、言語道斷の事共にてぞ候ける。去程に山門の大衆、國司加賀守師高を流罪に處せられ、目代近藤判官師經を禁獄せらるべきよし、奏聞度々に及ぶといへども、御裁許無りければ、然るべき公卿殿上人は、哀とくして御裁斷あるべき物を、昔より山門の訴訟は他に異なり。大藏卿爲房、太宰權帥季仲卿はさしも朝家に重臣たりしか共、山門の訴訟に依て、流罪せられ給ひにき。況や師高などは、事の數にてやはあるべき、仔細にや及べきと申あはれけれども、大臣は祿を重じて諫めず、小臣は罪に恐れて申さずと云ふ事なれば、各口を閉給へり。

【釋】(一)法勝寺云々——法勝寺は白河院の御願寺で、京都東三條附近にあつた大寺。執行は前述の如し。僧都とは僧綱(僧侶の官名)一僧正・僧都・律師などの一つである。(二)大鑿——任大臣の大鑿をいふ。この時の主實を尊者といふ。(三)一の上云々——左大臣は太政官の第一として政務を總裁するから一の上卿、略して一の上といふ。先途とは其家柄に先例ありて、その官職以上に昇れない嘆度

をいふ。(四)大炊御門右大臣經宗云々——公卿補任によれば左大臣は經宗で、右大臣は兼實である。一の上云云は師長の事であつて、經宗の事と解してゐる今泉氏の講義は誤。八坂本御輿振の初には、師長の事とし、大養の尊者はその後に記してある。(五)在廳——地方廳に仕へてゐて、國司の留守中、代つてその事務を行ふ日代以下の官人の總稱。(六)宿根——元來の生れ、素性といふ程の意。(七)こんでい童——健兒童。元來は兵部省に屬して諸國の兵庫、鈴屋、國府等を守護する兵士の總稱。こゝでは、中間者程の意に見ておくがよからう。(八)格勤者——雜役に從事する身分の低い侍。(九)初負尉——六衛府の武官をゆげひといふ。尉は、次官の次の役。(一〇)追儼の除目——除目とは舊官を除し、新任のものを目錄に記す意味で、任官の公事であることは前に記した。追儼は十二月晦日の鬼やらひの行はれる日である。この日は一年の終だから、その年の功によつて任官を定める。これを追儼の除目といふ。(一一)せう公——召公で、兩周の代りに地方を治めて政績をあげた人。(一二)日代——地方官の代官で、多くは國守が私にこの職を置いた、そして國主自身は都に居住してゐたものである。(一三)三社——白山の別宮・佐羅・中宮をいふ。八院とは昌隆・護國・松谷・蓮華・隆明・涌泉・長寛・善興の八寺。(一四)射向の袖——鏡の左の袖(口繪大鏡圖參照)。(一五)客人と申すは云々——客人宮は白山權現が御影向(出てくる)なすつたのだから(日吉社神道神密記)結局白山と、比叡の客人社とは同一體である。ともに伊弉諾尊をまつる。しかも、その本園をいへば白山が本で、客人社が客にあたる、その關係を「父子の御中」といつたのだ。(一六)生前の御悅——こゝでは白山と客人とを人間にたとへて、御父子が此世で面會なされることを得た御悅といつたのだらう。(一七)胎内の者の云々——釋迦がヤスタラ姫か后に迎へてから三月目に出家して王城を出てしまつた。その後ヤスタラ姫にラゴラといふ男子が生れたのだが、釋迦は豫れて男子の生れるのを知つてゐた。このラゴラが後に靈鷲山中に父をたづねて道を求めたと傳へられてゐる。(一八)七社——山王二十一社(上七社・中七社・下七社)の中の上七社をいふ、即ち大宮・二宮・聖眞子・八王寺・客人權現・十禪師・三宮。(一九)言語道斷——言葉ではいひあらはされない程の事。佛語から來たものである。(二〇)大臣重祿云々——本期文料にのす慶保胤の文にある。

【評】 此節の初から「よしなき叛謀に與してけるに、こそ」までは正節本では「あひの物」になつてゐる。問の物といふのは、讀物の本筋の中間に他のエピソードのあるものをいふので、此所などは確かに問の物といふにあてはまつてゐる。(語り本によつて問の物の場所も違つてゐる、文章の違つてゐる關係だらう)

さて、この節は師高師經の横暴から、白山・比叡山の衆徒の一揆、強訴となり、卷二の「一行阿闍梨の事」に終る事件の發端をなしてゐるのである。この當時の僧侶の勢力といふものは全く想像以上であつたらしく、「昔より山門の訴訟は他に異なり」と作者が云ひ、次の「願立」には有名な白河院の「加茂川の水、雙六の骰、山法師、これぞわが御心に叶はぬもの」といふ御述懐が載せてあるが、以てその状態は繰述の要なき程であらう。然かも、この平家の作者がいつも一般佛教に、別しては叡山に同情的態度をとつてゐるといふことは注意すべきである。本節の終りに「況や師高などは事の數にてやはあるべき、仔細にや及ぶべきと申しあはれけれども、大臣は祿を重んじて諫めず、小臣は罪に恐れて申さず云々」と言つて居るのも、一面、朝臣の姑息な態度を非難したのであるが、同時に、山徒の訴訟を採用しなかつたといふ非難をも含んでゐるのである。これらを以てみて、平家の作者が、山門に關係の深い人だらうと想像されるし、又、中世の佛教思想の普及が、當時の人の理智を盲目にしてしまつて、物の觀方をいつも片寄せてゐるといふ一例とも見られるであらう。

願立

賀茂川の水、雙六の骰、山法師、是ぞ我が御心に叶はぬ物と、白河院も仰なりけるとかや。鳥羽院の御時も、越前の平泉寺を山門へ被寄ける事は、當山を御歸依淺からざるに依て也。非を以て理とすと、宣下せられてこそ、院宜をば下されけれ。され

【通釋】 「賀茂川の水、雙六の骰、山法師」これだけは自分の意のままにならぬものだと白河院も仰せられたといふが、全く山門だけは特別扱にせられてゐたのだ。であるから大江匡房が「山門の大衆が日吉の神輿を先頭に振立て、強訴をしたら、君は如何御取計なさる御つもりですか」と申し上げたので鳥羽法皇も「成る程山門の訴訟は捨て、置くわけにもいかぬ」と仰せられて、越前の平泉寺を山門へ從屬させられた例もある位だ。又、去る嘉保二年三月二日に美濃守義綱が、美濃にある比叡山の新莊園を廢止した時、比叡山で長

ば江帥匡房卿の申されしは、山門の大衆、日吉の神輿を陣頭へ振り奉つて、訴訟を致さば、君は如何御計ひ候べきと被_レ申ければ、法皇、げにも山門の訴訟は難_レ黙止とぞ仰ける。去_レ嘉保二年三月二日の日、美濃守源義綱朝臣、當國新立の庄をたふす間、山の久住者圓應を殺害す。是に依りて日吉の社司、延曆寺の寺官、都合三十餘人申文を捧げて、陣頭へ參じたるを、後二條の關白殿、大和源氏中務權少輔賴春に仰せて、是を防がせらるゝに、賴春が郎等、矢を放つ。やにはに射殺さるゝ者八人、劍を蒙る者十餘人、社司諸司四方へ皆にげさりぬ。是に依りて山門の上綱等、仔細を奏聞の爲に、夥_ク下洛すと聞え

らく住んでゐた圓應が反對したのでこれを殺した事がある。すると日吉の社司、延曆寺の役員等が連署で、上奏文を捧げて役所へ持つて来たのを、後二條關白師道が源賴春をして防がせた。そして日吉山門方の人が矢庭に八人射殺された。……その後も朝廷の御裁斷が遅々としてはかどらないので、山門の大衆は日吉の神輿を比叡山の根本中堂へ昇ぎ上げて、後二條關白呪咀の爲め七日間の祈願を始めた。その敬白(佛神に申し上げる文を敬白文といふ)の詞に「私達が未だ榮種の二葉の様な幼けない時からお育て下すつた神たちよ。後二條關白に鎗矢一つ放ちあてゝ下さい」といふのである。すると其夜不思議にも八王子權現の神殿から鎗矢の聲がして京都をさして鳴つてゆくと人の夢に見えた。翌朝關白殿の邸の格子を上げると、青々とした櫛一枝さゝつてゐた。そして其夜から師通は大病になつたのである。これ山王の御咎だといふので、師通の母は大層心配して種々の願を立てゝ病氣平癒を山王へ祈つた。先づ表だつての願として芝田樂百番以下を供養せられ、なほ心に秘められた願が三つあつた。是は誰も知るべき筈がないのだが、不思議の事には七日の満願の夜八王子社に數多參詣してゐた人の中で、陸奥から来た少年の神子が夜半頃に氣絶したので、社殿の外へ昇ぎ出して蘇生するやうに祈つた。すると驚て立ち上つて一時間許り舞うた。人々は不思議なことだと只守つて

しかば、武士、檢非違使西坂本に行き向つて、皆追つかへす。さる程に、山門には、御裁斷遅々の間、日吉の神輿を根本中堂へ振上げ奉り、その御前にて、眞讀の大般若を七日讀みて、後二條の關白殿を呪咀し奉る。結_六願の導師には仲胤法印、其時は未仲胤供奉と申ししが、高庭に上り鐘うちならし、敬白の詞に曰く、我等が榮種の二葉よりおふしたて給ひし神たち、後二條の關白殿に、鎗矢一つ放ちあて給へ、大八王子權現と、高らかにこそ祈誓したりけれ。其夜廳て不思議の事ありけり。八王子の御殿より、鎗矢の聲出て、王城を指て鳴りて行とぞ、人の夢には見えたりける。其の朝關白殿の御所の御格子を

ゐると、やがて山王權現が神子に乗り移つて色々の御託宣があつた。「人々よ確かに聞け。師實の室麗子が我子の壽命を助けて下さい、さうすれば(一)一千日の間、社殿の床下にゐる不具者乞食に交つて朝夕宮に奉仕する。(二)大宮の端殿から八王子社迄回廊を作つて献納する。(三)八王子社で毎日法華問答講を怠りなく行ふ。といふのである。此立願は何れも並大抵のことでない結構なことであるが、前二つはさうしなくとも、せめて法華問答講こそ必ず行つて欲しく思ふ。(思召せは自敬語)但し今度の訴訟は大層容易な願であつたのに師通の妨げによつて御裁許もなく、神人官仕が射殺され、僧侶も劍を受けて、泣く泣く訴へてゐるのが餘りに心憂く思つたので、その恨は何時迄も忘れられない。其上神人達に當つた矢は、とりもなほさず私の膚に立つた矢である。若し虚言だと思ふのならば是を見よ」として肩を脱ぐと左腋の下に大きな杯の口程の穴があいてゐた。「これが餘り腹立たしいからどんなに祈つても師通の命を失ふといふ初の定を許すことはならぬ。但し法華講を行ふことに間違がなければ、三年間だけ命を延ばしてやらう。それが不足ならば何とも仕方がない」として山王權現は神子から離れられた。母上は大層お喜びになつて田中庄を寄進して、御託宣の通りに法華講を行はれたのが、今もなほ續いてゐる。かくて後二條關白の病も軽くなられて間もなく本復した。け

上げけるに、唯今山より取て來たる様に、露にぬれたる櫛一枝、立ちたりけるこそ不思議なれ。聽て其夜より、後二條の關白殿、山王の御咎とて、重き御病を受させ給て、打ふさせ給ひしかば、母上大殿の北政所、大に御歎きあつて、御様をやつし、賤しき下藤のまねをして、日吉社へ參らせ給て、七日七夜が間、祈り申させおはします。先づ顯はれての御立願には、芝田樂百番、百番の一つ物、競馬流鏑相撲各百番、百座の仁王講、

れども、永長二年の六月に髪のはに惡瘡が出来て、終に父師實に先立つて薨せられたのである。師通の御心の勇ましきといひ理の強さといひ、あれ程雄々しい御氣性であつたけれど、重思になるとやはり心から命を惜しまれたのだ。誠に惜しい人であつた。必ず父に先だつて死ぬといふ事はないが、しかし老少不定の法則に隨ふのが人間の習であるから、どんな全智全能の佛でも菩薩でもどうすることも出来ないのが死である。況んや關白殿の死は山王の御咎によることだが、山王は慈悲の心も具はり、萬物を利益する爲めの方便として現はれ給うた方であるんだから、此のように惡に咎を與へられるといふこともあるのだといふことがわかる。

百座の藥師講、一探手半の藥師百體、等身の藥師一體、竝に釋迦阿彌陀の像各々造立供養せられけり。又御心中に三つの御立願あり。御心の中の事なれば、人は是をば如何でか奉知べきに、其に何よりも又不思議なける事には、七夜に滿する夜、八王子の御社に、いくらも有ける參人どもの中に、陸奥國より遙々と上つたりける童神子、夜半許に俄に絶え入りけり。遙に昇ぎ出して祈りければ、聽て立つて舞ひかなづ。人奇特の思をなして是を見る。半時許舞後、山王おりさせ給て、様々の御託宣こそ恐しけれ。衆生等たしかに承

はれ、大殿の北政所、今月七日我が御前に籠らせ給ひたり。御立願三つ有り。先づ一つには、今度殿下の壽命を助けさせおはしませ。さも侍はば、大宮の殿下に侍ふ諸の片輪人に交て、一千日が間、朝夕宮づかへ申さんと也。大殿の北政所にて、世を世とも思召さで過ごさせ給ふ御心にも、子を思ふ道に迷ひぬれば、いふせき事をも忘られて、淺ましげなる片輪人に交つて、一千日が間、朝夕宮仕申さんと仰せらるること、誠に哀に思召せ。二つには、大宮の波止土濃より、八王子の御社まで、回廊作つて參らせんと也。三千人の大衆、雨にも晴にも、社參の時、いたはしう覺ゆるに、回廊造られたらんは、如何に目出度からん。三つには、八王子の御社にて、法華問答講毎日退轉なく、行はずべしと也。此の御立願共は、何れも疎ならね共、せめては上二つは、さなくとも有りなん、法華問答講こそ、一定あらまほしうは思召せ。但今度の訴訟は、無下に易かりぬべき事にて有りつるを、御裁許なくして、神人官仕射殺され、衆徒多く創を蒙つて、泣々参りて訴へ申すが、餘に心うければ、如何ならん世に可忘とも不思召。其上彼等に當る所の矢は、即ち和光垂跡の御膚に立たるなり。實虚言は是を見よとて、肩脱ぎたるを見れば、左の脇の下、大なるかはらけの口程、うげのいてぞありける。是が餘に心うければ、如何に申とも始終の事は叶まじ。法華問答講一定有べくば、三年が命を延べて奉らん。其を不足に思召さば、力不及とて、山王あがらせ給けり。母上此の御立願の御事、人にも語らせ給はねば、たれ洩しぬらんと、少しも疑ふ方もまします。御心の中の事どもを、有の儘に御託宣ありければ、彌々心肝にそうて、殊に尊く思召し、縦ひ一日片時も侍ふとも、有がたうこそ侍ふべきに、まして三年が命を延べて給はらんと仰せらるゝこそ、誠に難、有は侍らへとて、御涙を抑へて御下向有けり。其後紀伊國に殿下の領、田中庄と云所を、永代八王子へ寄進せら

る。されば今の世に至るまで、八王子の御社にて、法華問答講毎日退轉なしとぞ承る。かゝりし程に、後二條の關白殿、御病やまかるませ給て、本の如くにならせ給ふ。上下喜び合はれし程に、三年の過ぐるは夢なれや、永長二年(一七五七)になりけり。六月二十一日、又後二條關白殿、御髪かみのきはに、あしき御瘡かさ出させ給ひて、打ふさせ給ひしが、同二十七日、御年三十八にて、終に隠れさせ給ひぬ。御心の猛さ、理の強さ、さしも勇々しうおはせしか共、まめやかに事の急にもなりぬれば、御命を惜ませ給ひけり。誠に惜しかるべし。四十にだに満たせ給はで、大殿だいだんに先立せ給ふこそ悲しけれ。必ず父を先立つべしと云事はなけれ共、生死しやうじのおきてに随ふ習、萬徳圓滿(一九)の世尊、十地究竟(二〇)の大士達も、力及ばせ給はぬ次第なり。慈悲具足(二一)の山王、利物りきつの方便にてまませば、御答かたなかるべしとも不覺ふかく。

【釋】(一)平泉寺——白山權現の供僧院であつた。中世は十萬石の大名位の實權をもつてゐた大寺である。(平泉博士の説)。(二)非を以て理とす——鳥羽院の時平泉寺を圍城寺(三井寺)へ附けやうとなされたのを、山門の衆徒が騒ぎ出したので、無理に山門へかへられたのだと盛衰記にある。(三)久住者——修行僧にして山に籠り一定の期間、結界止住する者ないふ。(四)山門の上綱等——上綱は僧綱(僧官)の地位の上のもの、意味だらう。従つて、重だつた者とみて置く。(五)日吉の神輿を云々——日吉山王權現は叡山の守護神であるから、その神輿を延暦寺の本堂たる根本中堂の前へかつぎ上げて祈をするのである。これも神佛習合の思想のあらはれである。現在の根本中堂は徳川時代の建築で、中世のそれは、信長に焼かれてしまつた。(六)結願の導師——祈願法會が終了する式の頭である。導師とは元來佛教へ引き導く人の意であるが、こゝでは轉じて、佛事の式の主宰者ないふ。つまり祭典長である。(七)榮種の二葉より——竹取物語に「榮種の大ききはおはせしな、わが丈立ちならぶまで養ひ奉りたるわが子」とあり。(八)鏑矢——鏑の中を空にして三孔を穿つてある爲に、唸をたて、とぶ矢(挿繪参照)。(九)芝田樂——芝田樂とは芝生のうでで行ふ田樂の意である。田樂は歌舞音曲考に於て



鏑 矢

來田種の時農夫の勞苦を慰める爲めに、笛鼓を鳴らして舞踊したのが起りて、平安朝の中頃以後は神事や遊興にも用ひられた。(一〇)百番の一つ物——一つ物造り物を百番献納するといふこと。一つ物造り物といふのは、何かの造り物を戴いて馬に乗つた人、又は造り人形を馬に乗せて行列することであるらしい。それが百組あれば百番である。一説には一つの物を一騎で射ることらしい。(一一)流鏑——三尺の的を三所にかけて馬を走らせながら射る騎射の式。(一二)百座の仁王講藥師講——僧を招じて仁王經や藥師經を講説讀誦する法會。一座といふのは一回の法要を言ふから、百座のといふのは、回数が多いこと。百座を百人の僧によつて營まれる法會と解した註釋書もある。(一三)一標手半の藥師——校定本によれば一標手は八寸で、全長一尺二寸の藥師像といふこと。藤村氏の頭註によれば「大人の拇指、人さし指を伸べて五寸とし、その一尺二寸五分を一標手半といふ……佛陀が胎内にありし日の身長なり」と。(一四)波止土邊——一本には端殿と作り一本には橋爪となつてゐる。盛衰記には「波廊下連れて進らすべし」となつてゐる。(一五)法華問答講——法華經を讀誦講説する法會。(一六)退轉なし——怠り懈ることなく。(一七)和光垂跡の云々——本地の佛が光を和げ、方便利生の爲めに跡を垂れて、神となつてあらはれた日吉山王權現の膚に、矢が立つたのだといふことで、神人官仕は神に仕へる者であるから、その者を射殺した矢は、即ち神様を射た矢であるといふことを表したのである。(一八)うげのいて——うげは穿けて、穴のあくこと。即ち穴があいて肉がとれてゐること。(一九)萬徳圓滿の世尊——世尊は佛の異名、あらゆる徳が完全に具備してゐる佛。(二〇)十地究竟の大士——無明の惑を斷じて眞如窮理を悟る十階段(歡喜地・離垢地・發光地・燄慧地・難勝地・現前地・遠行地・不動地・善慧地・法雲地)を究竟迄極めた菩薩(大士)。(二一)慈悲具足——この上に「況んや」といふ語を附け加へるとよく解る。具足は完全に具へてゐるの意、利物は衆生を利益すること。

御輿振

去程に、山門には、國司加賀守師高【通釋】さて山門では師高以下の處罰を度々奏聞したが御裁許もないので、を流罪に處せられ、目代近藤判官師 安元三年四月午前八時の初刻に十禪師・客人・八王子三社の神輿を振りたて、

經を禁獄せらるべきよし、奏聞度々に及ぶといへども、御裁許なかりければ、日吉の祭禮を打止めて、安元三年四月十三日の辰の一點に、十禪師權現、客人、八王子、三社の神輿をかざり奉て、陣頭へふり上げたてまつる。さがり松、され堤、賀茂の川原、河合、梅たゞ、柳原、東北院邊に神人宮仕、しらす大衆、專當滿々ていくらと云敷を不知。神輿は一條を西へ入らせ給ふに、御神寶、天に耀て、日月地に落ち給ふかと驚かる。是に依て源平兩家の大將軍に仰せて四方の陣頭を固めて、大衆可防よし被仰下。平家には、小松内大臣左大將重盛公、其勢三千餘騎にて、大宮面の陽明、待賢、都芳、三の門を固

京都へ上つて来た。そこで朝廷では源平兩家の大將軍に仰せて四方の陣頭を固めさせられた。……山門の大衆は頼政の兵が少ないの目をかけて、北の門即ち縫殿の陣(朔平門のこと)から神輿を入れやうとした。すると頼政は氣轉の利いた人だから、急ぎ馬から飛で下り、甲を脱ぎ手水嗽して神輿を拜した後、渡邊の長七を使として衆徒の中へ申し入れた「暫く御鎮り下さい。源三位殿から皆様に申し上げよといふことです。今度山門の御訴訟は道理にかなつた事は勿論です。それに御裁斷がぐつ／＼してゐるのは他目にもはがゆい様に思ひます。だから神輿を御所へ入れて強訴なさるのは御尤です。但し頼政は無勢ですから、自由に開けてお入れする私の陣から亂入なさると「山門の大衆は弱い者をいぢめて得意がつて居た」などと都の人に嘲られては後日の恥でせう、又開けて入れ奉ると宣旨に背く事になり、防がうとすれば長年薬師如來山王權現に深く信仰してゐる私が長く武道の廢れる事になります。何れにしても困り果てた事です。それよりも東の陣頭をば重盛殿が大勢で固めてゐるから、其處からお入りなさるがよろしからう」と言つた。長七が斯く言ふのに先をくじかれて、神官達が暫く躊躇した。若い連中や向ふ見ずの大衆は何の遠慮があるものか、此處から入れといふ者も多かつたけれど、三塔一の智悲著豪運が進み出で「此儀よく言はれたるもの事だ。同じ訴訟をす

め給ふ。弟宗盛、知盛、重衡、伯父頼盛、教盛、經盛などは、西南の門を固め給ふ。源氏には、大内守護の源三位頼政、郎等には渡邊の首授を先として、其の勢僅に三百餘騎、北の門縫殿の陣を固め給ふ。所は廣し、勢は少し、まばらにこそ見えたりけれ。大衆無勢たるに依て、北の門縫殿の陣より、神輿を入れ奉らんとするに、頼政卿さる人にて、急ぎ馬より飛でおり、甲をぬぎ、手水嗽して、神輿を拜し奉らる。兵共も皆如此。頼政卿より、大衆の中へ使者を立て、いひ送らる旨あり。其使は渡邊の長七唱とぞ聞こえし。唱其日の裝束には、きちんの直垂に、小櫻を黄にかへしたる鎧著て、赤銅作の太刀をはき、二十四さいたる白羽の矢おひ、滋籐の弓脇に挟み、甲をば脱いで高紐にかけ、神輿の御前に畏つて、暫らくしづまられ候へ。源三位殿より、衆徒の御中へ申せと候とて、今度山門の御訴訟、理運の條勿論に候。御裁斷遅々こそ、餘所にては遺恨に覺え候

るなら大勢の中を打破つて亂入してこそ後代の譽ともなるのだ。まして頼政は六孫王經基以來の嫡流で、弓矢をとつて負けた事がない。武藝のみならず歌道も亦勝れた人である。近衛院御在世の或年、臨時に歌の御會があつて「深山の花」と題が出た時、人々は皆詠み煩ふてゐたのを頼政が

深山木の梢とも思はれなかつたのに、道理で花が咲いて櫻だといふことがわかつた。

といふ秀歌をよんで御ほめに預つた程の風流人である。こんな風流人を、如何して無勢の時に遠慮なく恥辱を與へることが出来やう。この上は唯神輿を昇返してはどうかと一同に相談したので、大衆は何れも賛成して今度は待賢門から入れやうとした。すると待賢門では大騒動となつて御輿にも矢がさゝり、衆徒も多く創を受けて、喚き叫ぶ聲は天上まで聞え、大地の神も驚くかと思はれる程であつた。結局大衆は敗れて神輿を振捨てたまふ延曆寺へ逃げ歸つた。

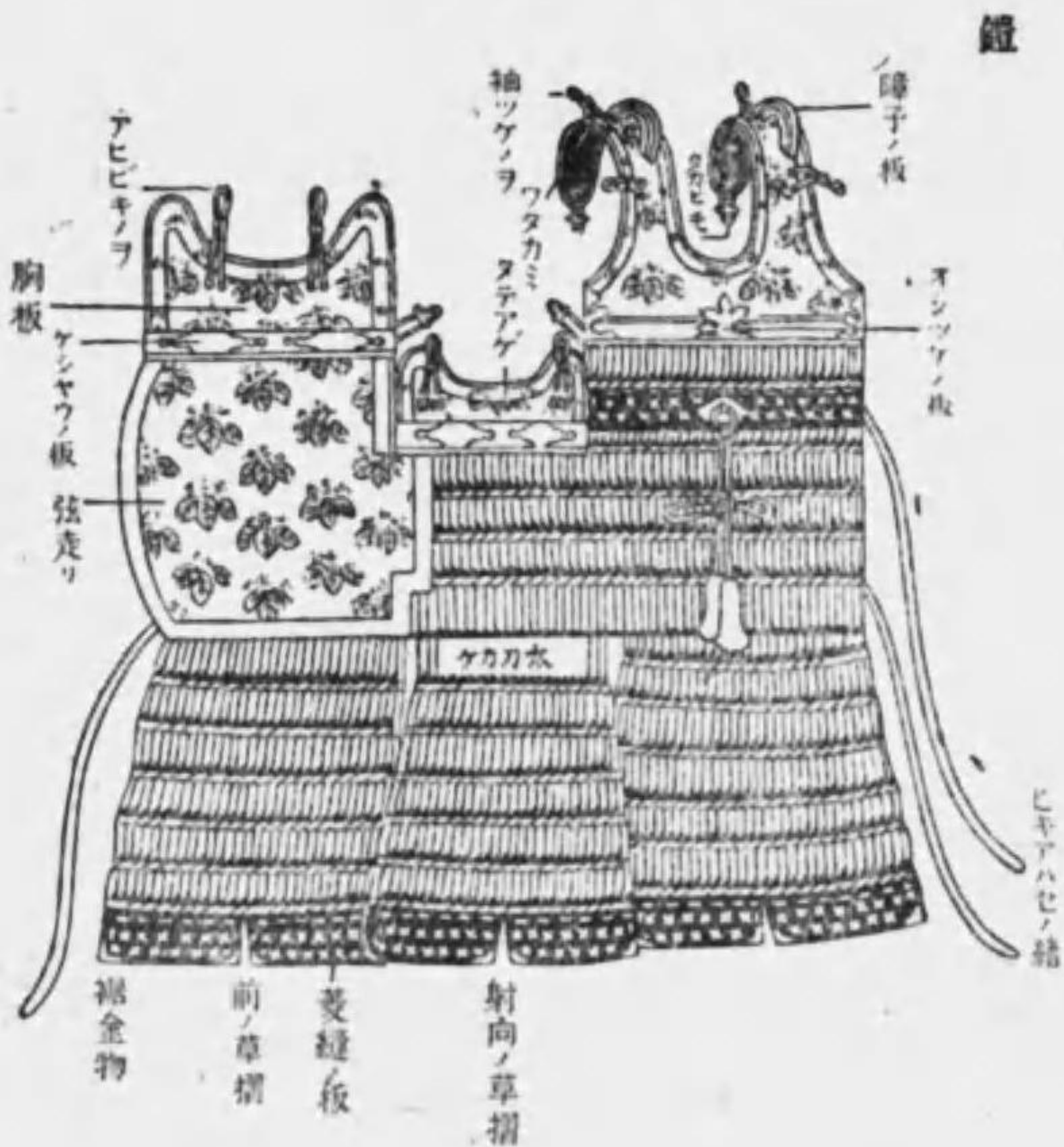
へ。神輿入れ奉らん事、仔細に及候はず。但し頼政無勢に候。開けて入奉る陣より入らせ給ひなば、山門の大衆は目だりがほしけりなど、京童部の申さん事、後日の難にや候はんすらん。あけて入奉れば、宣旨を背くに似たり。又防ぎ奉らんとすれば、年來醫王山王に首を傾けて候身が、今日より後、長く弓矢の道に別れ候なんす。彼と云ひ、是と云ひ、かた／＼難治のやうに覺候。東の陣頭をば、小松殿の大勢にて固られて候。其陣より入らせ給ふべうもや候らんと、言ひ送りたりければ、唱がかく言ふに防れて、神人宮仕、しばらくゆらへたり。若大衆悪僧共は、何條其儀可有。たゞ此陣より神輿を入奉れやと、言ふやから多かりけれ共、爰に老僧の中に、三塔一の僉議者と聞えし攝津堅者豪運、進み出でて申けるは、此儀尤さいはれたり。我等神輿を先立まゐらせて、訴訟を致さば、大勢の中を打破りてこそ、後代の聞えもあらんすれ。就中この頼政卿は、六孫王より以來、源氏嫡々の正統、弓矢を取ても未其の不覺をきかず。凡は武藝にも不限、歌道にも又勝れたる男なり。一年近衛院御在位の御時、當座の御會のありしに、深山の花といふ題を出されたりけるに、人々みな詠わづらはれたりしを、此頼政卿、

深山木のその梢とも見えざりし、櫻は花にあらはれにけり。

てふ名歌仕て、御威に預るほどのやさ男に、如何か時に臨んで、なさけなう恥辱をば可與。唯神輿かき返し奉れやと僉議したりければ、數千人の大衆、先陣より後陣迄、皆尤々とぞ同じける。さて神輿昇返したてまつり、東の陣頭待賢門より入れ奉らんとしけるに、狼藉忽に出來て、武士共散々に射奉る。十禪師の御輿にも、矢ども數多射立けり。神人宮仕射殺され、衆徒おほく劍を破つて、喚き叫ぶ聲は、梵天までも聞え、堅牢地神も驚き給ふらんとぞ覺えける。大衆神輿をば陣頭に振捨て奉り、泣々本山へぞ登りける。

る。

【註釋】(一)白大衆——白裝束をした僧徒等。(二)專當——驅使に供する卑しい寺僧。園城寺にある職名。(三)御神寶云々——神輿の懸寶珠が旭日に耀いてゐる狀が如何にも神徳の神々しさを示すやうで、その神威の前には日月の威光さへ全く衰へてしまつたかと思はれる意であらう。(四)福明待賢以下——(附註、内裏略圖参照)。(五)きちんの直垂——麴塵のこと、麴黄の黄がちな色の直垂である。



鐵直垂は常の直垂と同じであるが、特に袴を短くし、すそ細に括り緒をさしてあると貞丈雜記にある。(六)小櫻を云々——小櫻革を萌黄地にして、櫻の花を黄に染めた革で威した鐵。(七)滋藤の弓——「藤の長さ一寸許り、間五分許り」(軍用記)。(八)高紐——鐵の綿上について、胴をつる爲めの紐(鐵の圖参照)。(九)目だりがは——目垂り傾か、得意満面、目尻を下げてゐる様子なのだらう。(一〇)醫王——藥師如來で、延暦寺の本尊。(一一)三塔——比叡山の東塔、西塔、横川をいふ。(一二)堅者——堅義即ち試験を経て及第した僧。延暦寺では法華會、東塔の三十講、西塔の廿八講の業を遂げた者の稱號。釋家官班記には「十藤堅義、甘藤號三堅者」とある。(一三)東の陣頭——有職抄に「宣陽門、三間是を宮の東面の内門といふ。建春門の内左兵衛の陣是なり」、こゝでは本文通り、陽明・待賢・郁芳の三門。これらは宮の東外郭の門である。(一四)梵天——欲界・色界(外界の刺激や意識上の欲望などで迷を起す世界)の上にある天界。(一五)堅牢地神——大地を堅固ならしむる神。

【評】この御輿振を讀んでも、山法師輩の亂暴さが分かる。この節では頼政のやり方が如何にも巧である。作者も山僧も皆頼政には同情ある味方である。さるにても豪運が「如何か時に臨んで、なまけなう恥辱をば可與」と言ふ大言も「泣々本山へぞ登りける」と結んで笑止千萬ではないか。

内裏炎上

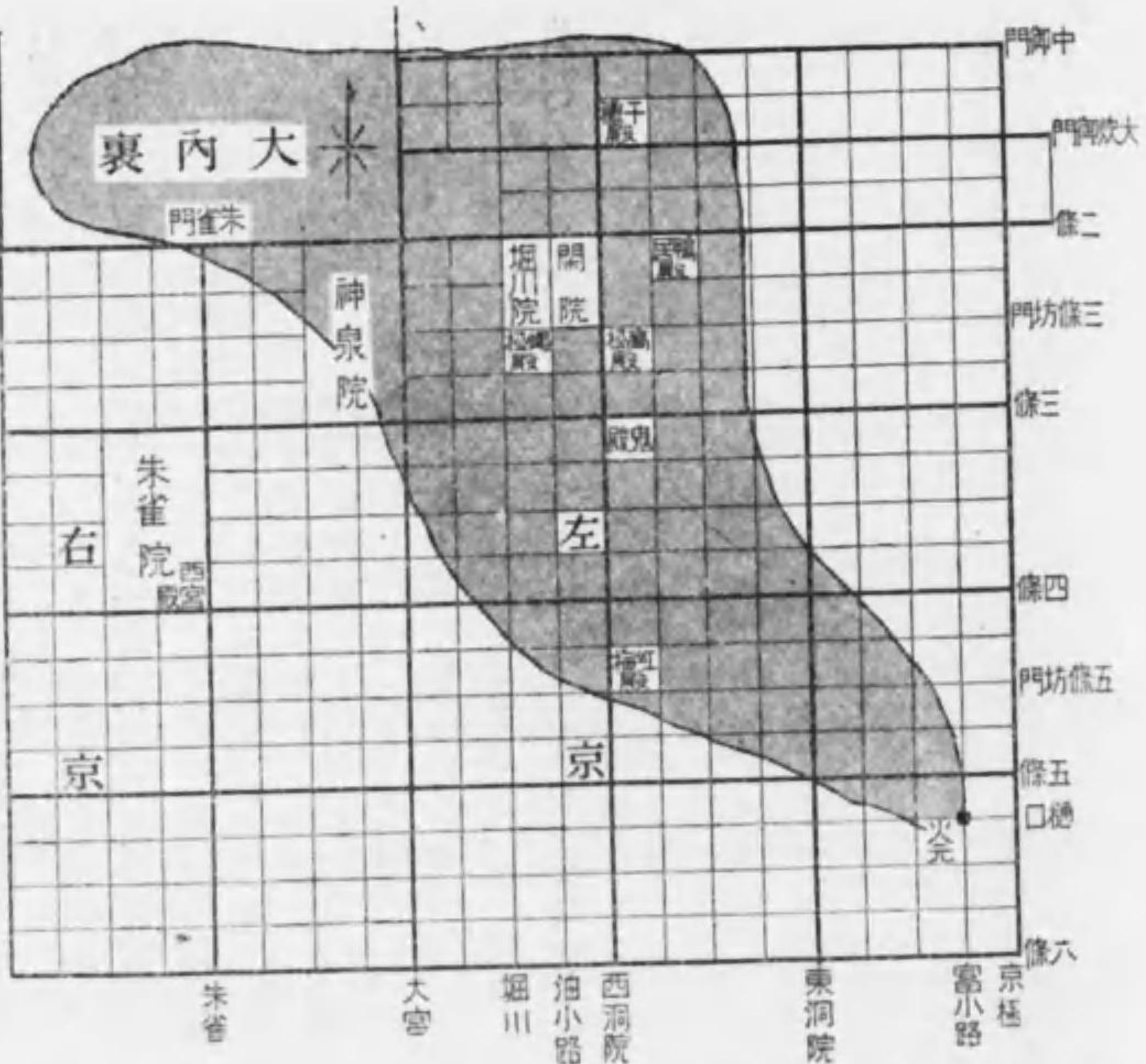
夕に及で、藏人左少辨兼光に仰せて院の殿上にて、俄に公卿僉議ありけり。去ぬる保安四年四月に神輿入洛の時は、座主に仰せて、赤山の社へ入れ奉らる。又保延四年七月に神輿入洛の時は、祇園の別當に仰せて、祇園の社へ入れ奉らる。今度も保延の例たるべしとて、祇園の別當權大僧都澄憲に仰せ、乗燭に及で、祇園の社へ入れ奉らる。神輿に立所の矢をば、神人して是をぬかせらる。昔より山門の大家、神輿を陣頭へ振り奉

【通釋】夕方になつてから兼光に命じて院の殿上で公卿達の相談があつた。そして神輿をば點燈頃になつて祇園の社へ入れ奉ることに決した。昔から山門の大家が神輿を先頭に立てて亂入することは度々あつて、其都度武士に命じて防がせたのだが、神輿を射奉つたのは今度が始である。で神様が御怒になると災害が大變だといふから恐ろしい事だと公卿達が話し合つた事である。同十四日の夜半頃に大家が又下洛するといふ報知があつたので主上はじめ中宮・宮々も御避難なさるし、禁中・京中大騒ぎであつた。山門では神輿に矢が立ち、神官大家も數多く殺傷をうけたのだから、かく輕蔑されてまで王城鎮護の道場を維持する必要があるといふわけで、山王廿一社を始め延曆寺の諸堂宇を皆焼拂ひ、自分達は延曆寺を出てしまふと決議したのである。そこで法皇も大家の申し條に就いて前後處置をお計りになるといふ事になつたものだから、山門の重だつた者達は成行の始終を衆徒に知らせやうといふの

ることは、去ぬる永久より以來、治承までは六箇度なり。され共、毎度に武士に仰せて防がせらるゝに、神輿射奉る事は、是れ始とぞ承はる。靈神怒をなせば、災害衢に滿つと云へり、恐しおそろしとぞ、各宣ひ合れる。同十四日の夜半ばかり、山門の大家、又夥しう下洛すと聞えしかば、主上は夜中に腰輿に召て、院御所法住持寺殿へ行幸なる。中宮宮々は、御車に奉りて、他所へ行啓有り。關白殿を始め奉て、太政大臣以下の卿相雲客、我もくと供奉せらる。小松の大臣は、直衣に矢負うて供奉せらる。嫡子權亮少將維盛は、東帯に平胡録負てぞ參られける。凡そ禁中の上下、京中の貴賤、さわぎ

で都から登山しやうとした。すると大家は頑強に拒否して、西坂本から幹部連中を追返してしまつた。そこで平時忠が勅使の正使として叡山に向向いた。すると延曆寺大講堂の庭に全山の衆徒が集つて「上使を奪ひとつて冠を打落し、體を縛りつけて琵琶湖へ沈めてしまへ」と口々に罵り、あはや將に仕兼ねまじき状態であつた。此時、時忠は大家の中へ手紙を送つた。それには「衆徒が亂暴を働くのは自分の心からするのでなくて、それは惡魔に魅られたのだ。従つて明王が制止なさるのも畢竟御佛の加護なのだ、だから諸君は御佛の意を汲んで、惡魔の所作に乗ぜられない様に注意してほしい」と書いてあつたので、大家は成る程尤もだといふので夫々解散してしまつた。たつた一枚に一句を書いて三塔三千の憤を鎮め、公私の恥を遁れた時忠卿こそ感心である。又山門の大家は京へ亂入する亂暴なことばかりが能かと思つた所が、かうした道理をもよく辨へてゐるのだと人々が感心した。さて同月廿日、師高・師經及び神輿射奉つた武士共は夫々處罰されることになつた。同廿八日夜八時頃樋口富小路から火が出て、京都の大半を焼き盡した。そして大極殿も此時に焼けてから終に廢絶したのである。この火事は全く山王の御咎だといふので、比叡山から二三千の大猿が手に松火をもつて下り、京中を焼いたのだと或人が夢に見たといふ。

伺る事夥し。され共山門には、神輿に矢立ち、神人宮仕射殺され、衆徒多く創を被たりしかば、大宮二宮以下講堂中堂、都て諸堂一字も不殘、皆焼き拂つて山野に交はるべき由、三千一同に僉議す。是に依つて、大衆の申す所、法皇御計あるべしと聞えしほどに、山門の上綱等、仔細を衆徒に觸れんとて、登山したりけるを、大衆西坂本におり下て、皆追返す。平大納言時忠卿、其時は未だ左衛門督にて御座けるが、上卿にたつ。大講堂の庭に、三塔會合して、上卿を取てひつぱり、しや冠を打落し、其身を搦めて、湖に沈めよなどぞ申しける。既にかうと見えし時、時忠卿、大衆の中へ使者を立てて、暫らく静まられ候へ、衆徒の御中へ可申事の候とて、懷より小硯墨紙取出し、一筆書て大衆の中へ被送。是を開いて見るに、衆徒の濫惡を致すは、魔縁の所行也。明王の制止を加ふるは善逝の加護也とこそ書かれたれ。是を見て大衆ひつぱるにも不及、皆尤々と同じて、谷々におり、坊々へぞ入にける。一紙一句を以て、三塔三千の憤を息め、公私の恥をも遁れ給けん時忠卿こそゆゝしけれ。山門の大衆は、發向のみだりがはしき計かと思ぬれば、理をも存じけりとぞ、人々感じ合はれける。同廿日の日、花山院權中納言忠親卿を上卿にて、國司加賀守師高を關官せられて尾張の井戸田へ流さる。弟近藤判官經をば禁獄せらる。又去十三日神輿射奉りし武士六人獄定せらる。此等は皆小松殿の侍也。同二十八日の夜の戌の刻許、樋口富小路より火出來て、京中多く焼にけり。折節災の風はげしく吹ければ、大なる車輪の如くなる焰が、三町五町を隔て、乾の方へすちかひに飛び越え、焼け行けば、恐しなども愚なり。或は具平親王の千種殿、或は北野天神の紅梅殿、橋逸勢の蠅松殿、鬼殿、高松殿、鴨居殿、東三條冬嗣大臣の閑院殿、昭宣公の堀川殿、是を始めて、昔今の名所三十餘箇所、公卿の家だにも十六箇所迄焼けにけり。其外殿上人諸大夫の家々は、註に及ばず。



圖中の黒きところは焼失區域を示す

内裡炎上

はては大内に吹き附けて、朱雀門より始めて、應天門、會昌門、大極殿、豊樂院、諸司八省、朝所、一時が内に、皆灰燼の地とぞ成にける。家々の日記、代々の文書、七珍萬寶、さながら塵灰となりぬ。其間の弊いか許ぞ。人の焼け死ぬる事數百人、牛馬の類數を不知。是たゞ事に非ず、山王の御咎とて比叡山より、大なる猿共が二三千おり下り、手々に松火をともいて京中を焼くとぞ、人の夢には見えたりける。大極殿は、清和天皇の御宇、貞觀十八年に始めて焼けたれば、同十九年正月三日の日、陽成院の御即位は、豊樂院にてぞ有ける。元慶元年四月九日の日、事始有て、同二年十月八日の日ぞ造り出だされたりける。後冷泉院の御宇、天喜五年二月二十六日、又焼けにけり。治暦四年八月十四日に事始有しか共、未だ造りも出されずして、後冷泉院崩御なりぬ。後三條院の御宇、延久四年四月十五日に造り出だされ

て、文人詩を上り、伶人樂を奏して、遷幸なし奉る。今は世末に成て、國の力も皆衰へたれば、其後は終に造られず。

【釋】(一)赤山——西坂本にある。大唐神を祀るとも須佐之男命を祀るとも云ふ。(二)秉燭——燭をとる頃即ち日暮のこと。(三)平胡藤



平やなぐらひ
八咫鏡所藏

宮内の八省。(二)朝所——太政官内にあつて政務をとる所。延喜式には參議以上の朝食所とある。(三)事始め——工事始め、

開やなぐらひ(平はあて字)とは矢を盛つて背に負ふ具(挿繪参照)。平たく薄い箱に十五筋の矢を並べて差す。(四)上卿——勅使の上卿の意である。(五)しや冠——しやは罵つていふ言葉。

(六)疊紙——今の懐紙のやうなものである。多くは杉原紙を用ふ。(七)善逝——如來の異名。こゝでは藥師如來をさす。(八)忠親卿を上卿にて——こゝの上卿は本來の上卿の意味で、朝廷で公事を奉行する官人の上首をいふ。つまり、或る事件の掛長をいふ。(九)朱雀門より云々——(内裏圖参照)。(一〇)豐樂院——公の宴會所。(一一)八省——中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏

平家物語 卷第二

座主流

治承元年五月五日の日、天台座主明雲大僧正、公請を停止せらるゝ上、藏人を御使にて如意輪の御本尊召返して、御持僧を改易せらる。即ち使廳の使を附て、今度神與内裏へ振奉りし衆徒の張本を被召けり。加賀國に座主の御坊領あり、國司師高是を停廢の間、其宿意に依て、大衆を語ひ訴訟を被致。已に朝家の御大事に及びき由、西光法師父子が讒奏に依て、法皇大に逆鱗ありけり。殊に重科に行はるべしと聞ゆ。明雲は院の御氣

座主流

【通釋】 治承元年五月(二六三)に天台宗延曆寺の管長明雲大僧正は公請僧を免ぜられた上、前から僧正に預けてあつた如意輪觀音の本尊を朝廷へお召し返しになつて、聖體の護持僧をもお取替へになつた。そして直ちに檢非違使廳の使を遣して、神輿を内裏へ昇ぎ入れた僧徒の張本人をお召し寄せになつた。一體座主がこんな事になつたといふのは「座主の居られる御坊の領地が加賀國にあつたのを國司師高が廢止したので、その意趣を含んで座主が、衆徒を煽動して強訴をさせたのだから朝家の御大事が惹起するのでせう」と西光及び其の子の師高等が讒訴した爲に法皇が大層御怒になつて、特に重罪を加へられるのだといふ事だつた。そこで明雲は後白河院の御機嫌が悪いので、辯解もせず、その儘座主の管理する印と鍵をお返しして座主の職を引退した。同十二日には正式に先座主としての職を沒收せられた上に、先座主の住居の井戸に蓋をし、甕の火に水をかけて給水薪炭の道を絶つて困らせるといふの

九九

色悪かりければ、印鑰を返奉つて、座主を辭し被_レ申_レけり。同十一日鳥羽院の七の宮、覺快法親王、天台座主に成せ給ふ。是は青蓮院の大僧正行玄の御弟子也。明る十二日、先座主所職を沒收せらるゝ上、檢非違使二人を附て、井に蓋をし、火に水をかけて、水火の責に可_レ被_レ行_レ由聞ゆ。是に依て、大衆猶參洛すと聞えしかば、京中又騒ぎあへり。同十八日太政大臣已下の公卿十三人參内して、陣の座に著き先の座主罪科の事議定あり。八條中納言長方卿、其時は未大辨宰相にて、末座に候はれけるが、進出て被_レ申_レけるは、法家の勘狀に任せて、死罪一等を減じて、遠流せらるべしとは見えて候へ共、先座主明雲大僧

で、山門の僧侶は再び憤慨し、大舉して京都へ下山するといふ噂がたつた。同十八日大政大臣以下參内して會議の席につき、愈々先座主罪科の相談があつた。すると左大辨(中務式部治部民部省を管する太政官の判官)の參議長方卿が進み出て、「明法博士の判定書によると死罪一等を減じて遠流せらるべしとあるけれど、前座主は佛教一般に通じて戒律を保ち、正しい行をなさるのみならず、法華經を公卿に授け、菩薩戒を天皇にお授けになつた方である。換言すれば御經の師匠、御戒の師匠であるんだから、こんな方を重罪に處せられるといふことは佛陀の御考も測り難い(どんなに神佛が御不満に思はれるか知れない)。だから俗人に還して遠流するといふ事は、もつと軽くしてはどうでせう」と遠慮なく言つたので、其場に居合せた公卿達は皆「賛成だ」と申した。しかし後白河院の御憤が深く、仲々御同意なならないで、やはり遠流と決定された。そこで、僧侶を罪する習慣に従つて僧籍を奪ひ藤井松枝といふ俗名を附けられた。この明雲といふ方は申すも畏いが村上天皇の末孫で、誠に變なき大徳であつたから、攝津天王寺、京都の六勝寺の別當(長官)をも兼任してゐた。けれども陰陽寮の長官がいふには「それ程の智者が明雲などといふ名をつけるのが合點いかぬ、姓名判斷からいふと上は日と月(明)下に雲だから雲に蔽はれて日月の光も見えないといふ悪い占だ」とけなした。

正は、顯密兼學して、淨行持律の上、大乘妙經を公家に授け奉り、菩薩淨戒を法皇に保たせ奉る。御經の師、御戒の師、重科に行はれん事は、冥の照覽測り難し、還俗遠流を可_レ被_レ宥_レかと、憚る處もなう被_レ申_レたりければ、當座の公卿皆長方の議に同すと申あはれられ共、法皇御憤深かりければ、猶遠流に定めらる。太政の入道も此事申さんとて、院參せられたりけれ共、法皇御風の氣とて、御前へも召れ給はねば、本意なげにて退出せらる。僧を罪する習とて、度縁を召返し、還俗せさせ奉り、大納言大夫、藤井松枝と云ふ俗名をこそ附られけれ。此の明雲と申は、かけまくも忝く、村上天皇第

この明雲は仁安元年(一〇六〇)三月に天台座主になられて、同三月新任の佛前拜禮が行はれた。御拜堂の時に中堂の寶藏を開くと、中に一尺の箱がある。一生涯佛戒を破らざる座主即ち淨行戒律の座主がその箱を開けて御覽になると、中に傳教大師が未來の座主の名を豫め書いて置かれた巻物がある。夫を開いて自分の名のある所迄は見えて、其より奥は見ずに巻き返して置く習になつてゐるのである。明雲の名もちゃんと記してあつた。さういふ立派な人であるのに、今度流罪に逢ふなどといふのは全く先世の積り重なる業力の報を脱がれ得ないので、誠にお氣の毒なことである。配所は伊豆國と決定された。人々は種々御猶豫を願つたのだけれど、西光父子の讒奏の爲に遂にこの様に定められたのである。そこで山門の大衆は直ぐさまにも西光父子の命をおとり下さいと様々の呪咀をして騒ぎたてた。座主は廿一日都を立つて廿三日一切經の別所から愈々配所へ赴かれる事になつた。あれ程の法務にすぐれていらした大僧正程の人が、追立の鬱使の先に追立てられて、今日を限に逢坂の關の東へ赴かれる心の中はどんなであらう。さて山門には長老や大徳の人が多くといはれへ澄憲法印は餘りに名殘惜しく思つたので、粟津迄御見送りしたのであつた。明雲はその志の切なるに感じて天台の奥義を澄憲に傳授された。さて山門では大衆が集つて色々評議をした結果「この延曆寺の座主とし

七の皇子、具平親王より六代の御末、久我大納言顯通の御子也。誠に無雙の碩徳、天下第一の高僧にて坐ければ、君も臣も尊給て、天王寺六勝寺の別當をもかけ給へり。されども陰陽頭安倍泰親が申けるは、さばかりの智者の明雲と名乗給ふこそ心得ね。上には日月の光を竝べ、下に雲有りとぞ難じける。仁安元年二月廿日の日、天台座主に成らせ給ふ。同三月十五日御拜堂あり。中堂の寶藏を被開けるに、種々の重寶共の中に、方一尺の箱有り、白い布にて被裏たり。一生不犯の座主、彼の箱を開て見給ふに、黄紙に書ける文一卷有り。傳教大師、未來の座主の名字を兼て註置れたり。我が名の有る所迄

て義真和尚から以來五十五代の間、未だ流罪の例がない。情々考へてみるに桓武帝が帝都をお奠めになり、傳教がこの山に登つて天台の教法を弘められてから以來、罪深い女人は此山に居なくなり、三千の淨らかな僧侶が住んで法華經の讀誦も年を経、又麓には日吉權現七社の靈驗は益々顯はれて來てゐる。そしてこの日本の叡山は帝都の北東に峙つて護國の靈地である。其の上代々の賢王智臣はこの寺の戒壇で受戒される事になつてゐる。かういふ靈地であるから、末の代でなくてはどうしてこの山(延曆寺)に恥辱を與ふべき事ぞや、誠に是は殘念な事だ」といふので、大聲をあげて一度に東坂本へ降りて來た。そして十禪師權現の前で又評議をはじめた「我々はこれから粟津へいつて貫主(管長)を奪ひとつて來やう。但し役人がついてゐるのだから容易に奪ひ取ることは難しからう。かうなつては山王大師の神力をお頼みするより方法がない」といふわけで「別に大した事もなく奪ひ取ることが出来るのでしたら、こゝで先づ吉兆のしるしをお示し下さい」と誠心から祈願した。すると鶴丸といふ童に十禪師が乗り移つて靈驗の今更尊いことを示したので、大衆は驚喜して雲霞の如く水陸兩路から粟津へ向つた。それで、あれ程に嚴しかつた役人達も皆逃げ出してしまつた。先座主明雲は大層驚いて「凡そ勅助を蒙つた者は日月の光にさへ當らないで謹慎すべきだと聞いてゐる、まして時

は見て、其より奥をば不見給、本の如く卷返して置く、習也。されば此僧正も、さこそは坐けぬ。かゝる貴き人なれども、先世の宿業をば免れ給はず、哀なりし事ども也。同二十一日、配所伊豆國と定らる。人々様々に申されけれ共、西光法師父子が譏奏に依つて、加様には行はれけるなり。今日聽て都の内を追出さるべしとて、追立の官人、白河の御坊に行つて追奉る。僧正泣々御坊を出つつ、栗田口の邊、一切經の別所へ入らせ坐ます。山門には、詮する所、我等が敵は、西光法師父子に過たる者なしとして、彼等父子が名字を書いて、根本中堂に坐す十二神將の内、金毘羅大將の左の御足の下に踏ませ奉り

刻を回らさず直ちに配所へ追下すべしといふ院宣勅命を受けた自分なのだから、私の事は捨て置いて、そこらをうろくしないで、皆様は早く歸山して下さい。自分は大臣の家柄に生れながら、出家して比叡山で修行してから以來、廣く天台の教理や一般佛教を學んで、延曆寺の興隆を念とし、國家の安泰を祈り、衆徒を育くむ志も深かつた。その點は山王大師も定めて御承知だらう。だから無實の罪を受けても誰をも恨む事はない。只皆様がかうして遠く迄訪ねて下すつた御芳志はいつ迄も忘れませぬ」といつて泣かれた。大衆も感泣しながら輿をさしよせて「早くお乗り下さい」といつたけれど、座主は「昔こそ三千の衆徒の管長だつたが今は流人の身であるから、どうして尊い修學者や智慧深い皆様に昇がれて山に歸る事が出來やう。縦ひ歸るにしても草鞋を足に縛りつけて歩き続けやう」といつてお乗りにならない。すると西塔の住僧戒淨坊といふ荒くれ者が、大さう勇ましい様子をして先座主を睨まへて「そんなお心だから、こんな愛き目にお逢ひになるのだ、さあ早くお乗りなさい」と嚇しつたので、先座主はその權幕に恐れてお乗りになつた。かうして延曆寺へ歸つて來たが、何がさて罪人を奪つて來たのだから、その前後處置に就いて又相談がはじまつた。すると淨戒坊が乗り出して「一體當山は日本無双の靈地であり、佛法と王法と互角の道場(朝廷の尊嚴は勿論ながら、夫と匹敵する程

十二神將、七千夜叉、時刻を不_レ回西
光法師父子が命を召_レ取り給へやと、
喚き叫び咒咀しけるこそ、聞くも怖
しけれ。同廿三日一切經の別所より、
配所へ赴き給_レけり。さばかりの法務
の大僧正程の人の、追立の鬱使が先
に被_レ蹴立て、今日を限に都を出て、
關の東へ赴かれけん、心の中掛量ら

な靈場だから、どんな賤しい法師迄をも世間の人は輕んじはしないのだ。ま
して三千の衆徒の貫首、全山の大高僧が無實の罪を受けられて黙つてゐると
いふ事は、南都三井寺等の嘲笑の種ではないか。この時に佛教學の大先生を失
つて、坊主共が勉強を怠る様な事があつては誠に遺憾である。だから結局この
私が張本人となつて座主をお助けし、それが爲めに首を刎ねられる事があつ
ても、それは今生での名譽であり、死後の好い思出となるだらうと聲涙ともに
下つて論じたので、皆の人々も尤もだといふて座主を擁護する事に決定した。

れて哀也。大津の打出の濱にも成ぬれば、文殊樓の軒端の白々として見えけるを、二目共不見給_レ袖を顔
に推し當てて、涙に咽び給_レけり。山門には宿老碩徳多しと云へ共、澄憲法印、其時は未だ僧都にて坐ける
が、餘に名残を惜み奉り、粟津迄送り參せて、其より暇乞て被_レ歸けるに、僧正志の切なる事を感じて、年
來御心の中に秘せられたりし、一心三觀の血脈相承を被_レ授。此法は釋尊の附囑、波羅奈國の馬鳴比丘、南
天竺の龍樹菩薩より、次第に相傳し來れるを、今日の情に被_レ授。流石我朝は粟散邊地の境、濁世末代とは、
乍_レ云、澄憲是を附囑して、法衣の袂を絞_レりつゝ、都へ歸_レ上られけん、心の中こそ尊けれ。去程に山門には
大衆起て僉議す。抑義真和尚より以來、天台座主始つて、五十五代に至まで、未だ流罪の例を不聞。情事
の心を案するに、延曆の比ほひ、皇帝は帝都を立て、大師は當山に攀上て、四明の教法を此所に弘め給_レし
より以降、五障の女人跡絶えて、三千の淨侶居を占たり、嶺には一乘讀誦年經て、麓には七社の靈驗日新

也。彼月氏の靈山は、王城の東北大聖の幽窟也。此の日域の叡岳も、帝都鬼門に峙て、護國の靈地なり。
代々の賢王智臣、此所に壇場を占む。末代ならんからんに、争でか當山に瑕をば附べき。こは心うしとて、
喚き叫ぶと云程こそ有_レけれ、満山の大衆残り留る者もなく、皆東坂本へ降り下る。十禪師權現の御前にて、
大衆又僉議す。抑我等粟津へ行向て、貫首をば奪_レひ留奉るべし。但追立の鬱使兩送使有なれば、左右なう
取得奉らん事有難し。今は山王大師の御力の外、又頼み奉る方なし。誠に別の仔細なく、取得奉るべくば、
爰にて先一つの瑞相を見せしめ給へと、老僧共肝膽を碎いて祈念しけり。爰に無動寺法師乘圓律師が召使
ける、鶴丸と云童あり。生年十八歳に成けるが、心身を苦しめ、五體に汗を流いて、俄に狂ひ出でたり。我
十禪師權現乗り居させ給へり。末代と云ふ共、争か我山の貫首をば、他國へは移さるべき。生々世々に心
憂し、さらんに取りては、吾此麓に跡を留めても、何にかはせんとして、左右の袖を顔に押當て、さめんと
泣きければ、大衆これを恠て、誠に十禪師權現の御託宣にて坐さば、我等驗を參らせん。一々に本の主に
返し給へとて、老僧共四五百人、手々に持たる數珠どもを、十禪師權現の大床の上へぞ投げ上たる。かの
物狂走り廻り、拾ひ集めて少しも違へず、一々に皆本の主にぞ賦ける。大衆神明の靈驗新なる事の尊さに、
皆掌を合て、隨喜の感涙をぞ催しける。其儀ならば、行き向て奪_レひ留め奉れやと云程こそ有_レけれ、雲霞の
如くに發向す。或は志賀唐崎の濱路に歩みつゞける大衆も有り、或は山田矢ばせの湖上に舟押出す衆徒も
有り。是を見て、さしも嚴げなりつる追立の鬱使兩送使、散々に皆逃げ去ぬ。大衆國分寺へ參り向ふ。先
座主大に驚かせ給て、凡そ勅勘の者は、日月の光にだに當らずとこそ承れ、如何に況や時刻を不_レ回、急ぎ
追ひ下さるべしと、院宣宣旨のなりたるに、少しも不可_レ徘徊衆徒とうく歸り上り給ふべしと、端近く

居出て宣けるは、三臺槐門の家を出て、四明幽溪の窻に入つしより以來、廣く圓宗の教法を學して、顯密兩宗を學びき。唯吾山の興隆をのみ思へり。又國家を祈り奉る事も不疎、衆徒を育くむ志も深かりき。兩所山上定て照覽し給らん。身に過つ事なし、無實の罪に依て、遠流の重科を蒙むれば、世をも人をも神をも佛をも恨み奉る方なし。誠に遙々と是まで訪らひ來り給ふ衆徒の芳志こそ、生々世々難報盡けれとて、(三六)香染の御衣の袖を絞りも敢させ給はねば、大衆も皆鎧の袖をぞ濡しける。已に御興さしよせて、とうく可被召候へと申ければ、先座主宣ひけるは、昔こそ三千の衆徒の貫首たりしか、今はかゝる流人の身と成つて、争でか止事なき修學者、智慧深き大衆達に昇ぎ捧げられては登るべき。縦可登なり共、藁沓など云物をしばりはいて、同じ様に歩み續いてこそ登らめとて不乗給爰に西塔の住侶、戒淨坊阿闍梨祐慶と云惡僧あり。長七尺計有けるが、黑革威の鎧の、大荒目に金ませたるを、草摺ながに著なし、甲をば脱いで法師原に持せつ、白柄の長刀杖につき、大衆の中を押し分け々々先座主の御前に參り、大の眼を見瞋し、先座主を暫睨奉て其御心でこそ、かゝる御目にも合はせ給ひ候へ、とうく召さるべう候と申ければ、先座主怖しさに急ぎ乗給ふ。大衆取得奉る事の嬉しさに、賤き法師原には非ず、止事なき修學者が、昇き捧奉て登る程に、人は替れ共祐慶は不替、前與昇いて、輿の轆も長刀の柄も、摧けよと取るまゝに、さしも峻しき東坂、平地を行くが如く也。大講堂の庭に御興昇き居て、大衆又僉議す。抑我等粟津に行向て、貫首をば奪ひ留奉りぬ。但勅勸を蒙りて、遠流せられ給ふ人を、貫首に用ひ申さん事、如何有べからんと評定す。戒淨坊阿闍梨祐慶、又先の如く進出て僉議しけるは、夫れ吾山は日本無雙の靈地、鎮護國家の道場、山王の御威光盛にして、佛法王法午角也。されば衆徒の意趣に至まで雙なく、賤き法師原までも、

世以て輕しめず、況や智慧高貴にして、三千の衆徒の貫首たり。德行重うして一山の和尙たり。罪なくして罪を蒙ふり給ふ事、山上洛中の憤、興福園城の嘲に非ずや、此時我等顯密の主を失つて、數輩の學侶、永く螢雪の勤怠らん事心憂るべし。詮する所、祐慶張本に稱せられ、禁獄流罪にも及び、首の刎られん事、今生の面目冥途の思出成べしとて、雙眼より涙をはらくと流しければ、數千人の大衆も、皆尤々とぞ同じける。其よりしてこそ、祐慶をば怒房とは謂はれけれ。其弟子慧慶律師をば、時の人子怒房とぞ申ける。

【語釋】(一)公請——恒例又は臨時の法席に宣命又は勅命で僧を召請せられるのをいふ。(二)如意輪の本尊——清涼殿の第二の間に聖體護持の法を行ふのを二の間の觀音供といふ。その本尊は如意輪觀音で、平常は僧舎に預けて置かれるのである。(三)御持僧——正しくは護持僧とかく。平素は寺院で、二の間の觀音供の時に宮中で聖體護持の法を修する僧をいふ。但し觀音供といふのは公事根源によると應和二年(一六二二)六月十八日以後觀音を仁壽殿に安置されて、それ以後毎月十八日觀音供が行はれた。東寺の長者たる人が此の事を勤める由記してある。もとは正月十八日に行はれたものらしい。(四)印鑰——座主の職印と寶藏の鑰。(五)井に蓋をし云々——考證には水火で身體を苦しめるのでなくて水を汲ませず、火を焚かせないで炊飯の道を絶つてしまふ意だらうと言つてゐる。(六)陣の座——禁中で公卿が公事を行はる、場所をいふ。(七)宰相——參議の異名。參議とは朝議に參するの意で、四位以上の人から選ばれるのである。(八)法家の勘定——明法博士の勘文、つまり法律博士の論告書である。(九)顯密兼學——顯密とは眞言宗で立てる佛教の分類法で眞言の法たる大日如來の教を密教とし(深妙の法)天台・華嚴・淨土等の教法を顯教といふ。従つて兼學とはこの兩教、即ち釋迦一代の佛法に通じてゐるといふこと。(一〇)淨行持律——正しい行を守つて戒律を保つこと。(一一)大乘妙經——法華經をさす。大乘は原始的の低級な小乘に對して、甚深の妙理なとく教をいふ。妙經は、すぐれた經の意。(一二)公家——官家即ちこゝでは天皇をさす。(一三)菩薩淨戒——菩薩の受持すべき三聚淨戒を菩薩大戒(又は正戒)といふ。(攝三律儀。攝三善法。攝三衆生。の三なり)(一四)冥の照覽——三寶の照覽といふが如し。(一五)還俗——出家した者が再び元の俗人に還ることといふ。還俗還流とは、出家を還俗させて、俗人の名を

つけて流罪に處するのである。(一六)度縁——僧となる時、朝廷から渡される度縁(許可證)をいふ。(一七)六勝寺——法勝、尊勝圓勝、最勝、成勝、延勝の六寺をいふ何れも京都にあつた。(一八)先世の宿業——先世にて作つた業即ち行の報。(一九)一切經の別所——こゝで一切經を讀誦したのであらう、粟田口の神明社南谷にあつたといふ。(二〇)十二神將——本尊藥師佛の脇士たる十二の護法神をいふ。金毘羅大將はその中の軍毗羅大將のことである。(二一)七千夜叉——七千人の夜叉(印度の鬼神)。(二二)追立の體使——考證に體使は武士の誤かとあるが不明。(二三)一心三觀の血脈相承——一心三觀とは天台宗で成佛の秘要とする教で。現起の一念を(動き出す心)空(心の動きは空だ從つて心に現るゝ萬象も空だ)、假(空なれど假に存す)、中(空もなく假でもなく何れに偏するも誤だ)の三様に觀察し證ることをいふ。この佛祖釋迦から受け繼いだ一心三觀の法を、正しく外道を交へずにうけついでゆくのをこゝでは血脈相承といふ。(二四)濁世末代——今日の世は釋迦の時代を隔ること遠く、五濁といつて、種々の煩惱惡見を起したり、壽命が短くなつたりして所謂澆季末法の世であるといふこと。(二五)四明の教法——天台の教をいふ。比叡山の頂を支那の四明山に擬して四明岳といふより来る。(二六)五障の女人——女子は男子と異り本來罪が深い故に梵天・帝釋天・魔王・轉輪王・佛身の五つになれないから五障の女人といふ。これは印度の古説である。(二七)一乘——一佛乘即ち至極唯一の大乗の教をいふ。こゝでは法華經をさす。(二八)月氏——天竺をいふ。彌山は靈鷲山で釋迦が説法してゐた所。王舎城の東北にある。(二九)壇場——こゝでは寺といふ程の意。(三〇)兩送使——領送使で、罪人を警固する武官。(三一)さらんにとりては——さらむにとりてはの約。(三二)國分寺——粟津の南に在る。(三三)三臺槐門の家——三公大臣ともなる家柄といふことで、明雲座主は久我家の出だからかくいつたのだ。(三四)入つしより——入りしより。(三五)圓宗の教法——天台の教法をいふ。圓宗とは圓滿頓悟の宗門の意。(三六)香染の御衣——茶褐色の衣。(三七)黒革威の云々——黒革を以て威した札幅の廣い鍔で、金まぜたるとは薄い鍔金を札に作つて革札と一枚まぜにしたもの。(三八)大荒目の鍔をば、荒く緩ぶるとなす從來の説は誤なる由(甲冑新研究参照)。(三八)草摺——鍔の腰に分れて垂れた鍔をいふ(附録、鍔の圖参照)。(三九)牛角——五角、勝劣なき意。牛の角の如く相並ぶ故に牛角ともいふと。道場とは佛の在り所をいふ。或は佛道修行の場所の意。

【評】 戒淨坊祐慶の描寫は義經記の辨慶の一部を想ひ起させる。勇ましい單純さうな、しかも眞情から奔流する涙は、理をふくみ情にあふれて人を動かさぬでは置かない。それに對する座主の心持も割合によく出てゐる。又「大衆取り奉る事の嬉みに賊法師原には非ず、止事なき修學者共が昇排けて登る」といふ一句に、全山の喜がよく表はされてゐるし、「人に替れ共祐慶は不替云々」の一句に祐慶が生きて動いて見える。尙終りに一言したいのは、祈禱、占、神おろしなどの迷信の根強さである。これは至る所に出て来る話であるが、これによつて、當時の佛教は如何なる方面に於て當時の民心に映じてゐたかがよく察しられるであらう。

一行阿闍梨

大衆先座主をば、東塔の南谷、妙光坊に入れ奉る。時の横災をば、權化の人も免かれ給ざりけるにや。昔唐の一行阿闍梨は、玄宗皇帝の御持僧にて坐けるが、玄宗の後楊貴妃に名を立ち給へり。昔も今も、大國も小國も、人の口のさがなさは、跡形もなき事なりしかども、其疑に依つて、果羅國へ流されさせ給ふ。件の國へは三の道有り、輪地道とて、御幸道、幽地道とて、雜人の通ふ道、暗穴道とて、重科の者を遣はず道なり。されば彼

一行阿闍梨

【通釋】 山僧達は先の天台座主をば比叡山の東塔の南谷、妙光坊へおつれした。一山の座主たる人がこんな苦しい目にお會ひになるといふのも、時節の巡り来る災で、それは佛の生れ替りでも免れることは出来ないといふ。昔唐の一行阿闍梨は玄宗の御持僧であつたが、楊貴妃との間に浮名をたてられた。昔も今も、何所でも、人の口のさがなさは仕様のないもので、阿闍梨の噂も無根の事ではあつたけれど、其疑の爲に果羅國(不明)へ流された。其國へ行くには三つの道がある。一は輪地道といつて御幸の道路であり、一は幽地道といつて普通一般の人の通ふ道であり、今一つは暗穴道といつて重罪の者を遣す道である。故に一行阿闍梨は大罪を犯した人だからといふので暗穴道へ向けられた。この道は七晝夜の間、日月の光をも見ずにゆく眞闇な道で、人影も見えない、行く先もわからず山は深く、谷間の鳥の聲を聞くばかりで、山路にぬれた袂さへかはく暇もなかつた。阿闍梨がこの様な無實の罪

の一行阿闍梨は大犯の人なればとて、暗穴道へぞ被遣ける、七日七夜が間、日月の光も不見して行く所なり。冥々として人もなく、江浦に前途迷ひ、森々として山深し。唯淵谷に鳥の一聲計にて、苔のぬれ衣はしあへず。無實の罪に依つて、遠流の重科を蒙ぶり給ふ事を、天道憐み給て、九曜の象を現じつゝ、一行阿闍梨を守り給ふ。時に一行右の指を食ひ切り、左の袂に九曜の形を寫されけり。和漢兩朝に、眞言の本尊たる九曜の曼陀羅是也。

【註釋】(一)權化の人——佛が衆生濟度の爲に假に人間として生れて來た人。(二)江浦に前途迷ひ——一本には行歩に先途迷ひとなり、八坂本では高峯に千度迷ひとなつてある。(三)九曜の曼陀羅——九曜の形を集めて圖畫したもの、マンドラとは輪圓具足を義として一具の法門を圖示したもの。換言すれば、繪又は佛名を配列して一の法門を象徴化したものである。

【評】一行阿闍梨に關するこの記事は、今日迄の研究では、其根據が判明しない。この挿話はなくもがな。中世期特有の術學辭の一弊である。

西光被斬

去程に、山門の大衆先座主取留奉たる事、法皇聞召て、いと不安思召ける處に、西光法師申けるは、昔よ

【通釋】さて山門では座主を奪ひ返したので後白河院も大層御氣持を悪くして居られた。すると西光が又「これらをお誠にならなくては此後は世の中の秩序も何もなくなつてしまひませう」と申上げて大御心を惱まし奉つ

り山門の大衆は、發向の猥々訴仕る事、今に不始とは申ながら、今度は以の外に過分に候。能々御計候べし。此等を御誠候すば、此後は世が世でも候まじとぞ申ける。唯今我身の亡び失せんする事をも不願、山王大師の神慮にも不憚、加様に申て宸襟を惱し奉る。讒臣は國を亂ると云へり。實なる哉叢蘭茂からんとすれども、秋の風是を破り、王者明ならんとすれ共、讒臣是を聞うすとも、加様の事をや申べき。新大納言成親卿以下近習の人々に仰せて、法皇山攻めらるべしと聞えしかば、山門の大衆は、さのみ王地に姪れて、詔命を對捍せんも恐なりとて、内々院宣に隨ひ奉る衆徒も有など聞えし

たものが、誠に養つた蘭が繁茂しやうとする秋風が是を亂してしまひ、天子が明德を顯はさうとする讒佞の臣が之を妨げるといふのは西光の如きといふのだらう。法皇は西光の説にお従ひになつて延暦寺をお攻めになるといふ噂がたつたので、山門の大衆の中にも「日本に生れながらこれ程迄に詔命に抵抗するのも恐多いといふので、内々院宣に隨ふ者もあつた。しかし今度は流罪の御沙汰はなかつた。かうしたどさくさまぎれで、新大納言成親は自分の前からの考を暫く抑へてみた。一體内々の相談や用意は様々に出來てゐたが、それも根柢のない附け元氣ばかりで、平家討伐も成功しさうには見えなかつたので、あれ程頼りにされてゐた多田行綱はいろ／＼と思案した揚句、遂に西八條へ返り忠をして命を生きやうといふ心になつて自首した。行「此頃院の御所の人々が兵具を調へ軍兵を集められた事をどうお聞きですか」渣「いや、それは法皇が延暦寺をお攻めになる御心構へだと聞いてゐる」行「さうではありませぬ。全くこの平家に對してだと聞いてゐます」渣「それは法皇も御承知の上での事か」行「いふ迄もありません成親が云々」と行綱は事實以上に云ひ散らしてから「お暇します」と出てしまつた。そこで清盛は大に驚いて兵を徵集すると同時に翌六月一日安部資成を呼んで「お前は院の御所へ參つて大膳大夫信成を呼び出して確かにこれだけの事はいへ」成

かば、先座主は東塔の南谷妙光坊に坐けるが、大衆一心有と聞給て、又如何なる憂目にか可遣やらんと、心細げにぞ宣ひける。されども流罪の沙汰は無りけり。去程に新大納言は、山門の騒動に依て、私の宿意をば暫く被押けり。そも内議支度は様々なりしかども、擬勢計で、此謀叛叶ふべし共見えざりければ、さしも頼まれたりつる多田藏人行綱、此事無益なりと思ふ心や附にけん、弓袋の料にとて、送られたりける布共をば、直垂帷に裁縫せ、家の子郎等共に著せつゝ、目うち瞬て居たりけるが、情平家の繁昌する有様を見るに當時容易傾ぶけ難し。若し此事洩れぬる程ならば、行綱先被失なんず。

親以下法皇の近習の人々が平家を亡ぼさうとする企がある。それらの人を一擲め取つて尋問致します。これを法皇も御存知ではありませんまいね」といへ」といへせた。法皇は信成から此事を御聞きになり大層驚かれて「こは一體どうした事か」と仰せられて確たる御返事もなかつた。そこで清盛は一方謀叛の連中を擲めると同時に、召使を成親の所へやつて「早々御越し下さいとお話したい事がある」といへせたので、成親は「ははあ之は法皇が山攻の御心組を諫めやう爲だ云々」と考へて西八條へ来て見ると謀叛が露顯した爲だつた。成親が門の中へ入ると數多の侍が待ち受けて「成親を引つゝつてしまひませうか」といふのを清盛は簾の中からこれを見て「そんな事をしてはいけない」といふので縁へ引上げ一間へ押籠めてしまつた。つゞいて俊寛等も召し捕へられた。西光が此由を聞いて、やがて自分の身の上にもふりかゝつて来ると考へたのであらう、馬を走らせて院の御所へ出かけやうとした。その途中で六波羅の兵に捕へられて馬から引き下ろされ、宙に縛つて西八條へつれて來られた。清盛は西光の顔を足蹴にかけて「汝の様な元來身分の低い者を法皇が御召使になつて、不相應の官職を授けられ、父子ともに存外な振舞をすると思つてゐた所が、案の定、過もない天台座主を流罪にし、其の上わが平家を亡ぼさうとする謀叛人に味方したのだ。さあかく露顯した上

他人の口より漏れぬ先に返り忠して、命生うと思ふ心ぞ附にける。同二十九日の小夜更け方に、入道相國の西八條の邸に參て、行綱こそ可申事有て、是れまで參つて候へと、案内を言ひ入れたれば、入道常にも參らぬ者の參じたるは何事ぞ、あれ聞けとて、主馬判官盛國を出されたり。全く人傳には中間敷事也といふ間、入道さらばとて、自中門の廊にぞ出られたる。夜は遙に更けぬらんに、如何に唯今何事ぞと、宣へば、晝は人目の繁う候間、夜に紛れて參つて候。此程院中の人々の兵具を調べ、軍兵被催しことをば、何とか聞召されて候やらん。入道、いさよ、其は法皇の山可被攻御結構とこ

は一切を有の儘に白狀しろ」と云つた。西光は悪びれた様子もなく、座り直つて「成親卿に味方した事は事實だ。だが、夫はそれとして唯今耳障りな事を仰しやつたね。他人の前ならばいざ知らず。あなたの經歷をよく知つてゐるこの西光の聞いてゐる前で、よくも左様な「下藪の云々」などと言へたものだ。(いふべき事ではない)昔は高平太とまで京童の口にかゝつた者が、海賊を召し捕へた御褒美で四位(四品の品は元來親王の場合に用ひるのだが、こゝでは四位といふ程の意)に昇つて、兵衛府の次官となつたのをさへ人は皆過分の出世だと云ひ合つたものだ。それが今、太政大臣に迄成り上つたとはそれこそ過分ではないか云々」と遠慮もなく言ひ散らしたので清盛は餘の腹立で暫くは物もいへなかつたが、やゝあつて「此奴の首をさうむざ／＼と切るな。よく／＼糺問してから賀茂河原へ引出し首を刎ねよ」といはれた。そして西光は遂に拷問にかけられて白狀した後、五條通の西、朱雀で終に殺された。相次いで師高・師經等も殺されるに至つた。これらは皆お話にもならぬ俗物が、なまなか出世して、關係すべからざる事にのみ關係し、過もない天台座主を流罪にしたりするので、前生の果報として持つて生れた幸福も盡きてしまつたのだらう。山王大師の御罰を受けてこんな目に出逢つたのだ。

を聞くと、最事もなげにぞ宜ひける。行綱近う寄り小聲に成て、其儀では候はず、一向當家の御上とこそ承り候へ。入道、さて其をば法皇も知召れたるか。仔細にや及び候。執事の別當成親の軍兵催され候しにも、院宣とてこそ召れしか。康頼が兎申て俊寛が角申て、西光が兎振舞うてなど、ありの儘には指し過ぎて言ひ散らし、我身は暇申すと出ければ、其時入道大聲を以て、侍共呼び罵り給ふ事夥し。行綱怒なる事申出て證人にや引かれんすらんと怖しさに、人も追はぬに取袴し、大野に火を放ちたる心地して、急ぎ門外へぞ逃げ出でける。其後入道、筑後守貞能を召て、當家傾けうとする謀叛の輩こそ、京中に満ちくたんなれ。急ぎ一門の人々にも觸れ申せ、侍共催せと宜へば、馳せ廻つて披露す。右大將宗盛、三位中將知盛、頭中將重衡、左馬頭行盛以下の一門の人々、甲冑弓箭を帶して指湊ふ。其の外侍共も雲霞の如くに馳せ集つて、其夜の中に入道相國の西八條の邸には、兵六七千騎も有るらんとぞ見えし。明ければ六月一日の日也。未だ闇かりけるに、入道相國安倍資成を召て、院の御所へ参り、大膳大夫信成を呼び出して、急度申さんする事はよな。新大納言成親卿以下、近習の人々、此一門亡して天下亂らんとする謀叛の企あり。一々に搦め取つて尋ね沙汰仕り候べし。其れをば君も知召るまじう候と可申とぞ宜ひける。資成急ぎ院の御所に馳せ参り、信成を招いて此事中に、色を失ふ。聽て御前へ参りて、此よし角と奏聞申ければ、法皇、嗚呼早此等が内々謀りし事の、洩聞をけるにこそ。さるにても、こは何事ぞと計被仰て、分明の御返事もなかりけり。資成急ぎ走り歸つて、此由角と申ければ、入道、さればこそ行綱は、實を申たれ。行綱此事不告知は、淨海安穩にてやは可有とて、筑後守貞能、飛騨守景家を召て、當家傾けうとする謀叛の輩、一々に可搦捕よし被下知、仍二百餘騎、三百餘騎、あそこ爰に押寄せ々々搦捕る。入道相國先づ雜色

を以て、中御門烏丸の新大納言の宿所へ、急度立ち寄り給へ、可申合事の候と被宣遣ければ、大納言我身の上とは露しらす、哀是は法皇の山攻らるべき御結構の有を、申宥められんするにこそ。御憤深げ也。如何にも叶ふ間敷物をとて、ないきよげなる布衣たをやかに著なし、鮮なる車に乗り、侍三四人召具して、雜色牛飼に至まで、常よりも猶ほ引き繕られたり。そも最後とは後にこそ思ひ知られけれ。西八條近う成て見給へば、四五町に軍兵共満々たり。あな夥し。こは何事なるらんと、胸打噪がれけれ共、門前にて車より下り、門の内へ指入て見給へば、内にも、兵共隙はざまも無うぞ竝居たる。中門の口には、懼げなる者共、數多待ち受け奉り、大納言を取りて引張り、縛むべう候やらんと申ければ、入道簾中より見出し給て、有るべうもなしと宜へば、侍共十四五人前後左右に立ち圍み、大納言の手を取て縁の上へ引あげ奉り、一間なる處に押籠め奉てげり。大納言は夢の心地して、つやく物も不覺給供に有つる侍共、大勢に押隔られて、散々に成りぬ。雜色牛飼色を失ひ、牛車を捨て、皆逃げ去りぬ。去程に、近江中將入道運淨、法勝寺執行俊寛僧都、山城守基兼、式部大輔正綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行も、捕はれてこそ出來たれ。西光法師此由を聞て、我身の上と思ひけん、鞭を打て急ぎ院の御所へ参る。六波羅の兵共、道にて行逢ひ、西八條殿より召さるゝぞ、急度参れと言ければ、是は可奏事有つて、院の御所へ参る。聽てこそ歸り参らめと云ければ、悪い入道めが、何事をか奏すべかんなるぞとて、しや馬より取て引落し、中に縛て、西八條殿へさげて参る。日の始より根元與力の者なりければ、殊に強う縛めて、御坪の内にぞ引居たる。入道相國大床に立て暫睨へ、あな悪や、當家傾けうとする謀叛の奴がなれる姿よ。しやつ爰へ引寄せよとて、縁のきはへ引寄せさせ、物履きながら、しや顔をむすくとぞ被踏ける。

本より己らがやうなる下藤の果を、君の召使はせ給て、被^{なま}成^{なま}まじき官職を成し給ひ、父子ともに過分の振舞をするに見しに合^{あは}て、過^{あや}たぬ天台座主流罪に申行ひ、剩^{あま}へ當家傾けうとする謀叛の輩に與^あしてけるなり。有^あの儘に申せとこそ宣ひけれ。西光本より勝れたる大剛の者なりければ、ちとも色も不^あ變、惡^あびれたる氣色もなく、居直り、あざ笑つて申けるは、院中に近う召使はる身なれば、執事の別當成親卿の、軍兵催され候にも、與^あせずとは申べき様なし。其は與^あしたり。但し耳に當る事も宣ふ物哉。他人の前は不知、西光が聞かんする所にては、左様の事をばえこそ宣ふまじけれ。抑^{おさ}御邊は故刑部卿忠盛の嫡子にて坐^あしが、十四五は出仕もし給はず、故中御門の藤中納言家成卿の邊に立入給ひしをば、京童部は例の高平太^あとこそ言ひしか。然るを保延の比、海賊の張本三十餘人、擯^あ進せられたりし勸賞に四品して、四位の兵衛佐と申しをだに、人皆過分とこそ申合れしか。殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて、今太政大臣迄成りあがつたるや過分なるらん。本より侍^あ程の者の、受領・檢非違使に至る事、先例法例なきにしも非ず。何かは過分なるべきと、憚^あかる所もなう言ひ散らしたりければ、入道相國餘に腹を居兼て、暫^あは物を不^あ宣。良^あ有て入道宣ひけるは、しやつが頸^あ左右なう切るな、能く々糺問して事の仔細を尋ね問ひ、其後河原へ引出て首を刎ねよとぞ宣ひける、松浦太郎重俊承て、手足を挟み様々にして痛め問ふ。西光本より争はざりける上、拷問は嚴しかりけり。白狀四五枚に記せられて、其後口を裂けとて、口を裂かれ、五條西の朱雀にして、終に被^あ斬にけり。嫡子加賀守師高は、被^あ關官て尾張の井戸田へ被^あ流たりしを、同じき國の住人小胡麻の郡司維季に仰て討せらる。次男近藤判官師經をば、獄より引き出でて被^あ誅。其弟左衛門師平、郎等三人をも、同う首を刎ねられけり。是等は皆云ふ甲斐なき者の秀でて、結問敷き事をのみ結



(る據に考雜屋家) 圖作殿寢

ひ、過^あたぬ天台座主流罪に申し行ひ、果報や盡きにけん、山王大師の神罰冥罰を立處に蒙つて、斯^ある憂目に逢へりけり。

【註】(一) 叢園云々——帝範に「叢園欲^あて茂秋風敗^あ之、王者欲^あて明^あ識人蔽^あ之、奸佞之危也」とある。(二) さのみ——對^あ捍^あせんに掛る。(三) 直垂帷——盛衰記には「直垂小袴」とあるから、こゝも直垂と帷との意であらう。直垂は綿を入れた衣(後松日記)であつて、帷は昔は直垂の下に着たものらしい(四季草)、で、帷子は麻に限らず、絹でも布でも、今日の單衣のようなのは皆帷子といつたのである。(四) 中門の廊——中門の傍の廊下。(寢殿造圖参照)。(五) 結構——心に結び構へる事で、心組とか企と解してよからう。(六) 仔細にや及び候——こゝは反語の助詞である。今更言ふべき事でない程解りきつた事ですの意。(七) 執事の別當——院司の別當中で専ら院中の事を掌つた者の稱、執權ともいふ。但し東宮坊の長官をも執事別當といふが、それは違ふ。(八) 證人によ云々——やは推量。引かれんとすらんを約めて

引かれんすらんとしたのだ。(九)急度申さんする事はよな——急度は確かにの意、よなは意味を強めたのである。(一〇)天下を亂さん——天下を亂さんといふべき所を自動詞を他動詞の様に用ひたのだ、こんな例はたくさんある。(一一)急度立寄り給へ——此所の急度は急と、急にの意で、これが本来の用法である。(一二)ないきよげなる——考證には「なよ／＼として清げなる布衣なるべし」とある。左様なれば「萎え」の誤であらうか。(一三)有るべうもなし——あるべくもなしの音便、さうしてはならないの意、内海氏の評釋に「今いふ」とんでもない」といふやうな所であらうが、こゝでは「いふまでもない」「聞く迄もない」といふやうな趣としてある。講義には「本より言ふ迄もなし」とある。(一四)何事が奏すべかんなるぞ——奏すべくあるなるぞの約。(一五)しや馬——しや首・しや冠・しや馬等のしやば罵る時に發する聲。(一六)しやつ——そ奴・彼奴などの如く卑めていふ呼稱。(一七)立入り給ひしをば——盛衰記には「——家成卿の播磨守にておはせし時受領の鞭を取り、朝夕に貫の直垂に繩結の足駄をはきて通ひ給ひしかば京室部は高平太と云ふて咲しぞかし、其を恥しとや思ひ給ひけん、扇にて顔を隠し骨の中より鼻を出して閑道を通ひ給ひしかば、又童部が先を切つて高平太殿が扇にて鼻を挟みたるぞやとて、後には鼻平太／＼とこそはいはれ給ひしか」とある。高平太とは高足駄をはいた平家の太郎といふ意味。(一八)綺ふ——關係、干渉する。

【評】この場面は歌舞伎にも仕組まれてゐる(但し行綱の自首したのを福原としてゐるのは盛衰記に據つたのか)行綱の卑怯な自首に就て長門本や盛衰記には「五十反の布のことをば一端もいひ出でざりけり」と書いてゐる所、及び本文の「人も追はぬに取誇し云々」の記載でその爲人が躍如としてゐる。なほ又西光の小氣味よい嘆呵、清盛のいらだたしい立腹、何れも力のある描寫ではないか。而も作者は飽々迄も因果思想で裁かうとする、殊に西光の座主流し、西光の子供師高等の横暴が結局この破滅を招く……否さうした英雄の末路といふものを示さうとしてゐる。そこに作者のいつものながらの人生觀、佛敎的倫理觀を暴露してゐるのだ。作者は西光の「破滅」を嘆息し出す爲めに鶴川合戦以後の數章を——寧ろ傍系的な——費すことを敢てしてゐるのである。そしてそこに山門に對する同情と諷刺とを見出さうとしてゐるのである。只この「西光被斬」だけを讀むと清盛對西光の勝負に關しては讀者は少くとも西光により多くの興味を感じるであらう。清盛を罵倒し清盛が連二無二怒りたつのが却つて小氣味よい舞臺面であらう。而も本文では西光が惡者になつてゐるのである。清盛は從來とも單純な我儘な、駄々っ子の熱血漢として描かれて來た。重盛との對立に於てその惡者たるの衣を被らせられたのである。然らば何が故に清盛對西光の場合には西光が惡く(若しくは成親が惡く、法皇が惡く、重盛對清盛の場合に清盛が惡くなる)のかを考へたい。愈々本筋は「敎訓」の所へ來て高山樗牛の重盛論を思ひ出させるであらう。

小松 敎訓

新大納言は一間なる所に押籠められて、汗水に成りつゝ、哀是は日比の有らまし事の洩れ聞えけるにこそ。誰漏らしぬらん。定めて北面の輩の中にぞ有らんなど、思はじ事なう案じ續けて坐ける所に、後より足音の高らかにしければ、すは唯今我命失はんとて、武士共の參るにこそと被思ければ、さはなくして入道板敷高らかに踏み鳴らし、大納言の坐ける後の障子を、さつと引あけて出られたり。素絹の衣の、短らかなるに、白き大口踏みくゝみ、聖柄の刀押しく

【通釋】成親は一間に押籠められて冷汗を流しながら、「あゝ之は日頃の計畫(此處では、あらまほしと同義)が漏洩したのであらうが、定めて北面の奴輩の中に告げた者があるのだらうなどと考へ續けてゐると、後から高らかに足音が聞えたので、そら誰か殺しに來たのだと思つてゐると、さうでなく、清盛が素絹の衣の短さうなのを着けて、白い大口袴を踏む位に長くはき(くくむは包むに同じ)裝飾なき刀を無遠慮にさして入つて來た。そして「何の遺恨で當家を亡ぼさうとするのだ、日頃の計畫を直接承らう云々」と言つた。成親は「全くそんな事はありませぬ云々」と答へたので、清盛は言はせも果てず、西光の白狀を二三度高らかに讀み聞かせ、「あゝ惡らしい、もう此上は何を言ふ必要があらう」といふて、大納言の顔に自白狀を投げつけ、襖をびしやりと締めて出て行つた。それでもまだ心が納まらなかつたと見え、經遠等に命じて「成親を庭へ引づり下ろせ」と言はれたが、經遠等は矢鱈な事もしないで、「そんな事をする、重盛公の御機嫌が如何でせう」と

つろげてさす儘に、以の外に怒れる氣色にて、大納言を暫睨へて、抑御邊は平治にも已に被誅べかりしを、内府が身にかへて申請け、頸を繼奉つしは如何に。然るに其恩を忘れて、何の遺恨有てか、當家傾けうとはし給ふなるぞ。恩を知るを以て人とは云ぞ、恩を知らざるをば畜生とこそいへ。されども當家の運命未だ盡きざるに依て、是迄は迎へたんなり。日比の有らましの次第、直に承はらんと宣へば、大納言、全くさること候はず。如何様にも人の讒言にてぞ候らん。能々御尋ね候べしと申されければ、入道言はせも果す、人やある人があると召されければ、貞能つと参りたり。西光めが白狀取て

申したので、清盛は「よし、お前達は重盛の命を重んじて私の命を輕んずるのだな。それでは仕方がない勝手にしろ」といふので、經遠等は「これは困つた事だ、命令をきかないとどんな目に逢ふかも知れない」と考へて成親を庭へ引下ろし、清盛の仰せに従つて成親を苦しめてうめき聲を立てさせた……成親は自分がこんな事になつたにつけても、子息の成經以下稚い者共はどんな苦しい目に逢ふだらうと考へるにつけ、誠に頼りない氣がするの

で、六月の暑さに込み上げる汗と悲しみの涙とが交々滂沱たりといふ有様であつた。それにつけても重盛公は自分の事を見限りはなさらないのに……何とか早く知らせて助けを乞ひたい——と思ふけれど、使を遣すことも出来な

い。重盛は例の通り（あの様に）善いにつけ、悪いにつけ騒がない人だから、ずつと太陽が高くなつてから軍兵を一人も連れないで、悠々とやつて來たので、一門の人々は案外だといふ様子であつた。で重盛は先づ「大事とは天下の事をいふのだ云々」と貞能等を叱りつけたので、武装してゐる者共は皆しりごみした。其後重盛は、成親が何處にゐるかを探し廻つた。

成親は「今朝からこんな憂目に逢つてゐます。けれど、あなたが御出で下すつたからには、こんな目に逢つてゐるにつけても一層あなたが頼りになりま

参れと宣へば、持つて参りたり。入道是を取て押返々々二三返高らかに讀みきかせ、あな悪や、此上をば何とか陳すべかなるぞとて、大納言の顔にさつと投げ懸け、障子を丁と引たてて出られけるが、猶腹を居兼て經遠兼康と召す。難波次郎、瀬尾太郎参りたり。あの男取て、庭へ引落せと宣へども、是等左右なうもし奉らず、小松殿の御氣色いか候はんずるやらんと申しければ、入道、よし、己らは内府が命を重んじて、入道が仰をば輕うしけるござんなれ。此上は力不及と宣へば、是等あしかりなんとや思ひけん、立ちあがり、大納言の左右の手を取て、庭へ引き落し奉る。其時入道心地よげにて、取つ

にも）（左様にてだにも候はず）私は世俗の望みを棄て、出家して一途に後世の菩提を求め生活に入りませう」といつた。すると重盛は「さうだからといつて、清盛がどんなに怒つてゐるからといつて）よもや御生命を失ふ様な事はありますまい。萬一そんな事があつても、私が斯うして出て來た以上は御命に代つてでもお救ひしますから御安心なさい」といつて、それから清盛入道の前へ出かけた。そして諫言していふには（1）「成親は只今法皇の二なき寵臣だから、私事で首を刎ねるのは穩かでない。（2）延喜（醍醐）安和（冷泉）の聖代にさへも道眞や西宮の大臣高明公が無實の罪を受ける様な過があるものだ。まして凡人に於ては過なき能はざるが故に刑の疑はしい者は輕く罰し、功の疑はしい者は重く賞して善政を行ふべきこと。（3）成親が自分の姻戚だから命乞をする譯ではない。昔嵯峨帝の時仲成が妹の藥子と謀つて亂を起した時に殺されてから以來、永らく絶えてゐた死罪をば、少納言信西が復活して惡左府の死骸を發いたなどは餘りに非道な政治である。けれどもその天罰で信西も程なく首を刎ねられた。善惡ともに報は必ずあるものだ。まして今度の事は朝敵を罰するのではなくて私事なのだから、旁々愼まなくてはならぬ。」などといつて諫めたので、清盛も死罪を思ひ止まつた。

成親の家來は成親が召捕られたので急ぎ屋敷へ歸つて此の由を告げ「少將

て伏せて、喚かせよとぞ宜ひける。二人の者ども、大納言の左右の耳に口をあて、如何様にも御聲の出づべう候と、私語いて引伏せ奉れば、二聲三聲ぞ喚れける。其體、冥途にて娑婆世界の罪人を、或は業の秤にかけ、或は淨玻璃の鏡に引き向けて罪の輕重にまかせつゝ、阿房羅刹が呵責すらんも、是には過じとぞ見えし。蕭樊囚はれ囚はれて、韓彭趙醜たり。晁錯戮をうけ、周儀罪せらる。たとへば、蕭何、樊噲、韓信、彭越、是等は皆高祖の忠臣たりしか共、小人の讒に依て、過敗の恥をうくとも、加様の事をや申すべき。新大納言は我身のかくなるにつけても、子息丹波の少將成經已下、稚き者どもの

殿をはじめ幼い人々までも召捕られるさうですから急いでどこへでも御隠れなさるが宜しからう」と申し上げたので、北の方は「今となつて生き残り得る身だからとて、安穩にしておいて何の所詮があらう、だから成親と一所に死ぬるのが本望だ」と衾を引被つて悲嘆にくれた。その内に平家の武士が近づいて来たといふので「かうして嘆いてゐる様を見られるのも恥かしいから」と十歳になる女子、八歳になる男子と同じ車に乗つて、何處とあてもなく車を引出させた。あてなしといふわけにもゆかないので兎も角北山の雲林院へいらした。見送つて来た者達は自分／＼の身内の者を捨て、置くわけにもならないので、皆お暇を申して京へ歸つてしまつた。それからは、誰一人尋ねる者もないので、淋しく暮してゐる北の方の心中は推量してもお氣の毒である。夕暮で邊が暗くなるにつけても、夫の命は今夕限りと考へると、自分までも消え入る様になつたであらう。さて、成親の本邸の方には女房達や侍が多く居るけれど、氣がぬけて物も片附けないし、門の戸をさへ締める者もない。昨日迄は賓客座に連なつて舞遊を事とし、世を世とも思はない成親が勢に恐れて、側の者は高い聲さへ出さなかつた程だつたのに一夜の間に、盛者必衰の理が目前に示されたのである。誠に大江朝綱が「樂盡哀來天人猶



如何なる憂目にか遭ふらんと、思ひ

逢五衰之日」といつたのも今こそ成程とうなづかれる。

やるにも無覺束さばかり熱き六月に裝束をだにもくつろげられず、熱さも難堪ければ、胸もせき上る心地して、汗も涙も争ひてぞ流れける。さり共小松殿は、思し召しはなたじ者をとほ思はれられ共、誰して申べしとも不覺給。小松大臣は例の善惡に騒ぎ給はぬ人にて坐ければ、遙に日たけて後、嫡子權亮少將維盛を車のしりにのせつゝ、衛府四五人、隨身二三人召具して、軍兵共をば一人も不被具、誠に大様げにて坐たれば、入道を始め奉つて、一門の人々、皆思はずげにぞ見給ける。大臣中門の口にて御車より下り給ふ處へ、貞能つと參て、などはほどの大事に、軍兵をば一人も召具せられ候はぬやらんと申ければ、大臣、大事とは天下の事をこそいへ。加様の私事を大事と云ふ様やあると宣へば、兵仗を帶したりける兵共、皆をぞろいて見えたりける。其後大臣大納言をば何くに置き奉たるやらんと、此彼を引き明け、見給ふに、ある障子の上に蜘蛛手結うたる所あり。爰やらんとて開けられたれば、大納言坐けり。涙に咽びうつぶして、目も見上給はず。如何にやと宣へば、その時見附け奉て、うれしげに思はれたる氣色、地獄にて罪人共が、地藏菩薩を見奉るらんも、角やと覺えて哀なり。何事にて候やらん、今朝よりかゝる憂目に逢候。さて渡らせ給へば、さり共とこそ深う頼み奉て候へ。平治にも已に誅せらるべかりしを、御恩こそ生々世々にも報じ盡しがたう候へども、今度も又甲斐なき命を助けさせ坐ませ。さだにも候はば、出家入道仕り、如何ならん片山里にも籠り居て、一筋に後世菩提の勤を營み候はんとぞ被申ける。大臣、さ候へばとて、御命失ひ奉る迄の事はよも候はじ。縦ひさ候

共、重盛かうて候へば、御命には代り參せ候べし。御心安く被思召候へとて、父の禪門の御前に坐て、あの大納言失れん事は、能々御思惟候べし。其故は、先祖修理大夫顯季、白河院に被召使參らせしより以來、家に其例なき正二位の大納言に經上て、剩へ當時君無雙の御いとほしみ、首を刎ねられん事、然るべうも候はず。唯都の外へ被出たらんに、事たり候なんす。北野天神は時平大臣の譏奏にて、憂き名を西海の浪に流し、西宮の大臣は、多田滿仲の譏言に依て、恨を山陽の雲によす。各無實なりしか共、流罪せられ給にき。是皆延喜の聖代、安和の御門の御僻事とぞ申傳へたる。上古猶如此。況や末代に於てをや、賢王猶ほ御誤あり。況や凡人に於てをや。既に召置れぬる上は、急ぎ失なはれず共、何の恐れか候べき、刑の疑はしきをば輕んせよ、功の疑はしきをば重んせよとこそ見えて候へ。事新しき申事にて候へ共、重盛彼大納言が妹に相具して候、維盛又聲也。加様に親しう罷り成て候へば、申とや被思召候らん。一向其儀では候はず。唯君の爲、國の爲、世の爲、家の爲の事を思つて申候。一年故少納言入道信西が執權の時に相當つて、我朝には嵯峨の皇帝の御時、右兵衛督藤原仲成を被誅てより以來、保元までは、君二十五代の間、行はれざりし死罪を始めて取り行ひ、宇治の悪左府の死骸を掘りおこいて、實檢せられたりし事など迄は、餘なる御政とこそ存候へ。されば古の人も、死罪を行へば海内に謀叛の輩絶えずとこそ申傳へて候へ。此詞に附て、中二年有て平治に又世亂れて、信西が埋れたりしを掘おこし、首を刎て大路を被渡候き。保元に申行ひし事の、幾程もなく、早身の上に報はれにきと思へば、怖しうこそ候へ。是はさせる朝敵にても候はず、旁恐あるべし。御榮花殘る所なければ、思召るゝ事は有間じけれ共、子々孫々迄繁昌こそあらまほしうは候へ。されば父祖の善惡は、必ず子孫に及ぶとこそ見えて候へ。積善の家には餘

慶あり、積惡の門には餘殃留るところ見えて候へ、如何様にも、今夜首を刎られん事は、然るべうも候はずと被申たりければ、入道げにもとや被思けん、死罪をば思ひ止り給けり。其後大臣中門に出て、侍共に宣ひけるは、仰なればとて、あの大納言失はんこと、左右なう不可有。入道腹のたつまゝに、物騒しき事し給ひて、後には必ず悔み給ふべし。僻事して我恨むなど宣へば、兵仗を帶したりける兵共、皆舌を振つて恐れ慄く。さても今朝經遠兼康が、あの大納言に情なう當り奉たる事こそ、返す返も奇怪なれ。など重盛が還り聞かんする所をば憚らざりけるぞ。片田舎の侍は皆かゝるぞとよと宣へば、難波も瀬尾も、共に恐入たりけり。大臣は加様に宣ひて、小松殿へぞ被歸ける。さる程に、大納言の侍ども、急ぎ中御門烏丸の宿所に歸り參つて、此由かくと申ければ、北の方以下の女房達、聲々に喚叫び給けり。少將殿を始め參らせて、少き人々も皆捕はれさせ給ふべき由承りて候へ。急ぎ何方へも忍ばせ給へうもや候らんと申ければ北の方、今は是程に成て、残り留る身とても、安穩にて何にかはせんなれば、唯同じ一夜の露とも消えん事こそ本意なれ。さても今朝を限と知らざりつる事の悲しさよとて、引かづいでぞ伏し給ふ。已に武士共の近附くよし聞えしかば、かくて恥がましううたてき目を見んも流石なればとて、十に成り給ふ女子、八歳の男子、一つ車に取乘て、何地を指す共なくやり出す。さてしも有るべき事ならねば、大宮を上りに、北山の邊雲林院へぞ坐ける。其邊なる僧坊に下し置き奉り、送の者どもは、身々の捨がたさに、皆暇申て歸りけり。今は幼き人々計殘居て、又事問ふ人もなくして御座ける北方の心の中、推量られて哀なり。暮行影を見給ふにつけても、大納言の露の命、此夕を限也と、思ひやるにも消えぬべし。宿所には女房侍多かりけれ共、物をだに取したゝめず、門をだに押もたてず。厩には馬ども多く竝みたちたれ共、草飼ふ

者一人もなし。夜明ければ馬・車門に立なみ、賓客座に列つて、遊び戯れ舞躍り、世を世ともし給はず、近き傍の者どもは、物をだに高く不言、怖恐てこそ昨日までも有しに、夜の間に變る有様、盛者必衰の理は、目の前にこそ顯れたれ。樂盡きて哀來ると書れたる、江相公の筆の跡、今こそ思しられけれ。

【註釋】(一)有まじこと——心あて、心頼み、豫定などの意。(二)思はじ事なう——寸時も思はざる事なく。(三)素絹——生絹でつくつた法服、中古貴族の用ひたものだが後には一般僧侶の法服となつた。衣の下部に裳(ひだ)があり石帯(帯)で結ぶ服である。(四)大口大袴(前) (後)——大口袴のこと、もと東帯の時に表袴の下に穿いた袴だが、後には武家でも僧侶でも穿く袴になる。



(挿繪参照)。(五)聖柄の刀——鞘巻の一種、鞘巻の柄に鮫皮を用ひないのをいふのだらうかと貞丈は推測してゐる。一説、僧の持つ柄に裝飾なき刀とある。校舎漫筆をみると「萬葉に檀をむるとよめり……檀の字を作りとりてひじりとよみて、かくはとなへしなるべし……しかれば、むろの木柄の刀といふべきにや」とあるのは注意すべき説である。(六)業の秤云々——圓覺院にある秤で、亡者を

この秤にかけて人間界で作つた罪の輕重を調べるのだといはれてゐる、目方の重いは罪業が深かつたのである。淨願聖鏡も亡者の生前の行を如實にうつす鏡である。阿房羅利は地獄の獄卒である。(七)隨——し、びしは也。(八)思はずげに——思はず氣に、思ひがけない様子。(九)そぞろぐ——すぞろぐと同じく、極り悪げな様子をする事。何となく落ちつかぬ様子。(一〇)蜘蛛結うたる——蜘蛛が足をひろげた様に木を打ちつけてある事。(一一)地藏菩薩——六道に現じて衆生を救ふ佛で、その地獄にあつて濟度するのを金剛顯地蔵といふ。(一二)さりともこそ云々——さありとも、即ちこの様に囚はれてゐてもいつかは貴殿に救はれるだらうとそれを深く頼みにして居るの意。(一三)菩提——Bodhi正覺と譯す、真理に到達する聖智をいふ、從つて佛道の悟に入る道を求めるのを菩提を求めるといふ。(一四)西宮大臣——醍醐帝の皇子高明親王謀叛すと噂あつて大宰權帥に貶せらる。(一五)刑の疑はしき云々——尙書大禹謨に「罪疑惟輕、功疑惟重」とあり。(一六)積善の家に云々——易の文言傳の語。(一七)恥がましううたてき目、恥らしく憂たてきの意。【評】最後の「盛者必衰の理は云々」といふのが平家全篇を貫く人生觀である。西光然り、今は成親も然り、後には俊寛も清盛も義朝も義

經も、何れも同じ道を歩んでゆくのである。この段は後の大教訓に對して小教訓といはれてゐる。重盛が「大教訓」の所で主役となつて活躍する前座を承つてゐるのが此段である。

少將乞請

丹波少將成經は、其夜しも院の御所法住寺殿に上臥して、未だ出でられざりけるに、大納言の侍共、急ぎ院の御所に馳參り、少將殿を呼出し奉り、此由かくと申ければ、少將、是程の事、などや宰相の許より今まで告げ知らせられざるらんと、宣ひも果てぬに、宰相殿よりとて御使あり。此宰相と申は、入道相國の御弟宿所は六波羅の惣門の脇に御座れば門脇の宰相とぞ申ける。丹波少將には勇なり。何事にて候やらん、今朝西八條の邸より、急度具し奉れと

少將乞請

【通釋】丹波の成經は丁度其夜院の御所に近侍宿直して家へ歸らなかつたのに、父成親の侍が来て「かくく」と告げたので成經は「これ程の大事を何故舅教盛の處から知らせないのだらう」と言ひも終らぬ時に「教盛公から」とて使が來た。「何事だらうか今朝清盛の邸から急いでお前をつれて來いと言つて來た」との使の口上なので、成經はもう今度の事件を合點してお側の女房を呼び出し「昨夜何だか外が物騒がしかつたのを、例の山法師が下洛したのかなどと餘所事の様に考へてゐたのに、今朝は早自分が召し捕へられる身となつた。夕方父が斬られるならば私も同罪だらう。今一度法皇の御前へ參つて君にも御目にかゝりたいけれど、こんな捕はれの身となつては恐れ多いと考へますので」と申されたので、女房は此由を奏問した所が、法皇は今朝の清盛からの使で既に御承知であるから「この連中が内々企てゝゐた事が漏れたのであらう、それにしても今一度これへ出て來い」との御ことだつたので、少將は御前へ伺候した。けれどもお互に涙が先に立つて何の言葉も出で

候と、宣遣はされたりければ、少將此事心得て、近習の女房達を呼出し、參らせて、夜邊何となう物騒しう候しを、例の山法師の下るかなんど餘所に思ひて候へば、早成經が身の上に罷り成りて候ひけるぞや。夕去大納言被斬べう候なれば、成經とても同罪にてぞ候はんすらん。今一度御前へ參じて、君をも見參せ度候へ共、かゝる身に罷成て候へば、憚り存候と申されたりければ、女房達急ぎ御前へ參て、此由奏問せられたりければ、法皇今朝の禪門の使に早御心得有りて此等が内々謀りし事の漏れ聞えけるにこそ。去にても今一度是へと御氣色有ければ、少將御前へ參られたり、法皇御涙を流させ給て、仰

す、少將は暫くして御前を退出した。法皇は遠ざかつてゆく後姿を御覽になつて「唯々末の代こそ物憂いものである、是が今生の別れで、又再び見ることとも出来ないだらう」とて御涙を止めかねさせられた。院中の人々や部屋部の女房達まで皆涙を流して名残を惜んだ。さて成經の奥方はお産の爲に實家の教盛の所へ来て居られたのだが、朝からこの悲みが加はつて氣絶でもしさうな心地がせられた。少將も亦御所を出ると涙が盛に頬を傳はつたのに、今また教盛の家へ来て妻の悲しげな様子を見、一層所在なさうだつた。すると少將の乳母の六條といふのが「自分が御乳人としてお仕へし、乳房をふくませてお育てしてから以來、年の經つにつれて、自分の將來などは考へずに只管あなたの大人らしくなられるのを悦んでゐた、其間はほんのしばらくだと思つてゐたのに、早もう二十一年もおそばを離れませぬ。院の御所へ御出仕なすつてお歸りが遅くてさへ心配しましたのに、今度はどんな憂目にお遭ひになるのでせう」といつて泣くのだつた。成經は「そんなに歎くな、教盛公がいらつしやるのだから、どちらにしても命だけは乞ひ受けて下さるだらう」と色々慰められたけれど、乳母は人目もかまはず泣き悶えた。

「さうしてゐる間も清盛の邸からは使が頻りに來るので、教盛も「今となつてはたゞ先方へ出向いて、それからどうともなる様にしやう」と仰しやつて出

下さるゝ旨もなく、少將も又涙に咽んで申上らるゝ事もなし。良有て少將御前を罷出られけるに、法皇後を遙に御覽じ送て、唯末代こそ心憂けれ、是が限にて又も御覽せぬ事もや有んすらんとて、御涙せきあへさせ不給。少將御前を被罷出けるに、院中の人々、局の女房達に至る迄、名残ををしみ、袂にすがり、涙を流し、袖を濡さぬは無りけり。舅の宰相の許へ出られたれば、北方は近う産すべき人にて御座けるが、今朝より此歎を打添へて已に命も消入る心地ぞせられる。少將御所を罷出られるより、流るゝ涙つきせぬに、今北方の有様を見給ひて、いと爲方なげにぞ見えられける。少將の乳母に六

かけたので、成經も亦その車の尻に乗つて出られた。保元以來平家の人々は樂み榮えて愁嘆の事もなかつたのに、此の教盛ばかりはこんな厄介な聲をもつた爲に、こんな歎をせられたのだ。さて西八條近くなつて、先づ案内を申されるに、「成經は門の中へ入るべからず」との事なのでその邊の侍の所へ下して置いて、教盛だけが門内へ入られた。するといつとはなしに武士共が集つて來て四方を圍み、嚴重に少將を守つた。少將はあれ程頼りにしてゐた教盛に離れたので、心中どんなに便りない氣がした事だらう。さて、教盛は中門の所に居られたけれど清盛は出て來ない。暫くして教盛は源太夫に傳言して「私こそ厄介な者と親戚になつて呉々も後悔してゐるけれど今更任方もありませぬ。夫に成經につれあはせたる者（妻）が此頃妊娠してゐますが、今朝來の心配が加はつて氣絶しさうです。私がかうして居るからには、どうして成經に間違つた事をさせませう。だから成經を私に預けさせて下さい」と言はせた。入道は「あゝまた例の教盛が譯の解らぬ事をいふわい」とて急に返事もしなかつた。暫くして「成親以下近習の人々が平家一門を亡ぼさうと企てゐる、而も少將は成親の嫡子だ。よしお前と縁があらうが無からうが少將を許すことは出來ない。若し此謀叛が成就すればお前だつて無事ではゐられまいと言へ」と仰しやつたので、季貞は歸つて來て教盛にかくと告げた。

條と云女あり。我御乳に參り、始候て、君を乳の中より抱上奉り、おふしたて參らせしより以來、月日の重なるに隨て、我身の年の行くをば歎かずして、偏に君の成人しう成せ給ふ事をのみ悦び、白地とは思へども、今年は二十一年、片時も離れ參らせ候はず。院内へ參らせ給て、遅う出させ給ふだに、心苦しう思ひ參らせ候つるに、終に如何なる憂目にか遭せ給ふべきやらんとて泣く。少將、痛うな歎いそ。さて宰相坐れば、さり共命計をば乞ひ請け給はんする物をと、様々に慰め宜へども、六條人目も不恥、泣悶えけり。去程に、西八條殿より、使敷竝に有しかば、宰相今は唯出向つてこそ、兎も角も成

すると教盛は大層不本意さうに、重ねていふには「保元より以來度々の合戦にも御命に代らうと存じたのです。此後も大事な場合一番先に防ぐつもりでゐます。たとひ私は年老いてゐても若い子供が澤山ゐますから一方の固めにもどうして成らぬとおきませう。それにも拘らず少將を預らうといふのに御許し下さらぬのは、全く私を二心ある者とお考になるからでせう。それ程後ぐらく思はれては、世に出てゐても何の所詮もないから、お暇を賜つて出家入道し、高野山か又は粉河寺へでも籠つて一途に後世菩提の勤を致しませう、つまらない浮世の交であるから、なまなか世間に居ると慾望もある。望が叶はないからこそ恨もあるのです。いつそ浮世を捨て、眞の佛道に入るのに越した事はありますまい」といつたので、季貞はまた清盛の所へ行つて「教盛公は早浮世を思ひ切られたのですよ、何とかよい様に御取計ひ下さい」といつた。すると清盛は「いや、出家するまでの事はない。それは餘りに怪しからぬ話だ。そんなのなら成経を暫く預けると云へ」と仰つた。教盛は之を聞いて「あゝ、人は子供なんか持つべきではないわい、我子の縁に結ばれなければ、是程迄に心は碎かないものを」といつて西八條を出られた。すると少將が待ち受けてゐて、「さて御首尾はいかゞでした」と尋ねたので、「清盛は餘りに怒つて私にはとうとう、對面もしなかつた、どうしてもいけないと

めとて被出ければ、少將も宰相の車の尻に乗つてぞ出られる。保元平治より以來、平家の人々は、樂み榮えのみ有て、愁へ歎は無りしに、此宰相計こそ、由なき聲故に、かゝる歎をばせられけれ。西八條近う成て先づ案内を被申たりければ、少將をば門の内へは入れらるべからずと宣ふ間、其邊なる侍の許に下置き、宰相計ぞ門の内へは參られける。何しか少將をば武士共四方を打ち圍んで、嚴う守護し奉る。少將のさしも頼しう思はれつる宰相殿には離れ給ひぬ。少將の心の中、さこそは便無りけめ。宰相中門に居給ひたれ共、入道出も逢はれず。良有て、宰相、源太夫判官季貞を以て被申けるは、教盛

頻に言はれるので私も出家するまで言つた。その爲だらう、「それでは成経をお前に暫く預ける」と仰しやつたけれど、それもいつ迄續くとも思はれない」といふと、少將は「では私がお蔭で暫く命が延びるのでせう、それにつけても父成親の事を何かお聞きになりましたか」と問ふ、教盛は「いやいやお前の事をさへやつとお願ひしたのだ。成親の事迄は思もよらなかつた」と仰しやると、少將ははら／＼と涙を流し「私は命が惜しいといふのも父を今一度見たいと思ふからです、夕方父が殺されるのに、私が生きてゐても何の甲斐もありませぬから、唯一緒に殺される様に申して下さいませぬか」と言ふので、教盛も大層苦しさうに「いや、いさよは元來いさしらずとよの略でいさは感動詞である」お前の事をさへやつと話したのだからお前の父の事までは思ひも寄らぬ事であつたが、併し今朝重盛公が色々と申されたから成親殿も暫くは安穩だと聞いてゐる。」と言はれたので、成経は聞きも終らず手を合せて悦ばれた。子供でない者が誰が一體自分の身をさし置いて、是程までに悦ぶ者があらう、してみればやはり實の契は親子の中にあるのである。子といふものは持つべき物だと教盛も考へなほされた。そして同車して邸へ歸られたので、邸の女房や侍が集つて来て、死人が生き還つた様に皆嬉し泣きに泣いた。

こそ由なき者に親う成て、返すく悔しみ候へども、甲斐も候はず。相具せさせて候者の、此程惱む事の候なるが、今朝より此の歎を打添へて、既に命も絶候ひなんす。教盛かうて候へば、何かは僻事させ候べき。少將をば暫く教盛に預けさせ御座せと被申ければ、季貞參て此由を申す。入道、哀例の宰相が、物に心得ぬよとて、頓に返事もし給はず。良有つて入道宣けるは、新大納言成親卿以下近習の人々、此一門亡して天下亂らんとする企有り。已に此少將は彼の大納言が嫡子也、疎うもあれ、親うもあれ、えこそ申宥すまじけれ、若し此謀叛とげなましかば、御邊とても、おだしうてやは御座べきと可云と宣へば、季貞歸り參て、宰相殿に此由を申す。宰相よにも本意なげにて、重て被申けるは、保元平治より以降、度々の合戦にも、御命には代り參らせんとこそ存候ひしか。此後もあらしき風をば、先づ防ぎ參らせ候べし。縦ひ教盛こそ年老て候とも、若き子供數多候へば、一方の御固にもなとか成らでは候べき。それに暫く少將を預らうと申に、御容れ無きは、一向教盛を二心ある者と思召れ候にこそ。其程迄後めたう被思參らせては、世に有りても何にかはし候べきなれば、身の暇を賜て、出家入道仕り、高野粉河にも籠り居て、一筋に後世菩提の勤を營み候はん。由なき浮世の交なり。世にあればこそ望もあれ。望の叶はねばこそ恨もあり。不如浮世を厭ひ、眞の道に入らんにはとぞ宣ひける。季貞參りて、宰相殿は早や思し召し切つて候ぞ。兎も角も能き様に御計らひ候へと申ければ、入道、いやく出家入道までは餘にけしからず。其儀ならば、少將をば暫く教盛に預くと云べしとぞ宣ひける。季貞歸り參て、宰相殿に此由を申す。宰相、あはれ人の子をば持まじかりける物哉。我子の縁に結ばはれざらんには、是程まで心をば碎かじ物をとて出られけり。少將待受け奉つて、さていかゞ候つるやらんと被申ければ、入道餘に怒つて、教盛には終に對面もし

給はず、如何にも叶まじき由を頻に宣ふ間、出家入道まで申たればにやらん、其儀ならば、御邊をば暫く教盛に預くと宣ひつれども、其も始終はよかるべし共不覺と宣へば、少將、さては成經は御恩を以て、暫の命の延候はんするにこそ、就其候ては、父で候大納言が事をば、何とか聞召されて候やらん。宰相、いさよ、御邊の事をこそ、やうく申たれ。其迄の事は思ひも寄らざりつれと宣へば、其時少將涙をばらくと流いて、命の惜う候も、父を今一度見ばやと思ふ爲也。夕去大納言斬られ候はんに於ては、成經命生きても何にかはし候べきなれば、唯一所で如何にも成る様に申て、たばせ給ふべうもや候らんと被申ければ、宰相世にも苦しげにて、不知、御邊の事をこそ、様様に申たれ。其までの事は思も寄らざりつれ共今朝内の大臣の様に申させ給ひつれば、其も暫は能様にこそ聞くと宣へば、少將聞も敢給はず、泣々手を合てぞ悦れる。子ならざらん者が、誰か唯今我身の上を指置いて、是程までは可悦。實の契は親子の中にぞ有ける。子をば人の持つべかりける物哉と、聽て思ぞ返されける。さて今朝の如く、同車して歸られたれば、宿所には女房侍さし湊て、死たる人の生かへりたる心地して、皆悦び泣をぞせられける。

成親—成經—忠盛—清盛—重盛
 教盛—女—教盛—成親妹

【釋】(一)宰相—參議の異稱、こゝは教盛をさす。(二)徳門—第一の正門をいふ。(三)夕さり—夕さりといふ動詞が變じて名詞となつたもの、夕方の意。但し夕さは夕しありの變化。(四)日地とは思へど—白地ばかりその意。自分の手懸にかけてからはん暫くだと思つてゐるのに早二十一年になられたといふのである。(五)痛うな歎いそ—「なげい」は「なげき」の音便。な……そは否定の時用ひる助詞。(六)相具せさせて候者の云々—つれそはさせた者(即ち成經の北の方をさす)が姪嬢であるといふこと。(七)かうて—かくての音便。(八)此謀叛とげなましかば云々—なましは推量の助動詞「おだしうて」は穩かでの意。やは反語、(九)後めたらう—

松

「後めたくて、後目痛し即ち後ぐらひである。自分で後暗い感じを持つことであるが、こゝでは相手が自分を疑つて不安に思つてゐるの意。(一〇)いさよよ——「いさ知らず」「いな否きに非ず」等の意に用ふる感動詞。(一一)たばせ給ふべう——「たばせ」は賜へなべといふが如く賜はらせの約、べうはべくの音便。

【評】この筆致でみると成程に對して、作者は同情の心を寄せてゐるやうである。とも角悲哀の場面には感傷的哀感から同情がわくのは人情通有のことであらう。さるにても教盛の命乞、出家しやうと迄いふのは清盛の性格の弱點を知つてゐて言つたのか、正氣で言つたのか？ 手もなく清盛をして「出家迄は餘りにけしからず其儀ならば云々と言はせてゐる所が一寸面白い。

教訓

太政の入道は、加様に人々數多縛め置ても、猶心行かすや思はれけん、既に赤地の錦の直垂に、黒絲威の腹卷の、白金物打ちたる胸板せめ、先年安藝守たりし時、神拜の次に、靈夢を蒙つて、嚴島の大明神より現に賜られたりける銀の蛭巻したる小長刀、常の枕を放たず立られたりしを脇に挟み、中門の廊にぞ出られた

【通釋】清盛はこの様に人々を縛めて置いてもなほ安心出来なかつたのだらうか、赤地の錦の直垂に黒絲で威した腹巻を着、銀金物をつけた胸板をしつかり身につけて、常に枕元を放さず立てゝおかれた銀の蛭巻した小長刀を脇にかゝえて中門の廊下に出られた。いかにも其様子が凛々しく見えた。清盛は貞能を呼んで「お前は一體どう思ふ、保元に叔父の忠正を始として一門の過半は崇徳院の味方についた。夫に重仁親王は父忠盛が養ひ奉つた方であつたから、何れにしても自分は崇徳院を見放し難かつたのだけれど、鳥羽院の御遺戒に従つて天皇の御方になつて先陣に立つたのだ。次に平治の亂に信賴等が後白河院二條帝を戴いて御所にたて籠り天下が闇になつた時に、自分

る。大方氣色ゆゝしうぞ見えし。貞能と召す。筑後守貞能は、木蘭地の直垂に、緋威の鎧著て、御前に畏つてぞ候ける。入道宣ひけるは、如何に貞能、此事如何思ふぞ。保元に平右馬助を始として、一門半過て、新院の御方に参りにき。一宮の御事は故刑部卿の殿の養君にて坐しかば旁々見放ち參らせ難かりしかども、故院の御遺誠に任せて、御方にて先を懸たりき。是一つの奉公。次に平治元年十二月、信賴義朝が謀叛の時院・内を取奉て、大内に楯籠り、天下闇と成たりしにも、入道隨分身を捨て凶徒を追落し、經宗惟方を召し縛めしに至る迄、君の御爲に既に命を失はんとする事度々に及ぶ。されば

は随分(身分相應に)命を投げ出して凶徒を追ひ散らした。このやうに度々君の御爲に命を失はうとしたのだから、誰が何といつても、平家を七代迄は御見捨てなかつてよからうか。にも拘らず成親といふ下らない者や西光といふ下賤の亂暴者のいふ事に法皇も御つきになつて、やゝもすると平家を滅ぼさうとなさる御企は誠に宜しくない。此後もまた譏奏する者があつたならば、恐らく富家追討の院宣をお下しになると考へる。その結果朝敵となつてはどんな後悔しても追附くまい。だから暫く世の中を鎮める間、法皇をば鳥羽の北殿へお移しするか、でなければ此處へでも御幸をお願ひしやうと思ふがどうか。若しさうすれば定めて北面の奴輩の中から抵抗して箭でも射るだらうから、その用意をせねばならぬ、で、侍共に觸れ出せ、私はもう院方への御奉公は思ひ切つた。早く馬に鞍置かせて出陣の用意をしる」と仰しやつたので、主馬判官盛國が重盛の邸へ飛んで行つて「世の中はもう此の如き有様になりまして」と告げた。聞きも終らず重盛は「では成親卿はもう首を切られたか。盛國「さうではございませぬが入道殿が鎧をお召しになつたからには侍共も唯今院の御所へ攻め寄せやうと出立してゐます。暫く世を鎮める間は——といふのですけれど、内々では九州の方へお流ししやうとしてゐられるのです」と言ふと、重盛は「どうして今すぐにはそんな事があらう」とは思つたけれど、又

人何と申す共、争か此一門をば七代
までは思召捨て給へば。其に成親
と云ふ無用の徒者、西光と申す下
賤の不當人が申す事に、君の附せ給
ひて、動すれば此一門可被滅由の
御結構こそ然べからね。此後も讒奏
する者有ば、當家追討の院宣を被下
つと覺るぞ。朝敵と成て後は、如何
に悔ゆ共益あるまじ。暫世を静めん
程、法皇をば鳥羽の北殿へ移参ら
るか、不然ば、是へまれ御幸をな
し参らせんと思ふは如何に、其儀なら
ば、定めて北面の者共が中より、箭
をも一つ射んすらん。その用意せよ
と侍共に可觸。大方は入道院方の奉
公思切つたり。馬に鞍おかせは。著
背長取出せとこそ宣ひけれ。主馬判

「今朝の清盛公の様子から推すと、そんな狂氣じみた事もあるかも知れない」とも考へられ、車を飛ばして西八條へ出かけた。門を入つて見ると清盛が腹巻を着てゐる上に、一門の貴族達が數十人色々に武装し、其外諸國の國守とか衛府とか諸役人が椽にも庭にもひし／＼とならんでゐて、旗竿などを引寄せ、今にも出發しやうとする様子であるのに、重盛は文官の服装で袴の端をつかんでさや／＼と音させて入られたので、案外な様に見えた。入道は俯目になつて「あゝ又例の重盛が世を代表する様に振舞ふ事よ、うんと叱りつけてやらう」とは思つたけれど、さすがに我子ながらも重盛は佛敎の式威を留め外典（佛敎以外の典籍）の五常を亂さない人だから、腹巻姿で對面するのもさすがに氣辱しく思つたから、襖を少し締め、腹巻の上に法衣を急いで引きかけはしたが、それでも胸板の金物が少しはづれて見えるのを、隣と頻に衣の襟を引合してゐた。やゝ暫くして清盛がいふには「成程の御事、問題でもない、これは全く法皇の御考であるんだ、だから暫く世を鎮める間は云々」と言つたので、重盛ははら／＼と落涙した。「一體どうしたのだ」と清盛がいふと、重盛は暫くして涙を抑へ、「御言葉承るに、父上の御意は、元來の運命が衰へる前には必ず悪事を思ひます、御様子を見るに本當とは思へませぬ。我日本は邊鄙の小國とはい、

官盛國、急ぎ小松殿へ馳せ参て、世
は早かう候と申ければ、大臣聞も
敢給はず、嗚呼成親の首の被、刻た
んなと宣へば、其儀にては候はねど
も、入道殿の御著背長を被召候上は
侍共も皆打立つて、唯今院の御所法
住寺殿へ寄せんとこそ出立候つれ。
暫世を静めんほど、法皇をば鳥羽
の北殿へ移し参らするか。然らず
ば、是へまれ御幸を成参らせうとは
候へ共、内々は鎮西の方へ流し参ら
せんとこそ被擬候つれと申ければ、
大臣、何に依つて唯今さる御事の御座
べきとは思はれけれ共、今朝の禪門
の氣色、さる物狂しき事もや御座
らんとて、急ぎ車を飛ばせて、西八
條殿へぞ御座したる。門前にて車よ

それでも大神の御子孫が國の主で、天兒屋根命の御末たる藤原氏が政を司ら
れてから以來、太政大臣と迄なる人が武装することは禮儀に背くではありま
せぬか。のみならず、父上は御出家の身である。過去未來現在三世の佛達が
解脱のしるしたる僧衣を脱ぎ捨て、甲冑を着ることは、佛敎から見ても戒を
破つて慚じないといふ罪を受けるだけでなく、儒敎から見ても五常に背く事
でせう。子として親にこんな事をいふのは恐れ多い申し様ですけれど、心の
中に思を残すべきでもないから申し上げるのです。先づ世の中に四恩といふ
ものがあります。就中最も重いの朝恩です。天が下れる所御門の領土でな
い所はありませぬ。だから許由が堯から天下を譲られやうとした時、潁川で
耳を洗ひ、伯夷叔齊は首陽山に入つて蕨をとつて暮したといひます。これら
の賢人は何れも勅命の背き難いといふ臣下の道を知つてゐたのだと聞いてゐ
ます。まして父上は先祖以來嘗てない太政大臣になり、私の様な愚な者が大
臣の任に至り、田園盡く平家一門の自由になる等は世にも希な朝恩ではあり
ませぬか、是等の御恩を忘れて無頼にも法皇をお攻めになるなどは大神や八
幡の御心にも背くことでせう。日本は神國ですし、神は非禮をお受けにな
りませぬ。ですから法皇が御思ひ立ちなされた所も幾分の道理がない譯ではな
いのです。當家が代々朝敵を平げた事は無双の忠ではあるが、その賞に誇る

りおり、門の内へ指入て見給ふに入道腹巻を著給ふ上、一門の卿相雲客數十人、各色々の直垂に、思ひ々の鎧著て、中門の廊に二行に被著せたり。其外諸國の受領・衛府・諸司などは縁に居溢れ、庭にもひしと竝居たり。旗竿共引きそばめ、馬の腹帯を固め、甲の緒を締め、唯今皆打ち立んする氣色共なるに、小松殿烏帽子直衣に、大文の指貫のそば取てざやめき入給へば、事の外にぞ被見ける。入道ふし目に成て、哀例の内府が、世をへうする様に振舞ふ者哉。

大きに諫めばやとは思はれられ共、流石子ながらも、内には五戒を保つて慈悲を先とし、外には五常を亂らず、禮儀を正しうし給ふ人なれば、あの姿に腹巻を著て向はん事、流石面はゆう辱しうや被思けん、障子を少し引立て、腹巻の上に、素絹の衣を周章著に著給たりけるが、胸板の金物の少し廻れて見えけるを藏さうと頻に衣の胸を引違々々ぞし給ひける。大臣は舍弟宗盛の卿の座上につき給ふ。入道宜ひ出さるゝ事

事は餘り傍若だといふべきです。聖徳太子の十七條憲法にも「人皆心あり心は各自我執のあるものだ——人はお互に賢と愚を持つてゐるので、恰も輪の様であるから善悪ときつぱりした兩端はないのだ云々」と書いてありまけれど、幸なことに當家の運命がまだ盡きないと見えて、法皇の御謀既に露顯しました。其上相談相手となつた成親等を召捕つた上からは、たとひ法皇がどんな不思議な事をお考になつても何の恐れる事がございませう。ですから、それ成親等を相當の罪に行はれたならば、一步退いてその理由を申し上げ、そして益々忠勤を盡し民を憐まれたならば神様の御加護を受け、佛様の御心にも背かずすみませう。神佛の感應があらば法皇も御考を思ひなほされる事がないと、どうして言へませう。君と臣とを比べると、何れが親何れが疎であるかは、今更區別する必要もなく、道理にあつた事と悪い事とを竝べたらどうして道理の方へ味方しないで居られませう。

もなく、大臣も又申上げらるゝ旨もなし。良有つて入道宜ひけるは、あの成親卿が謀叛は、事の數にも候はず。一向法皇の御結構にて候けるぞや。暫く世を静めんほど、法皇をば鳥羽の北殿へ移し參らするか、不然ば、是へまれ御幸を成し參らせんと思ふは如何にと宜へば、大臣間も敢給はず、はらくとぞ被泣ける。入道、さて如何にや如何にとあきれ給へば、良有つて大臣涙を抑へて、此仰承候に、御運は早末に成りぬと覺候。人運命の傾んとては、必ず惡事を思ひ立ち候也。又御有様を見參らせ候に、更に現共不覺候。流石我朝は邊地粟散の境とは申ながら、天照大神の御子孫、國の主として、天兒屋根尊の御末、朝の政司らせ給ひしより以來、太政大臣の官に至る人の、甲冑を鎧ふ事禮儀を背に非ずや。就中御出家の御身なり。夫三世の諸佛、解脱同相の法衣を脱ぎ捨て、忽に甲冑を鎧ひ、弓箭を帶し在さん事、内には破戒無慚の罪を招く耳ならず、外には仁義禮智の法にも背き候ひなんす。旁々恐ある申事にて候へども、心の底に旨趣を可殘にも候はず。先世に四恩候、天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是也。其中に最重きは朝恩也。普天の下王地に非ずと云ふ事なし。さればかの穎川の水に耳を洗ひ、首陽山に巖を折し賢人も勅命背き難き禮儀をば存ずとこそ承はれ。如何に況や、先祖にも未だ聞かざつし太政大臣を極めさせ給ふ。所謂重盛が無才愚闇の身を以て、蓮府槐門の位に至る。加之國郡半は一門の所領と成て、田園盡く一家の進止たり。是希代の朝恩に非ずや。今是等の莫大の御恩を思召忘れさせ給ひ、猥しく法皇を傾け參らせ給はん事、天照大神、正八幡宮の神慮にも背かせ給候ひなんす。夫日本は神國也。神は非禮を受給へからず。然れば君の思召立たせ給ふ所、道理半無に非ず。中にも此一門は、代々朝敵を平けて、四海の逆浪を静むる事は無雙の忠なれ共、其賞に誇る事は傍若無人共申つべし。聖徳太子十七箇條御憲法に、人皆心

有り。心各執あり。彼を是し我を非し、我を是し彼を非す。是非の理、誰か能く定むべき。相共に賢愚なり。環の如くして端なし。爰を以て縦ひ人怒ると云とも、却て我を咎を懼れよ」とこそ見えて候へ。然れ共當家の運命未だ盡きざるに依て、御謀叛已に顯れさせ給ひ候ぬ。其上仰合せらるゝ成親卿を召置かれぬる上は、縦ひ君如何なる不思議を思し召し立たせ給ふとも、何の恐か候べき。所當の罪科被行ぬる上は、退いて事の由を陳じ申させ給ひて、君の御爲には彌奉公の忠勤を盡し、民の爲には益撫育の哀憐を致させ給はば、神明の加護に預つて、佛陀の冥慮に背くべからず。神明佛陀感應あらば、君も思召なほす事などか候はざるべき。君と臣とを比るに、親疎別方なし。道理と僻事を並べんに、争か道理に附ざるべき。

【註釋】(一)赤地錦直垂——この直垂は鏡直垂の事で、動作に便な様に袖の端及び袴(短くして)の裾を括る様に出來てゐる。錦直垂は大將の着るもの。(二)白金物云々——銀金具で裝飾した胸板(鏡圖参照)を身體にびつたりつけること。(三)神拜の次——國司が新任した時、國中の主な神社に参拜するのを神拜といふ。清盛は久安二年に安藝守となつた。その時の神拜の折にといふ意である。(四)銀の巻したる云々——姫位の幅に銀の薄延線で細く刀の柄を巻いたもの、或は姫のまきついた様に斜に巻いたものもある。(五)木蘭地——黄紅赤の雜色。(六)不道人——道理にはづれた所行をする者。(七)下されつ——つは確定的の意をあらはす。(八)鳥羽の北殿——王城の南上鳥羽村にあるから城南の離宮ともいふ。(九)著背長——鏡の別名、大將が着るもの。(一〇)世は早かう候——世の中は早かくの如く(形勢惡化して收拾できない状態)になつた。(一一)たんな——たるなの音便。(一二)鎮西——もと鎮西將軍が居た所の事、指貫をつけたる圖



役名が地名として用ひられたのである。(一三)引そばめ——身體の側に引つけて置く。指貫——大形の紋模様ある大文の奴袴(挿繪参照)、有朋堂文庫本の頭註には「大文の指貫は年少の人夏月に之を着るとあれば重盛の當時の装としては當らざるが如し」とある、之は考證の説に據つたらしい。併し中古には公卿以上の直衣袴の下にもつける様になつた事は裝束圖式で解る。(一五)世をへうする——表する、評する

諷する等の説がある、表する説に従つて置く即ち顯原、木枝氏の「重盛はかれて家來が平家一門のことに就て大事だなど、いふと何ぞ大事といはん、これ私事のみと叱つた場合の如く、一門の騒動をよそにして私なき立場を表す落ちついた態度をとつたといふ説がよからう。(一六)五戒——佛教の戒律で殺生・偷盜・邪淫・妄語・飲酒をしないこと。(一七)五常——儒教でいふ仁・義・禮・智・信又は父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信をいふ。つまり内典外典の道を行つてゐるといふことを對偶的に述べたのである。(一八)邊地粟散の境——日本をいふ。粟散は小國小主散三天下一如(粟(撈)殿經)でつまり小國をいひ、日本は東方邊境だから佛教の方でさういふ。(一九)解脱同相の法衣——同相は轉相(はたじろし)で出離解脱のしるしなる法衣の意である。即ち過去未來現在三世の諸佛が解脱のしるしとして身に纏ふ法衣をば清盛が脱ぎ捨て、つまり清淨なるべき、世捨人としての法衣をすて、の意である。但し三世の諸佛云々は解脱した諸佛菩薩とも解せられるが、廣義の汎神論の立場から三世諸佛の中へ僧侶を含めても解せられる。(二〇)普天の下云々——詩經にある語。(二一)顯川の水云々——許由の故事。首陽山——伯夷叔齊の故事。(二二)蓮府槐門——共に大臣のこと。蓮府は齊の王儉の逸話により、槐門又は三槐は周の三公の故事より出づ。(二三)進止——進退許否を思ふまゝに指圖すること。(二四)人皆心有り——憲法第十にある語。十七條憲法は佛教儒教の精神に規つて政治的道德の規準を示したもので、今日の所謂憲法とは違ふ。【評】覺一別本では次の「烽火」の題なくで前からつゞいて、居り八坂本では「烽火」の後の方だけが「あひ」の物として「烽火の沙汰」と題してある。重盛の教訓としては文章の連絡上、こゝで題をわけない方がよからうと思はれる。従つて批評は次の段を讀み終つてからにしやう。

烽火

是は尤も君の御理にて候へば、叶【通釋】それには就ては勿論法皇の方に味方するのが道理ですから、及ばずはざらん迄も、院中を守護し參らせ ながらも私は院中をお守りします、といふのは私が大臣大將に至る迄はこれ

候べし、其故は重盛始め叙爵より、今大臣の大將に至る迄、併しながら君の御恩ならずと云ふ事なし。此恩の重き事を思へば、千顆萬顆の玉にも越え、其恩の深き色を案ずれば、一入再入の紅にも猶過たらん。然らば院中へ参り籠り候べし。其儀にて候はば、重盛が身に代り、命に代らんと契りたる侍共、少々候ふらん。是等を召具して、院御所法住寺殿を守護し参らせ候はば、流石以の外の御大事でこそ候はんすらめ。悲き哉。君の御爲に奉公の忠を致んとすれば、迷慮八萬の頂よりも猶高き父の恩忽に忘れんとす、痛しき哉、不孝の罪を遁れんとすれば、君の御爲には已に不忠の逆臣とも成ぬべし。進

皆君の御恩です。その御恩は幾千の寶玉よりも尊く、どんな深い(深い)色よりも深い。で私が院の御所を守護するとなれば私の爲に命を投げ出さうと誓つた侍共も少々は御座いませうからそれらをつれて行きます。それこそ大事件になりませう(あなたにとつては)、私は今君に忠ならんとすれば須彌より高い父の恩を忘れる事になり、不幸の罪を遁れやうとすれば不忠の逆臣となるのです、どうして宜いか全くわかりませぬ。で、結局お願することは唯私の頭をとつて下さい。すれば院御所へお攻めになるお供をしなくてもよいし又院中を守護する必要もありませぬから。ですけれど漢の蕭何は大相國にまでなつたけれども高祖の御心に背いたので罪せられました。こんな先例を考へると富貴といひ朝恩といひ何れをも極め盡してゐられるのですから、そろ／＼御運が盡きるのも難いことではありませぬ、實のなる木は其根が必ずいたむといふ事ですから、そんな事を考へると心細い氣がします。いつ迄命承らへて亂れる世を見ませうぞ、こんな悲しい目に逢ふのも私の果報が薄いからです。今すぐにも中庭へ引出して私の首を切ることは容易な事せう」と泣いて説かれたので、そこに列んでゐた一門の人々も皆涙を流した。清盛は頼みきつた重盛がこんな事をいふので全く力を落した様子で「いや／＼それ程迄には考へてゐない。悪黨共のいふ事に法皇もお附きになつて、どんな時

退是窮れり。是非いかにも辨へ難し。申請る所詮は、唯重盛が頸を被召候へ。其故は院參の御供をも不可仕、又院中をも守護し参らすべからず。去ば彼の蕭何は大功かたへに越たるに依つて、官大相國に至り、劍を帶し杵を履きながら殿上へ昇る事を被許しか共、叡慮に背く事ありしかば、高祖重う警めて、深く被罪にき。加様の先蹤を思へば、富貴と云ひ、榮花と云ひ、朝恩と申し、重職と云ひ、旁極めさせ給ぬれば、御運の盡ん事可難に非ず。富貴の家には、祿位重疊せり。再び實なる木は、其の根必ず傷むと見えて候。心細うこそ候へ。何迄か命生きて、亂れん世をも見候べき。唯末代に生を受て、か

事なども出て來はしないかと思ふだけだ」といふと、重盛は「たとひどんな僻事が出て來たからといつて、法皇をば何と云ふか」といひながら立ち上つて中門に出で侍共に「唯今こゝで話した事をお前等はよく聞かなかつたか今朝から此所に居てこんな事をいひ鎮めやうと思つてゐたが、餘りにがや／＼騒いでるらしいので、一先づ邸へ歸つたのだ。お前達は院の御所へ出かけるのなら私の首が刎ねられるのを見てから行け……どれ歸らう。お供の者達ついて來い」と言つて小松の邸へ歸られた。其後重盛は家來の盛國を呼び「重盛は今朝天下の大事を聞き出したんだ、我を大事と思ふ者は武裝して集れと觸れて來い」と命ぜられたので、盛國は馳廻つて觸れ歩いた。すると人々は「一寸した事位で騒がれない人がこんなお觸れを出されるのは何か特別の事情でもあるのだらう」といふので我も／＼とあわて集つて來た。又西八條にゐた數千の兵も清盛には何ともいはないで騒ぎたて、皆小松殿へやつて來た。それで武士は一人も西八條に残つてゐない。唯筑後守貞能が一人ゐたのを清盛は呼び寄せて「重盛は何と思つて皆を呼び寄せるのだらう。今朝こゝで言つた様に淨海の所へ討手でも向けやうとするのだらうか」と仰しやると貞能は涙をはら／＼と流して「重盛公に限つてどうしてそんな事が御座いませう。今朝こゝで仰しやつた事を今頃はもう後

る憂目に逢ひ候重盛が果報の程こそ、拙う候へ。唯今も侍一人に仰附られ、御坪の内へ引出されて、重盛が首の刎られんする事は、最易い程の御事でこそ候はんすらめ、是を各々聞給へとて、直衣の袖も絞る許にかき口説き、潜然と泣給へば、其座に竝居給へる平家一門の人々、皆袖をぞ濡れける。入道、頼切つたる内府は加様に宜ふ、世にも力なげにていや／＼其迄の事は思も寄さうす。悪黨共の申す事に君の附せ給て、如何なる僻事などもや出こんすらんと思ふ計でこそ候へ。大臣、縦ひ如何なる僻事出来候へばとて、君をば何とかし參らせ給べきとて、つい立つて中門に出で、侍共に宜ひけるは、

悔しておいででせう」といふと、清盛も重盛と仲違ひしては悪からうと思つたのであらう、法皇をお迎へしやうと思つた心も和ぎ、急いで腹巻をぬいで法衣に袈裟をかけて、心にもない念佛を殊勝さうに唱へてゐた。其後小松殿では、盛國が著到状をつけるると一萬餘騎もあつた。重盛はこれを見た後中門に出で侍共に仰しやるには「日來の約束を違へずこの様に集つて来た事は殊勝な事である。外國にもそんな例がある、周の幽王が褒姒といふ最愛の后を持つてゐた。この褒姒は天下一の美人だけれど、一つ氣に入らぬ事には少しも笑はない。或時戦争が起つて烽火をあげた所が褒姒がこれを見て「あゝ盛な火ですこと、火もあれ程盛なものなのでせうかしら」といつて始めて笑はれた。幽王は喜んで、其後は何もないのに烽火をあげたので、遂には兵士も集らない様になつた。すると或時隣國から賊が起つて都を攻めたので烽火をあげたけれど、いつもの後の例に慣れて兵士も来ない。終に幽王も亡びてしまつた。さてかの褒姒も狐となつて逃げてしまつたといふ話がある。けれどそれは支那の事で、自分はそんな嘘はしないから、今後とも召集した時は今日の様に來てくれよ、重盛は今朝天下の大事を聞き出したけれど、それは聞き間違だつた、だから今日は皆の者早く歸るが宜い」といつて皆を歸された。實際はそんな大事も聞かなかつたのだが、今朝父を諫められた詞通り

唯今是にて申しつる事共をば、汝等は能く承はらずや。今朝よりは是に候て、加様の事共をも申静めんとは存じつれ共、餘に混騒に見えつる間、先づ歸りつる也。院參の御供に於ては、重盛が首の被刎たらんを見て仕れ。さらば人參れとて、小松殿へぞ被歸ける。其後大臣主馬判官盛國を召て、重盛こそ今朝別して天下の大事を聞出したんなれ。我を我と思はんする者共は、物具して急ぎ參れと催せと宣へば、馳せ廻つて披露す。

に自分に軍勢が集るかどうかを知り又それが爲に父の謀叛の心も和らぐかと思つての謀だといふ事だ。君は君たらずとも云々」と孔子が仰せられたのに違はないのが重盛公である。だから法皇も此事をお聞きになつて「今に始まつた事ではないが重盛の心の潔白さを思ふと恥かしい氣がする。誠に重盛は愚を以て怨に報いたのだ」と仰せられた。この重盛の如く前生の果報が目出度く（すぐれてゐて）此世で大臣にもなられたといふ丈けでなく（果報こそ云々は、果報がよくて大臣並に大將に至ることは珍らしくないがといふ一般的な言ひ方である。「おめ」は「こそ」の結び、「こそ」がないと「らむ」となる）風采人にすぐれ、智慧さへ世に超えた人などは仲々あるものではないと當時の人々は互に感心した。誠に「國に諫むる臣があると云々」と孝經にもいつてゐるが、重盛の様な人は上代にも後世にも餘りない（めづらしい）立派な人である。

臆げにては騒ぎ給はぬ人の、加様の披露の有は誠に別の仔細有にこそとて、我も／＼と馳せ參る。淀、羽東師、宇治、岡屋、日野、勸修寺、醍醐、小栗栖、梅津、桂、大原、志津原、片生の里に溢れ居たる兵共、或は鎧著て、未だ甲を著ぬもあり、或は矢負うて未だ弓を持ぬも有り。片鎧踏むや不踏にて、周章騒いで馳せ參る。小松殿に騒ぐ事ありと聞えしかば、西八條に數千騎ありける兵共、入道には角共申しも不入、さやめき連て、皆小松殿へぞ馳せたりける。

弓箭に携はる程の者は、一人も残らず。筑後守貞能が唯一人候けるを、御前へ召して、内府は何と思ひて、是等をば皆加様に呼び取るやらん。今朝是にて言つる様に、淨海が許へ討手などもや向けんすらんと宣へば、貞能涙をばら／＼と流して、人も人にこそ依らせ給ひ候へ。争でか唯今さる御事候べき。今朝これにて申させ給ひつる御事共をば、早皆後悔ぞ候覽と申しければ、入道、いや／＼内府に中違ては、悪しかりなんとや被思けん、法皇迎へ參らせんと思はれける心も和ぎ、急ぎ腹巻脱ぎおき、素絹の衣に袈裟打掛て最心にも起らぬ念誦してこそ坐しけれ。其後小松殿には、盛國承て著到附けり。馳せ參じたる侍共、一萬餘騎とぞ註しける。著到披見の後、大臣中門に出て侍共に宣ひけるは、日來の契約を不違、皆加様に參りたるこそ神妙なれ。異國にさる様有り。周の幽王、褒姒と云へる最愛の后を持給へり。天下第一の美人なり。され共幽王の御心に叶はざりける事には、褒姒笑を不舎とて都て笑ふ事し給はず。異國の習に、天下に兵亂の起る時は、所々に火を揚げ、大鼓を打つて、兵を召す謀有り。是を烽火と名づく、或時天下に兵革起つて、所々に烽火を揚げたりければ、后是を御覽じて、あな夥し。火もあれ程まで多かりけりなとて其時始て笑給へり。一度笑めば百の媚有り。幽王是を嬉しき事にし給て、其事となく、常に烽火を揚給ふ。諸侯來るに怨なし。怨なければ則ち歸り去ぬ。加様にする事度々に及べば、兵も不參。或時隣國凶賊起つて、幽王の都を攻けるに、烽火を揚ぐれ共、例の後の火に慣て、兵も不參。其時終に亡にけり。さてかの后野干と成て走り失せけるぞ怖しき。加様の事の有る時は、自今以後、是より召んには、皆如此可參。重盛今朝別して天下の大事を開出て召つる也。され共此事聞直しつゝ、僻事にてありけり。さらば疾う歸れとて、侍ども皆歸されけり。實にさせる事をも聞出されざりけれ共、今朝父を諫

め被申ける詞に隨て、我身に勢の附く附ぬかの程をも知り、又父子軍をせんとはあらね共、角して入道相國の謀叛の心も和ぎ給ふかとの謀とぞ聞えし。君雖不君、不可臣以不臣、父雖不父、不可子以不子。君の爲には忠有て、父の爲には孝あれと、文宣王の宣ひけるに不違。君も此由聞召して、今に始ぬ事なれ共、内府が心の中こそ辱かしけれ。怨をば恩を以て被報たりとぞ仰せける。果報こそ目出たうて、今大臣の大將に至らめ、容儀帯佩人に勝れ、才智才覺さへ世に超えたるべきやはとぞ、時の人々感じ合れける。國に諫むる臣あれば、其國必安く、家に諫むる子あれば、其家必たゞしと云へり。上代にも末代にも難有かりし大臣なり。

【語釋】(一)叙爵より——名目抄によれば初、五位に叙する時を叙爵といふ。(二)千頼萬頼云々——菅三品の花光水上浮序に「登日登風高低・千頼萬頼之玉、染枝染、表裏一入再入之紅」(和漢朗詠)とある。頼は個といふが如く玉又は果實の如き圓いものを數へる時に用ふ。入は染液に入れて染める度數。(三)迷虛八萬の頂——蘇迷虛即ち須彌山(印度の古傳説による宇宙の中心なす山)の高さが八萬四千由旬(一由旬は六町一里として四十里とも三十里とも十六里ともいふ異説定め難し)あるといはれてゐる。(四)實のなる木は云々——事文類聚・淮南子にある語。(五)思もよりさうず——思もより候はずの音便。(六)著倒——軍陣で集つてくる兵の名を順に著倒狀に書きつけること。(七)文宣王——孔子の謚。君雖不君云々は古文孝經の孔安國の序にあり。臣事君以忠は論語にあり。(八)容儀帯佩云々——「世に超えたるべきやは」の文章を「世に超えたる者(他に)あるべきやは」とするとよく解る。(九)國に諫むる臣云々——古文孝經に「諸侯有三爭臣五人。雖亡道不亡其國」とある。【評】清盛が鳥羽院を北殿へ移し參らさうとする考には二つの理由がある。第一は今迄の清盛の忠義に對しては「七代迄は思し召し捨てざるべきであるのといふ憤慨の念。第二には若し今後また讒訴する者があつて「朝敵となつて後は如何に悔ゆとも益あるまじ」といふ考である。この「朝敵となつて後は」といふ考があればこそ重盛の皇恩を最とすといふ諫言が意義づけられて來るのである、皇室中

心の思想が如何に根強く威力をもつてゐたかはかうした場合にもやはりあらはれて来るものである。それはさうとして重盛が、情をわけ理を盡し、時としては「烽火」の如き威嚇的方法をさへとつて父を諫める方法、その立派さは何人にも論ぜられてゐる所であり、そして作者も亦「上代にも末代にも有り難かりし大臣なり」と評してはゐるが、然かし兵を集める話などは、餘りにも見戯に類した行としか受け取れないではないか。日本外史を見ると清盛が淨海以三衰老一爲三此舉一非下爲二一身一計上。從慮三千孫一耳。乃以爲三不可。汝好計之。といひ。或は重盛が父をして此語をなさしむ云々といひ、又法皇が怨に報ゆるに思を以てすと喜ばれたなど、いかにも重盛が立派に見えるのであるが、同時に清盛の單純な我儘も許されなければならぬ様な氣がする。朝敵の汚名を受けない先に何とか處置しなければ……とあはてふため清盛の心持も領かれると思ふ。重盛の教訓は從來から名文として愛誦され、重盛對清盛の人物論引いては道德的教育の見方からも人口に膾炙してゐる文ではあるが、これを史實として眺めず、又教訓の方便としないで赤裸々な人間性として清盛對重盛を觀察することも興味ある事柄ではあるまいか。もし又倫理的批判を加へたものならば樗牛の重盛論なども一讀に價するだらう。同時に樗牛が重盛の短所としてゐる佛教への耽溺が却つてこの時代の人の目ざした理想であつたことを考へて、時代相の推移に眼を向ける必要もあるだらう。

新大納言被流

去程に六月二日の日、新大納言成親卿をば、公卿の座に出し奉て、御物參らせけれ共、胸せき塞つて、御箸をだにも不被立。預の武士難波次郎經遠、御車を寄て、とうくと申

【通釋】 さて治承元年六月二日成親卿を座敷へ通して御飯を差上げたけれど胸も塞つて箸さへお取りにならない。さうしてゐる間に預りの武士經遠が御車を門の處へもつて来て「早くお乗り下さい」といふので成親は氣が進まぬながらも乗つた。どうかして今一度重盛に逢ひたいと思つたけれど、それも思ふ様にならない。車の前後左右を軍兵が打ち圍んで、自分の方の者は一人

ければ、大納言心ならずぞ乗給ふ。哀如何にもして、今一度小松殿に見え奉らばやとは被思けれ共、其も不叶。見廻せば、軍兵共前後左右に打ち圍んで、我方様の者は一人もなし。縦重科を蒙て遠國へ行く者も、一人身に副へざるべき事や有ると、車の内にてかき口説かれければ、守護の武士共も、皆鎧の袖をぞ濡しける。西の朱雀を南へ行ば、大内山をも今は餘所にぞ見給ける。年來見馴奉し雜色牛飼に至まで、皆涙を流し袖を濡ぬは無りけり。まして都に残留給ふ北方少き人々の心の中、推量れて哀也。鳥羽殿を過給ふにも、此御所へ御幸成りしには、一度も御供には外ざりし物をとて、我山庄洲濱殿と

もゐない。「たとひ重い咎を受けて遠國へ流されるにしても、自分方の者を一人も側近くつれて行けないといふ事があらうか」と車の中で御慨になつたので、守護の武士共も皆貰ひ泣きをした。さて西の朱雀通を南へとつて行くと禁中が見えるが今は參内も出来ない身だと感深げに御覽になつた。此邊では永年見馴れてゐる雜色や牛飼など迄がお氣の毒に思つて泣かぬ者はなかつた。まして都に残つていらつしやる奥方やお子供方の心の中はどんなだらうと想像されてお氣の毒だ。さて成親は鳥羽殿をお過ぎになるにつけても「法皇が此御所へ御幸なすつた時には一度も御供をばづれた事がなかつたのに」と感概も深く、又自分の山荘があるのを余所目にながめて通り過ぎられた。そして鳥羽の南へ出て、大阪下りの舟に乗られるのであるが、お供の者は、其舟の來るのさへ遅いとせきたてゝゐた。成親卿は「同じ殺されるのならば、都近い此邊であれば宜いに」と仰つたのもよくの事である。さてお側に付き添ふてゐる武士の名を聞くと「お預の武士經遠です」と答へたので、成親は「若し此邊に自分方の者は居ないだらうか、誰か一人尋ね出して連れて来て呉れ、舟に乗らぬ先に言ふて置く事がある」と仰せられたので、經遠は其邊を走り廻つて尋ねたが「自分こそ大納言様の御内の者です」といふ者は一人もない。成親ははら／＼と涙を流して「それにしても私が未だ罪

て有しをも、餘所に見てこそ被_レ通_レける。鳥羽の南の門出_テ、舟遅しとぞ急がせける。大納言、同じく失はるべくば、都近き此邊_ニてもあれかしと宣ひけるこそ責_メての事なれ。近う副ひ奉_ルたる武士を誰_カと問給へば、預_メの武士難波次郎經遠と名乗_リ申す。若_シ此邊_ニ我方様の者やある。一人尋_ヒて參_リせよ。舟に乗_ルぬ先に、可_ク言置_キ事有_リと宣へば、經遠其邊を走り廻_リつて尋ねけれども、我こそ大納言殿の御方と申す者一人もなし。其時大納言涙をはらくと流_シて、さ_レり共我世に有_リし時は、隨_ヒ附_リたりし者共、一_ニ千人も有_リつらんに、今は餘所にてだに此有様を見送_ルる者の無_リける悲_しさよとて被_レ泣_キければ、猛_ク武士共も

を受けない前は千人や二千人位隨つてゐた者もあつたのに、今ではそれとなく餘所目にさへ自分を見送_ルる者がゐないとは情ないとお慨になつた。嘗ては熊野詣などには大船に乗り、二三十艘の供船をさへつけ漕ぎ連ねたのに、今は怪しい小舎船に幕を張らせ、見なれぬ兵に供せられて、今日を限りと遠い所へ赴かれる心の中を想像しても御氣の毒の至である。(成親が死罪に行はるべき人であつたのを流罪に宥められたのは全く重盛が色々取りなされたからである) 其日は攝津の大物浦にお着になつた。すると翌三日、京都から御使だとして騒ぎたてゝ居たので成親卿は「こゝで殺せといふ御使なのか」とお聞きになると、さうではなくて「備前の兒島へ流せ」との御使だつた。其時重盛公からの御手紙があつて「何とかして都近い片山里にでもお置きしたいと思つてあれ程父に願つた事も叶はなかつたのは全く生きてゐる甲斐もない程俯甲斐ない事です。けれ共御命だけは乞ひ請けましたから御安心下さい」と書いてあつた。又經遠の處へも手紙があつて「よく／＼御仕へして呉れ、よく／＼注意して御心に違ふな」等と書き、更に旅の用意など細々と取まめて送られた。成親卿は「あれ程忝く思つてゐた君にも別れ、東の間も離れ難く思つてゐた奥方や幼き子達にも別れて、一體どこへ行くのだらう。二度と歸郷して妻子に逢ふこともあるまい。先年山門の訴訟で既に流されたのを

皆鎧の袖をぞ濡_シける。唯身に副物とては、盡_キせぬ涙計也。熊野詣、天王寺詣などには、二瓦の三棟に造りたる舟に乗り、次の船二三十艘漕_リ續けてこそ有_リしに、今は怪しかるかきする屋形舟に、大幕引かせ、見もなれぬ兵共_ニ具せられて、今日を限_リに都を出_テ、浪路遙に赴_リかけけん心の中、推量_ラれて哀_しなり。新大納言は、死罪に行はるべかりし人の、

ば法皇も氣の毒に思はれて西七條から呼び還された事がある。それに今度は法皇の御怒に觸れた譯でもないのに流されるとは、こは一體どうした事かと大層御悲しみになられたけれど、それも詮ない事である。翌日になると大物浦を出帆して兒島へ御下りになるにつけても、道すがら唯涙にのみ咽んで、生きて居れさうにもなかつたけれど、それでも、露の様に果ない命は消えもしないで漸々と都に遠ざかり、日數の重なるにつれて、遠いと思つてゐた配所も近くなり、終に備前の兒島に到着した。かくて成親卿を民家のさゝやかな柴の庵へお入れ申したのである。こゝは何處の島も同じ様に後は山を控へ前は海に面してゐて、磯の松風や波の音まで、何れも悲しみの種である。

流罪に被_レ宥_メける事は、偏_シに小松殿のやう／＼に被_レ申_ケるに依_リてなり。其日は攝津國大物の浦にぞ著_キ給ふ。明る三日の日、大物の浦へは、京より御使有_リとて奔_リけり。大納言其にて失_ハへとにやと聞給へば、さ_レはなくして、備前の兒島へ可_ク流との御使なり。又小松殿より御文有_リ。哀_し如何にもして、都近き片山里にも置き奉らばやと、さ_レしも申_ケる事の叶_ハざりける事こそ、世に有_リ甲斐も候はね。乍_ラ去_リも御命計をば乞_ヒ請_ヒ奉_ルて候ぞ。御心安被_レ思_ヒ召_ス候へとて、難波が許へも、能_ク宮仕へ奉_ルれ、相構へて御心にばし違_ハななど宣ひ遣し、旅の粧_ヲ細々と沙汰し被_レ送_リたり。新大納言はさしも忝_ク被_レ思_ヒ召_スつる君にも離れ參らせ、つかの間も難_ク去_リ被_レ思_ヒける北方少_シき人々にも皆別_レ果_テて、こは何地へとて行くらん。再び故郷に歸つて、妻子を相見んことも

難有。一年山門の訴訟に依て、已に流れしをも君惜ませ給て、西の七條より被召還ぬ。されば是は君の御戒にも非ず、こは如何にしつる事共ぞやと、天に仰ぎ地に俯して、泣悲めども甲斐ぞなき。明ければ舟押出で下り給ふに、道すがら唯涙にのみ咽んで、可存とは覺ね共、流石露の命は消やらず、跡の白浪隔つれば、都は次第に遠ざかり、日數漸重なれば、遠國は既に近附ぬ。備前の兒島に漕ぎよせて、民の家の淺ましげなる柴の庵に入れ奉る。島の習、後は山、前は海、磯の松風波の音、何も哀は盡きせず。

【圖釋】(一)公卿の座——公卿の間ともいふ、中古貴族の客座敷をいふ。始めは公卿のみに對面する座だったが後には一般に稱する様になつたらしい。(二)鏡の袖(挿繪参照)。(三)鳥羽殿——前出の城南離宮のこと。山城國上鳥羽村にあつて、白河天皇の時山庄百餘町を卜して後院とせしもの。(四)御幸なりしには——御幸なりし時には。(五)洲濱殿——考證には近臣に多く邸舎を賜ふことがあつたので、成親の洲濱殿も亦是類かといつてゐる。(六)責ての事と解して置く。評尺には「その死を決してなされたのをせめてもの事というたのである」とあるが、これでは「責めても」がやはり判明しない。(七)預の武士——中古役所の長官を預と稱したが、こゝでは成親を預つてゐるといふ程の意だらう。(八)さりとも——さりともとの約、それにしてもの意。(九)二つ瓦の三棟——和船の龍骨の事を「間切がはら」といふからそれを二本通した大船を二つかはらといふ。三つ棟とは船屋形を三棟即ち下屋形、上屋形、日覆屋形に違つた船。(一〇)怪しがる云々——怪しげな船(樓船でなく小舟の上に屋形を造りすましたもの)。(一一)やう／＼に——いろいろと。(一二)大物浦——尼ヶ崎市の東に當る。(一三)舞めく——さわぎ立てる。(一四)さしも云々——あれ程に父に願つたのに聞き入れられなかつた事は面目次第もない。(一五)宮仕——こゝでは貴人(成親)に仕へること。(一六)御心にばし——ばしは意を強める接尾語。(一七)旅の鞋——旅先の衣服調度などを何くれと指圖して送られた。(一八)一年云々——嘉應元年成親が中納言で美濃國守を兼



鏡の袖

れてゐた時、日代が山門の領平野庄の神人と事をかまへたので、山門に成親を流罪に處せられる様に奏聞した。其時備中へ流される音であつたのを急に召しかへされたといふ事が八坂本に出でゐる。(一九)されば云々——其時の流罪は法皇からの御處分であつたのだ、それでさへも、途中から救された。されど、今度のは法皇の御處分で流されるのではないのに。

阿古屋松

凡そ新大納言一人にも不限、警を蒙る輩多かりき。近江中將入道運淨佐渡國、山城守基兼伯耆國、式部大輔正綱播磨國、宗判官信房阿波國、新平判官資行は美作國とぞ聞えし。折節入道相國は、福原の別業に御座けるが、同廿日の日、攝津左衛門盛澄を使者にて、門脇殿の許へ、それに預置奉つたる丹波少將を急ぎ是へたべ。存する旨有りと言ひ被遣たりければ、宰相、さらばたゞ有し時兎も角も成たりせば如何かせん、再び物

阿古屋松

【通釋】 凡そ成親一人に限らず、今度流罪になつた者は隨分あつた(中略) 丁度其頃清盛は福原の別莊にいらしたつたが、六月二十日盛澄を使者に立て、教盛卿の所へ「そこに預けて置いた成親を至急こちらへ渡して下さい、一寸考があるから」と言はせたので、教盛卿は「それじやあの時(先日西八條へ召された時)どうとも處分せられてゐたのなら寧ろ諦めもついたので、今更再び心配事に逢ふのは困つた事だ」と考へつゝも、それではすぐ福原へ参りませう」と御返事をせられた。そして、少將成親も泣く／＼教盛と一緒に家を出られた。すると少將の北の方や女房達は「叶はない迄ももう一度宰相(参議教盛)様からよい様に御願ひして下さい」と頼むと、教盛は「考へてる事は皆申し上げた、もうかうなつては出家するより外に何も申し上げる事もない。だが、あなた(少將)がどこへ流されても、私が生きてゐる限は訪問しなすから」と言はれた。さて少將には今年三つになるお子様があつたけれど、少

を思はせんずる事の悲さよとて、急ぎ福原へ下り給ふべき由宣へば、少將泣々出たれけり。北方已下の女房達は、叶ざらん物故に、猶も宰相の能き様に申させ給へかしたと、歎かれば、宰相、存する程の事をば申しつ。今は世を捨んより外、また何事をか可申。縦ひ何くの浦にも坐よ、我命の有ん限は、可訪奉とぞ宣ひける。少將は今年三つに成給ふ少なき人の御座けれ共、日比は若き人にて、君達などの事をばさしも細やかにも坐せざりしか共、今はの時に成ぬれば、流石懐しうや思はれけん、少き者を今一度見ばやと宣へば、乳母抱いて参りたり。少將膝上に置髪かき撫で、涙をばらりと流いて

將はまだ年の若い人だから、日頃は子供の事など、そんなに可愛くも思つて居なかつたけれど、今といふ場合になるとさすがに懐しく思はれたのであらう、「幼い子をもう一度見たい」と仰しやるので乳母が抱いてつれて来た。成程は自分の膝にのせて、髪をなでながら涙をばらりと流して、「お前が七歳にでもなつたら元服させて法皇の御所へお仕へさせやうと思つてゐたのに、今はもう言つても甲斐のない事だ。お前が若しも命永らへて成人したならば、法師になつて、私の亡き跡を弔つてくれよ」と仰しやつた。御子はまだお小さいので、どうして父のいふ事を聞きわけける事が出来やうなれど、だゞ「うん／＼」とうなづかれたので、其場に居合せた人は皆泣かされた。さて福原からの御使は「今夜鳥羽まで御出ましになる様に」と申した。少將は「自分の命も今後どれ程も延びないのだから、せめて今宵だけは都の内でも明かしたい」と言つたが「どうしてもいけない」と頻にいふものだから、仕方なく其夜は鳥羽へ出られた。教盛参議はあまりの悲しさに今度は乗物に乗つて一緒に出かけにもならないので、少將一人で出かけた。そして六月廿二日に福原へついた。すると清盛は兼康に命じて備中國へ流す旨の命令を發した。兼康は、教盛卿があとからお聞きになることを恐れて、そんなに厳しく慘酷にも取扱はないで、道すがら少將を様々に慰ましたはり申したけれど、成程は少しも慰

哀泣七歳に成らば、男に成して君へ参せんとこそ思ひに、され共今は云甲斐なし。若不思議に命生きて、生ひたらたらば、法師に成つて、我後の世を能く弔らへよとぞ宣ひける。未だ幼き御心に、何事をか可聞分給なれども、打點頭給へば、少將を始奉つて、母上乳母の女房、其座にいくらも並居給へる人々、心有も心無きも、皆袖をぞ濡されける。福原の御使、今夜鳥羽まで出させ給ふべき由を申す。少將、幾程も延びざらん物を、今宵計は、都の内にて明さばやと宣へ共、如何にも叶まじき由を頻に申しければ、力不及、其夜鳥羽へぞ出られる。宰相餘の物憂さに今度は乗も具し給はず、少將計ぞ乗給

む事もなく、夜晝たど念佛ばかり唱へて一途に父の身の上のことばかり祈つて居られた。で、父の成程は備前の兒島に居られたのをば、此處では舟つき場(港)に近くていけないだらうといふので、有木の別所といふ山寺へお遷した。この有木から少將の居られる備中の瀬尾迄は僅々五十町にも足らぬ所だから、少將もさすがに有木の方を懐しく思はれたのであらう。或時兼康を呼んで「此處から父の居られる所まではどの位あるか」とお尋ねになつた。兼康は正直にありの儘を知らせてもわるいと思つたのだらう、「片道十二三日はかゝります」と申し上げた。すると少將は涙をばらりと流して「そんなに遠くはない筈だ、日本は昔三十三ヶ國であつたのを中途から六十六ヶ國に分けられたのである。さういふ備前・備中・備後だつて、元は一國だつたのだ。又東で有名な出羽陸奥も昔は一國であつたのを十二郡を割いて出羽國を別につくつたのだ。だからして一條院の御時に、實方中將が奥州へ流された時に、その國の名所たる阿古屋松を見やうとて國中をさがし歩かれたけれど、遂に捜し得ないで空しく歸らうとした。すると道で或る老人に逢つたので、「やゝ(呼びかけ)あなたは昔の事をよく知つた御老人だとお見受けするが、當國の名所阿古屋の松を御存知ですか」と問ふた。老翁は「いや此の國にはありません出羽の國にあるでせう」と答へたので「さてはお前も知らないの

ふ。同廿二日少將福原へ下著給ふ。入道相備中國の住人瀬尾太郎兼康に仰て、備中國へぞ流されける。兼康は宰相の還り聞給はんずる所を恐れて、痛殿うも當奉ず、道すがらも様々に痛はり参らせけれ共、少將少しも慰み給ふ事もなく、夜晝唯佛の御名をのみ唱へて、偏に父の事をぞ被祈ける。去程に新大納言成親卿は備前の兒島に御座けるを、是は猶舟著近て悪しかりなんとて、他へ渡し奉り、備前備中の境、庭瀬の郷、吉備の中山、有木の別所と云ふ山寺に置き奉る。其より少將の御座ける備中の瀬尾と、有木の別所の間は、僅か五十町も足らぬ所なれば、少將流石其方の風も懐しうや思はれけん、或時兼康を召て、是より父大納言殿の御渡有なる有木の別所とかやへ

だ、今は世も末になつて風流氣もないから、自分の國の名所をさへ忘れて誰も言はなくなつたのだ」と慨いて實方中將が行き過ぎやうとすると、かの老翁は中將の袖をとらへて、「あなたは陸奥の阿古屋の松の木のかげにかくれて（松が大きい爲に）出づべき月さへも出きらないといふ歌の意味から、陸奥の名所だと思つてお探しなのでせう。しかしそれは、昔兩國が一つであつた頃によんだ歌で、十二郡を割いて出羽國をつくつてから後は出羽國にあるんでせうよ」と言つた。成程それでは、といふので實方中將も出羽國へ行つて松を見たといふ話がある。これをみても一國を二國に分つた例がある。自分のゐる備中と父のゐる備前と、國が違ふといつても昔は一國內だ、従つてさう遠くもあるまいと思はれる。或は又九州の太宰府から都へ腹赤の使が上洛するのでさへ徒歩で十五日と定つてゐる、それにお前（兼康）が十三日だといふのは殆んど九州へゆく程ではないか。いくら遠いといつても二三日には過ぎまい。然るに、近い所を遠く云ふのは父のいらつしやる所を自分に知らせまいとて云ふのだらうと仰しやつて其後は戀しいけれども何にも御問ひにならなかつた。

は、如何程あるぞと問給へば、兼康、直に知らせ奉ては、悪かりなんとや思けん、片道十二三日候と申しければ、其時少將涙をはらくと流して、日本は昔三十三箇國にて有しを、中比六十六箇國には被分たなり。さ云ふ備前備中備後も、本は一國にて有ける也。又東に聞ゆる出羽陸奥國も、昔は六十六郡が一國なりしを、十二郡割き分つて後、出羽の國とは被立たなり。去ば實方中將、奥州へ流されし時、當國の名所阿古屋の松を見んとて、國の内を尋ね廻るに、求兼て已に空歸らんとしけるが、道にて或老翁に行逢ひたり。中將、や、御邊は舊人ところ見れ。當國の名所阿古屋の松と云ふ所や知たると問ふに、全く國の内には候はず、出羽の國にぞ候らんと申ければ、さては汝も不知けり。今は世末に成て、國の名所をも早皆呼失ひけるにこそとて、既に過んとし給へば、老翁中將の袖を控へて、哀君は、

陸奥の阿古屋の松に木隠れて、出づべき月の出でもやらぬか。

と云ふ歌の心を以て、當國の名所阿古屋の松とは御尋候か。其は昔兩國が一國なりし時詠侍りし歌なり。十二郡割き分て後は、出羽國にぞ候らんと申ければ、さらばとて、實方中將も出羽國に越てこそ阿古屋の松をば見てけれ。筑紫の太宰府より都へ、腹赤の使の上るこそ、歩路十五日とは定たなれ。已に十二三日と申は、是より殆ど鎮西へ下向ござんなれ。遠しと云共、備前備中備後の間は、兩三日にはよもすぎじ。近いを遠う申は、父大納言殿の御渡有るなる所を成經に知らせじとてこそ申らめとて、其後は戀しけれ共不問給。

【釋】(一)門脇殿——門脇の宰相平教盛。(二)さらばは接頭語。たゞありし云々は初め西八條へいつた時、いかやうにも處分されてゐたら、何とも仕様がな(誰もできたらうに)。(三)叶はざらん云々——叶はないまでもといふ程の意。(四)

ましも細やかに——それ程濃かな情愛もなかつたけれど。細やかかぬ宛字だらう、校定本によつて正しておく。(五)幾程も云々——幾何も命の延びずあらん物語故にの約。(六)日本は云々——三十三箇國にてありしを云々は正しい區分ではなく、いひ習はしに過ぎないのだらうと思ふ。六十六ヶ國云々は八坂本には「天智天皇の御時」とかいてある。天武天皇の御字に備前・備中・備後の國を置く、それ以前は吉備といつた。(七)出羽陸奥國云々——八坂本には「文武天皇の御宇大寶慶雲に十二郡にさきわかつて」とあるけれど、國史大辭典をみると、和銅年中、陸奥と越後を分つて出羽の國を置く、其頃の出羽は羽前・羽後で、陸奥は磐城・岩代・陸中・陸奥をいつたとある。(八)實方中將——一條院の御時、殿中で藤原行成と争つた結果陸奥守に左遷せられて彼地で歿した。この話は古事談に詳しく出てゐる。(九)腹赤の使——腹赤とは鯛の一種又は鰯のことともいふ。天平十五年正月十四日に太宰府からは是を奉つてから後、年毎の元正の節會に供すべき定となつた。腹赤の使とはその魚を献上する爲の使をいふ。(一〇)ござんなれ——ござあるなれの音便。意味を強めた表現法で恐らく當時の俗語だらう。軍記物にはよく出てくる。

【評】 阿古屋の松の話などは全く關係のない附けたりである。けれども「遠く異朝を訪ふに」云々といつた様な話と同じくこの時代の術學辭の一例とみる時やはり時代相の一面を窺ひ得られる様な氣がする。

新大納言死去

去程に法勝寺の執行俊寛僧都、丹波少將成經、平判官康頼、是三人をば薩摩瀧鬼界が島へぞ流されける。彼島へは、都を出て遙々と多くの波路を凌いで行く處なり。膝げにては船

【通釋】 さて俊寛・成經・康頼の三人をば鬼界ヶ島へ流すことになつた。鬼界ヶ島は都を遠く波路を凌いで行く所である。容易な事では船も通はない人里稀な所である。そんな所でも自然と人は住んでるけれど、衣裳もないから内地人とは似つきもしない。其上にいふ言葉も解らないし、體には毛が非常に多く、色黒くて牛の様だ。食物もないから平生は只殺生ばかりを第一職としてゐる。賤の男が田を耕もしないし桑をも取らないから、穀類もなければ絹や布の類も出来ない。その上、島の中に高い山があつて昔から噴火して居て硫黄が澤山あるので硫黄島と名附けられてゐる(これは兩者を混合したのである)そして雷が常に鳴り、麓には雨が多い。斯様の所だから暫くだつて生きて居れさうもない。

も不通。島には人稀なりけり。自ら人は有れ共、衣裳なければ、此土の人にも似ず、言ふ詞をも不聞知。身には毛生つ、色黒して牛の如し。男は烏帽子も著ず、女は髪もさげざりけり。食する物も無ければ、常に唯殺生をのみ先とす。賤が山田をかへさねば、米穀の類もなく、園の桑を不取れば、絹帛の類も無りけり。島の中には高き山有り。鎮に火燃え、硫黄と云ふ物充滿り。故にこそ硫黄が島とは名附たれ。雷常に鳴上り、鳴下り、麓には雨繁し。一日片時、人の命の絶て可有様もなし。新大納言は少しくつろぐ事もやと思はれけるが、子息丹波少將成經以下三人、薩摩瀧鬼界が島へ被流ぬと聞

してゐる。賤の男が田を耕もしないし桑をも取らないから、穀類もなければ絹や布の類も出来ない。その上、島の中に高い山があつて昔から噴火して居て硫黄が澤山あるので硫黄島と名附けられてゐる(これは兩者を混合したのである)そして雷が常に鳴り、麓には雨が多い。斯様の所だから暫くだつて生きて居れさうもない。

話變つて新大納言は事件も一段落ついたらしいので、これで少しは心も落ちつく事もあらうと思つてゐたのに、子息の成經以下三人が鬼界ヶ島へ流されたと聞いたので「今は何の望もあらう」とて出家したいといふことを便のついでに重盛の所へ言つてやつた。そこで重盛から法皇へ御伺してお許しが出た。この様にして成親は昔の榮花に引換へて浮世を離れた出家姿になられたのである。成親の北の方は京都北山の雲林院の邊にさゝやかに住まつてゐられたのだが、只さへ住みなれぬ田舎は物憂いものなのに、殊更忍び隠れてゐられるのだから其日々をもつらい思でお暮らしになつてゐた。本宅の方には女中や侍も多くゐたのだが、或は世を憚り、或は人目をつゝむ程だから、こちらへ訪ねて来る者は一人もない。只信俊といふ侍だけが常にお訪ねしたのであつた。或時北の方は信俊を呼びよせて「成親様は兒島にいらしたのに、此頃聞けば有木の別所とかにいらつしやるさうな。何とかして物足

て、今は何をか可^き期^きとて、出家の志の候由を、便^{たより}に附^けて、小松殿へ被^れ申^すたりければ、法皇へ伺^ひ申^すて、御免^{ごめん}ありけり。榮花の袂^{たもと}を引^きかへて、浮世を餘所に墨染の袖にぞ裏^{うら}給^ひける。去程に、大納言の北方は、都の北山雲林院の邊に忍^{しの}んで御座^まけるが、さ^さらぬだに、住^す馴^ぬれぬ處は物憂^{ものうれ}きに、いと被^れ忍^{しの}ければ、過^{あや}行く月日を明し兼ね、暮^{くれ}し煩^{わづ}ふ様なりけり。宿所には女房侍多^{おほ}かりけれども、或は世を恐れ、或は人目を裏^{うら}む程に、問^とひ訪^{たづ}ふ者一人もなし。され共其中に、源左衛門尉信俊と云^いふ侍一人、情ある者にて、常に訪^{たづ}奉^{たづ}る。或時北方信俊を召^よして、誠^{まこと}や是^{こゝ}には備前の兒島に御座^まけるが、此程聞^きけば有木の別所と

りないながらもお手紙を差上げ、又御返事をもう一度見たいと思ふ。何か良い方法はあるまいか」と仰せられると、信俊は「私は小さい時から御寵愛を受けて召使はれてゐまして、暫くもおそばを離れませぬでした。殿様が私をお呼びになる御聲も耳の底に残つて居りますし、御諫を受けた時の御言葉も心に銘じて忘れませぬ。西國へ御流罪の時も御供したかつたのですが、六波羅の許が無かつたので止むを得ませぬでした。たとひどんな苦しい目に逢つてもお手紙を頂いて参りませう」とお答へしたので、北の方も大層喜ばれて、すぐに手紙を書いてお渡しになつた。信俊は御文をいたゞいて遙々と有木の別所へ下り、成親を預つてゐる經遠に案内を申し入れた。經遠も其志に感じて、すぐ對面させた。成親入道は今しも都の事はかり云ひ出して歎いていらつしやる所へ「都から信俊が参りました」といつたので大納言は起き上つて「何だつて！ それは本當か、ではこゝへ通れ」と申された。信俊はお傍近くへ参つて御有様を見受けるのに、先づ御住居のつまらないのは申す迄もないが、御出家遊ばした御様子を見ると心も顛倒する位であつた。やゝあつて涙を押へ、北の方の仰せを受けて來た次第を細々と話して後御手紙を取り出して差上げた。大納言はそれを聞いて御覽になると、筆の跡は涙にぬれて、はつきりとは分らないけれど、小さい子達が父を戀ひ慕ふ有様或は

かやに御座^まなり。哀^{あは}れ如何にもしてはかなき筆の跡をも奉^{たづ}り、御返事をも今一度見ばやと思ふは如何にと宣へば信俊涙をはら／＼と流して、我幼少の時より、御憐を蒙^{あま}ぶつて召使はれ、片時も離れ参^ませ候はず。召され参らせし御聲の耳に留^{とど}り、諫められ参らせし御詞の肝に銘じて、忘るゝ事も不^な候。西國へ御下^{くだ}り候し時も、御供仕るべう候し共、六波羅より容^{ゆる}され無ければ、力及び不^な候。縦^ひ今度は如何なる憂目にも遭^あひ候へ、御文賜^{たま}ひて参^まり候はんと申ければ、北^{きた}方不^な斜^なに悦^{よろこ}び、聽^きて書^かけてぞたうでける。若君姫君も面々に御文有^あり。信俊此御文共を賜^{たま}て、遙々と備前の國有木の別所へ尋^{たづ}ね下^{くだ}り、先^ま預^ありの

「自分も盡きぬ物思ひに堪えることも出来ませぬ」などとお書きになつてあつた。これらを見るにつけても大納言は日頃の戀しさは物の數ではないとて一層御嘆きになつた。かうしてゐる間に四五日も過ぎたので信俊は「私はもう此處に居て御最期の有様をも見奉らう」と云つたけれど、預りの武士は「どうしてもいけない」といふ。そこで大納言も「もうそんなに延びる命でもない、間もなく殺されるのだから、お前も早く都へ歸るが宜い。そして、私が殺されたと聞いたならば私の後世をよく弔つてくれよ」と仰せられて、御返事を書いて渡されたので、信俊も「それでは又近いうちに参りませう」と御暇申して出た。大納言は「お前がまた再び來るのを待つて居れるとも思はれない。これが別れた。名残惜しい氣がする。もう暫く待つて」とて何度も何度もお呼び返しになつた。けれども、いつ迄もさうしてゐる譯にもゆかないので信俊は都へ歸つて北の方にお返事を差出した。北の方はそれを開けて御覽になると、大納言は既に御出家なすつたと見えて手紙の奥に一房の髪が入れてあつた。北の方はあまりの悲しさに二目とも御覽にならず、「形見こそ今は却つて恨めしい」といつて、衾を引き被つて泣き伏した。さてその後、八月十九日に、成親卿を有木の別所で終に殺してしまつた。そしてその最後の有様が漸く都へ聞えて來た。即ち始は酒に毒を入れて差上げたけれど果さな

武士難波次郎經遠に案内を言入たりければ、經遠志の程を感じて、聽て御見參に入れてげり。大納言入道殿は、唯今しも都の事をのみ宜ひ出して歎き沈んで御座ける所に、京より信俊が參て候と申ければ、大納言起上つて、如何にや如何に、夢かや現か、是へ／＼とぞ宜ひける。信俊御傍近う參て、御有様を見奉るに、先御栖居所の物憂さは、さる事なり。墨染の御袖を見奉るに、目もくれ心も消はて、涙も更に留らず。良有つて涙を押へて、北方の仰蒙ぶつし次第、細々と語り申す。其後御文取出て奉る。是を開けて見給ふに、水莖の跡は、涙にかき暮て、そこはかとは見えね共、少き人々の餘に戀しみ給ふ有様、我身も盡せぬ物思に堪忍べうもなしなど被書たれば、日來の戀しさは、事の數ならずとぞ悲み給ける。かくて四五日も過しかば、信俊是に候て、御最後の御有様をも見參らせんと申ければ、預の

つたので、今度は二丈許の岸の下に菱を突きさしておいて、その上へ突き落したので、菱に貫かれて死なれたのだ。誠に此上もないお氣の毒なことである。こんな事は例も少ないさうだ。北の方は此事をお聞きになつて「何とかして達者な姿をもう一度見たくもあり、自分も見せたく思つてこそ今日迄は尼にもならなかつたのだ。然し今となつては仕方がない」とて菩提院といふ寺へ入つて尼となり、規則通りに佛道修行に入られたのは哀な事である。(一體この北の方といふのは後白河法皇の御寵愛が深く無雙の美人だつたのを、成親卿が法皇の寵が厚かつたので此人に下さつたのだといふ事である)。若君も姫君もそれ／＼花を折つて佛に捧げ、供水を汲んで佛に奉つて父の後世菩提を弔はれた。

かくて時移り事變つて世の中が變化して行く有様は、全く天人の五衰のようなものである。變るまじと思はれる天人にさへも衰の時があり、變るまじとさへ思はれる世の中も、段々變つてゆくのである。(やがては源平の大動亂となるのだ)

武士、如何にも叶まじき由を申問、大納言、幾程も延ざらん物故に、唯とう歸れとこそ宜ひけれ。我は近う失はれんと覺るぞ。此世になき者と聞かば、我後の世を能く弔へよとぞ宜ひける。御返事書てたうでたりければ、信俊是を賜て、又こそ參り候はめとて、暇申して出ければ、汝が又來ん度待ち附べし共覺えぬぞ。餘に名殘惜う覺るに、暫し／＼と宜ひて、度々呼ぞ被返ける。さてしも有べき事ならねば、信俊涙を抑へつゝ、都へ歸り上りけり。北方に御返事取出て奉る。是を開けて見給へば、早御様替へさせ給たりと覺敷て、御文の奥に御頭の一房有けるを、二目とも見給はず、形見こそ今は中々怨なれとて、引被てぞ伏給ふ。若君姫君も、聲々に喚叫び給けり。去程に同八月十九日、大納言入道殿をば、備前備中の境、庭瀬の郷、吉備の中山有木の別所にてぞ終に奉失。其最後の有様やう／＼にぞ聞えける。始は酒に毒を入れて參らせられ共叶ざりければ、二丈許有ける岸の下に菱を植ゑて、突落し奉れば、菱に貫かつてぞ失せられける。無下にうたてき事共也。様少うぞ聞えし。北方此由を傳聞給て、哀如何にもして、變らぬ姿を今一度見もし見えばやと思ひてこそ、今日迄様をば變ざりつれ。今は何にかはせんとて、菩提院と云ふ寺に御座して、御様を變へ如形佛事營み給ふぞ哀なる。此北方と申は、山城守敦方の女、後白河の法皇の御思ひ人、雙なき美人にて御座けるを、此の大納言難波有御寵愛の人にて、下し賜はられたりけるとかや。若君姫君も面々に花を手折り、閻伽の水を結んで、父の後世を弔ひ給ふぞ哀なる。かくて時移り事去て、世の變り行く有様は、唯天人の五衰に不異。

【語釋】(一)鬼界ケ島——硫黄島の東南にある。但しこゝは兩者を混同してゐる。(二)膝げにては——並大抵のことではといふ程の意。

(三)此の土——日本の内地をいふ。(四)一日片時——かゝる偏鄙の土なれば一日片時とてさすればよく解かる。(五)さちらぬだに——

あらぬだにの約。さうでなくては、只さへの意。(六)たうでける——たび(賜ひ)てけるの音便。(七)墨染の御袖——墨染の衣は出家の法衣をいふ。(八)幾程も延びざらんもの故に——延びざらんは延びずあらんの約。(九)形見こそ云々——伊勢物語に「かたみこそ今はあだなれこれなくば、忘るゝひまもあらましもものな」とあるのから来たのである。中々は却つての意。(一〇)葵——さすまたの様な武器、先の方に鋭い岐になつた鐵をつけて長い柄のついたものである。(一一)如形云々——尼の姿となつた、その姿にふさはしい様に佛道修行をしたといふこと。或は如法にとも解せられる。(一二)閻伽の水——佛に供へる水、結ぶは手ですくひとること。(一三)天人の五衰——天世界の樂は人間界よりはるかに勝つてゐるとはいへなほ五衰を現して果報が盡きるといふ。五衰とは(一)衣服がよごれる。(二)頭上の花冠が萎む。(三)腋下に汗を流す。(四)身體が穢れて臭くなり。(五)本座を樂しまない。(以上大衰、なほ小の五衰といふのもある)

【評】 成親の悲惨な末路、むごたらしい最期。そこに因果應報の理を示さうとするのか。それにしても北の方に對する描寫は、やはらかな詩趣豊かな表現で同情をもたせてゐる。硫黄島の人が「身は類に毛生ひつゝ、色黒くして牛の如し」は振つてゐるではないか。兎も角、文章は大變よく寫し出されてゐる。又信俊の主人に對する忠勤は後の俊寛に於ける有王の様に、又は忠盛に於ける家真の如く、そこに主従の情義がみられる。

徳大寺嚴島詣

爰に徳大寺の大納言實定卿は、平家の次男宗盛卿に大將を被_レ越_レて、暫く世の成ん様を見んとて、大納言を辭して籠居して御座けるが、出家せん

【通釋】 さて徳大寺の大納言實定卿は、宗盛に近衛大將の地位を先んじられたので、暫く世の成行を見やうといふので大納言を辭して引籠つて居られたが、愈々浮世の望を捨て、出家しやうと仰せられたので、御内の人々は何れも悲歎にくれてゐた。すると御内の中に藏人の五位で藤原重兼といふ

と宣へば、御内の上下皆歎き悲み合ひりけり。其中に藤藏人大夫重兼と云ふ諸大夫あり。諸事に心得たる人に有けるが、或月の夜、徳大寺殿唯一人南面の御格子上げさせ、月に嘯いて御座ける處へ、藤藏人参りたり。誰そと問給へば、重兼候。夜は遙に更ぬらん、如何に、唯今なに事ぞと宣へば、今夜は月近を萬心の澄_レ儘に、参て候と申す。徳大寺殿、神妙にも参たり。誠に今宵は何とやらん心細うて、よに徒然なるにとぞ宣ひける。さて昔今の物語共し給て後、大納言宣ひけるは、倩平家の繁昌する有様を見るに、嫡子重盛、次男宗盛、左右の大將なり。聽て三男知盛嫡孫維盛もあるぞかし。彼も是も次

人があつた、此人は諸事に心得た世間なれた人だつた。或月の夜大納言が唯一人座敷の格子を上げさせ月を眺めて居られる所へ重兼がやつて来た。大納言が「誰だ」とお問になると「重兼でございます」と答へた。大納言は「夜も随分更けたやうだのに、どうして今頃来たのか、何か變つたことでもあるのか」と仰せられた。重兼は「今夜は月が冴えて、心もすみきつて眠られませぬので出て参りました」と申した。大納言は「感心にも出て来たことだ。誠に今宵は何だか心細くて、大層落ち附かぬ心持がするのでね」と仰しやつた。さてそれから二人は昔の話、今の話など語り合つてから大納言が云はれるには「つく／＼と平家の繁昌する様子を見るのに、長男の重盛、次の宗盛は左と右の近衛の大將である。なほその他には三男の知盛、孫の維盛などもあることだから、是等の人も次々と順に大將になつてゆけば、平家以外の人々は何時大將になれるとも思はれない。だから一層のことどうせ駄目ならば出家しやうと思ふ」と。これを聞いて重兼ははら／＼と涙を流して、「御殿(實定)が御出家遊ばすと御邸の者は皆主人に放れた感ひ者となつてしまひます。ですから御出家はどうか思ひ止り下さい。それにつけても私は近頃めづらしい妙案を考へ出しました。早い話が安藝の嚴島をば、平家は此上なく崇敬して居ります。かういふ様な所へ御参詣なさいませ、あそこには内侍といつて美

第にならば、他家の人々は、何大將に當、附くべしとも不覺。されば終の事なり、出家せんとぞ宣ひける。藤藏人涙をはらくと流して、君の御出家候はば、御内の上下皆惑者と成候。なんす。重兼こそ、此比珍き事を案じ出して候へ。譬ば安藝の嚴島をば、平家不斜崇敬はれ候。是へ御參候へかし。彼の社には内侍とて、優なる舞姫數多候なれば、珍敷思參らせて、持成參らせ候はんすらん。何事の御祈誓やらんと尋ね申候はば、有の儘に可仰候。さて御下向の時宗徒の内侍一兩人、都まで召具せさせ給ひて候はば、定て西八條の邸へぞ參候はんすらん。入道何事ぞと尋ね申され候はば、有の儘にぞ申候はん

しい舞姫共が數多居りますから、それらの内侍が、御殿の御參詣を珍しく思つて厚く待遇することせう。そして「何事の御祈で御參詣ですか」と尋ねたならば、有の儘に仰せ遊ばせ。そして御歸りの際には主だつた内侍を一人二人京都までお連れになられたならば、定めてその内侍共は西八條の邸へ伺候するでせう。そして清盛が「何事だ」と尋ねると、斯様／＼と有の儘に申すでありませう。元來清盛は至つて感興を起し易い人ですから、その話を聞いて然るべき取計もある事だと考へます」と申し上げたので實定卿も「これは全く思ひもよらなかつた妙計である。では早速參詣しやう」といふので俄に參詣の用意として身心を潔める意味の精進（只管佛道修行に邁進すること。轉じて何事にでも一事に邁進すること。又は身心を淨めること。轉じて肉食を廢し野菜を食すること。此所では一般に用ひられる最後の意味と解して置けばよい）を始め、愈々嚴島へ參詣せられた。すると、實際美しい舞姫が澤山ゐた。そして「一體この神社へは私達の主（歸依者・保護者の意と見てよからう）たる平家の公達こそ、よく御參詣になりますのに、平家ならぬあなたの御參詣は珍しい事です」といふ譯で、重だつた内侍十餘人が晝夜附添ふて様々にもてなした。そして内侍達が「一體何事の御祈ですか」と尋ねたので、「大將の地位を人に先を越されたので、その爲の祈だ」と仰せられ

すらん。入道は極めて物めでし給ふ人なれば、可然計らひも有ぬと覺え候と申ければ、徳大寺殿、是こそ思ひ寄ざりつれ。さらば聽て參らんとて俄に精進始めつ、嚴島へぞ參られける。實にも優なる舞姫共多かりけり。抑當社へは我等が主の平家の公達たちこそ、御參候ふに、是こそ珍敷御參にて候へとて、宗徒の内侍十餘人、晝晝附副ひ參らせて、様々に持成奉る、さて内侍ども、何事の御祈誓やらんと尋ね候へば、大將を人に被越して、其祈の爲なりとぞ宣ひける。一七日御參籠有て、神樂を奏し風俗催馬樂歌はる。其間に舞樂も三箇度まで有けり。さて御下向の時、宗徒の内侍十餘人、船押立てて一日

た。そして一七ヶ日神殿に御籠りになつて或は神樂を奏し、或は風俗・催馬樂を歌ひ、又はその合間／＼に舞樂を三度まで行つて神靈を慰められた。いよ／＼御歸りの時に、重だつた内侍十餘人が船を仕立て、一日の航程だけ御見送りした。徳大寺殿は「餘りに名殘惜しいではないか、もう一日分、もう二分……送つて呉れよ」といふ具合で遂に都迄召し連れ遊ばして、御自分の御邸へ入れて色々待遇し、種々の引出物（もとは馬を引いて與へたから起るといふ。後には一般に贈物のこと）を與へて（たうで——たびて（賜）の音便）歸された。内侍達は「遙々こゝ迄來たのに、どうして我等の主、平家へ伺候しないでよからう」といふ譯で西八條殿へ出かけた。清盛はすぐ出て来て對面して「内侍共は今頃何の爲に打揃うて出て來たか」といふと「徳大寺様が御參詣になりましたので、妾達が船を仕立て一日の航程を御見送して御暇申し上げました所、徳大寺様は「それにしてはあまりに名殘惜しいから、もう一日……」と仰せられるので、ついで此所迄連れられて來ました」といふ。清盛は「徳大寺殿は何の祈誓で嚴島へ」と問はれると「かく／＼」と内侍が答へた。其時清盛は大きく頷いて「都にはあれ程、靈驗あらたかな佛閣神社がいくらかもあるのに、それをさし置いて、淨海が（私が）崇敬する嚴島へ遙々と參詣なさるとは御見上げ申した事だ（いとほしは通常、不惑、可憐の

路奉送。徳大寺殿餘に名残惜きに、
今日路今二日路と宣ひて、都まで
召具せさせ給ひ、徳大寺の邸へ入さ
せ御座し、様々に持成し、様々の引
出物たうで被歸けり。内侍共遙々是
まで上りたらんするに、争でか我等

意に用ひるが此所ではその心持を察して涙が出るといふ様な心持を述べたの
である。それ程迄に大將を望む心が痛切であるのならば」といふので長男の
重盛が内大臣左近衛大將だつたのを辭職させて徳大寺を宗盛より上席の左大
將にせられたのである。誠に賢い計である。成親もこの様な謀をしないで、
つまらぬ謀叛を起して、自分も子孫も亡びてしまつたことは馬鹿なことだ。

が主の平家へ參らで可有かとして、西八條殿へぞ參じたる。入道懸て出合ひ、對面し給て、如何に内侍共は
唯今何事の列參ぞやと宣へば、徳大寺殿の嚴島へ御參り候ふ程に、我等が船を仕立て、一日路送り參せて
其より暇申ければ、徳大寺殿、さりとては名残惜きに、今日路今二日路と被仰て、是まで召具せられて
候と申す。入道、徳大寺は何事の祈誓に、嚴島へは被參けるやらんと問給へば、大將を人に被超て、其の
祈の爲とこそ仰侍りつれと申ければ、其時入道大に打點頭て、王城にさしも新なる靈佛靈社の幾も御座を
指置て、淨海が奉崇嚴島へ遙々と被參けるこそいとほしけれ。其程まで切ならん上はとて、嫡子重盛内大
臣左大將にて御座けるを辭せさせ奉り、次男宗盛大納言右大將にて御座けるを超させて、徳大寺を左大將
にぞ被成ける。哀賢き計哉。新大納言も、加様の謀をばし給はで、由なき謀叛おこして、我身も子孫も亡
ぬるこそうたてけれ。

【註釋】(一)南面——邸宅の正殿は何れも南面してゐるのが此頃の習であつた。(二)よに徒然なる云々——「よに」は「世にも一番」とか大
層とかいふ程の意。(三)終の事——「つひには世を捨てなければならぬのだから」と評尺は云ひ「萬事休す」と國文叢書頭註にはある。後

の方がよからう。(四)宗徒の内侍——主だつた内侍。(五)物めで——「物愛で」で物事にすぐ感興の湧く人といふこと。(六)風俗儀馬
樂。風俗歌は古代諸國の流行歌で、催馬樂は古代の俗謡である。(七)舞樂——音樂に合せて舞ふ演技で、支那朝鮮邊りから輸入して來
たものである。嚴島の舞樂は天王寺舞樂の系統である。(八)下回——こゝでは神社に參詣して歸ることをいふ。(九)王城に云々——京
都にはさしも靈驗のあらたかな(新の字は宛字)社寺があるのに。

【評】卷一で述べて置いた通り「鹿谷」の中程へ挿入すると連絡がよくとれる。

山門滅亡

去程に、法皇は三井寺の公顯僧正を
御師範として、眞言の秘法を傳授せ
させ御座す。大日經、金剛頂經、蘇
悉地經、此三部の秘經を受させ給て
九月四日の日、三井寺にて御灌頂
可有由聞ゆ。山門の大衆憤申ける
は、昔より御灌頂御受戒、皆當山に
して遂げさせ給ふ事先規也。就中
山王の化導は、受戒灌頂の爲なり。
然るを今三井寺にて遂させ御座さば

山門滅亡

【通釋】さて後白河院は三井寺の公顯僧正を師匠として眞言秘密の法の傳
授を受けられた。即ち大日經以下三部の秘經の深意を御受けになつて、九月
四日三井寺で阿闍梨たるべき灌頂をお受けになるといふ噂が立つた。すると
比叡山の大家が憤つていふには「昔から灌頂や御受戒は皆我が延曆寺で遊ば
される先例だ。とりわけ山王權現が延曆寺域に鎮座あるといふのは受戒灌頂
を當山でさせる爲である。然るに今度三井寺でなさるのならば、三井寺を全
部焼拂つてしまへ」と騒ぎ立てた。法皇もそれでは困ると思召して、灌頂準
備の修行だけを期日迄におすましになつて御灌頂は思ひ止まられた。然し灌
頂を受けられることは御本意だからといふので、公顯僧正をお連れになつて
天王寺へ御幸遊ばし、こゝに五智光院を建て、龜井(天王寺内にある池の